平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会会期内日程

月	F	(曜)	F	侍		間	会		名		場		折		前		考
			午	前	1	0 時	本会議				議	事	室	提案理目	由説明		
11月	30	日(火)	本台	会議	休	憩中	総合計画特	別委員	会		全員	協議	会室				
			本台	会議	散	会後	議員協議会				全員	協議	会室				
12月	1	日(水)															
12月	2	日(木)	午	後	-	1 時								2日目分	·質疑·	討論	通告締切
			午	前	1	0 時	本会議				議	事	室	質疑(討論	・採決)・委	員会付託
			本	会議	散	会後	みらい基金	創設特	5別委員	会	全員	協議	会室				
12月	3	日(金)	特終	別	委 了	員 会 後	議会運営委	員会			第一	委員:	会室				
							議員互助会		<u> </u>		応	接	室				
			午	前	1	0 時								一般質問	引通告紹	帝切	
12月	4	日(土)															
12月	5	日(日)															
12月	6	日(月)															
12月	7	日(火)	午	前	1	0 時	総務文教常	任委員	会		全員	協議	会室				
19日	ΩE	日(水)	午	前	1	0 時	建設経済常	任委員	会		全員	協議	会室				
12/1	0	H (/) (/	委員	員会	終	了後	建設経済常	任委員	員会協議	É 会	全員	協議	会室				
19日	9	日(木)	午	前	1	0 時	環境厚生常	任委員	会		全員	協議	会室	ļ			
							環境厚生常			美 会	全員	協議	会室				
12月	10	日(金)	午	前	1	0 時	総合計画特	別委員	会		全員	協議	会室				
12月	11	日(土)															
		日(日)															
12月	13	日(月)	午	前	1	0 時	本会議				議	事	室	一般質問	引		
							本会議				議	事	室	7.0.12.41	月		
12月	15	日(水)	午	前	1	0 時	総合計画特	別委員	会		全員	協議	会室				
12月	16	日(木)	午	後	-	1 時								質疑・言			
							本会議				議	事	室	報告・質	質疑・	討論	• 採決
12月	17	日(金)	本	会議	休	憩中	環境厚生常	任委員	会		全員	協議	会室				
			本	会議	駅	会後	議会全員協	議会			全員	協議	会室				

平成22年第4回(12月)定例会目次

0	第	1日(11月)	30日開会)
	1.	議事日	程
	2.	出 席 議	員········
	3.	欠 席 議	員····································
	4.	会議録署名詞	議員
	5.	出席説明] 員
	6.	出席事務局	職員
		開	会·······
		散	会········24
0	第:	2日(12月	3日再開)
	1.	議事日	程25
	2.	出 席 議	員25
	3.	欠 席 議	員
	4.	出席説明]員26
	5.	出席事務局	職員26
		再	親
		散	숲39
0	第	3日(12月	1 3 日再開)
	1.	議事日	程······41
	2.	出 席 議	員42
	3.	欠 席 議	員····································
	4.	出席説明]員43
	5.	出席事務局	職員43
		再	開·······44
		散	会······· 126
0	第	4日(12月	1 4 日再開)
	1.	議事日	程
	2.	出 席 議	員
	3.	欠 席 議	員
	4.	出席説明] 員

	5.	出席事務局職員	130
		再 開	132
		散 会	218
0	第5	5日(12月17日再開)	
	1.	議 事 日 程	219
	2.	出 席 議 員	220
	3.	欠 席 議 員	220
	4.	出 席 説 明 員	220
	5.	出席事務局職員	221
		再 開	222
		閉 会	273
0	審請	義結果	
	1.	審議結果	275
	2.	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	278

1 議事日程(初日)

[平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成22年11月30日 午前10時開議 於 議 事 室

		於議事室
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第63号	太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	議案第64号	太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6	議案第65号	財産の取得(史跡地)について
日程第7	議案第66号	財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について
日程第8	発議第2号	特別委員会(総合計画特別委員会)の設置について
日程第9	議案第67号	第五次太宰府市総合計画(基本構想)について
日程第10	議案第68号	太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
日程第11	議案第69号	太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第12	議案第70号	太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第13	議案第71号	太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
日程第14	議案第72号	太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第73号	平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
日程第16	議案第74号	平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につ
		いて
日程第17	議案第75号	平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第18	議案第76号	太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
		正する条例について
日程第19	議案第77号	太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第20	議案第78号	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する
		条例について
日程第21	議案第79号	太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第22	議案第80号	太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
		ついて
日程第23	議案第81号	平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
日程第24	議案第82号	平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて

日程第25 議案第83号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第26 議案第84号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第27 議案第85号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第28 議案第86号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

2 出席議員は次のとおりである(19名)

1番	原	田	久美	美子	議員		2番	藤	井	雅	之	議員
3番	長名	川名	公	成	議員		4番	渡	邊	美	穂	議員
5番	後	藤	邦	晴	議員		7番	橋	本		健	議員
8番	中	林	宗	樹	議員		9番	門	田	直	樹	議員
10番	小	柳	道	枝	議員		11番	安	部	啓	治	議員
12番	大	田	勝	義	議員		13番	清	水	章	_	議員
14番	安	部		陽	議員		15番	佐	伯		修	議員
16番	村	Щ	弘	行	議員		17番	田	Ш	武	茂	議員
18番	福	廣	和	美	議員		19番	武	藤	哲	志	議員
20番	不	老	光	幸	議員							

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

15番 佐伯 修議員

16番 村 山 弘 行 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	井 上	保 廣	副市長平島鉄	信
教 育 長	開	敏 治	総務部長 木村甚	治
協働のまち 推進担当部長	三 笠	哲 生	市民生活部長 和 田 有	司
健康福祉部長	和 田	敏 信	建設経済部長 齋 藤 廣	之
会計管理者併 上下水道部長	宮原	勝美	教育部長 山田純	裕
総 務 課 長	大 薮	勝一	経営企画課長 今 泉 憲	治
市民課長	原 野	敏 彦	福祉課長 宮原	仁
都市整備課長	神原	稔	上下水道課長 松 本 芳	生
教務課長	木 村	裕 子	監査委員事務局長 関 啓	子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

 議会事務局長
 田 中 利 雄
 議 事 課 長 櫻 井 三 郎

 書
 記 浅 井
 武
 書 記 花 田 敏 浩

 書
 記 茂 田 和 紀

開会 午前10時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(不老光幸議員) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成22年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(不老光幸議員) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

15番、佐伯 修議員

16番、村山弘行議員

を指名します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 会期の決定

○議長(不老光幸議員) 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長(不老光幸議員) 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の 資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思い ます。

これで諸般の報告を終わります。

傍聴者に申し上げます。

議場内では帽子をお脱ぎになってください。

#### 日程第4と日程第5を一括上程

#### 〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第4、議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 及び日程第5、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについ て」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

「市長 井上保庸 登壇」

## **〇市長(井上保廣)** 皆様、おはようございます。

本日、平成22年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては年末を迎え大変多忙な中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

さて、平成22年も残すところ1カ月となりましたけれども、平成22年度経営方針のもと、マニフェストの実現を図ることを最優先課題の一つといたしましてさまざまな施策に取り組んできたところでございます。その中から、今年1年を振り返りまして幾つかのご報告をさせていただきます。

まず、まちぐるみ歴史公園の実現についてでございますけれども、太宰府市では、市民、事業者及び行政との協働によりまして、豊かな自然と数多くの文化遺産を生かして古都の風格を漂わせる風情ある美しい景観を守り、つくり、生かし、育てていく景観・歴史まちづくりを進めております。そのまちづくりの中で、「景観まちづくり」につきましては、市民遺産の取り組みとあわせまして、9月議会におきまして「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を可決をしていただきまして、今後は太宰府特有の地域資源を生かし、個性と魅力あふれる「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」を市民の皆様と協働して目指してまいりたいと、このように思っております。

また、歴史まちづくりにつきましては、平成20年5月に制定されました「地域における歴史 的風致の維持及び向上に関する法律」いわゆる「歴史まちづくり法」に基づきまして、歴史的 建造物でありますとか、あるいは伝統的な人々の活動から成る歴史的風致を維持あるいは向上 するための「歴史的風致維持向上計画」が全国的に策定をされまして、国におきましても既に 16の市町に対しまして認定がなされまして、さまざまな支援を受けているところでございま す。太宰府市におきましても、10月に国への認定申請をいたしましたところ、認定決定を受け まして、去る11月22日に国土交通省にて認定証の交付を受けたところでございます。

今後は、歴史の散歩道の整備でありますとか、あるいは文化遺産周辺の環境整備など歴史的

風致を維持向上する事業を国の補助を活用しつつ平成31年度まで実施してまいります。観光客が来て、楽しめ、市民が郷土を誇りに思えるような、そういったまちづくりを市民の皆さんと 一緒になってつくり上げていきたいと、このように思っております。

次に、市民が参画できる市政運営についてでございますけれども、平成20年1月から、私自身が市民の皆様とともに考え、語り合う場として「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を開催してまいりました。8月で44全行政区を一巡することができまして、地域の課題でありますとか、あるいは市政に関するご提言をいただき、課題につきましては、即時現場点検を行い、可能なものについては既に改善に努めてきたところでございます。

また、平成21年度から新しい自治会制度がスタートをいたしまして、小学校区ごとの連携あるいは協議をしていただく校区自治協議会も市内全域におきまして設立されたところでございます。太宰府市では、平成22年度を施政方針で申し上げましたように「地域コミュニティ元年」として位置づけまして、さらなる連携を目指してまいりました。各自治会におきましても、防犯活動などのさまざまな活動は行っていただいておりましたけれども、校区自治協議会としての9月25日の古都の光でありますとか、あるいは10月2日の太宰府市民政庁まつりにおけますところの活動に見られますように、さまざまな地域活動に取り組んでいただきました。このような地域が一体となって支え合う場を拡充することによりまして地域力が高まり、そして市民の皆様が安全で安心して暮らせるようなまちになるものと確信をいたしております。

次に、高齢者の福祉の充実についてでございますけれども、高齢者の外出支援策といたしまして、地元より要望がなされておりました湯の谷地域から市役所までの「湯の谷地域線」につきましては、地元自治会と協議を重ねまして、「地域公共交通会議」で論議をいただき、事業者も決定したところでございます。現在事業認可申請中でございまして、準備が整い次第、運行開始の予定をいたしております。

最後に、簡素で効率的な行政運営推進についてでございますけれども、市役所にお見えになる皆様に対する行政サービスの向上のための内部での調査研究を重ねてまいりました。最も多くの市民の皆様方が利用される市役所での市民課窓口業務を見直しをいたしまして、窓口で税務関係の各証明書の受け取り、あるいは転入、転出時の小・中学校の転校手続など、受け付けをあわせて行うなど、平成23年1月4日から窓口サービスの改善を実施したいと思っております。

平成22年は、私が平成19年4月に市長に当選をいたしまして、1期4年の任期で市政を担当させていただく節目の年でもございました。市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力によりまして、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」への毎年の着実な一歩一歩を進んでまいりましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

来年も皆様にとってよい一年となりますようにご祈念を申し上げ、早速ではございますが、 提案理由の説明を申し上げます。 議案第63号及び議案第64号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を ご説明申し上げます。

現職の副島紀身氏が本年12月25日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求める ものでございます。

副島氏は、平成18年12月26日、教育委員会委員として任命をされて以来4年間、教育に関し高い見識を有し、熱意あふれるご指導、ご理解のもと本市の教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後におきましても、その経験と能力を十分生かしていただき、さらに本市教育行政のために貢献をしていただきたい、このように考えております。副島氏の略歴書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」をご 説明申し上げます。

現職の長嶺大八郎氏が本年12月27日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

長嶺氏は、平成18年12月28日、教育委員会委員として任命をされて以来4年間、多年にわたる教育者としての経験とその高い見識をもって、熱意あふれるご指導、ご理解のもと本市の教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後におきましても、その経験と能力を十分生かしていただき、さらに本市教育行政のためにご貢献をいただけるものと考えております。長嶺氏の略歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

2 議案について、よろしく同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第6、議案第65号「財産の取得(史跡地)について」及び日程第7、議案第66号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

〇市長(井上保廣) 議案第65号及び議案第66号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第65号「財産の取得(史跡地)について」をご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところでありまして、深く感謝の意を申し上げる次第であります。

今回、取得を予定をいたしております土地につきましては、特別史跡大宰府跡(蔵司跡)に位置しております本市における最重要箇所と位置づけております。このたび、相手方との協議が調い、平成17年度より買い上げをしてまいりました蔵司の買い上げがすべて完了するものでございます。

次に、議案第66号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」をご説明申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様のご理解とご協力によりまして着実に進んでおるところでございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買収いたします土地につきましては、19筆、面積2万5,542㎡、買収金額4,852万9,800円でございます。詳細につきましては、財産(太宰府市緑地保護地区内)の取得一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようにお願いを申し上げます。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第8 発議第2号 特別委員会(総合計画特別委員会)の設置について

○議長(不老光幸議員) 日程第8、発議第2号「特別委員会(総合計画特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番佐伯修議員。

[15番 佐伯修議員 登壇]

〇15番(佐伯 修議員) 発議第2号「特別委員会(総合計画特別委員会)の設置について」、 提案理由の説明を申し上げます。

ここに提案いたします総合計画特別委員会につきましては、今議会に提案されます第五次太 宰府市総合計画(基本構想)をより慎重に審査するため、議員全員構成による特別委員会を設 置するものです。

提出者は、私、佐伯修、賛成者は、武藤哲志議員、田川武茂議員、村山弘行議員、安部陽議員、清水章一議員、大田勝義議員、小栁道枝議員、中林宗樹議員です。

特別委員会の名称は総合計画特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の 審査終了までとしたいと考えております。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**不老光幸議**員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分〉

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

ただいま設置されました総合計画特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定しま した。

ここで、特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午前10時35分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合計画特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告します。 委員長に清水章一議員、副委員長に小栁道枝議員が選出されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第9 議案第67号 第五次太宰府市総合計画(基本構想)について

○議長(不老光幸議員) 日程第9、議案第67号「第五次太宰府市総合計画(基本構想)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

## 〔市長 井上保廣 登壇〕

**〇市長(井上保廣)** 議案第67号「第五次太宰府市総合計画(基本構想)について」をご説明申し上げます。

総合計画は、本市の目標とする将来像と10年後の目指すべきまちの姿を明らかにし、その実現のために政策の柱を設定するとともに、施策展開の全般にわたる基本的方向を示すものであり、本市のまちづくり指針となるものでございます。

まず、今回提案いたします第五次総合計画の策定過程から申し上げますと、第四次総合計画後期基本計画の総括を初め、2回の「市民意識調査」、「市民100人インタビュー」、「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」や「もっと元気に・がんばる太宰府応援団」などの市民の皆様からいただきましたご意見を参考にさせていただきながら、素案を作成をいたしました。その素案に対しまして、パブリックコメントを聴取し、それらの意見を反映させ、一部修正をした案を本年6月29日、市民公募7人を含む15人で構成した総合計画審議会に諮問を行い、起草委員会2回を含む14回にわたる慎重審議をいただきまして、去る10月15日に答申をいただいたところでございます。

それでは、本計画の基本構想の概要についてご説明を申し上げます。

まず、目標年次につきましては、平成23年度から平成32年度までの10年間といたしまして、 歴史と自然に抱かれたよりよい環境を未来に継承しながら、身近に文化を享受し、市民が誇り に思えるまちを目指して「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像である語り継ぎ守り育て る太宰府の姿といたします。

また、「生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち」あるいは「快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち」、また「地域の特色と豊かな資源を生かした魅力と活気あふれるまち」の3つを10年後の目指すべきまちの姿として掲げております。

これらまちの姿を実現しますために「協働のまちづくり」と「太宰府らしさを活かしたまちづくり」をまちづくりの理念といたしまして、市民生活の向上を図ってまいります。

そして、平成32年の将来目標人口7万2,000人を目指し、市民と協働しながら、太宰府市に住みたい、住み続けたいと思える太宰府らしい魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、目標といたしまして、「健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」「魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり」「歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」「市民と共に考え共に創るまちづくり」のこの7つの柱を立てまして政策展開の基本方向を示しております。よろしくご審議賜りますように

お願いを申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は総合計画特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、議案第67号は総合計画特別委員会に付託します。

なお、本特別委員会は12月10日金曜日及び15日水曜日に予定されていますので、会期内日程 に追加をお願いいたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第10から日程第13まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第10、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第13、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

**〇市長(井上保廣)** 議案第68号から議案第71号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府市体育センターについては、株式会社エルベックが候補者として選考されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上 げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府歴 史スポーツ公園については、シンコースポーツ株式会社九州支店が候補者として選定されまし たので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の 規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第70号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」をご説明 申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府市

立大佐野スポーツ公園につきましては、シンコースポーツ株式会社九州支店が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上 げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補 として、太宰府市体育協会を平成23年度から2年間にわたり太宰府市立北谷運動公園の指定管 理者の候補者に選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定 するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく ご審議賜りますようにお願いを申し上げます。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第14 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につい て

〇議長(不老光幸議員) 日程第14、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

**○市長(井上保廣)** 議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

本条例は、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会の設置及び太宰府市景観計画の策定完了 に伴う太宰府市景観計画策定委員会の廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。 よろしくご審議賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第15から日程第17まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第15、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」から日程第17、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

〇市長(井上保廣) 議案第73号から議案第75号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7億5,335万2,000円を追加をし、予算 総額を218億3,221万3,000円にお願いするものでございます。

主なものといたしましては、太宰府小学校と水城小学校の大規模改造事業費、体育センターと南体育館の耐震補強工事費、妊婦健康健診にHTLV-1抗体検査を追加するための費用、多発していますイノシシ被害対策として捕獲器購入費、まほろば号バス停留所にバス接近表示システムを追加設置する工事費、新年度に向けて小・中学校の学級増に対応するための費用、その他、生活保護費や障害者の介護・訓練等給付費などの扶助費の不足分を追加させていただいております。

また、あわせまして耐震化事業、小学校大規模改造事業の繰越明許費3件、市長・市議、県知事・県議会議員選挙費用などの債務負担行為の追加16件、電話交換及び案内業務委託料など債務負担の変更3件、公共施設耐震化事業債、小学校債の地方債の追加2件について補正をさせていただいております。

次に、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億1,570万1,000円を追加し、予算総額を70億 195万9,000円にお願いをするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費の療養諸費及び高額療養費の増額と平成21年度療養給付費 等国庫負担金が確定をいたしましたことから、その精算返還金が主なものでございます。ま た、窓口サービスの向上のため窓口番号札発券機の賃借料を計上いたしておりましたが、無償 で設置できることになりましたので、減額をし、同時に債務負担行為につきましても廃止する ものでございます。

歳入につきましては、医療費の増加に伴います療養給付費等負担金の増額が主なものでございます。

次に、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ224万1,000円を追加をし、予算総額を37億3,220万5,000円にお願いをするものでございます。

保険事業勘定の歳出の主な内容といたしましては、グループホームのスプリンクラー設置に 対する補助、それから介護給付費の見込みに対する予算の組み替えによるものでございます。 歳入の財源といたしましては、グループホームのスプリンクラー設置に対する国庫補助金で ございます。よろしくご審議賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~~ () ~~~~~~

## 日程第18から日程第22まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第18、議案第76号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第22、議案第80号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長(井上保廣) 議案第76号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第80号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」まで5議案につきましては、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

今回の条例の改正におきましては、本年8月の人事院の調査におきまして一昨年秋の世界的 金融危機を契機として依然として続いている厳しい民間の雇用、賃金情勢の反映を受け、公務 と民間の給与比較において昨年同様、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っていることが明らかになったことから、月例給につきまして俸給表の引き下げ改定等を行うとともに、特別給、ボーナスでございますが、についても年間で0.2月分引き下げることとする内容が勧告されました。

太宰府市におきましても、これまで国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりま すので、今回も人事院勧告に準じまして改正するものでございます。

改正の内容についてでございますが、1点目の給与に関するものでございます。

本年4月時点によります公務員給与が民間給与を上回っていることが判明をいたしましたことから、マイナス較差を解消するために今回給料表を改定するとともに、あわせて4月からの較差相当分を12月の期末手当で調整、減額するものでございます。

なお、再任用職員についても、同様の改定を行います。

また、官民較差が大きい55歳を超える6級以上の管理職につきましては、較差を是正するため、当分の間、給料等から1.5%を減じる措置も行うことといたしております。

2点目といたしましては、期末・勤勉手当についてでございます。

本年12月に支給されます議会の議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、その支給割合を現行の1.65月から0.15月を減じまして1.5月とするものでございます。

これによりまして、年間支給されます期末手当は3.1月から0.15月を減じた2.95月となります。

次に、一般職の給与の期末・勤勉手当額につきましては、現行の2.2月から0.2月分引き下げまして2.0月とするものでございます。

内訳といたしましては、期末手当の支給割合を現行の1.5月から0.15月を減じまして1.35月 へ、勤勉手当の支給割合を0.7月から0.05月を減じて0.65月といたします。

その結果、今回の改正によります年間の一般職の職員の期末・勤勉手当は4.15月から0.2月 を減じた3.95月となります。

なお、再任用職員につきましても、人事院勧告に準じ、改正を行います。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようにお願いを申し上げます。

## 〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第18から日程第22までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第76号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第77号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第78号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時57分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第79号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

2番藤井雅之議員。

- **〇2番(藤井雅之議員)** まず、市長の先ほどの提案理由の説明でもありましたが、国家公務員の 人事院勧告に基づいて提案されているということですけども、まず1点伺いたいのが、人事院 勧告というものには必ず従わなければならないものなんでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) この人事院勧告と申しますのは、それぞれの自治体において公平委員会あるいは人事委員会を置くことが常でございます。しかしながら、太宰府市を初めとする小規模の行政団体、自治体におきましては、そこまで置くことによって費用がかかり過ぎるといいましょうか、あるいは調査する能力等々にも問題があります。今まで通してきましたのは、国に準じること、国の人事院において調査研究された、その官民の較差が開いたときに勧告がなされておりますので、それに準じることが、ひいては太宰府市においても官民の較差に応じた給与体系になるというような、国に準じて、また地方公務員法上も国に準じてやりなさいというような状況等もございます。そこを根拠に置きながら今日まで国の人事院勧告に基づいて給与改正を行ってきておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 今、地方公務員法上のという答弁もいただきましたが、それに関連する報道が土曜日に朝倉市の人事院勧告の一連の問題も報道されておりました。その中で、仮の話としてですね、従わなかった場合のペナルティーが国からあるのか、朝倉市のほうの新聞報道では特別交付金の減少があるのではないかということが新聞の、西日本新聞だったですか、土曜日報道されておりましたが、仮に人事院勧告に従わない形で行った場合、太宰府市が受けるペナルティーというのは一体幾らぐらいの金額を想定されているのか。この後、提案されます補正予算に関連する金額というふうに認識しておけばいいのかというのが1点と、仮にそれを受けた場合の財政的な影響というのはどのような影響があると考えておられるんでしょうか。

#### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) どれだけのペナルティーかどうか等については、はじいておりません。太宰府市においては、今日まで国に準じて行ってきておりますんで、それが当然だというふうな認識の上に立って給与改定を行っているところでございます。もちろん、その前提では職員団体との協議を重ねて結論を出しておりますので、今日までそういったこと等についてはございません。

参考までに何かはじいているものがあったら言ってください。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 今、おおむね市長が申し上げましたとおりでございますが、先日、先般 近隣の市で新聞に出たような形での高齢者、55歳を超える管理職の減額措置ということで、そ れをするか、しないかということがございました。太宰府市においては、先ほどお配りしまし た追加議案分条例改正新旧対照表の8ページの中ほど以降につけておりますけども、1.5%減 額措置をとっております。ちなみに、その数字としては約400万円弱の減額をさらに56歳以上 の職員だけで行っております。そのものをするかしないかについて、もし国に準じた形で減額 しなければ、それだけ財政が豊かだというような見方につながっていくということは認識をし ておるところでございます。

〇議長(不老光幸議員) いいですか。

ほかに質問。

16番村山弘行議員。

- ○16番(村山弘行議員) 市長の答弁でちょっと気になったもんでご確認をさせていただきたいんですが、人事院勧告には従うということについては全くやぶさかではない、そのとおりだと思いますが、数十年前といいますか、民間が非常に給料が高いときに、人事院勧告が出たときよりも、人事院勧告よりも下回って給与が改定されたというようなことはありませんか。
- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 人事院勧告がなされて、そのときの経済状況等いろんなもので、時の政権のほうで人事院勧告までは改定せず下回った措置をとったということはございません。
- 〇議長(不老光幸議員) いいですか。 19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) 本当にですね、こういう不況の中で公務員攻撃がなされて、また、国もこの人勧以外にも来年はまた一方的に引き下げようとはしているわけですが、先日も行政視察をしたときに、やはり東北地方ではこういう企業の期末勤勉手当については人勧に従わないという自治体が多かったんですね。そういう状況の行政視察もさせていただいたんですが、本日のこの追加議案書の13ページに、7級の8号給から61号給までを国は上級職というか、管理職の給与を引き下げるということで、100分の0.2と、こうなっております。1級職というか、新たに採用された主事補あたりはそのままになっておりまして、特に2級から早う言えば7級、特に2級からですね、4級職までの方々は大変な減額というか、厳しい状況に置かれるというふうに考えるわけですが、一方では、またこの7級という、ここに座られている部長職の方々で、次のページの15ページにありますように、8号給から61号給までを0.2下げると45万8,400円が太宰府市で最高な月額報酬になっておりますが、こういう状況の中で三役との差がどのくらいぐらいあるのかどうか。特に市長さん、副市長さん、教育長さんというこの三役の方々で、教育長さんの給与というのは余り高くないんですが、大変児童・生徒に責任を持つ要職におられる教育長さんとの一般職との給与のこの基本給で見ますとどのくらいの差に縮まっておるのか、差がどのぐらいあるのかを報告いただけませんか。
- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 今、手元に詳細な数字は持っておりませんが、今おっしゃいました13ページの調整率というのは、これは減額する率でございますので、7級の8号給から61号給までは調整率が大きい、100分の0.2を減額するという調整率になっておりますので、むしろ特別職の方の報酬が同じ水準だとすれば、それから離れていくと、下がっていくような形になります。ただ、現時点では市長さんのほうが10%、あと副市長以下5%という減額措置をとられておりますので、そういう意味ではまだまだ一般職が下がるけれども、むしろ10%も市長においまりますので、そういう意味ではまだまだ一般職が下がるけれども、むしろ10%も市長においる。

ては下げておられるということでございますので、当初の、一番最近ありました間差というのは、職員のほうが近づいているというよりも、職員はちょっと若干下がってきておるというような状況かなと感じております。

- 〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) もう少しちょっとわかりやすく説明していただけませんか。市長さんや副市長さんや教育長さんとしては10%、5%をですね、給与をやはりこの不景気の状況の中で引き下げたいという自主的な申し出があって議会も承認をしてきているところなんですがね、その上にやはり、またその10%、5%減額した上に、こういう今議案として市長さん、副市長さんと教育長さん、議員もありましたが、ここで言う新たな行政職の給与として、まず三役の中で、固有名詞を出して申しわけないですが、三役の中で一番、部分でどのくらいぐらいの、早う言えば、この数字から見て、ひょっとしたら61号給の方が職員の中におられるかどうかわかりませんよ、数字上出ております45万8、400円と三役の方の差がどのくらい縮まったのか、それとも広がったのか、その辺を私は数字上教えていただきたいと言ってるんですよ。
- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村基治) この45万8,400円の職員がどうなのかということはちょっと今計算はしておりませんけれども、今回の人事院勧告に基づきまして、例えば期末勤勉手当の減額といえば、例えば今言われました特別職の三役でいけば1人当たりになりますが、17万3,000円の減額ということになります。期末勤勉手当でですね。一般職では8万7,000円の1人当たり平均ということになりますので、期末勤勉手当の減額としては特別職のほうが大きいということになっております。
- O議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) 数字上に、再々質問で、もう特別に3回の質問をいただいたんだけど、補正予算書の24ページ、三役の給与とか議員の給与だとか一覧表も出ているんですね。具体的に小さな数字で出ておりますが、それと同時にまたあなた方の一般職の給与についても平均から全部、これを一人一人割っていくと、その数字上が出るんですが、本日提出された中で、早う言えば金額に基本給で見ますと教育長との差はどのくらいかって私は聞いとんですよ。5%も減額している、その上に早う言えば最高給与をもらっている、もらってないは別として、ここに出てきている45万8、400円と、どのくらいの差があるのかって、わかりやすく説明してくれというのを、何とかかんとかで、ようわからなかったんですが。
- 〇議長(不老光幸議員) 回答はいいですか。

ここで休憩します。

11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再開 午前11時25分

- ○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。
  総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 失礼いたしました。ただいまご質問のこの給料表、第7級の一番、61号 給という45万8,400円と、今、三役の中で教育長さんの報酬ということになりますと、これまでが一月当たりは18万9,900円という間差でございましたが、この間差が700円広がりまして、19万600円という間差になっております。報酬と給料の差でいきますと、この19万600円の12カ月分ということになりますが、これを年収に引き直すと、三役については期末だけという手当になりますが、職員のほうは勤勉手当というのがそれにプラスありますので、実質的な間差としては、年間を通しては約117万3,000円ほどになっております。
- ○議長(不老光幸議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

- 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** 議案第79号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 について」反対の立場で討論させていただきます。

今回の人事院勧告も昨年に引き続き官民較差の是正を名目に行われますが、昨年の本会議で 反対討論した際にも、この官民較差そのものについて見直しをするというような原口総務大臣 の見解も紹介いたしましたが、それに基づかずに2年連続で引き続き行われます。しかし、民間企業の実態は本当に大変な状況なのでしょうか。企業経営者の方は不況で大変ということを 言われますが、企業内部に蓄積されております内部留保はこの間増え続けております。トヨタ 自動車では13兆円、パナソニック4兆円など、大企業と言われる内部留保を積み上げると総額 は244兆円にもなり、さらにその中から現金、預金、短期投資の有価証券など手元資本金部分だけでも52兆円にもなります。これは、本来、不況になったときのために労働者の方のために 還元するために使われるべき内容で、それを今使えばこういった官民較差の是正、あるいは人 事院勧告も行う必要がない状況にあることは容易に想像します。今回の人事院勧告に基づく引き下げでさらに追随を行えば、またさらに民間企業の給与に波及し、それがさらに公務員人件 費にはね返るという悪循環を繰り返すことは容易に想像でき、2年連続の引き下げで今回は1人平均約9万4,000円と言われておりますが、その引き下げが行われれば地域経済にもたらす悪影響など考えると、とても賛成することはできません。

以上の理由から反対を表明いたします。

- 〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。
- **〇19番(武藤哲志議員)** 平成の大合併によりまして全国の自治体が4,000が1,700近くになりました。この間、公務員の減少というのがこの10年で46万人減ったと言われております。こうい

う状況の中で、特に40代以上の一番お子さんを持って大学だとか高校だとかという職員の方々が給与が0.1%下がる、また56歳以上の方については月給は1.5%減額になるというか、本当に働き盛り、生活のローンの支払いだとかいろいろある状況の方々に対する負担が大変重たくなっております。また、この人事院勧告は、国家公務員を基準にしてますが、この地方の実態を顧みない状況ではないでしょうか。この人事院勧告によって国家公務員、それから地方公務員、独立行政法人、公益法人合わせますと580万人の職員の方々に影響を与えます。それとその家族、また民間に与える影響は大変大きい状況になります。この不況の中で、大変苦しんでおられることはよくわかりますが、より一層不況に拍車をかける状況になるというのが今度の人勧の内容であります。私は、このような職員、職責の大変重たい職員の給与を引き下げるということはあってはならないという立場でありますので、議案第79号については賛成できないということを表明しておきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

12番大田勝義議員。

**〇12番(大田勝義議員)** 私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

昨今のですね、先ほど言われましたように、企業というのはですね、民間企業に関しては今 非常に困っているわけですね。そういう中で、やはり人勧がやったことにつきましては私は正 しいと思いますし、特に給与面におきましてはですね、どうなんでしょうか。中小企業が大体 80%から90%ぐらいありますよね。だから、そういったふうな方々、要するに8割の方々は中 小企業なんですよ。そういう方たちは非常に困っていらっしゃいますね。だから、そういった 面で私は、人勧がやったことは正解だと思いますし、このことにつきましては私は賛成いたし ます。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 私、賛成という立場で討論させていただきますが、中身的には非常に 疑義があるというふうに思います。それは、一つ、国の政策が、今、大田議員も言われました ように中小企業の人たちに対する政策の影響といいますか、非常に下まで届いていないとい う、それから大きな企業については、先ほど藤井議員が言われましたように大変純利益を上げ てきておるという部分では、国の政策そのものが問題があるというふうに思うし、人勧そのも のだけをするということについては非常に問題があろうかと思います。しかしながら、他方、 中小企業の人たちの賃金というものは非常に厳しい状況があるということで、公務員に対する 指摘が今、特にマスコミを通じてよく言われております。先ほど私が質問したときに、私ども が国鉄に入ったころは民間企業は非常にようございましてですね、ベースアップなども2万数 千円とか3万円近く上がってきておる。そういうときに、私ども公労委だとか中労委は、そう いう裁定をしたときでもそのとおりいっていないと、もっと下で妥協していくというようなこ となどを、まあ随分昔の話ですけど、そういう意味では、常に公務員は給料が景気がいいときには見放されとるし、悪くなるとたたかれるという、そういう公務員の立場というものを踏まえたときに人勧がどうなのかと思うけど、現実的にはやはり中小零細企業の人は非常に厳しい生活をしておると、余儀なくされておるという意味ではやむを得ないかなあというふうに思いますが、一つは国の政策をもっともっと充実してもらいたいという思いもありますが、じくじたる思いはしますけれども、今案については賛成をしていきたいというふうに思っております。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時34分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第80号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

- ○19番(武藤哲志議員) もう少しちょっとわかりやすくですね、説明いただきたいのは、追加 議案書18ページの附則に次の1条を加えるということで括弧書きで、給与が減ぜられて支給さ れている職員に関する読みかえとしてですね、給与が減額された職員、これを「第20条」とあ るのを「附則第7項」とするというのはどういう状況なのかですね、もう少しわかりやすく説 明いただければありがたいんですが。
- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- 〇総務部長(木村甚治) お答えいたします。

この職員の勤務時間、休暇等に関する条例というものは、この中にですね、条例の第15条に介護休暇という規定を持っております。この介護休暇の中に、この規定の第3項の中で、この介護休暇を取得して勤務しない時間1時間については1時間当たりの単価を減額するという規定を持っております。そのときに、このまんまでいきますと、理論上は1時間当たり単価、例えば私が介護休暇で1時間取得して1時間勤務しない場合は私の本俸から1時間当たり単価を減額するというふうになっております。ただし、今回の人事院勧告で56歳以上の私についてはそれから1.5%本俸が減額されます。その1.5%をこの介護休暇の減額される1時間単価も1.5%減額した単価を引きなさいということがメインでございまして、この改正する条例の第5条の云々いろいろありますが、そういうことから、介護休暇で適用されて減額される1時間

当たりの単価ということが、この一番下の行にあります、同項中「第20条」とあるのが1時間当たりの単価でございまして、「附則第7項」とするというのが、それから1.5%を減じた単価ですよということで、このページと10ページのですね、先ほど言いましたところとがですね、ここの10ページ第7項のところにあると思いますが、7項の最初のほうに、附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員というのが、例えば今言いましたように介護休暇を取得した私のように1.5%を減じられた職員というふうに読みかえていただければと思っております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) じゃあ再質問でお聞きしますが、職員の方々で50歳以上から退職までの60歳までの間、当然親を抱え、特に介護の問題があるわけですが、その介護で時間休をとったり、親の介護に時間を要すると、逆にこういう1.5%減額、本俸からなるということで受けとめていいでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) もらう場合は時間外手当というような感じになりますけども、減額する場合もそのような根拠の数字がございます。それの100%ではなくて、1.5%を減じた98.5%を減額しなさいって規定になっておるということでございます。
- ○議長(不老光幸議員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) この議案が配付されてですね、今説明も受けてわかったんですが、本来職員についてはですね、大変な状況のある中に逆に介護をして給与が下げられるような、時間給であれ何であれですね、当然介護というのは大変な業務です。年間の年休もありますけど、当然介護は短時間で済むものじゃありませんし、一度介護を受けるとずっと介護の要支援から介護5までありまして、本当に食事をさせたり洗濯物をとりにいったり、いつ呼び出されるかわからないという状況の中で、本来介護に要する者を時間給でも減額することについては好ましくないと思いますので、私はこの議案第80号については反対の表明をしておきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時39分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第23から日程第28まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第23、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」から日程第28、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

〇市長(井上保廣) 議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」から議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までは、各会計ともに主に人件費の補正予算となりますので、一般会計から特別会計及び企業会計の全体予算を一括してご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、ただいま議決いただきました条例の改正等でも説明 いたしました人事院勧告に基づく職員給与の改定等に関するものが主なものでございますけれ ども、その他には当初予算編成以降の4月と7月に発令しました職員の人事異動等に伴い、各 会計におきまして補正を行っております。

人事院勧告に伴う補正といたしましては、議会議員及び市長等三役の期末手当で206万9,000円の減並びに一般職の期末・勤勉手当及び給与分で5,874万6,000円の減となり、合計6,081万5,000円の減額となっております。

このほかには、議会議員1名分の関連予算といたしまして829万9,000円の減、共済組合追加費用負担金で598万9,000円の減、また一方、今年度の退職予定者数に関連した退職手当組合負担金や7月の大雨による災害対策に伴う時間外勤務などに関連して5,175万6,000円を増額いたしております。

これらによりまして、各会計の補正額は、補正予算書のとおり、一般会計で3,551万6,000円の減、国民健康保険事業特別会計では371万2,000円の減、後期高齢者医療特別会計では63万4,000円の減、介護保険事業特別会計では98万2,000円の減、水道事業会計においては101万6,000円の減、下水道事業会計では183万1,000円の増となっております。よろしくご審議賜り

ますようにお願いを申し上げます。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月3日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前11時43分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

1 議 事 日 程(2日目)

[平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成22年12月3日 午前10時開議 於議事室

- 日程第1 議案第63号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第64号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第65号 財産の取得(史跡地)について
- 日程第4 議案第66号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内) について
- 日程第5 議案第68号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第69号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第70号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第71号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第74号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第75号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 議案第82号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第83号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第84号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第85号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第86号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関す る請願
- 日程第20 請願第5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書
- 日程第21 請願第6号 安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願
- 日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願
- 日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願

2 出席議員は次のとおりである(19名)

 1番
 原田 久美子 議員

 2番
 藤井雅 之 議員

3番 長谷川 公 成 議員 4番 渡 邊 美 穂 議員

5番 後 藤 邦 晴 議員 7番 橋 本 健 議員 8番 中 林 宗 樹 議員 9番 門 田 直 樹 議員 10番 小 柳 道 枝 議員 11番 安 部 啓 治 議員 12番 田 勝 議員 13番 清 水 章 議員 大 義 14番 安 部 陽 議員 15番 佐 伯 修 議員 16番 村 山 弘 議員 17番 Ш 武 議員 行 田 茂 18番 福 和 美 19番 武 藤 哲 議員 廣 議員 志 20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市 長 井 上 保 廣 副 市 長 平 島 鉄 信 育 關 教 長 敏 治 総務部長 木 村 甚 治 協働のまち 三 笠 哲 生 市民生活部長 和 田 有 司 推進担当部長 敏 信 廣 之 健康福祉部長 和 田 建設経済部長 齋 藤 会計管理者併 上下水道部長 宮 美 教育部長 裕 原 勝 純 Щ 田 総務課長 大 薮 勝 経営企画課長 今 泉 憲 治 市民課長 野 福祉課長 仁 原 敏 彦 宮 原 都市整備課長 神 原 稔 上下水道課長 松 本 芳 生 教務課長 木 村 裕 子 監查委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 中 利 雄 議事課長 櫻 井 \equiv 郎 田 書 井 書 浩 記 浅 武 記 花 田 敏 書 記 茂 田 和 紀

再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(不老光幸議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第1、議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 及び日程第2、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについ て」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質 疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 議案第65号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第3、議案第65号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時02分〉

日程第4 議案第66号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について

○議長(不老光幸議員) 日程第4、議案第66号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」を議題とします。

本案については、大田勝義議員に利害関係のある議案と認められますので、地方自治法第 117条の規定により大田勝義議員の退席を求めます。 (12番 大田勝義議員 退席)

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

○議長(不老光幸議員) ここで、大田勝義議員の退席を解きます。

(12番 大田勝義議員 入場)

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第5から日程第8まで一括上程

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第8、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第68号から議案第71号までは総務文教常任委員会に付託します。

日程第9 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(不老光幸議員) 日程第9、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第72号は総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第10 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

**〇2番(藤井雅之議員)** 17ページのコミュニティバス関係費の930万円について質問いたします。

9月の決算特別委員会の際にもまほろば号のバス停の改善の関連は質問させていただいて、 そのときにも執行部側も今度前向きに検討していくという答弁があったと思いますが、早速そ の部分が今回補正に盛り込まれているのかなとも思ったりしますが、まず基本的なところで、 今回のこの補正では、バス停の、何基改善される予定なのかということと、もしわかれば、路 線ごとに何基改善していくのかということをお聞かせください。

- 〇議長(**不老光幸議**員) 協働のまち推進担当部長。
- ○協働のまち推進担当部長(三笠哲生) ご質問のように、昨年度、国のユビキタスタウン構想、いわゆる太宰府市 I Cエコまちめぐり事業におきまして、バスの接近案内表示器つきバス停を 西鉄都府楼前駅を初め、電車とまほろば号との交通結節点や太宰府市役所庁内に4カ所設置を いたしたところでございます。設置によりまして、バスの遅れが一目でわかり、バスをお待ち のお客様や乗り継ぎで待機しているバスの乗務員にも大変評判がよく、遅れや乗り継ぎの苦情 がなくなりました。本年度は国土交通省の地域活力基盤創造交付金を活用いたしまして、西鉄 太宰府駅の北谷・内山方面と、それからいきいき情報センターに2カ所設置するよう計画をいたしておりましたけれども、今回交付金の追加配分が見込めるようになりましたことから、市 民の憩いの場として多くの人々にも愛されております場所でもあり、また回遊型観光客の利便性を促進するために大宰府政庁跡に設置することといたしました。このことにより、本年度は 3カ所、4基のバス接近案内表示器つきバス停の整備を行うように計画をいたしております。 以上です。
- O議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 今、答弁いただきました箇所数はわかったんですけども、1点気になりましたのは、やはりこれ、バス停の改善がされていくことによって市民の皆さんの利便性の部分も向上するというのも私もわかるのですけども、1点その財源の部分がですね、国のその整備の交付金を活用していくという状況が気になりまして、その辺は交付金を活用していって事業を進めるということになりますと、バス停全体整備していく部分では相当な日数がかかるの

かなというふうに感じたりもするんですけども、今後市としては、やはりまだバス停の改善は これだけで終わりじゃなくて、まださらに進めていくという認識は持っておられますか。

- 〇議長(**不老光幸議員**) 協働のまち推進担当部長。
- ○協働のまち推進担当部長(三笠哲生) 決算特別委員会のほうで藤井議員のほうからもご指摘い ただきましたように、渋滞の中でまほろば号が遅延をしたりしている、そこにご利用の方々か らいろいろな苦情や苦言をいただいているということで、先ほども報告しましたように、一目 で遅延状況がわかりますので、こういうバスについては有効だなということ。ただ、予算をご らんいただいてわかるように、受注生産みたいな形にもなりますし、ハード整備から、それか らソフトの整備も必要で、いわゆる事業費については1基にそれ相当の事業費が必要になりま す。このような国の交付金が活用できればですね、ぜひ設置したいということでこの間設置を してまいりましたけども、今後につきましてはすべてのバス停にこういうような表示じゃなく て、先ほど報告しましたように、電車とまほろば号との交通結節点あるいは西鉄の路線バスと まほろば号が重複しているというようなところでまほろば号、それから五条駅をご利用いただ くとわかりますけども、西鉄の運行状況もあわせて表示をできるようにいたしておりますの で、私も五条駅利用させていただきますけども、例えばバスが遅れているので太宰府方面に行 くときに、今遅れているから電車で行こうかというような会話を耳にしますので、そういうふ うな活用で、今後につきましてはそういう交通結節点、あるいは西鉄との相互乗り入れがあっ ているようなところをですね、地理的な要因も勘案できれば整備していきたいと思っておりま す。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** 最後にもう要望にとどめますけども、バス停の今後の工事に当たりましてですね、当然利用されている市民の方々もおられる時間帯と重なると思いますで、そういったところへの安全面の配慮はより慎重に行っていただきますようお願いして質疑を終わります。
- ○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

議案第73号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第11、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について」及び日程第12、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」についてを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第74号及び議案第75号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第13 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第13、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第14から日程第16まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第14、議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について」から日程第16、議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号から議案第84号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第17、議案第85号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第18、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第85号及び議案第86号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に 関する請願 ○議長(不老光幸議員) 日程第19、請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番藤井雅之議員。

[2番 藤井雅之議員 登壇]

○2番(藤井雅之議員) おはようございます。

請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願書」について、紹介議員を代表いたしまして提案理由を説明させていただきます。

請願者は、水城二丁目にあります筑紫民主商工会婦人部の皆さんです。紹介議員は、私と武藤哲志議員であります。

お手元にあります請願の趣旨を読み上げる形で提案理由説明とさせていただきます。

中小業者は、地域経済の担い手として地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。

しかし、その中小零細業者を支えている家族従業員の働き分(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合で86万円、家族の場合で50万円だけです。このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子供が結婚しても家や車のローンも事業主名で組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、女性の自立にも後継者育成にも大きな妨げとなっています。青色申告(所得税法57条)にすれば給与を経費にすることができるといいますが、実際に行われた労働の対価を白色とか青色とかの申告形式をもって認めない等とする判断、制度自体が矛盾しています。憲法に認められている13条、個人の尊重、14条、法のもとの平等、24条、行政の平等も踏みにじっています。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費として認めています。日本でも、全国女性税理士連盟が、2005年8月に続き、2009年2月に所得税法第56条の廃止を要望する意見書を国に提出しました。また、全国で274(2010年10月6日現在)の県市町村議会が、福岡市では5市(飯塚市、田川市、直方市、八女市、嘉麻市)、10町(粕屋町、志免町、篠栗町、久山町、苅田町、香春町、糸田町、福智町、川崎町、桂川町)の議会で意見書が採択されています。このような国内外の動静にかんがみ、国への意見書を採択していただきますようお願いしますという請願の趣旨であります。

また、あわせて、今日は皆様に資料の配付といたしまして、大蔵財務協会が発行しております「税のしるべ」という週刊の新聞がありますが、その中で10月26日に行われました参議院の財政金融委員会におきまして日本共産党の大門実紀史参議院議員と野田財務大臣、政務三役の尾立財務大臣政務官ですかね、とのやりとりを含めた内容をですね、国としても所得税法56条の見直しを進めているという内容のやりとり含めた請願としての資料を配付させていただいて

おります。重ねて請願を採択していただきまして、意見書の提出をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は総務文教常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第20 請願第5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

○議長(不老光幸議員) 日程第20、請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

〇16番(村山弘行議員) 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書、請願第5号でございます。

請願者は、お手元に記載しておりますように、星ヶ丘保育園の保護者の箱田智子さん以下、 記載連名の方たちでございます。

請願書の中身については、読み上げまして提案の趣旨にかえさせていただきたいと思います。

理由につきまして、子供たちはどんな地域、どんな家庭に生まれても健やかに育つ権利がひ としく保障されていなければなりません。

これまでは、親の経済能力や全国どこでも地域の違いにかかわらず同じ最低基準の保育が守られてきました。しかし、現在政府においては、待機児童解消とすべての子供への切れ目のないサービスの保障を理由に保育制度そのものを解体し、子ども・子育て新システムの検討を進めています。

子ども・子育て新システムでは、直接契約の導入、最低基準の廃止、公的責任の縮小、応益 負担による保護者負担増など、私たち保護者の願いとは逆行する方向が打ち出されておりま す。

直接契約では、保護者は自分で保育所を探し、直接契約を結ばなければならなくなります。 自治体は、保育時間の認定と予算の配分をするだけです。待機児童が多い中、何カ所回っても 保育所に入所できない子供たちが出てくる可能性があります。その中で、ハンディキャップを 持っている子供たちはますます入所できなくなることが懸念されます。 また、園の運営財源は、保護者の利用時間に応じた利用料のみとなり、営利性を重視した不安定な保育所経営になりかねず、子供たちに行き届いた保育が行われるか心配です。また、保護者にとっても認定された時間を超えて利用すればするほど負担は増加し、特にパート、臨時採用で働いている保護者にとっては大変使いづらい制度です。

特に、幼・保一元化と称して幼稚園制度と一本化し、福祉としての保育制度を根本から変える検討もされています。それぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園、保育所制度の安易で拙速な一体化について、短期間の検討で結論を出すことは社会に大きな混乱を引き起こしかねません。

今、必要なことは国が定める最低基準を廃止、緩和することでなく、国の責任において改善し、財源を保障すること、及び国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に保育予算を大幅に増額し、地方自治体による保育施策の拡充を保障することです。すべての子供たちが健やかに育つために、保育における国と自治体の公的責任が不可欠です。子育てしづらい社会に拍車をかけるような制度を導入しないでください。私たち保護者の声を聞いてください。

こういうことで請願が出されております。ご趣旨理解の上、ご採択賜りまして意見書提出い ただけるようにご協力をお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第5号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第21 請願第6号 安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する 請願

〇議長(不老光幸議員) 日程第21、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番(清水章一議員) 請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正 化に関する請願」について説明をさせていただきます。

お手元に請願文書が配付されていますので、要約をして説明をさせていただきます。

ご存じのように、ITの目覚ましい発展で、携帯電話は今や私たちの日常生活に必需品にな

りつつあります。そうした中、携帯電話会社はこぞって携帯電話基地局を設置し、これからも さらに増えていくことは十分に予測をされます。

しかし一方、基地局から発する電磁波問題で、各地において体に対する影響を心配して周辺住民とのトラブルが発生をいたしております。また、WHOが行った実態調査でも、体に影響があるデータが示されております。お手元にそうした内容の新聞記事等を配付させていただいておりますので、ご参照ください。また、本市においても、過去同様なことが発生をいたしております。

安全・安心のまちづくりを標榜する本市において、こうした問題の解決に向けて努力をすべきであります。今回の請願は、まさにそうした住民の切なる要望でございます。

そういった観点から、1つには、お手元に資料として配付させていただいておりますが、糟屋郡篠栗町のような条例を制定すること、2つに、基地局を設置計画する際には、保育所や小・中学校などの教育施設から電磁波の影響が及ばないようにすること、3つに、基地局を設置及び改造を行う際、周辺住民に対する説明会を実施し、同意を得るように努力すること、4つ目に、保育所や小・中学校の周辺に既に設置されている基地局について、子供たちの現在及び将来の健康に関して保護者に不安があり、基地局の移動や撤去等を含む環境改善に関する要望がある場合には、携帯電話会社は保護者等と話し合い、誠実な対応をすること等でございます。何とぞ議員皆様の十分なるご審議をいただき、この請願をご採択いただきますことをお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第22、請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

[4番 渡邊美穂議員 登壇]

○4番(渡邊美穂議員) 太宰府市内小・中学校の少人数学級に関する請願につきまして、その提案理由を説明させていただきますが、この請願文書に書いてあります理由をもって提案理由とさせていただきます。

子供は一人一人がかけがえのない存在です。生まれたときから一人の人間として尊重され、 学校、地域、社会においても大切にされるよう私たちは願っています。しかし、学級崩壊、い じめ、不登校や子供の周りで起きるさまざまな事件など、子供を取り巻く状況はさらに厳しさ を増しています。

小学校1年生は、幼稚園、保育園からの環境の変化に一番戸惑う時期です。遊び中心の園生活から、いすにじっと座って受ける授業になれるには、ゆったりとした時間と、そこに寄り添う先生が必要です。また、中1ショックという言葉もあるとおり、小学校から中学校への学習、生活の変化は、多くの子供たちが悩むところです。なれない英語の授業に部活動、また思春期の心身の成長に戸惑う子供たちには、落ちつける環境が不可欠です。小学校1年、中学校1年は、特に少人数学級でのきめ細やかな対応が求められています。

現在、発達障害の子供は全体の6%と言われており、1クラスに1.5人程度在籍します。周 りの接し方によっては、クラスで十分日々の学校生活を送ることができる子供も、クラスの人 数が多く余裕がない中で、苦しい思いをしている例は少なくありません。

不登校(年間30日以上欠席児童)は、市内小・中学校でも約60人です。全国でも12万2,432人、太宰府市でも中学校が小学校の2.6倍となっています。不登校の子供たちには、きめ細やかな対応が必要ですが、40人学級では多忙をきわめる担任が家庭訪問する時間もなかなかとれず、ますます学校から遠ざかってしまう現状があります。

太宰府市で35人以上の学級に在籍する児童・生徒の割合は、2010年度も小学校で23%、中学校では60%となっています。市内でも指導工夫改善加配活用の県の研究指定や担任外の弾力的活用により、平成21年度、小学校2校、平成22年度、小学校2校が35人以下学級を実現しています。

35人以下学級に通う子供たちを持つ保護者からは、子供が落ちついた、授業が楽しいと言っている、温かい人間関係がつくれているとの声が聞かれます。

現在、30人学級実現は大きな世論となり、2010年8月、文部科学省は、来年度から8年間で教職員を約1万9,000人増やし、1学級当たりの上限を小・中学校とも現行の40人から35人に、小学校低学年は30人に引き下げる改正案を来年1月の通常国会へ提出すると発表しました。しかし、段階的な実施となるため、法案が通っても35人学級実現には6年はかかります。

子供たちは、一年一年大きくなっています。太宰府市に住むすべての子供たちが、どこに住んでいても少人数学級での豊かな教育を受けることができるように、ぜひ35人以下学級をできるところから1クラスでも増やしていってください。

なお、現在請願者は、国に同内容の請願を提出することもありまして、市内小・中学校のPTAを中心に署名活動を行っておられ、現在、現時点で2,500筆以上の署名が集まっていることも皆様にご説明しておきます。どうか十分ご審議いただきまして採択していただきますようにお願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第7号は総務文教常任委員会に付託します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第23、請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する 請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

9番門田直樹議員。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

〇9番(門田直樹議員) 請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願」についてご説明申し上げます。

提出者は、市民グループ「太宰府市民塾」代表幹事、森岡侑士氏であります。紹介議員は、 私、門田。

案文の朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

1つ、要旨。第五次太宰府市照合計画(基本構想)の議会への上程案について、総合計画審議会の答申に沿わない部分が多々ありますので、答申を深く受けとめ、最大限に尊重していただきたく請願いたします。

理由としまして、当市では、第四次総合計画の実施から市民参加による協働のまちづくり、 市民のための行政、総合計画とうたってきたにもかかわらず、第五次総合計画(素案)の策定 段階から市民参画の場や情報開示は一切ありませんでした。

第五次総合計画(素案)には、市民・職員意識調査、市民100人インタビュー、ふれあい懇談会等の意見を取り入れたとされますが、一般市民の目に触れたのは、平成22年3月にパブリックコメント募集のときだけでした。このパブリックコメントは、41人、237件という多くの要望や意見、疑問等が寄せられましたにもかかわらず、その結果を応募した市民にも、もちろん一般質問への公開、公表もないまま今日に至っています。

その後、パブリックコメント等をもとに6月に第五次総合計画(案)が総合計画策定委員会 (行政・部長、職員)で策定され、その間の市民参加もありませんでした。

この案に対し、市民公募委員を含む第五次総合計画審議会で、平成22年6月29日(諮問)から10月15日(答申)まで13回の審議会と2回の起草委員会が開催され、答申が行われたものであります。

以上の経緯で明らかのように、総合計画審議会の答申は、市民が唯一直接参画し、審議し、

まとめたものでありますので、この答申を十分尊重され、慎重審議をお願いするものであります。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第8号は総合計画特別委員会に付託します。

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月13日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~~ () ~~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成22年12月13日 午前10時開議 於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名(議席番号) | 質 問 項 目 | | | | | | | | | |
|----|-----------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 清 水 章 一
(13) | 地域の活性化対策について
地域活性化計画あるいは条例制定等について伺う。 ホームページの充実について
各種計画や審議会等、また、市民あるいは来訪者等が知りたい情報の発信について伺う。 | | | | | | | | | |
| 2 | 武 藤 哲 志 (19) | 1. 法的根拠のない同和対策の終結と条例廃止整備について
同和対策は終了したが、いまだに同和問題に対する行政施策が行
われている。条例の廃止、補助金・負担金など財政健全化のため
に見直しを求める。 | | | | | | | | | |
| ω | 安部陽(14) | 人口減少時代の都市計画・まちづくりについて (1) 高齢者が増加する。生産年齢人口は減少する。費用の増加に対する財政の考え方について伺う。 (2) 高齢化が進み、きめ細かな交通体系が必要となるが、今後の対策について伺う。 (3) 高齢化の進展とともに、空き家・空き地が生じる。その対策について伺う。 (4) 都市計画が必要であろうと思われる区域と都市計画の考え方について伺う。 2. ストップ ザ 医療費 (1) 医療費削減の対策はどのように考えているのか伺う。 (2) 医療費削減が策構想と組織(指導職員を含む。)についての考え方を伺う。 (3) 寝たきり、認知症対策について伺う。 (4) 文化、体育関係予算の増額は考えられないか伺う。 | | | | | | | | | |
| 4 | 福 廣 和 美 (18) | 1. まちづくりについて (1) まるごと博物館構想の中で、九州国立博物館、大宰府政庁 跡、水城跡を核に推し進めるべきと考えるが、市長の考えを 伺う。 | | | | | | | | | |

| | | (2) 新しいまちづくりの核として、小鳥居小路周辺整備と仮称 | | | | | |
|---|---------|--------------------------------|--|--|--|--|--|
| | | JR太宰府駅の設置があると考えるが、いかがか。 | | | | | |
| | | 2. 学校対策について | | | | | |
| | | (1) 小学校グラウンドの芝生化について伺う。 | | | | | |
| | | (2) 小・中学校の教室の空調について伺う。 | | | | | |
| | | (3) 屋上の緑化について伺う。 | | | | | |
| 5 | | 1. 通級指導教室について | | | | | |
| | | (1) 就学指導について | | | | | |
| | 長谷川 公 成 | (2) 巡回指導について | | | | | |
| | (3) | (3) 就学前療育及び連携について | | | | | |
| | | 2. 市内側溝整備について | | | | | |
| | | 公共施設周辺の側溝の安全管理について | | | | | |
| | | 1. 入札制度と産業振興について | | | | | |
| | | 入札時における、あまりにも安価な金額による契約は企業の体力 | | | | | |
| | | の消耗と製品の品質の低下を招くので、最低価格の制度導入をする | | | | | |
| | | べきと思うが、市の考えを伺う。また、本市の事業者育成と産業振 | | | | | |
| G | 中 林 宗 樹 | 興策について伺う。 | | | | | |
| 6 | (8) | 2. 小・中学校の校納金について | | | | | |
| | | 学校では、給食費を初め副教材等の様々な費用を徴収している | | | | | |
| | | が、これらは保護者への重い負担となっているのではないか。 | | | | | |
| | | 保護者の負担軽減について、どのような対策が採られているか伺 | | | | | |
| | | う。 | | | | | |
| 7 | | 1. 小・中学校教職員の実態について | | | | | |
| | | (1) 勤務時間の実態について伺う。 | | | | | |
| | 渡 邊 美 穂 | (2) 現在、病気休職中の教職員がどの程度いて、そのうち精神 | | | | | |
| | | 疾患の人はどの程度いるのか伺う。 | | | | | |
| | (4) | (3) これからの対策について伺う。 | | | | | |
| | | 2. 障がい者の就労について | | | | | |
| | | 市の考え方について伺う。 | | | | | |

2 出席議員は次のとおりである(19名)

| 1番 | 原 | 田 | 久美 | 美子 | 議員 | | 2番 | 藤 | 井 | 雅 | 之 | 議員 |
|-----|----|------|----|-----------|----|--|-----|---|---|---|---|----|
| 3番 | 長名 | 11(2 | 公 | 成 | 議員 | | 4番 | 渡 | 邊 | 美 | 穂 | 議員 |
| 5番 | 後 | 藤 | 邦 | 晴 | 議員 | | 7番 | 橋 | 本 | | 健 | 議員 |
| 8番 | 中 | 林 | 宗 | 樹 | 議員 | | 9番 | 門 | 田 | 直 | 樹 | 議員 |
| 10番 | 小 | 柳 | 道 | 枝 | 議員 | | 11番 | 安 | 部 | 啓 | 治 | 議員 |
| 12番 | 大 | 田 | 勝 | 義 | 議員 | | 13番 | 清 | 水 | 章 | _ | 議員 |
| 14番 | 安 | 部 | | 陽 | 議員 | | 15番 | 佐 | 伯 | | 修 | 議員 |

16番 村 山 弘 行 議員 17番 田川 武茂議員 18番 福 廣 和 美 議員 19番 武藤 哲 志 議員 20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(27名)

長 井 上 保 廣 副 市 平 島 鉄 信 市 長 教 育 長 關 敏 治 総務部長 村 甚 治 木 協働のまち 笠 哲 生 市民生活部長 有 司 和 田 推進担当部長 之 健康福祉部長 敏 信 和 田 建設経済部長 齋 藤 廣 会計管理者併 宮 原 勝 美 教育部長 Щ \mathbb{H} 純 裕 上下水道部長 総務課長 大 薮 勝 経営企画課長 今 泉 憲 治 人権政策課長兼 二三雄 市民課長 原 野 敏 彦 蜷 Ш 人権センター所長 福祉課長 宮 原 仁 高齢者支援課長 古 野 洋 敏 保健センター所長 中 島 俊 国保年金課長 進 坂 П 子育て支援課長 親 都市整備課長 原 稔 原 治 神 田 観光交流課長 建設産業課長 伊 藤 勝 義 城 後 泰 雄 兼太宰府館長 教務課長 上下水道課長 松 本 芳 生 木 村 裕 子 学校教育課長 小 嶋 禎 生涯学習課長 川 芳 文 古 監查委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 中 利 雄 議事課長 櫻 井 三 郎 田 書 井 書 記 浅 武 記 花 田 敏 浩 書 記 茂 田 和 紀

再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(不老光幸議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、16人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日13日7人、14日9人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第1 一般質問

○議長(不老光幸議員) 日程第1、「一般質問」を行います。

13番清水章一議員の一般質問を許可します。

[13番 清水章一議員 登壇]

〇13番(清水章一議員) おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。 まず最初に、地域の活性化対策等についてお尋ねをさせていただきます。

日本経済は今、失われた10年あるいは20年とも言われ、バブル崩壊後、経済はなかなか上向かず、若者の就職難、失業者の増大、あるいは賃金の縮小など、そうしたことがさらにデフレを加速させ、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。

政府の経済対策や雇用対策もいま一つ効果が見えず、明るい将来の見通しはなかなか見えてきません。経済対策は一自治体では困難でありますが、何とか地域の活性化をやらなくてはいけないと、さまざまな取り組みを行っている自治体もございます。

ご存じのように、本年の11月28日に沖縄県の知事選、和歌山県の知事選挙が行われました。 また、各自治体の市長選挙も各地で実施をされたわけでございます。

近郊では、古賀市の市長選挙が行われ、新人の竹下氏が、3期12年にわたって市政を担った 現職の市長、中村氏を破って当選をされました。勝敗の要因はさまざまあるかと思いますが、 新聞記事によれば、強い経済政策を掲げた新人に変革を望む有権者の支持が集まったと報じて おりました。地域経済の活性化に市民が関心を示している一つのあらわれではないかと私は感 じております。当選した竹下氏は、地場産業を育成して地域活性化を図り、地元の経済を立て 直したいと語ったそうであります。本市においても、地域の活性化をどのようにして目指すの か、すなわち地場産業の育成や企業誘致、さらには中小企業等の振興施策が待たれるところで ございます。 本市では、太宰府市商工会が実施したプレミアム付き商品券の発行等の支援が行われ、地域 経済の活性化について尽力されていることも承知をしているところでございます。時期やタイ ミングを見ながら、地域活性化を図ることは重要でございますが、地域経済の活性化を行うに はある程度の計画が必要ではないかと考えております。

本市では、平成14年に策定した太宰府市地域の産業・観光活性化プランがありました。年間 1 千万観光都市を目指すものとして平成19年 3 月までの 5 カ年計画のプランであります。この プランには、九州国立博物館の経済波及効果やその後についての計画が見えてこないため見直 すべきだと一般質問等で訴えてまいりました。再三にわたる私の質問で、九州国立博物館の経済効果を調査し、約62億円と発表をされております。私は、こうした調査をもとに太宰府市全体の地域経済の活性化を図るため、総合的にして新鮮な地域の産業・活性化プランのようなものを策定すべきではないかと考えております。市長の所見を求めるものであります。

また、自治体によっては、地域経済を活性化させるための条例等を制定しているところもございます。例えば、東京都江東区は地域経済活性化基本条例、北海道むかわ町は地域経済循環の促進に関する条例、真庭市は真庭市雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例などがございます。自治体によってそれぞれ状況は異なると思いますが、本市の地域活性化に向けての条例制定等についてのお考えをお聞かせください。

次に、ホームページの充実についてお尋ねをいたします。

目覚ましいインターネットの普及でさまざまな情報を入手することが可能になりました。各 企業はもとより自治体もあらゆる情報を発信し、私も行政視察や一般質問をするときには大変 役に立っております。

第五次総合計画の審議会の議事録も、ホームページで発信をされております。ところが、検索をしましたがどこにあるかわかりませんでした。担当職員に聞いてわかったわけではありますが、トップページからリンクをすればすぐにわかるのではないかと9月議会で指摘したところ、早速そのようにしていただいたところでございます。

今回、九州国立博物館の経済波及効果について発表されていますが、ホームページで探して みましたけれどもわかりませんでした。また現在、地域福祉計画の審議が行われております が、この審議会の模様も探すことはできませんでした。

そこで、各種の審議会等が行われていますが、その議事録について全部ホームページで公開をしているのかお尋ねをいたします。また、ホームページに何を掲載するのか、そういった基準があるのかお答えをください。

あわせて、各種計画や方針等がございますが、こういった情報を発信する場合の基準等があればお聞かせください。

いずれにしても、ホームページは今後、広報紙と同様に情報発信の大きなツールであると考えております。本市も充実に取り組んでいただいておりますが、よりわかりやすく、検索しやすいホームページを目指してほしいと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

- 〇議長(不老光幸議員) 市長。
- **〇市長(井上保廣)** 皆さん、おはようございます。

地域活性化対策についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

平成14年策定をいたしました太宰府市地域の産業・観光活性化プランは、第四次太宰府市総合計画に基づき、にぎわいのある観光振興及び観光を軸といたしました地域産業の活性化を図るために政策を具体的に示しておるところでございます。今回、第五次の太宰府市総合計画が策定されるに当たりまして、地域の産業・観光活性化プランの進捗状況等を確認の上に新たなプランの策定につきましても私は行ってまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) それでは、私のほうからこの間の経過も含めてご回答申し上げさせていただきます。

太宰府市地域の産業・観光活性化プランは、観光の新たなあり方とそれを実現するための方向性を示したものでございまして、この計画の対象期間でございました平成14年4月から平成19年3月までの5カ年間におきましては、平成16年に地域活性化複合施設太宰府館の開館、また、平成17年に九州国立博物館の開館を迎えるなど、観光客誘致につながる施設が開館をいたしました。

太宰府館につきましては、貸し館事業や観光案内以外にも、太宰府体験プログラムといたしまして梅ヶ枝餅焼き体験でございますとか、木うその絵付け体験などを開催し、その利用者も含めまして、昨年度は14万5,000人を超える方にご利用いただきました。九州国立博物館につきましては、開館から延べ入館者数が今年度800万人を超えたということで、もう既にご承知のことと思います。

昨年度の観光客入り込み数は約714万人でございまして、地域の産業・観光活性化プランに 掲げておりました目標値、年間1,000万人には及びませんが、今後は第五次総合計画案でも掲 げておりますように、観光客の滞在時間を延ばしていくことも重点課題として、市民を初め来 訪者にも優しい観光基盤の整備を図りまして、回遊性、付加価値を高めまして、さらに魅力あ る観光地を目指してまいります。それを踏まえまして、新たな活性化プランの策定について、 先ほど市長が答弁いたしましたように、検討してまいるところで考えております。

また、地域活性化のための条例につきましては、ご質問の中でもありました市町で制定されておるようでございまして、地場産業の振興や雇用促進のための企業誘致等が主な目的であるようでございます。

同じような趣旨で、太宰府市でも平成19年12月20日付で太宰府市ホテル等設置奨励条例を定めておりまして、地域活性化のためにこういう条例を今後展開していけないか、その辺も含めまして関係部署との調整を図りながら検討していきたいと考えております。

2件目のホームページの充実についてでございますが、日本の高度情報化社会において地方

自治体のホームページのできぐあいは自治体の印象に直結するものでございまして、自治体の 顔と言っても過言でないと考えております。

本市におきましても、本年4月にホームページシステムのバージョンアップを行いました。 あわせまして、トップページのレイアウト等についても、利用者の視線の流れを意識して項目 名も多数表示することで検索が容易となるように変更いたしました。さらに、この新しいシス テムは、高齢者や障害者を含むだれもが支障なく利用できるアクセスのしやすさということ で、アクセシビリティー機能というものを充実しております。視覚障害者などに配慮したつく り方となっております。担当職員の意識や技量の差によりまして情報量や質、鮮度に格差があ ることも否めませんが、積極的に情報を発信できるように技術的な研修も随時行っておりま す。

また、今回のシステム変更で強化された機能の一つに、各コンテンツ上の一言アンケートの欄がございます。コンテンツごとに利用者が意見や要望を書き込むことが可能でございまして、運用開始以来、11月末現在までに任意回答は177件寄せられております。対応が可能なものは、すぐに修正対応を行って回答をしておるところでございます。

お尋ねの各種審議会の議事録についてのホームページ上での公開は、太宰府市附属機関等の 設置及び運営に関する要綱第7条におきまして速やかに掲載するよう定めております。掲載期 間については、各所管課の判断となりますが、会議の日程や会議結果については所管課が一括 して掲載できるような基本ページを作成しております。各種計画や方針について基準等は設け ておりませんが、可能な限り多くの情報を発信するように努めております。今後とも情報弱者 の方たちにも考慮した、利用者に満足いただける、役に立つホームページを目指していきたい と考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

○13番(清水章ー議員) 結論が出ましてですね、地域経済活性化に向けてのプランを策定していくということで、これ以上質問をしようがないわけですが、実はこの第五次総合計画の前期基本計画の中に、今回この基本計画の中にそれぞれ関連する計画というのがずっと今回書いてありまして、非常にこれは、この基本計画があって、その下にそれを実際に実践するための各種計画があると。例えば、子育てでいけば、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画というのが平成22年3月に策定されましたよと、こういう形で見ていけば、あっ、これに関連する細かいことがここに書いてあるのだなあということで、非常に今回の基本計画の中にはその辺は評価したいなと思っております。ただ、今言う地域の活性化に関しまして、魅力的な生活空間が整い、産業が活気づくまちづくりということで、施策27の産業の振興、あるいは観光基盤の整備充実に関しては、そういった計画の予定とかということもこの中にないもんですから、これは今回でそういう形でプランを策定しようということが決まったのか、もう前々から総合的なこの活性化プランをつくろうと考えておられたのか、またいつごろ策定をする予定なのか、

それもあわせてお答えいただければと思います。

また、この前期基本計画の中にそういう予定を書き込めるかどうかもね、お願いしたいと思います。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) この第四次総合計画の中の一環といたしまして地域活性化プランを作成いたしました。その後で、調査として地域経済の波及効果、国立博物館ができた後の波及効果という調査も行いました。この国立博物館の開館前につくったプランと国立博物館開館後の変化した状況でございますとか、その辺がいろいろございます。客筋がどんなふうに変わったのかとかですね、その辺のことを踏まえて、やはり前と後の実態を見て、そして今後どうつなげていくか、まだまだ開館前で具体的な像がなかなか見えないところでつくったものでございますので、今後の展開が要るなあというのは考えておりました。明確に今後、第五次総合計画を現在上程しておるところでございますが、そういうものをつくっていく中で、この後、基本計画そして実施計画、そのようなことでいろいろ計画をおろしていきます。そういうところでつの指針として、観光・産業につきましても一つのプランが必要ではないかなというのを現在考えとるところでございまして、以前からいつごろつくろうということでは考えとったものではございません。ただ、今後の次の展開というものを一つの柱として持っておく必要があるだろうというふうに考えとるところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) 答えになっているような、なってないような感じだけども、要するに、今まだほとんどやらなくちゃいけないなあという感覚はそれぞれ持ってらっしゃると思いますけど、まだ具体的に動いてはないと思うんですね。いつごろ動き出すのか、いつごろ策定をしようと考えているのか、そこまでいってないのかどうかね。もしいっているとすれば、そういったことがある程度あればこの基本計画の中にきちっと入れとけばいいのじゃないかなあと思っているんですが、まだ漠然としているって形ですか。それとも、もう5年以内にやっぱり策定はしなくちゃいけないと思っているのか、あるいは2年以内か、それとも1年以内なのか、その辺はどうなんですか。そこのところをちょっときちっとしとかないと、何かつくりますよという話やけど5年後のことかもわからんし、見通しとしてどの程度の時期で策定をしようとしているのか、お答えお願いしたいと思います。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

〇総務部長(木村甚治) 非常にちょっとわかりづらい回答で申しわけございません。

この前期の計画の中ではつくりたいというふうに考えております。と申しますのが、現在の 歴史的風致維持向上計画で市民遺産でありますとか、もう一つの大事な観光資源のものが動き 出しております。その辺をちょっと見ながらですね、つくりたいというふうに考えております ので。ただ、前期の中ではつくっていきたいというふうに考えております。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) 5年以内ということだろうと思いますが、先ほど申しました、部長のほうから答弁がありましたこの歴史的風致維持向上計画ですかね、すばらしいものの認定を受けたということで、こういういろんな、これからの太宰府市の活性化に当然結びついていくと私は思っております。こういったことも含めながら、あるいは商業、あるいは農業等、いろんなことを連携しながら、産業元気とまたこの観光基盤とも連携するわけですけど、この基本計画を見ると何かこれが、基本計画、産業とこの観光とか何か別建てになっているような感じですが、やっぱり連携したプログラムをつくる必要があるのではないかと、そういうようなことをいろいろ思っております。

先ほどちょっと古賀市の市長選挙のことで質問させていただきましたけども、若干私が質問項目を出した後に、11月28日の新聞を見ますと、この市長さんが告発をされるというようなことが出ておりました。内容としては、虚偽経歴じゃないかと。実際には会社の社長をされておられたと、だけど立候補する段階ではその会社がなかったというようなことで、そういう形で経歴詐称じゃないかということが新聞に載ってましたので、一応お断りしておきたいと思います。ただ、この関係者の一人の中に、有権者の中には会社代表の肩書を信用し、経済対策の実現に期待して投票した可能性もあるということで、やっぱり民間の手法というものを非常に期待されてそういうようなことが結果としてあったかどうかは私もわかりませんけれども、マスコミではそのように報道をされております。

私は、ぜひこの総合的なですね、前の地域観光の場合は、観光プランはどうしても太宰府館を中心としたプランの内容で、活性化をどうつなげるかといった部分に関しては余り触れられてないんですね。ですから、企業誘致、事業所、事業所って書いてます、IT、環境に負荷の優しい事業所を誘致するとか、そういうようなことがこの基本計画の中になってますので、それを具体的に網羅させた形でですね、プランの計画なのか、そんなものをつくっていただければと思っております。

先ほど部長、今答弁で、もう条例はあるんですか。今、あるような話されてましたが、地域 活性化の。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 例えば、先ほどご質問の中にありました真庭市という、岡山県の真庭市というところがひとつ同じような条例があるんですが、そこがいろいろな、企業誘致の中のいろんな業種を定めたような条例を持っております。そこの企業のいろんな種類の中まではなりませんが、太宰府市といたしましては平成19年12月20日という形で、太宰府市ホテル等設置奨励条例というのを定めております。これは、進出してくるホテルに対しまして奨励金、固定資産税相当額の何分の1という奨励金をするというようなことでつくってきた経緯がございます。ただ、これが、今のところホテルだけになっておりますが、これを業種的に今後どんなふうに展開するのかですね、その辺のことの検討が必要かなというところで考えておるところでございます。同じような趣旨の条例としては、平成19年に1度策定をいたしております。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

〇13番(清水章一議員) ちょっと私が言っている条例とは少し違うような、ニュアンスが違うような感じがします。

今回、本当は質問の発端になったのはですね、それぞれマニフェストというのが今言われて いるわけですが、地方議会でも、あるいは地方の首長さんたちでも、政策をどのように実力発 揮したということで、このマニフェスト大賞とかいろんな形があるわけですね。今回、第5回 のマニフェスト大賞が発表されまして、その中で最優秀賞をとったのが鳥取県の倉吉市という ところが、これが地方議会ですね、がとられておられます。この鳥取県の倉吉のことをちょっ と紹介させていただきたいんですけども、地方分権の時代に議員の政策立案能力は、私たちの ことですね、これ、の政策立案能力が問われていると。その中で、鳥取県の倉吉市議会が主導 した「倉吉市くらしよし産業元気条例」が2009年4月施行ですが、第5回マニフェスト大賞の 最優秀成果賞を受賞したと。この条例の内容はですね、市長や市議会、市民らの役割を明示し たことが特徴で、自分たちで課題を発見、分析し、条例制定に至った点が評価をされたと。そ の次なんですけども、この条例というのはどういう条例かと。これは、市民、企業、有識者ら による産業振興戦略会議を設置したと。条例があって、その条例に基づいて市民や企業、有識 者らによる産業振興戦略会議を設置。パブリックコメントも行いながら会合を重ね、地域振興 の指針となるビジョンを策定したというところが非常に高く評価をされている。だから、条例 をつくって、それからさらに、その条例に基づいて地域振興の指針となるビジョンを策定した と。その策定をするに当たっては産業振興戦略会議を設置したと。そのビジョンの内容という のは、大きく3本の柱に分かれているわけですが、ものづくり産業の振興が1つ、それから2 番目に農商工連携による新産業の創出、そして3番目に魅力あるまちづくりと観光業の振興と いう3本柱の方向性を提示し、実現に向け立案された、施策は約44に上ると。特色がですね、 あるんですよ。どういうことかといいますと、雇用自立度と市民所得指数という数値目標を設 定した。この市民所得指数という数値目標を設定したということが非常に特色なんですが、雇 用自立度は市内事業者の就業者数、市内で働いている事業者の就業者数を市民全体の就業者数 で除し、どれだけの人が市内で働いているかを示すのがこの雇用自立度。それから、市民所得 指数というのは、県民平均の課税標準額を100とした市民平均値、わかりやすく言えば、県民 の平均所得との比較。だから、県民の所得とこの倉吉市民の所得がどうかと、そういう形で、 私たちがなかなか見えにくい地域振興の進展ぐあいを市民にわかりやすく伝えるための仕組み になっていると、こういった意味において、倉吉市の商工観光課は目標数値の算定方法まで考 え出した自治体はないのではないかと話をされていると。これをつくった市議会は、精神や思 いだけではなく、具体策が必要ということを考えられて、この条例を制定する決断をされたと いうようなことでございます。

この条例がいろいろありましてですね、この条例の中に、やはり第5条、「倉吉市くらしよ し産業元気条例」という条例。くらしよしですから、倉吉の字をとられてくらしよしってされ たんだろうと思っておりますけども、ネーミングもなかなかいいネーミングだなと思ってますが、この倉吉市地域産業振興ビジョンの策定というのがありまして、第5条に書いてあるんですね。市長は地域産業の状況を分析し、地域産業の振興に関する数値目標を定めなければなりません。市長は前項の目標を実現するため、地域産業振興戦略を定めた倉吉市地域産業振興ビジョンを策定しなければなりません。そのために倉吉地域産業振興戦略会議と、こういう条例をつくってビジョンをつくっておる。この私、ビジョンを読もうと思いましたら、ページ数的に146ページぐらいあるのでちょっともうプリントアウトしなかったんですけども、要するに条例をつくって、それに基づいてメンバーを選び、そしてビジョンをつくっておるというような形なんですね。だから、条例が先にあって、その後にプランが来ていると、こういうようなことで、この条例とこのプラン、計画についてお尋ねをしているわけですが、こういった部分での条例を私はちょっと頭の中に入れながら質問させていただいたわけですが、いかがでしょうかね。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 倉吉市の、ニュースだけちょっと倉吉市の分は聞いておりますけど、中身のことについて詳細はちょっとまだ存じておりません。ただ、地域の活性化、そして産業の育成というときには、行政の中だけでプランを立てても多分動かないのではないかというふうに感じております。また、さきの総合計画の審議会の中でも、行政がしても何もならんというような意見もちょっと出たりしておりました。そういうことからも、実際に取り組んでいくには地域の方々の動きも必要になってくるものだというふうに考えております。そういうことから、今後、地域への企業の誘致も含めまして、産業の育成に向けては、やはり地域の皆さん方の意見を反映して協力を受けて、そして一緒につくっていく必要があろうと思いますので、恐らく今後の検討といいますか、そのような中で委員会等つくって、一緒に汗をかいていくようなことになろうというふうに私は考えております。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) 今すぐ答弁は難しいかわかりませんが、つくるかつくらないかは別にして、一応こういうような先進地がありますよということで、今後つくるに当たって参考にしていただければと思っております。

続きまして、ホームページについてお尋ねをしますが、いろいろ先ほど答弁されましたけども、なかなか検索、もうわかりやすい分もあるし、わかりにくい分もあるんですが、大体どこを見たらいいのかなと思っているわけですね。例えば、太宰府市の計画についてどこを見たらいいのか。サイトの見方、トップページがありますね、太宰府市の。サイトの見方、総合案内、組織から探す、分類から探す、公共施設の案内とかというのがあるわけですけど、その中で分類から探すという部分で見ますと、市の計画書というのがありまして、総合計画があって、第四次太宰府市総合計画と第五次太宰府市総合計画審議会会議結果一覧というのがこの計画の最初にあります。これは、もう今やっているところですね。それ以外に総合計画以外の計

画というのがありまして、これ、ずっとあるわけですが、この第五次総合計画の前期基本計画 がありまして、この中に関連する計画というのがいろいろたくさんあるわけですね。これが、 全部載せてあるやつもあれば、載せてないやつもある。そういう部分で、何を基準としてこの ホームページに載せているのかなと。私も、実際調べたいわけですよ、太宰府市のことを、い ろいろ。先ほど部長が言いました、こういった地域経済の波及効果の測定分析というのがあり まして、これ、たしか私も1回最初もらって、ある人からぜひそれを欲しいということで言わ れて、じゃあ参考に見てくださいということで戻ってこないままだったものですから、また観 光交流課に行ってもらって、そうこうするうちにまたどっか行ってしまって、もう何回ももら いに行くわけいかんもんやから、とにかくホームページでとろうと思ってやってみましたら、 入っているの、あるのか、ないのかな、ホームページ、私もよくわからないんですが。こうい ったものの、これはですね、この中を見ますと、波及効果があると、太宰府市の経済の波及効 果があるということが、このプランの一つの大きな、この実態調査をした目的の一つのように 私は感じているんですね。太宰府に店を事業所を設置しますとこれだけの波及効果があります よと、それだけの大きな効果があるのではないかとこの中に書いてあるわけですが、書類だけ で終わってしまったらもう意味ないわけ、記者会見と。だから、やっぱりこれだけの太宰府に 事業所を設置すると大変な経済効果がありますよ、またさらにこれから経済効果を高めていき ますよということが、また事業所を呼ぶ呼び水になると思うんですが、これはあるんですか、 ないんですか、ホームページに。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) これを行ったときには概要版を載せておったようですが、現時点ではホームページにアップしてないということでございます。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) だから、途中で出して、途中で消えると。その消えるというのが、消えるとか、要するにもうサーバーの関係なのか、もう必要ないと考えているのか、その辺は、私はよく基準というのがよくわからない部分があるんですけれども、これはやっぱり次のものができるまでいつまでも載せとってもよかったんじゃなかろうかなって感じはするんですが、それもどこに載せていたのかもよくわからないものがあるんですけども、そういった部分になっていると。これ、一例ですよ。これ、一例ですよ。決してこれだけのことを言っているわけじゃないんですよ。でも、非常にいいやつじゃないかと。やっぱりきちっとこれもホームページの中に載せとくべきじゃないかと。

この観光の、この何というんですかね、例えば、この第五次総合計画の中に観光基盤の整備 充実という部分もあるんですけど、この中にもこのことは書いてないんですね、各種計画の関 連の中に。こういったことをやりましたよということも書いてない。だから、もう少し、せっ かく、これだけ価値のある、新聞の記事にも載ったような内容の部分ですので、そういった部 分に関しては、やはりどこかでね、何かやっぱりそこそこの所管で、もうだれも見てないけ ん、もうこの辺で消していいんじゃなかろうかという調子じゃなかろうかなと私はちょっと思っているんですが、そのところはきちっと、やっぱり出すときは出す、発信しなさい、で、じゃあもうそれは必要ないと思うんなら、もういいですよという形の部分をね、どこかの所管で必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) やはりこういう資料ものは残しておいて別に、残して悪いことはないというふうに考えております。私もよその行政とかのホームページ見ていって、どんどんクリックするとどんどん、どんどん資料が出てきて、逆に戻れなくなるような状況もございます。そのくらい情報公開といいますか、情報の提供はしていいのかなというふうに考えておりますので、今後、いろんなこの計画等つくり上げたものについては、どんどん提供していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。
- ○13番(清水章一議員) だから、何を載せるか、いつどういう形で消すかということに関してはですね、やっぱり基準をつくっていただきたい。この基本、第五次の前期基本計画の中にも、部長も一々聞いたってわからないとは思うんですが、まずこの中にある、いろんな計画あるわけですが、ホームページに載っている部分と載ってない部分があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですかね。
- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 載っている分と載ってないものがございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。
- **〇13番(清水章一議員)** 済みません。何をもとにして発信しているのか、何をもとにして発信 してないのかというのは、そういう基準みたいなのはあるんですか。それとも所管の判断って 形ですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 所管の判断で現時点では行っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。
- **〇13番(清水章一議員)** だから、そこが私が一番のウイークポイントじゃないかと思ってます ので、総務部なりどこかが所管をもって、やっぱりこういった部分に関してはですね、きちっ とした形でやっていただきたいと思っている。副市長、何かあるんですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 副市長。
- ○副市長(平島鉄信) 今回、清水議員のお尋ねの中で、庁議でいろいろ協議をいたしました。できるだけ我々、透明な行政運営をやってますので、すべて公開してもいいよということを常々申し上げております。所管課には、できるだけ載せるようにということだけで、私どもも今回、載っている、載ってないというのが初めて私もしまして、なかなかわからないんで、検索というのがあるんですけども、あそこで見ても出てきませんで、あっ、これは載ってないのか

なというようなことも体験いたしました。特に我々は内部資料でファイルを持っておりまして、それでほとんど見てますもんですから、ホームページから見ないということもございまして、私自身としては載っているだろうというふうに見識しておりました。今回そういうことがわかりましたので、できるだけ載せるような基準を設けて、消す基準も今回ご指摘のとおり作成をしたい。そして、職員が同じ情報の範囲の中で、載せる、載せない、消す時期ということを明確にしていきたいというふうに考えております。

〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) ぜひお願いします。

ちょっと気がついたことで申し上げますけども、計画というプランにずっと太宰府市の計画 が載っておりまして、これを見ますとほとんどこの今言ったような部分が載ってないのと載っ ている部分があるので、何が載ってないのかよくわからない部分があるんですが、どうせ載せ るからにはですね、やっぱりこの基本計画に沿った形の名称と同一の名称にしてもらいたいん ですね。例えば、今このホームページに出てます、にこにこプランの太宰府市次世代育成支援 対策行動計画、2010年11月って書いてあるんですね、このホームページの一番トップ見ます と。これは、どれだろうかなと思って見ましたら、にこにこプランというのはこの前期基本計 画の中にありまして、ここには、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画、平成22年3月っ てあるわけ。こちらには後期が入ってないんですね、このホームページのほうには。違うのか な、どうかなと私もまず考えたんです、自分自身で。そして、2010年11月ってなってまして、 こっちは平成22年3月と載ってましたね、こっちの計画と、どこがどう違うかというと、まず 1つ、西暦と元号、元号というんですかね、平成とか昭和とか使い方をしているのと、こちら は違う。こっち側は、よく見ましたら発信をした日付だったんですね、発信をした日付。です から、この中にやっぱり策定した年月日が必ず要りますので、ホームページのほうにはこの基 本計画に沿った形での内容をね、載せていただきたいなと、またそのとおり載せていただきた いなと思っておりますので、よろしくお願いします。今、副市長のほうからそういったことも 含めて基準等を決めていきたいということでありますので、期待をいたしております。

またあわせてですね、計画だけじゃなくて、審議会、これもちょっと質問の部分ありましたけれども、今総合計画の審議会の部分だけが情報公開になっていると思うんですが、そのほかに審議会等やってます、今現在。総合計画以外も、総合計画は終わりましたけど、それ以外の審議会等はやってます、何か。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(和田敏信) ご質問の中にありました地域福祉計画関係、これ、審議会でございませんけど、策定委員会ですね。こちらのほうは、今やっております。ホームページに載ってないということでございますけど、8月26日から始めまして、最初は委嘱状交付と、その後、実際審議に入りましたのが11月に入りましたんで、あくまでまだできてない状態で、近日中には載せたいというふうに思っているところでございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。
- ○13番(清水章一議員) 実はですね、これ、審議会に出られたメンバーの方が、これ、2回目か何かですよね、たしか、前も1回やってて。前のやつの議事録を見たいとおっしゃったんです、審議会の。しないと、自分が初めて参加するに当たって、どういうことが議論なされて現在できてきたのかということを知りたいけど、どうやったら知ることができるでしょうかって話になったもんですから、その辺のことも参考の一つとしてですね、関心のある方はそういう形で見られてますよということもありますので、ぜひ審議会等も含めましてどういう形で情報公開するかということもあわせてご検討いただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 通告いたしております、同和対策が終了したが今日まで同和問題に対する行政政策が行われております。その内容は、現在の行政運営には必要のない条例の廃止、補助金、負担金、扶助費等の財政健全化のために改めるために質問をさせていただきます。

平成13年、同和対策事業や施策は終了しましたが、市の条例等は昭和60年より今日まで、条例、規則、規程、訓令等や法的根拠のない補助金の支出行為が行われており、太宰府市は同和行政を最優先する施策が行われておりますので、人権都市宣言条例の修正を初め、同和事業、同和教育見直し、また廃止について、市長、教育長に回答を求めます。

本日、議長より許可をいただきまして、私の一般質問原稿を配付をさせていただいております。まず初めに、これは、今年の10月30日に部落解放同盟福岡県連、松本環境大臣が就任したために福岡県の委員長が辞任されて、組織体制が確立されまして、委員長代行に組坂さんが就任をされました。そして、組織関係ですが、この組織図を見ていただいて皆さんお気づきになりますか。この組織体制が2年間続くわけですが、この中に同和という文字は1字も入っておりません。運動団体自身が、同和問題を人権にかえようとしているわけであります。ところが、市民が太宰府に来て同和地区があるのかという問い合わせをしたり、同和地区に建設するという計画が出されると、昨日の解放新聞にも載っておりましたが、その責任は全部行政にあります。ところが、この同和問題をなくさなければならない行政がみずから同和行政を条例やあらゆる規則に入れる、こういう状況ですので、私は、まずこの同和行政を人権政策にかえるべきだと。同和という名称をなくす。運動団体自身が同和という問題を、この組織実態の中から見ても担当部署も責任者も一切一字も出てこない。ところが、行政は同和を最優先する。ここに、大きな差別問題が、行政みずからがつくり出すということであります。そのために本日、太宰府市にあります条例というのが最優先ですが、条例のその下の下である規則や規程や訓令であらゆる行政施策が、何と20近くも行われておって、今まで昭和60年から、平成13年に

同和対策事業は終わりましたが、今日まで同和対策事業が行われている。

この際、まず、2番目に書いております行政事務改善委員会規程、行政改革推進委員会規程に基づいて執行部に早急にこういう同和対策、同和教育、これを改めるように、まず質問をさせていただきたいと思うのであります。その根拠になっているのが、皆さんには条例集や規程や訓令を配付いたしておりませんが、平成7年12月25日に太宰府市人権都市宣言条例が制定されました。これは、人権を守ることは国連憲章に基づいて当たり前になっておりますが、この中に一番大きな問題は、「最も深刻にして重大な社会問題である部落差別を初め」、この文案が太宰府市の人権条例の中心になっております。「部落差別を初め」というものを、できれば平成7年12月25日に制定した人権条例を見直すべきではないか。部落差別という問題を行政自身がひな形に第一に上げることは、まず問題がある。そのために、この条例を人権という名のもとにかえるべきだということで、まず指摘をしておきたいと思います。

それから、第2点目にあります事務改善委員会というのは何なのか。当然、太宰府市にふさわしくない、事業も終了した、そういう場合について、行政事務改善委員会として今出されておりますこの1から10、それから教育関係では1から5、それ以外に法的根拠のないいろんな部分もありますが、まずこういう行政運営に効率化を図るために第五次総合計画も審議をされておりますが、こういう状況の中で、組織、機構の改善に関すること、分限、財務、こういう規程や訓令やそういうものがあれば、当然予算の支出がありますので、この責任者は副市長であり教育長であり、各部課長が構成されておりまして、まず内部で検討をしていただきたいと思うわけであります。

第3番目に、太宰府市行政改革推進委員会というのが平成8年9月25日、規則第28号で制定されております。これは、市長はみずからこういう同和対策事業が平成13年に終了し、今日まで延々と7年、8年と続けていることについて、市長みずからがこういう同和行政、同和教育、これを見直すように行政改革推進委員会、市長は市民5人以内、識見を有する者5人以内で諮問する権限を持っております。いつまでも延々と同和対策を行うのか、同和教育を行うのか、こういう状況をしっかりと同和問題の解決、人権問題にかえるために諮問をしていただきたいというふうに私は要求をいたします。

次に、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則、条例の下に置くものが、平成20年3月26日に規則第5号で出されておりますが、この中の問題としても、太宰府市の人権、同和ではなく人権をどうするのか、こういう人権施策が平成20年に出ておりますが、人権都市宣言が基本になり、同和対策、同和行政、同和施策を実行している問題がありますが、こういう同和問題を人権にかえるために、推進審議会規則の中で、識見を有する者7名で構成するわけですが、こういう問題についても改めていただきたいがどう考えているのか。

次に、それに附属する太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程というのが、同和対策も終わりまして今人権になっておりますが、再三にわたってさまざまな形で組織内部で見直しをされてきました。ここには同和問題という表現はありませんが、平成20年3月

26日に訓令第2号で出されておりまして、各課の部長から課長で人権推進とやってます。ところが、この人権推進と言いながらも、毎年行われているさまざまな部分は同和教育、人権まつりと言いながら同和行政を最優先する内容になっており、人権とは何なのか、男女の問題もあります、差別はあってはなりませんが、こういう問題についても同和行政、同和教育をどう改めるかは、この場所でも検討する必要があるんではないでしょうか。

次に、一番大きな問題は、太宰府市人権・同和政策基本計画策定委員会、なぜ同和政策基本計画を策定をしなきゃいかんのか。国が同和対策は終了し、同和という発言すら余りしないようになっております。私も今月の16日、まだ今月の22日に総務省と福岡県教育委員会同和対策と協議をするようにいたしておりますが、同和という問題については終了している。ところが、自治体自身が同和問題を最優先に上げる、こういう問題については、もう改めるべきだという考え方が県や国にもあります。ところが、太宰府市は、いまだに同和政策基本計画策定委員会を内部で行っている。こういう状況の中で、基本政策に基づいてさまざまな同和研修が行われる。ここにおられる執行部、また現在業務についている職員、市民、教員、そしてさまざまな形が、議会もそうですが、同和研修がなされます。人権研修ならともかく同和研修という形でやられる。1時間、2時間。少なくとも職員がその研修に参加をすると、1時間当たりは2,000円。そうすると、そういう費用が、その間の業務はとまるわけです。本当に回数はさまざまな形で同和研修がやられている。こういうものをやはり見直すべきではないでしょうか。

次に、太宰府市同和対策推進会議の規程が平成9年6月30日、訓令の第7号で行われております。この訓令は、同和問題の解決が国民的課題であり、行政の責任で解決しなければならないと、こういうふうに規程の中に明記されておりますが、同和問題の課題としては、昭和30年から平成13年まで国の大きな事業とし、全国一体で行ってきました。太宰府市も30年間にかけた金額については、1年間当たり約2億円の予算を計上しました。事業費は別であります。60億円近くのお金をこの太宰府市も同和対策事業に使ってきたわけであります。それを今日また延々と続けようということでしょうか。私は、この際にこういう同和問題の解決じゃなく、こういう規程を廃止すべきだと考えております。

次に、太宰府市人権・同和問題啓発推進会規則であります。これは、条例ではありません。 しかも、平成2年3月30日、規則第7号で規定されております。太宰府市人権・同和問題じゃなくて、人権啓発ならともかく、太宰府市民に同和問題に理解をとわざわざ駅頭に立ち、記念品、そういう部落差別をなくしましょうと議員を初め職員、地域一体となってやりますが、こういう人権を守りましょうというならわかりますが、この同和問題解決のためにご理解をというのは、行政みずからが差別、この町には同和地区がありますよ、この町には部落差別が現存しているんです、この町には同和問題で大変苦しんでる人がおるんですと行政みずからが市民に訴えていく、こういうことになるんではないでしょうか。私は、そういうことはやめていただきたい。同じように人権として人権を守るような活動をするために同和問題啓発、こういう規則は必要ないというふうに考えておりますが、行政はどのように考えているわけでしょう か。

また、この同和対策事業を30年近くやってきましたが、いまだに太宰府市同和地区諸扶助支給規程という形で、同和地区の方々に対して老人医療費、全額無料であります。5歳未満の医療費、個人負担も入院給食費も無料であります。介護サービスも同じであります。年金についても、特別に月5,000円の支給をいたしております。また、自動車の運転免許を取ろうとする場合、日当補償まで行っております。しかも、こういう部分について、制度はもうある一定所得制限をなされておりますが、生活保護の1.3倍、生活保護の1.3倍というのは、月の給与が30万円以上あっても受けられるということであります。皆さん、私ども議員として報酬として受け取っとる金額は30万円を切るわけであります。議員と同じような報酬をもらっていても、こういう制度が適用されるというのは、こういうものがあっていいでしょうか。こういうものは改めるべきであります。しかも、これについて、こういう制度を利用する場合にだれが証明をするのか。解放同盟の支部長の証明があれば無条件で通るというわけであります。こういうものがいまだに行われている。私が証明したら認めるでしょうか。皆さんが証明したら、私は部落出身だといってこういう申請を出せば認めるんでしょうか。こういう特権を与えることは、私は好ましくないと思っております。こういうものをいち早くやめること。

そして、太宰府市には人権センターというものが、太宰府市南隣保館、南児童館、南体育館として設置されてますが、これは、運動団体が中心になって使われております。人権センターというのは、多くの方々が人権尊重を守るために利用できるものでありまして、解放運動団体の施設ではありません。こういうものが独占的に使われていることについても、やはり改めるべきではないでしょうか。

次に、教育委員会についても、やはり大きく教育行政の見直しを行っていただきたいと思います。太宰府市の教育長さんは、北九州でこういう同和行政、同和教育の問題を一切解決したすばらしい教育長さんであります。この教育長さんがおられて、しかもこの太宰府市には人権同和教育推進委員会規則が昭和60年から今日、30年間続けられており、小・中学校における同和教育の推進をどのようにするのか、子供たちに同和教育をどう教えていくのか、こういう教育委員会規則が昭和60年6月1日から規則第6号で延々と30年以上続けられている。こういう同和教育ではなく、人権教育にかえるべきだというふうに私は考えておりますが、どのように教育委員会は考えられているんでしょうか。

また、平成4年11月4日、平成13年で同和対策事業は終了いたしておりますが、いまだに同和教育教材作成検討委員会、こういうものが、小・中学校で同和教育をどのように教えていくのかという教材検討委員会があります。当然、県の教育委員会が決定することですから、太宰府市で独自に7つの小学校、4つの中学校に同和教材をわざわざ太宰府市が決定する必要はありません。文科省の決定があるわけですから、独自にこういうものをつくる必要はないと考えておりますが、どのように教育委員会は考えているんでしょうか、お答えを願いたいと思います。

また、太宰府市促進学級指導員規則というのがあります。昭和60年6月29日に教育委員会規則第4号で規定されております。児童館、隣保館に学校教員を初め同和地区の子供たちの学力向上という形で、わざわざ同和教育同和地区中心に促進学級が設定されて今日まで行われております。しかも、教員の負担を少しでも軽くしたいという過去の私の質問について、ある一定の改善がありますが、いまだに市内の小・中学校の教諭を初め、他の教育委員会が適当と認めたものを配置をし、ほんの数名の子供のために促進学級が行われている。これも、やはり改めるべきではありませんか。

これと関連するのが、昭和63年6月29日、教育委員会規程第5号で、こういう社会同和教育を推進するために同和地区における子供たちの子ども会育成という形で指導員をわざわざ配置をしている。こういう問題についても、子ども会と育成会にわざわざ指導員を配置してそこに報酬を払う、こういうものが必要かどうか。昭和63年から今日まで行われていることについても見直すべきだと考えております。

また、太宰府市地域改善対策専修学校等技能習得資金貸付要綱というのがありまして、子供たち、同和地区の学生が専修学校をした場合については、これについて入校支度金として最高17万660円、毎月の修学資金として5万2,000円が支給されてきました。これについて、現在は行われておりませんが、この償還免除規定が今日まで生きております。まだ何人の返還があるのか。しかも、これは現実には返還がされているのかどうか。もう返還はなしにあらずなのかどうかも明らかにしていただきたいと思います。

それから、太宰府市同和教育研究協議会というのが、本当に以前からあります。これは、学同研として288名、行政の職員が124名、市民15名の参加で今年だけでも373万2,000円の市の補助金が支出されておりますが、これは何の法的根拠もない、任意の団体です。しかも、会費は総予算の14%、行政丸抱えであります。こういうものが出されており、法的根拠のないこういう部分に教員や職員や、これに大変な時間をとる。しかも、その予算の中で市民まつりに120万円、そして福岡県の人権や4市1町や部落解放研や福岡県人権関係に、何と73万5,000円も支出をする、そして、各この予算全体の中で見ると90万円が研究課題としての予算であります。通信費も幾らかありますが。こういう373万2,000円、これが30年近く、以前は何と400万円近くも出されておりました。

1億2,000万円を超える金額が今日まで支出をされたわけであります。こういう問題を行政改革や行政予算の関係、また平成23年度の予算編成に当たってどのように見直し、どのように同和問題を改め、どのように人権政策にかえていくか、行政としては明確な回答をいただきたいと思います。

今回は特別項目を大きく計上いたしましたので、私の残り時間は少なくなっておりますが、 簡潔に回答いただき、平成23年度予算に反映することを要求します。

再質問については自席で行います。

○議長(不老光幸議員) ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時07分

$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午前11時20分

〇議長(不老光幸議員) 再開します。

市長。

〇市長(井上保廣) 法的根拠のない同和対策の終結と条例廃止・整備についてお尋ねでございます。私のほうから回答を申し上げます。

平成14年3月に地対財特法が失効いたしましたけれども、太宰府市では失効前の平成13年6月から今日に至りますまで46回に及びます同和対策事務事業評価検討会議を開催をいたしまして、同和対策44事業の見直しを行いまして、事業の廃止でありますとか、あるいは一般対策への移行等を今日まで行ってきたところでございます。

この見直しを行います過程、視点でございますけれども、その当時、論点整理をいたしておりました。そこではまず、過去をシビアに検証し、現実を科学的に把握し、認識することから出発するというようなことをいたしました。そして、2点目でございますけれども、同和対策審議会答申、これは昭和40年8月11日から現在に至るまでの歴史的経過、それから国際的、その当時の潮流を踏まえる必要があるというふうなことでの論点整理でございます。3点目が、そういった上で、今後の市民の人権意識あるいは人権改革のさらなる醸成と同和地区住民の一層の自立向上を図ることに力点を置いた、そういった施策の見直しを行ってきたところでございます。

その見直しに当たっては、同和問題の解決に本当に今までのものが役立ったかどうかというようなことが、1点、私どもは確認をいたしております。それから、真に、2点目でございますが、地区住民の自立向上に役立ってきたかどうかと、こういった見直しの論点整理をいたしておりました。そして最後には、市民の理解と共感と指示が得られておるかどうかというようなのが、当初出発においての論点整理でございました。そういった私どもの基本的な考え方でございますけれども、この特別対策の終了が同和問題の解決への取り組みの終了を意味しないというような、ここを行政として押さえておりました。

特別措置法、昭和40年、昭和44年の同和対策特別措置法から平成13年まで失効まで、一般法に優先して特別的な措置を、財政的な措置を国が行い、そのこと等について市のほうでも事業実施をしてきたところでございます。おおむね武藤議員がおっしゃいましたように、80億円ほどこれに投入をしておると思います。ただ、この財政的なもの等につきましては、75%の償還といいましょうかね、元利償還が国のほうからあっておりますので、すべてが市費ではないというふうなことについても市民の皆さん方にきちっとお話を申し上げておきたいというふうに思っております。

太宰府市といたしましては、行政の責任を明確にするというふうなことについては大事だと いうふうに思っております。これまでも増して行政ニーズを的確に把握をしまして、そして対 処する主体性が私は大事であるというふうに思っております。従来の特別措置法行政から真の 行政確立行政への転換を図ってきたのが今日の姿であるということをご理解をいただきたいと いうふうに思っております。

現在、運動団体補助金及び老人医療費補助事業、あるいは介護サービス費扶助事業の3事業が、今の4事業の中で残っておるものでございます。廃止でありますとか縮減に向けて、関係団体との協議を鋭意行っているところでございます。また、条例、規則等につきましても、事業の廃止や見直し等によりまして、その都度廃止や改正を行ってきております。啓発関係事業につきましては、まだ部落差別の事象が依然として残っておりまして、憲法に規定をいたしております基本的人権の尊重が保障されていない状況もございまして、人権政策の一つの柱として取り組む必要があると私は考えております。今後とも市民意識や地区の実情を把握しながら、そして社会状況の変化等々も踏まえまして、実効性のある人権政策に改めていきますし、また進めてまいりたいというふうに思っております。詳細につきましては担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。

〇市民生活部長(和田有司) それでは、例規等の見直しということでご質問をいただきましたので、私のほうから回答をさせていただきたいと思います。

ご指摘の条例、規則の中で、まず配布されました資料の5番目になりますけれども、太宰府市人権・同和政策基本計画策定委員会規程でございますが、その役割を太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程、こういう規程に引き継いでおりますので、この分については廃止をさせていただくということで考えております。

それから、続きまして5番目でございますが、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針 策定委員会規程、これにつきましても、仮称人権尊重のまちづくり推進本部、こういう組織を 立ち上げましたら廃止をさせていただくということで考えております。

それからあと、9番目になりますけれども、太宰府市同和地区諸扶助支給規則につきましては、実際行っております事業と整合性を図る必要がございますので、速やかに改正を行っていくと。

現在、残っておりますのが、2つでございます。この部分は、老人医療費、それから介護サービス費の2事業が残っておるだけとなっております。

なお、そのほかの条例、規則等につきましては、現時点でのすぐの廃止というものは考えて おりませんが、社会状況の変化に応じて改廃の検討を行っていくということにいたしておりま す。

まず、1番目の太宰府市人権都市宣言条例につきましては、本市が市民と一緒に協働して進めます人権尊重のまちづくりの基本となる条例でございますし、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則は、人権尊重のまちづくりについて審議会委員の皆様から今後とも提言をいただくために必要だというふうに思っております。

それから、太宰府市人権センター条例につきましては、これにつきましては、本市の人権尊重のまちづくりを進めていく上で拠点施設ということになっておりますので、社会状況の変化、こういったものに留意をいたしまして、設置目的に沿った機能が十分に発揮されるよう運営管理に努めてまいるところでございます。

それから、太宰府市人権・同和問題啓発推進会規則、これにつきましては、市内の各種機関 及び団体の人権・同和問題研修と啓発を推進していくため組織しているものでございまして、 現在、推進会構成団体は33団体ございます。市民への人権啓発を進める上で大きな役割を果た しておるというふうに考えております。

それから、太宰府市行政事務改善委員会規程でございますが、社会情勢の変化に対応した行政運営の効率化を図っていくということを目的といたしたもので、人権行政関係もこの間、適宜、課、係等の名称変更、職員の適正配置、事務分掌の見直しなど行ってきたところでございます。

それから、太宰府市行政改革推進委員会規則は、本市の行政改革大綱について答申をしていただくもので、先ほど市長からも話がありましたように、この答申をもとに現在、太宰府市行政改革大綱、これに沿って行財政の改革に取り組んでおりまして、財政の健全化を目指した市政運営を行う中で、同和対策事業の縮減、廃止に努めさせていただいております。

太宰府市同和対策推進会議規程、これにつきましては、同和対策諸事業の連絡調整を図り、 円滑な推進のための庁内会議を設けたものでございまして、課内、部内、全庁的に課題を検討 する会議ということで規定をいたしております。名称や所掌事務について検討を加えていく余 地もあるというふうに考えておりますが、人権課題の原点とも言うべき同和問題を中心に取り 組んでいくということから現行の名称とさせていただいております。

次に、運動団体等の補助金についてでございますが、現在、4市1町で構成しております筑 紫地区人権・同和行政推進協議会で、平成23年度以降の補助金について検討を行っておりま す。各団体に交付しております補助金の縮減に向けた協議を行っておりまして、今後とも段階 的な縮減を図っていくことといたしております。

最後に、職員同和問題研修についてですが、先ほども申し上げましたように、人権問題の原 点といたしまして同和問題の解決を中心に実施しておりますが、内容はあらゆる人権課題にも 視野を広げて、また広げられる内容にしておりまして、ちなみに今年度の臨時・嘱託職員研修 等におきましては、身近な習慣について考えようというようなテーマで研修を行っておりま す。それから、職員研修についても、太宰府市が進める人権尊重のまちづくりについてを教育 委員長の稲積先生を講師にお招きをいたしまして実施をいたしたところでございます。

また、啓発推進会の構成団体では、それぞれ自主研修等も開催されており、市民講演会や人 権講座にも参加をいただいておるところでございます。

私のほうからは以上のとおり報告をさせていただきます。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) さきに法が終了したときに、今後においては教育及び啓発が非常に重要であるという定義がなされております。そのために人権教育、人権啓発を推進する法が成立しました。それを受けまして具体的にどのような指導の仕方が大事なのかということで、人権教育、啓発のあり方ということで、第3次までの取りまとめが提言されたところでございます。

県のほうは、これらをもとにいたしまして福岡県の人権教育推進プランを作成しておりまして、特に学校教育、教職員を中心にその研修が行われて、それに沿って学校教育の人権教育が進められているところでございます。

主な内容といたしまして、一つはやはり人権教育が推進されるような学校環境を十分つくりなさいと。例えば人間関係をより豊かにしようとかというようなことが含まれております。もう一つは、内容的な面につきましては、人権の問題につきまして知的な理解、すなわち人権とは何かとか、人権の問題は何かというようなこと、それからどうやって解決していこうかということ、頭の中でといいますか、知的な理解をすること。もう一つには、やはり人権を大事にする、まず自分を大事にする、相手を大事にする、そういうふうな態度とか行動する力をつけなさい。また、相手を大切にするにはどんなふうに例えば話したらいいかというような、そういう技能を身につけなさいというような方向で人権教育の方向が進められております。

私ども、太宰府市といたしましても、そういう方向に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ただですね、このときに非常に大事なことは、突発的に人権教育、人権啓発が出たわけでは ございませんで、今までの同和教育、同和問題に対する啓発等という長い経験の中での成果と か、それからどう指導したらいいかという手法とか、そういうふうなものが蓄積されて、そう いうことをもとにしながら広く人権教育の、または人権啓発の推進を図っていかないといけな いんじゃないかというふうに考えているところでございます。そういうふうなことを基盤にい たしながら、もう一つは、ここに人権の尊重まちづくり推進基本指針をいただきましたので、 そういうことをもとにしながら同和教育から人権教育と言われている今の時代、教育行政のほ うを進めてまいりたいと考えております。

あと、具体的な内容につきましては部長のほうから説明させます。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 同和教育関係の規則、要綱の見直しについてでございますが、ご指摘の中で太宰府市同和教育教材作成検討委員会設置要綱、太宰府市促進学級指導員規則、太宰府市社会同和教育指導員の設置に関する規則の3件につきましては、同和教育を取り巻く状況の変化を考慮し、廃止の方向で検討したいと考えております。

また、太宰府市人権・同和教育推進委員会規則につきましては、この規則の目的であります 太宰府市における人権教育の総合的施策を推進するための附属機関として設置をいたしており ます。

次に、太宰府市地域改善対策専修学校技能習得資金貸与要綱及びそれに関連します返還債務

の免除に関する条例につきましては、平成14年3月31日をもって効力がなくなる、あるいは廃止になっておりますが、附則のほうで同日以前に貸与を受け、その後継続して返還債務者である場合は、返済義務が消滅するまでの間に限り、一部条項の効力を有するとなっているため、経過措置として残しているものでございます。

次に、太宰府市同和教育研究協議会補助金についてでございますが、平成19年度に補助金を 減額し、見直しを行ったところです。当協議会は、行政関係者や教育関係者また一般市民が人 権同和問題について研修や学習を通して資質の向上を図り、人権が保障される社会の実現を目 指して活動いたしております。これは、本市の人権尊重のまちづくりの推進に貢献するもの で、今後とも市として支援していく必要があると考えております。

〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 私のほうでこういう質問をして、ある一定前向きの回答、見直しをす る、廃止をするという前向きの回答もありましたが、まだ必要だという意見もあるし、市長と してはですね、大変この同和問題の解決に努力もいただき、運動団体と交渉もしていただき、 さまざまな形で今日40年近く同和問題に行政職員また三役、市の責任者として携わってきてい ただいて内容をよく知っていただいてます。あなたが大変努力いただいていることもよくわか ります。ただし、先ほど言いましたように、私は、やはり行政がみずからね、同和という問題 を外さないとね、行政が差別をつくり出すということになりますよと。だから、人権というふ うにかえていただきたい。市民が同和問題を口にすると差別になる、行政が言ったら差別にな らないというのは、これは矛盾がありますよ。さっきも言いましたように、太宰府市には同和 地区があるところには地価が安いんだとかね、太宰府市には同和地区があるがって、もし私が 今ここの中で太宰府市にどこに同和地区があって同和人口が何人で地区はどこですかってあな た方が答えることはできないでしょ。ですね。これ、答えたら大変な問題になるんですから。 そういう実態があるならば、この同和という名称をやっぱりかえるべきだと、人権という形で ね。同和地区であろうとアイヌであろうとですね、人間には変わりはないし、日本国民です よ。ですね。日本には、日本人とアイヌと2つしかないと言われているわけですから。同和地 区の人という、そういう特殊な部分の表現をすることはやめていただきたい、私はそう思いま す。

先ほども言いましたように、解放同盟、全日本同和会と全解連、この3者の問題でね、今後はやっぱり同和問題で同和というのはやめようという状況に意思の統一ができてきたんですよね。だから、さっき私、配ったでしょ。10月30日、今年のですね、部分に出された中に、どこ探したって同和出てない。ただ、部落差別の問題があることは事実です。ただし、やっぱり人権という形でかえていかないと解決しないと思いますから、今私のほうで指摘した内容については、市長部局でも見直しをしなきゃいかんと思うんです。教育委員会も廃止もしなきゃいかんという、前向きの回答を出していただきました。これは、私が指摘しなかったらこのまま行くんじゃないですか。私がこういう質問をして、皆さんが前もって、ああ、もうこういうのは

要らないなというのは気がついたと思うんですが、できればですね、その事務改善委員会と行政改革推進委員会で、今ちょっと教育部長が法的根拠のない、この、先ほども言いましたように太宰府市同和教育研究協議会、これはね、太宰府市人権教育ならわかります。名称が同和教育を推進すると、今から、これもやはり人権にかえないとね。こういう名称変更はできないんですか。これは、法的根拠のない金額が30年にわたって1億円近くも出されてきたですね。こういう名称をかえるということ。しかも、これはね、内部的な機関ですよ。対外的市民を対象とはしてませんからね。ただ、この中から、さっき言ったように人権まつりに120万円も出している。実質には90万円しか使われてないような状況ですが、こういうものを引き続きやりますということですが、こういうものについては行政改革推進委員会の中でね、財政的にこういう、もし、今年は370万円ですが、普通の部分に回せばね、少なくとも400万円とした以上、その1,200万円のほかの事業ができるんですよ。子宮頸がんの補助金に回したら全額補助に回すこともできるわけ。このいろんな補助金をどんどん減らすことによって、市長の施策がより充実されるということになるわけですから。

ぜひ、この先ほどから言うように、同和という名称を外していただきたい。あらゆる同和問題を人権にかえていただきたい。今、幾つか言いましたけど、まだ引き続きということがありますが、この副市長、事務改善委員会と行政改革推進委員会の中でね、あなたが責任者ですが、そういうこの今、私が出した、この20近くの問題で、行政改革とその推進委員会で内部検討できますか、名称変更、かえること。あなたが行政改革の内部の責任者で、市長が答申を出す責任者ですが、まず副市長からお聞きしましょうか、教育委員会にわたる部分も含めて名称変更ができるかどうか。

〇議長(不老光幸議員) 副市長。

○副市長(平島鉄信) 今日まで同和問題に対する施策を行ってまいりました。その成果があらわれてきまして、平成13年度に法の失効がされました。この法の失効というのは、財政的な措置でございまして、これによって同和問題がすべて解決したということではないというふうにとらえております。その時点の中で、いろいろな、我々も、先ほど市長が申しましたように、本当にこれが同和問題の解決に役立っているのかどうか、市民の支持が得られているのかどうか、あるいは、地区の自立に役立っているのかどうかということも考えながら、縮減あるいは一般対策で行うべきでないかということを考えてまいりました。しかし、まだまだ、先ほど言いましたように人権の教育と啓発については、まだまだ残っているということでございまして、その状況、状況に応じて、もう必要でないという形であれば、名前も変更しますし、まだまだそこは重点的にやらなきゃいけないということであれば、まだまだ啓発等、あるいは教育等について必要ではないかというふうに考えております。

そういう状況に応じまして、武藤議員さん言われましたことを頭に入れながら、早く人権という形に持っていければ一番いいなと、そういうふうに考えているところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 市長、あなたに今度は逆にね、やっぱりこういう名称かえるのにやっぱり答申を受ける必要があるし、今までの長い歴史もあるけど、できれば今、こういう事業は単独事業、市民の税金、運動団体に対する1,000万円近くの補助金にしても何にしても、全部単独ですよ。以前は、平成13年前はそれなりに国から補助金が来てましたが、今、隣保館の運営費とかほんのわずかな部分ですが、もう時間も余りありませんが、市長みずからね、市民の税金をこういう同和の問題に人件費相当を、これを計算するとね、物すごい金額になりますよ。あなた方が1時間、2時間研修受ける時間にすると4,000円近くもなるわけですからね。そういう状況含めて、ぜひ答申、あなたが改めるためにやっぱりどうしたらいいかという一つの区切りをつけるために、市長がやはり、ここにあります行政改革推進委員会、ここにですね、答申をして、名称変更できるようにあなたの持っている権限を行使していただきたいと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 先ほどもご回答申し上げましたように、私は真の同和問題が初めにありましたけれども、そういった部分を今までの姿がそれです。それと並列的だと私は思っております。あらゆる差別が今の弱者と言われる方々、非常に多くあります。男女差別の問題もそうです。障害者の問題もそうでございます。それでは、それぞれの重みっていいましょうかね、それぞれの団体にあられるそういった立場の人たちについては、すべて同じように重いというふうに思っております。真の人権確立行政を図っていきますためには、名称の問題もあるでしょう。しかしながら、だからといって同和問題、部落差別がなくなったというようなことではないと。アプローチの仕方だと思います。どういった状況が一番市民にとってあらゆる行動に結びつけられていくかというふうなことでの考え方で対処してまいりたいというふうに思っております。

21世紀については人権の世紀とも言われております。そういった面からも、今強力に取り組みを行っておるところでございます。人権の問題の解決に同和問題を初めとしてあらゆる差別をつなげていくという、創造的あるいは発展的な見地から、未来志向で私は考える必要があるというように思っておるところでございます。人権の尊重は、心豊かに暮らせるまちづくりの基礎であるというように思っております。そういった意味では、私は、地方自治の課題であろうというふうに思っております。第四次もそうでございましたけれども、第五次もあらゆる差別がなくなるように、私は、為政者の一人として努力してまいりたいというふうに思っております。

〇議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 以前ここに古い確認書が、1975年6月26日に当時の有吉町長さん、陶山教育長さんと解放同盟と結んだマル秘の確認書を、以前私が質問して、解放同盟がこれを破棄通告してきましたよね。この確認書の中にありました、この太宰府市に部落差別は存在するとかですね、部落解放するためにあらゆる事業は赤字になっても取り組んでいくとか、こうい

う同和予算や部落解放同盟について誤った認識を持った町民に対し啓発を行い、取り組みを積極的に実施すると、いろんな項目が確認されたものが破棄されました。運動団体自身が、この部落問題のそういう問題はもう解決したから、これはもう破棄しますよと言ってきたわけですね。だから、これは運動団体も認識しているわけですから、やはり今、人権というふうにかえるべきだと。そして、人権としてその中にあってはならない部落差別をなくすことも必要だと思いますので、この際、あなた方がまず率先してですね、行政が差別をするようなことのないような表現に改めていただきたい。

私も、今、解放運動団体に一つであります人権連の県の副会長をさせていただいておりまして、常に県や政府と交渉しておりますが、国も県も同和という名称は使わないという方向でですね、それが行政が市の条例で、規則で、規程で、訓令で同和行政を推進するというのはですね、やはり改めていただくことをお願いをします。そうしないことには、いつまでたっても部落問題の解決にはならないということを私思いますので、そのことを内部でよく検討いただき、ぜひこういう状況をですね、早く改めることをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(不老光幸議員) ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番(安部 陽議員) 人口減少時代の都市計画・まちづくりについて。

2006年12月20日、社会保障審議会人口部会で日本の将来推計人口が、国立社会保障・人口問題研究所から、女性1人当たり一生涯に産む子供数が現在と同じ水準で推移すると仮定した場合、2005年に1億2,770万人だった日本の総人口は2025年には1億2,000万人を下回り、2045年に1億人を割り込む。2055年には8,993万人と推計されております。

第五次総合計画が発表され、私は興味深く総合計画を勉強させていただきました。

序論の中に、少子・高齢化社会について、人口維持のためには1人の女性が一生の間に産む子どもの数、合計特殊出生率は2.07ですが、平成21年度は1.37で、減少傾向は歯どめがかかっていないようです。

本市においては、児童数はここ数年減少傾向にはないものの、このような少子化の進展は、 社会的、経済的に大きな影響を及ぼすことが懸念され、子供を安心して産み、育てる環境を整 備することが大切な課題として取り上げられております。

一方、高齢者が増加する中、生産、消費、納税などの社会経済活動の多くを担う生産年齢人 口が減少することが予想され、福祉・医療を初め、社会保障などの需要と費用の増加が見込ま れると定義しております。

また、本市は、筑紫地区で高齢化率がトップで、昭和30年から昭和40年代に造成された団地などでは全国平均をはるかに超える地域も多くなっております。医療・介護の負担の増加は、市民生活や社会の活力を維持していく上で大きな影響を及ぼすことが予想されることから、高齢者福祉の充実とともに、高齢者が健康で生き生きとした生活を住みなれた地域で送り、積極的に社会参加ができる環境づくりを進めていく必要があると説いています。

今回、平成の会では、全国議会議員研修会に勉強に参りました。私たちは、5年先、10年先 を見据えた社会、まちづくりについて大変関心と興味を持っていまして、今回の議員研修会は 当を得たものでありました。

私は、今後の太宰府市が置かれた高齢社会、財政問題、人口減少、安全・安心の都市計画、 まちづくりについてなど広範囲のため、3点ほどに絞りまして伺います。

まず第1点目は、高齢者は増加し、生産年齢人口は減少してまいります。医療や介護負担の 増、すなわち福祉関係の増、交通問題など財政負担は増える一方と考えられます。今後の財 源、財政の考え方を伺います。

次に、人口減少に伴うまちづくりについて伺います。

日本の都市計画・まちづくりは、人口や産業が増え続けていることを前提になされております。しかしながら、現在の我が国の人口は、さきに述べましたように減少の一途をたどっております。本市の場合は、現在微増しており、10年以降とうたっておりますが、10年以降は少し甘い判断ではないかと私は推察いたします。

さて、安全・安心のまちづくり、特に高齢者の買い物、公共機関、福祉・医療機関、社会参加への交通問題などが挙げられますが、一団地総高齢者あるいは高台地の団地を控え狭い道路のため、まほろば号の利用が制限されております。このため、企業とタイアップとして買い物サポートカーを走らせておられますが、ますます高齢化が進み、きめ細かな交通体系が必要と思われます。例えば、連歌屋地区などについての交通のあり方や、今後の団地内、遠隔地等についての買い物や医療機関への交通対策についての考え方を伺います。

今回、景観条例ができ、景観まちづくり案もできております。太宰府の歴史を重んじた景観案と思われます。これに自然景観、市街地景観、住宅景観、沿道・沿線景観がうたわれております

高齢化の進展とともに空き地・空き家等が至るところに出てきておりますが、さらに拍車を かけてこのような現象があらわれてくるものと思われます。景観上不適切な状態はもちろんの こと、火災や家屋の倒壊などが生じてくるものと思われます。この対策と見解についてどのよ うに考えてあるのか伺います。

人口減少に伴い、財政状況が厳しくなることが予想されます。高度成長期からの場合とかなり異なってまいります。今後の都市計画のあり方、財源が必要であろうと思われます。人口減に対する今後の都市計画、開発地域はどのような地域で、都市計画等に対する考え方について

伺います。

次に、ストップ・ザ・医療費。

健康福祉部の皆さんにまずもって、日ごろからの市民への健康対策に気を配られ、一生懸命 頑張っておられることに厚く御礼を申し上げます。

人口減少、高齢化とともに医療や介護といった福祉に対する重要性が増大し、これらにかかる費用も増加してまいります。国においては、毎年1兆円からの増加となっており、本市においても毎年増加の一途をたどっております。この医療費をストップすることにより、市民の方の笑顔や楽しさが増え、明るい社会づくりにもなります。また、医療費が減少することにより、子育て中の予算に回せるものと確信いたします。

今でも健康福祉部におきましては頑張っておられますが、もう一歩踏み込んでいただき、専門職員や自治会等を含めた体制づくりが考えられないのか。そうして、各自治会で最低週2回、軽体操や話の輪ができるシステムができないか、今以上の医療費削減対策ができないか、また、どのように考えてあるのか伺います。

医療費削減構想は、組織とその仕事に携わる職員の熱意とあり方にあると思っております。 現在、精密機械等の発達により、場合によっては職員の仕事量が減っている課もあると推測い たします。全体の仕事の量を仕分けしていただき、場合によっては職員の増加を健康福祉部、 また関連事業に回せないか、思い切った組織の見直しを行っていただき、医療費削減対策の組 織が考えられないか伺います。

私が尊敬する、しいのみ学園創立者、曻地三郎先生は、104歳という高齢にもかかわらず、11月18日から12月9日までアメリカ、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールと5カ国を、アメリカでの老年学会においての講演を初め世界講演に出かけられ、無事に元気で帰福されました。また、皆様もご存じのように、太宰府市でも6月17日に先生をお迎えし、健康法について講演会があり、中央公民館始まって以来の超満員で、大変な好評を得ましたことは目新しい光景で、目に焼きついております。このように曻地三郎先生のような、寝たきりや認知症になられないのはどのような環境にあるのか、研究すべき課題と思っております。

私は、寝たきり、認知症にならないためには、軽運動とお友達等との趣味、あるいはお話し合いの場が必要ではないかと思われますが、当局におかれましてはどのような対策が考えられておられるのか伺います。

このたび行われました市民文化祭に出かけました。まず感じたことは、出品者の減少、文化サークルの加入者が減り、かつまた見学者がかなり減っておりました。このことは、4年前に行われた施設使用料の減免措置等により文化協会からのサークル脱退が原因かと思われます。元気な市民、笑いのある楽しい社会づくりには、文化、体育関係の振興や種々の催しがその原動力になるのではないかと推察いたします。4年前はいろいろな産業、商工会を含めた催しが行われ、市民の元気な声が聞こえていたと思います。今では、何となく一部のサークルだけの

ような気もいたします。また、経済の不透明さは、市民の気持ちまで冬枯れ的な存在となって おります。

これらの不況と病人や認知症を吹き飛ばすために、文化、体育関係のてこ入れが必要と思われます。また、できる限りの文化、体育関係の予算を増額できないか。このことは、さきに述べました寝たきり、認知症へのストップにもなり、高額医療費の削減にもつながるものと確信しております。元気な市民、笑顔の絶え間ない市民育成対策について文化、体育関係への増額、あるいは地域公民館が利用しやすい制度が検討できないか、またもう一歩踏み込んだ組織や政策ができないか、あわせて伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

#### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

**〇市長(井上保廣)** 人口減少時代の都市計画、あるいはまちづくりについてのご質問でございます。

まず、1項目めのご質問にお答えを申し上げます。

日本では、人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が増加をしておりまして、その結果、人口の高齢化が急速に進んでおるわけでございます。人口減少と少子・高齢化におけますところの最も深刻な問題は、ご指摘のように社会保障給付額が増加に伴う社会保障制度の持続可能性にあると思っております。これは、我が国の社会構造としての特徴でございまして、日本社会の課題でもあろうかと思っております。国では多くの改革が行われてきましたけれども、それらは安定性でありますとか、あるいは世代間の公平の視点から見ましても十分とは言えないのではないかなあというように思っております。

少子・高齢化によりまして政府予算がさらに悪化すれば、抜本的な税制改革と、あるいは社会保障制度改革が求められてくるのではないかなと思っております。このような状況では、市の社会保障の財政調達が持続困難となるわけでございまして、財政を圧迫し、そして住民への行政サービスの提供もこれまでと同じ形で続けていくことが困難になると懸念をしておるところでございます。

このようなことから、長期的に税収の伸びが見込めない場合でありましても、まずもって魅力的なまちづくりを進めて、市内への流入人口を増やし、そして市税の増加を図る取り組みを進めながら、必要な社会保障費は確保しなければならないと、このように思っております。詳細につきましては、担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

## 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 本市では、児童数が減少する学校あるいは高齢化が進む地域という全国的な傾向のところもあるものの、例えば佐野地区でありますとか通古賀、吉松東地区の土地区画整理事業の効果もありまして、現在でも人口は微増傾向が続いております。平成21年3月末と平成22年3月末を比較しますと、総人口は664人増加しております。

しかし、その内訳を見ますと、年少人口で195人、老年人口で530人それぞれが増加している

一方で、生産年齢人口は61人減少しております。人口減少と少子・高齢化社会において、新たな施策の実施に必要な財源を確保するためには、改めて市の役割を明確にした上で市民との協働のまちづくりを進め、身の丈に合った歳出規模の適正化でありますとか、既存施策の見直しが不可欠であると考えておるところでございます。

### 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。

**〇建設経済部長(齋藤廣之)** 次に、2項目めの交通体系につきましてご回答申し上げます。

本市のコミュニティバスにつきましては、公共施設を点から線へと結ぶ、高齢者や障害者、子供などのいわゆる交通弱者が気楽に安心して地域社会に参画できる公共交通空白地帯への交通手段を確保することなどを基本方針といたしまして、1日約150便運行をいたしております。

また、まほろば号が運行できない地域、例えば団地内や丘陵地帯には、お買い物サポートカーといたしまして、東観世地区にマミーズのご協力をいただきマミーズ・まほろば号の運行を、また年明けましては、新年に、高齢化率が高い湯の谷地域にまほろば号湯の谷地域線を運行することとしております。

また、障害者の方々には、福祉タクシーの利用などさまざまな支援策を講じておりますが、 超高齢化社会を迎えようとする今日、高齢者への外出支援策につきましては、いわゆる買い物 難民対策やデマンドタクシーの検討、送迎バスの活用検討など、その地域特性を十分に理解し た上でさまざまな角度から検討する必要があると考えております。

次に、3項目めの高齢化の進展とともに空き家、空き地が生じる対策についてご回答申し上 げます。

本市では、佐野地区や通古賀、吉松東地区の土地区画整理事業の効果もあり、市全体での人口は微増傾向が続いておりますが、昭和30年代から昭和40年代にかけての丘陵地を中心に開発されました大型団地などを初め、市内各地で人口の減少や家族構成の変化、地域住民の高齢化も見られます。

このようなことから、将来に向けましては市街地整備や子育て世代、高齢者に配慮したさまざまな施策を展開し、市民と協働しながら本市に住みたい、また住み続けたいと思える太宰府らしい、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、都市計画に関する考え方につきましてご回答申し上げます。

人口減少、超高齢社会を迎える中、国は都市政策におきまして環境問題の深刻化や今後の財政状況などから、道路整備などの公共投資の抑制などを図るため、まちづくりコンパクトシティーの考え方を打ち出しております。これは、一定の範囲に店舗、公共施設など必要な都市機能を集約し、過度に自家用車に頼らなくても徒歩、また自転車、公共交通などでの日常生活が可能となるまちづくりを目指すもので、これまでの拡大型から抑制型へと都市政策の転換を図るものでございます。

本市の都市計画区域におきましては、市街化区域、市街化調整区域を初め、都市計画区域外

の一部につきましては、準都市計画を指定しておりますので、今後も土地利用の基本的な方針 といたしましては、この枠組みを維持してまいりたいというふうに考えております。

また、人口減少、超高齢社会を迎えるに当たりましては、車両、歩行者ともに安全で円滑に 通行できるような道路整備を行い、徒歩、自転車、公共交通などでの日常生活が可能となるま ちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### 〇議長(不老光幸議員) 14番安部陽議員。

**〇14番(安部 陽議員)** 今、市長、それから担当各部長から回答を得たわけですが、まず、第 1点目の財政問題について、これは私もこの札幌に自治体問題研究所の議員研修会に行ってい ろいろ勉強させていただきました。それとともに、いろんな本が出ております。人口減少につ いてでも、デメリット、メリット、いろいろそういう本も出てますし、そういうものも読みま した結果、財源問題でちょっと気づいたことについて第1点目について申し上げますと、今後 はやはり消費税増税の問題が出てくると。それから、介護福祉における、これは費用負担の問 題が、個人負担の問題が出てくるんじゃないか。それから、相続税のあり方ですね。これ、 今、高齢社会になりまして、親が85歳以上まで生きておりますので、子供はもう60歳の定年退 職を迎えるようになってくるんですね。仮に25歳で結婚した場合には、父母が、両親が85歳の ときは子供はもう退職になる。そしたらもう、この方がまた年金をもらったりする時代になっ てくる。そういうことも考えなくちゃいけないという。それから、健康寿命、今の健康寿命 は、伸びればそれに対して高齢者の雇用を促進すると。これは、65歳でも年寄りではないとい う政策を持ってもらいたいということですね。それから、年齢差別でなくって、これは高齢者 のすぐれた技術あるいは知識を生かしてもらいたい、そういう問題。それから、私は個人的に は、年齢7掛け論でお年寄りの方には勧めております。仮に70歳の方でも、七七、四十九、 49歳ですね。結局、皆さん、運動される方には、日ごろは年とった方はもうよれよれの服着た りされますけど、スポーツあるいはゴルフ場に行ったときには若々しくて、三十、四十代の服 をした。そうしたら、それに伴って、やはりはつらつとした動きができておるということでご ざいますので、気持ちの持ち方でここで変わってくるということを、私はそういう意味で高齢 者の方にも勧めております。そういうようなことで、この財源の確保というか、その減少傾向 に歯どめがかかるんじゃなかろうかというふうに、研修、あるいは本を読んで、あるいは私な りに考えてこういうことを考えております。

それから、もう一つ大事なことは、本市は歴史と貴重な観光資源を持っております。天満宮、博物館、政庁跡、そういうものを生かして観光政策を強力に進めていただいて、観光収入に努めると、これがやはり本市の自治体の財政健全化になろうかと思っております。この問題については、今後、幸いこの第五次総合計画を見させていただいて、やはりそういうところまである程度突っ込んでありましたので安心した次第でございますので、今後もそういうことをメリット、デメリットいろいろな角度から進めていただきたいと思います。

それから、先ほど交通対策について部長のほうからありましたけど、都心と郊外をどのように結ぶかという問題が一つあると思います。それから、企業とのタイアップ、今先ほど言われましたように、そういう、企業との結びつきで買い物客を運ぶという。そのほかに考えられるのがですね、デイサービス、あの車というのは送り迎えしかやってないんですね。昼間は、極端に言やあ車も遊んでるし運転手さんも遊んでると。そんなこと言っちゃ悪いですけれども、そういうような、時間帯を応用して買い物客だとか、医療やら、それからそういう自分たちの行きたいところに行けるような、そういうデイサービスの車、あるいは幼稚園だとか、そういう車もそういうふうで話し合って、この難局を乗り越えられるのではないかと思っております。これが、交通問題に対する、そうしたらきめ細かなことができる。わざわざタクシー、いろいろありますけど、そういうものも考えられますけど、企業とのタイアップというものがより安くつくんじゃなかろうかと思っております。

それから、先ほど空き家と空き地の問題。これ、なぜ出したかというと、やはり先ほど1団地で高齢化社会になっております。そんで、治安と火災の問題が出てくるわけですね、ここで。それで、これをほったらかしておったら、いろんなそういう火災があったり空き巣、いろいろ出てきますので、これ、全国的にもありますけれども、この九州では、長崎においてはもう既にこのこういう空き地、空き家については寄附をいただいたりしているんですね。そして、空き家、空き地については、そういうふうで寄附をいただいたところで、危険な家については市のほうで取り壊すと、そして安全を図るというようなことをやってあったんですね。それから、こういう時代になってきますと、不動産の価格も恐らく下がってくると思いますので、やはりそういう問題からも寄附もしやすくなるんじゃなかろうかと私は思っております。これも、研究課題でございます。

それから、都市計画、これは財政がまず圧迫します。それから、産業も減少してまいります。それから、都市計画決定して保留地をつくっても、それが売れないという状態も出てくるんじゃなかろうかと。これは、地価の値上がりがなかなか出てこないというようなことも含めて考えなくちゃいけない問題と思う。

それから、マンションの建てかえ、これがまた恐らく難しくなってくるんじゃなかろうかと。例えば7階建ての方、とんぼ、とんぼ、もう空き家が出てきたりする。そうしたら、7階に1軒ぐらい、6階も1軒、2軒、だけど1、2階はまあまあと。そしたら、そこの下のほうに6階、7階あたりの人たちをおろしてきて、そこに住んでもらえばそれだけの経費が安くつくんじゃなかろうか、電気代とかいろいろ、そういうことも考えられるんじゃないかというような問題もある。そんで、今からマンションを買っても、容積率を上げてもやはり買い手も少ないというようなことがありますので、これは慎重に考えていただきたい問題。

それから、こういう空き家だとか空き地は、できたら景観整備がやはり難しくなってくると 思いますので、新たなまちづくりを考える必要があると思います。これには、道路の幅員、 今、4mやらありますけれども、こういう道路の問題等については、私は自治体のほうでやは りまちづくりについて積極的につくっていただいて、ここに今は大きな、スーパーがあります けれども、こういう高齢社会になると、もうそこまで行けない時代になってきますので、商店 街が再び復活してくるのではないかというようなことも含めて考えていただきたい。今までの 広大な都市計画あるいは開発は、今から先、慎重にやっていただきたいということでございま す。

そういうことを今回勉強させていただきまして、私なりにもちょっと読ませていただいたんですけど、これが第五次総合計画に取り上げてなければ、私もちょっと遅れているんじゃなかろうかと思いましたけれども、幸いこういう項目についてもありましたので、私は安心しております。

以上で第1点目は質問を終わります。

○議長(不老光幸議員) 2項目めの回答お願いします。

健康福祉部長。

**〇健康福祉部長(和田敏信)** 2件目のストップ・ザ・医療費につきまして、市長答弁ということでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1項目めの医療費削減の対策についてでございますけれども、医療費が増大しております主な要因といいますのは、人口の高齢化や医療技術の進歩によるものでございます。特に高齢になられますと、病気にかかりやすくなり、生活習慣病など治療に長い時間を必要とする慢性的な病気になられる方が多くなります。医療費を削減することは、短い時間で解決するものではありませんけれども、特定健診を一人でも多くの方が受診され、生活習慣を見直す機会にしていただきたいというふうに考えております。皆様がご自身の健康に関心を持っていただき、病気の予防、重症化の防止を行うことで、将来的に医療費を大きく削減できるものと考えております。医療費削減のために特定健診の受診率向上をさらに図ってまいりたいと、このように思います。

次に、2項目め、医療費削減のために専門職員や自治会等含めた体制づくり、システムづくりについてでございます。

地域での健康づくりを進めるため、従来、健康展にかわりまして平成20年度から校区自治協議会を主体といたしまして、体育館それから共同利用施設等で自分の体の状態を知ってもらうための体力測定やワンポイント体操、食生活改善のための試食などを行っております。

今年度は、太宰府市西校区自治協議会、国分小校区自治協議会、水城小校区自治協議会の3 つの校区自治協議会で取り組まれ、役員の方々や健康推進員、食生活改善員の皆さんの参加を 得ましたほか、体育指導員さんのご協力を得ましてカローリングを取り入れ、非常に好評を得 たところでございます。年数を重ねるごとに、実施される自治協議会、協力される方、そして 内容が着実に広がるとともに、参加者も増えてきております。

また昨年度から、地域の公民館で高齢者を対象といたしました運動教室、いきいき元気教室 を開催しています。これは、12月の広報で内容を紹介していますが、自治会からの要望をもと に協働して行っているものでございます。教室の内容は、2週間に1回を3カ月間と、2カ月後にフォローアップを1回ということで、保健師のほか、運動指導士、健康トレーナーの方が携わっています。

教室に参加されることでどのような変化があったかと言いますと、アンケートでは、84%の 方がよくなっていて、その変化の中身では、75%の方がみんなと話ができた、90%の方が元気 な気持ちになった、というふうに感じてあります。このような中身を見てみますと、やはり運 動教室に参加されるということで元気が出て、身体的な自立を促進していると。そして、さま ざまな社会活動の参加ができるようになってきていると、そのような気持ちになるというふう に思います。

ご質問の趣旨は、特に高齢者の方が生きがいを持って活動的に暮らせるよう、行政と地域と一緒につくっていくことだと思います。校区自治協議会の健康福祉部会と連携いたしまして教室を開いたり、自治会で行われておりますサロン活動と連携して教室を設けるなど、さまざまな方法で地域とのつながりを増やし、地域の方々と協働して取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、3項目めの寝たきり、認知症対策についてご回答申し上げます。

介護保険制度の円滑な実施の観点から、平成18年度の法改正で、高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために地域支援事業というのが設けられまして、この中に介護予防事業が位置づけられました。

この事業の目的といいますのは、寝たきりに至ります原因である疾病、転倒、老化によります機能低下を予防して、高齢者同士の仲間づくりと健康でいることの意識の維持向上にあります。

いきいき情報センターで月2回開催しております筋力アップ教室のほか、先ほど申し上げま した地域公民館を会場として市と自治会で共催して行っておりますいきいき元気教室、今年度 までに17の自治会で開催を行い、多くの高齢者の方に参加をいただいたところでございます。

また、認知症対策といたしましては、平成21年度より九州大学健康科学センターと共同で介護予防に関する調査研究事業を行っております。これは、太宰府市の高齢者の認知症、うつ、閉じこもりの実態を把握し、それを踏まえて今後の高齢者支援施策と介護予防事業へ展開していくというものです。

同時に、市民への認知症の理解と啓発を進めるということも非常に重要であります。現在、 筑紫医師会と筑紫地区4市1町の高齢者支援担当課との間で認知症の早期発見と早期治療、重 症化予防に向けてのものわすれ相談事業の準備を進めているところです。市民が相談しやすい かかりつけ医をものわすれ相談医として診療科を問わずに育成しますことで、認知症の早期発 見、早期治療につながり、ひいては介護負担の軽減を見込むことができるというふうに考えて おります。

このように働き盛りの人の生活習慣病予防事業や高齢者への健康づくりなど進めるには、地

域との関係をつくりながら事業を展開していくということが非常に重要であるというふうに思います。それには専門職としての保健師がかなめとなりますので、来年度、保健師2名を採用いたしまして取り組みを強く進めていくというふうに考えているところでございます。

### 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

**〇教育部長(山田純裕)** 4項目めにつきましてご回答いたします。

市民文化祭の参加につきましては、4年前に比べて展示、ステージの部ともに増加をいたしております。展示の部は、381点から408点と27点増加、ステージの部は681人から848人と167人の増加をしており、来場者も増加をいたしております。ちなみに公民館の定期団体数も、73団体から79団体と、すべて増加をいたしております。

さらに、太宰府南小学校区や西校区では、校区合同で文化祭が行われるなど、地区での自主 的な取り組みがなされております。

スポーツや文化活動が、市民の健康づくりや医療費削減につながり、健康維持増進と病気予防の観点からも効果があることは十分承知をいたしております。

お尋ねの文化、体育関係の予算を増額できないかについてでございますが、スポーツについては、今年3月に策定いたしましたスポーツ振興基本計画の中で、子供から高齢者の方までのそれぞれのライフステージに応じたスポーツの振興を掲げておりまして、今年度策定予定の実施計画の中で、施設整備などの予算措置も含めて取り組んでまいります。

また、文化活動につきましても、文化振興指針の見直しに着手いたしておりますので、この中で学習環境の整備や文化活動への支援策などについても検討していきたいというふうに考えております。

次に、地域公民館が利用しやすい制度が検討できないかについてですが、現在、公民館運営 助成金や施設整備補助により、地域の公民館活動に対する支援を行っておりますが、今後も継 続し、さらに公民館活動の活性化に向けて支援をしてまいります。

以上でございます。

## 〇議長(不老光幸議員) 14番安部陽議員。

○14番(安部 陽議員) まず、第1点目の医療費削減の対策、これについては、特定健診、そういうことを進めると、まあこれは予防の関係上、そういうふうになってくると思います。これは、よくわかる。私が言っているのは、もう少し、もう一歩踏み込んでもらいたいということでこのストップ・ザ・医療費を出したんですけれども。それで、大体今までずっと同じような流れてきているというのが、私の目から見た感じですね。もう一度踏み込んでもらいたいということで、今日は余り私は資料出したことないんですけど、思い切って今日、議長のほうに頼みましてこの一般質問の資料を出させていただいた。

まず、これはですね、健康長寿医療計画というのが福岡県後期高齢者医療広域連合会から出ている資料です。それに基づいて出していただいております。それで、これで高齢者と医療費の状況、全国から見た福岡県の後期高齢者の医療費のかかりぐあいですね。1人当たり、福岡

県では約109万円かかって、トップですよね。これに対して長野県は72万円。ちょっと30万円、40万円近く、35万円ぐらい、そんなに違ってきている。 1 人当たりの単価がですよ。 1 ページ目がそうですね。それから、医療費がどのようにかかっておるのかということを見ますと、福岡県で入院に要する 1 人当たりの金額が60 万4、406円ですね。これに対して、長野県は34万円、約半分近くで入院費も終わっていると。それから、入院していないほかの医療費でも、福岡県では43 万1、000円からかかってますけど、長野県では30 万円、10 万円ばかり違うんですね、 1 人当たりですよ。それから、その他の病気についてもこういうふうで、福岡県は1 万1、000円、長野県では30 の0円ぐらい、そういうふうで変わっている。

めくっていただきまして、それでは太宰府市はどんなふうに変わってきておるかということですね。そしたら、これは平成14年、ここには太宰府市って載ってないんです。なぜかというと、このときには67位だったんですね、67位、平成14年は。それが、平成18年になりますと49位、それから平成19年は30位までぐんと毎年のように上がってきていると、こういう医療費のかかりぐあいになってきておる。これは1人当たりですね。それで、1人当たり109万円ですかね、そういうことで物すごく変わってきておりますので、こういう、下がってきておれば私も余り言わないんですけれども、やはりここは何か足りないんじゃなかろうかと。

それで、その次のところを見ていただきますと、高齢者と医療費の状況で長野県とやっぱり比較してあるんですが、ここの長野県はよく働き、学ぶ県民性って書いてあるんです。これは、65歳以上の方が長野県では29.9%の方が働いてある。福岡県では16.8%で、やはり13%ぐらい長野県のほうは働いてあるから病気にもなりにくいということ。それから、その次のよく学ぶということがある。これは、公民館数をあらわしてますね。10万人当たり、長野県では84.3館になっております。しかしながら、福岡県では7.4館。はるかにこの公民館活動も落ちているということですね。こういうふうで、やはり働くこと、あるいは学んだりする、あるいは皆さんと一緒になって語り合う場所、そういうものができれば医療費は削減できるんじゃなかろうかと思います。

それで、それをまためくっていただきますと、これは日本経済新聞が12月6日に出した、「重り体操で百歳元気」、これはですね、やはり市が中心になって働きかけていっているんです、最初は。今、部長は、来年度から保健師を2名増やす、これはありがたいことです。市長、もうあと一歩踏み込んでこれを増やしてください。なぜかというと、1人の職員は年間、大体300万円ぐらいで雇用できると思うんですね。今年あたりは1,000万の寝たきりの方はおってないというふうに聞いておる。しかしながら、高齢医療者は約2,500人太宰府市でもおられるそうです。高齢医療の方。そういうのを減らすということによって、職員は5人でも10人でも増やせるんですよ。その目のつけどころを考えていただきたいと思っております。これは、手軽な、そういう運動することによって要介護の人も自宅に帰ったりもできる。あるいは、外に出るのが楽しくなったと、そういうふうで、楽しいやっぱり市民ができるということです。

そういうことで、今日の部長の回答も前向きの回答でございますので、私も安心しておりま

す。もう一歩、市長、頑張ってこの制度をつくっていただいたらどうか、もう一度回答最後に お願いします。

- 〇議長(不老光幸議員) 市長。
- ○市長(井上保廣) 安部議員のこの高齢者の皆さん方が医療にかかることなく、やはり元気で過ごすためのいろんな取り組み等々については、行政の側面からの支援の必要性は私は大いにあるというふうに思っておるところでございます。高齢者の方々が生き生きとして働き、そして文化面あるいは体育面でも体に応じた形で運動をされるというようなこと、そして人生を享受されるための支援をしてまいりたいと、その結果として医療費が削減できるというふうな構図でいきたいと思っておるところでございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 14番安部陽議員。
- ○14番(安部 陽議員) 市長も今度頑張ってもらわんといかんと思っております。

それで、最後にですね、グランティアが1月で完成します。そうしたら、あそこの会議室あたりをですね、市のほうでグランティアと話し合われて、まほろば号も行くようなふうな形態をつくっていただいて、あそこで運動していただいて、そして終わった後は入浴を、今500円ですかね、それを300円や200円にしていただいて、参加した人はそういう安い料金で入浴ができるような、そういう交渉をしていただいて健康な市民づくりに頑張っていただきたいと思います

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(不老光幸議員) 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

**〇18番(福廣和美議員)** ただいま議長より許可がありましたので、通告どおりまちづくりについて2点、学校対策について3点質問をさせていただきます。

まず初めに、まちづくりについて2点お伺いします。

まず初めに、第五次総合計画の中でも「太宰府らしさを活かしたまちづくり」としてまるご と博物館、まちぐるみ歴史公園が位置づけられておりますが、まるごと博物館構想の中で、私 は九州国立博物館、大宰府政庁跡、水城跡を核に推進すべきであると考えておりますが、市長 の考えをお示しください。

2番目に、新しいまちづくりの核として小鳥居小路周辺整備と仮称 J R 太宰府駅の設置とがあると思いますが、どのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、学校対策について3点。

小学校のグラウンドの芝生と小・中学校の普通教室での空調、いわゆるクーラーの設置について、また校舎の屋上の緑化についてまとめてお尋ねをしたいと思います。

地球温暖化が原因と見られている昨今の異常気象、そして今年の夏の猛暑の中で起きた熱中 症の多発など、我々のときとは全く違う対策が今求められていると思います。子供たちの健康 面からも、また体力向上の面からも、情操教育の面からも、そして学校で集中して教育が受けられるようにするためにも、こういった対策が今、求められていると思いますが、いかがでしょうか。前向きな回答を期待して、再質問については自席にてさせていただきます。

○議長(不老光幸議員) ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時55分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再開 午後2時10分

〇議長(不老光幸議員) 再開します。

市長。

**〇市長(井上保廣)** 1件目のまちづくりについてご回答を申し上げます。

まず、1点目についてでございますけれども、九州国立博物館、大宰府政庁跡、水城跡につきましては大切な文化遺産でございまして、これらの資源を有効に活用をし、そして市民、来訪者が市内のどこでも歴史や文化を五感で感じることができるまるごと博物館の考えを今後も進めていくべきだというふうに思っております。

去る11月22日でございますけれども、太宰府市歴史的風致維持向上計画が文部科学省、文化庁でございますけれども、農林水産省、国土交通省の3つの省の連名で認定をされたところでございます。これは、太宰府固有の歴史的環境を維持、向上するための事業計画でございまして、九州国立博物館周辺の門前町あるいは大宰府政庁跡、水城跡などを含む面的な区域におきまして、太宰府の本質的な価値を高めて、そして100年後も誇りに思える美しい太宰府を目指し、市民、事業者など多様な主体と協働で事業を展開していくというふうなものでございます。

2点目の小鳥居小路周辺整備でございますけれども、参道の直線的な観光客の流れを平面的に分散させる効果及び太宰府市の観光の形態を通過型から滞在型に変えていくしかけといたしましても大きな効果を期待できるものでございまして、既に歴史的風致維持向上計画の中の整備を予定をしておるところでございます。

また、仮称JR太宰府駅の設置につきましては、太宰府の西の玄関口として、また観光客の アクセスといった観点から、本市の新しいまちづくりの核として重要であると、このように考 えておるところでございます。

以上です。

あと、詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせたいと思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- **〇18番(福廣和美議員)** いや、今、部長のほうから回答させますと言うたけん、回答あるかな と思って待ったんですけど。

今回、この問題取り上げたというのはですね、全体観に立った場合に、随分前から言われて ますように、点から面に展開する場合に、まるごと博物館構想ですから、いわゆる九州国立博 物館を中心にした、太宰府天満宮ももちろん入りますけれども、その地域と、それから大宰府政庁跡の付近を含んだところの場所と水城跡を中心にしたところを核にして、そこから、そこをまず手をかけた後で全体に広げていくという手法といいますか、そういう方法が私は必要ではないかと思うんですね。この前、総合計画の中で市長のほうから、できるところからという話はありましたけれども、その話もよくわかるけれども、しかし、やはりこの3カ所に手をつけていかなければ、確かに難しい部分かもわかりませんけども、そういったところからやはり調整をしていくというか、長期にかかるようであれば年次計画を立ててですね、こういう形になるんだということを市民に示した上で私はこのまるごと博物館構想そのものを推し進めていくべきではないかという思いで1項目めについてはですね、質問させていただいておりますので、私は、このほかにもいろいろ史跡地もありますし重要な部分はたくさんあるということはわかっておりますけれども、ここを、この3カ所というか、ところを核にすべきではないかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) もちろん、今言われました大宰府政庁跡あるいは門前町、あるいは水城跡周辺整備事業等が主な核になってくるのではないかなというふうに思っております。要は私どもは、今までの姿はそうした財源的な裏づけがございませんでした。今回、11月22日に歴史的風致維持向上計画の認定を受けたというようなことにつきましては、文部科学省のみならず国土交通省の社会資本整備事業でありますとか、あるいは農林省のさまざまなメニュー化を使った形でまちづくりが総合的にできるというふうなことでございまして、今私どもが温めておりました、3年あるいは5年かかって温めておりましたまるごと博物館あるいはまちぐるみ歴史公園の具体的な具現化が、今までも進めてきましたけれども、さらに加速して整備することができると、そのことによって観光客の皆さん方、あるいは市民の皆さん方が外に回遊しながらまちづくりを、太宰府の再発見もしていただけましょうし、散策していただきながら健康な市民にもなっていただく、そういったしかけを市内どこに行っても、歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくりを加速させていきたいというふうな思いでございます。

# 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

**〇18番(福廣和美議員)** 市長のその思いについては、我々も全く同感で、そうなってほしいというふうに思っております。

ところで、平成17年に太宰府市ゆめ・未来ビジョン21というのが、太宰府市まるごと博物館 のまちづくりについてというのが我々いただいておりますが、これはまだ当然生きてますよ ね。

#### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) もちろん私のまちづくりのベースは、今、ゆめ・未来ビジョン21、それをベースにした形で、市内を6ゾーンに分けた形でのもので行っております。絶えず私の机にも置いておりますし、パワーポイントにもすべて、外で講演したりするときについては、それをま

ずもって見せながら行っておるような状況です。その夢をいかに実現していくかというなのが、私ども為政者のまちづくりとして汗を流していく、知恵を出していくすべではないかなというように思っておるところです。

## 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) そこでまたお伺いしますけど、これ、ページがそういうページになってますので、さきに水城跡周辺の整備のところからお聞きしたいんですが、いわゆるここの中にまちの物語、まちのイメージというのが書いてあります。水城跡のすぐわきに立つ観光ステーションは、多くの観光客でにぎわっています。赤米という古代米を使用した太宰府弁当を購入し、一面にコスモスが咲く水城跡で食べることに、食後、水城跡に整備された散歩道を歩きながら、復元された水城跡を見て、大宰府防衛のために築かれた当時の様子をリアルに感じることができました。最後に、全長1.2kmの水城跡全景を見るための展望台へ足を延ばすことにします。これが、将来にわたるイメージだろうというふうに思っておりますが、我々が心配するのは、このイメージどおり行くかどうかはまた別の問題としてですね、こういうイメージをどの段階ぐらいまでに現実行こうとしてあるかというのがなかなか見えてこないというのが1つあります。

それから、次のところに佐野東地区の周辺の整備イメージというのがありますけど、これはまた後ほど、次のところで質問をさせていただきますが、次に大宰府跡、大野城跡周辺の整備イメージ、このまちの物語が、大宰府跡前の駐車場に車をとめ、観光を始めることに。観光ステーションでお願いした史跡解説員さんと大宰府跡へ向かうと。大宰府跡に立つと、目の前に広がる大野城への展望、眺望、史跡解説員さんの話を聞き、さらに古代大宰府への想像が膨らむ。歴史の散歩道を歩き、観世音寺等の文化遺産を訪れました。途中、田んぼを吹き抜ける風を受けながら、茶店でのんびりとだんごを食べて休息、遠くには田園風景の中を爽快と走る人力車の姿が見えました。こういうふうに書いてございます。そして、あと一点、国立博物館、太宰府天満宮周辺につきましても、あとで小鳥居小路の件がありますのでそこでお尋ねしますけども、こういった、我々も非常に期待をしておるわけですが、水城跡についてどんなふうでしょう、現状なかなか難しい問題はあるでしょうけど、コスモスについてはね、現状、全面ではないにしても非常に来訪客からも好評を得ていると。これが一面にね、またなるようなふうにぜひしてほしいと思いますが、土地の購入についてはまた別の話といたしましても、現状としてね、我々がどこまで想像していいものか教えていただきたいと思うんですが。

## 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 今、水城跡の周辺整備事業等については、今まで11月22日までの歴史風致維持向上計画認定前の事業としても市でできること、身の丈の財政の中でなおかつ、じっとして何もしないというようなことではなくて、できる部分を今もやりました。その一つが、あそこの一帯の多目的広場もそうです。これは、財団法人空港環境整備協会といって国土交通省の外郭団体ですけれども、100%の補助事業で、約2,000万円から3,000万円だったと思いますけれ

ども、かけましてトイレの設備工事あるいは多目的広場の案内板の設置工事、あるいはちょっと高台にあります展望台等々をつくりました。それは、あくまでも今の歴史的風致維持向上計画に基づく総合的な、ちょうど平成26年が築堤の1350年になるわけですけれども、それに合わせた形の中で私どもはアクションを起こしていきたいというふうに思っているところです。私どもは、できるところからと言っているのは、財源的な裏づけがありますから、むやみなところはできません。ですから、絵をかいた部分、イメージして基本構想を描いている部分に、いかにどの時点で、どういった形の中で近づいていくことができるか、あるいは完成をさせることができるかというようなことについては、今回、歴史維持向上計画の認定を受けた、これが一つのバロメーターといいましょうか、節目になるというように思っております。そうした財源をフルに活用し、専門的な意見も聞きながら、私どもの目指しております、今の水城堤の周辺整備事業も含めた形でイメージ化、あるいは具現化を図っていきたいな。そして、一歩でも二歩でも、今書いておりますゆめ・未来ビジョン21に近づけていきたいというふうに思っておるところでございます。

## 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) あと一点、水城跡のところでお伺いしておきたいんですが、これは地域の夢ということで書いてありますが、水城跡復元と、664年に唐と新羅ですかね、の攻撃に備えて築かれた防衛施設水城の一部復元を目指し、水城跡に直接触れて学べる場の創出を図ります。人々の記憶に残る水城跡を目指しますと、こうあるわけですが、この水城跡の復元ということに関しては、我々期待しとって、我々が生きている間にできますでしょうか。

#### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) よく一緒になって考えていただきたいと思いますのは、平城京1300年祭の中で、大極殿、185億円ほどかけて文化庁のほうが直接つくられました。それから、朱雀門についても30億円かけてつくられております。それと同じ時代に、意味を持つ大宰府でございます。国あるいは市と県と一緒になって、その歴史の持つ重要性にかんがみながら、やがては大宰府のほうに光が当たるといいましょうかね、そういった形で私どもの熱意が大事です。やっていこうという、まずもって意思を示しながらやっていくことが、県を動かし、国を動かしていくわけでございます。それに向かって、私どもも微力でございますけれども、今までの歴史文化遺産に光を当てた形での観光行政といいましょうか、充実するように汗を流していきたいというふうに思っております。

## 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 続きまして、大宰府跡、大野城跡周辺のイメージということで、先ほどまちの物語、イメージについてはお伺いしましたけれども、地域の夢ということで、今土地の買い上げが終わろうとしております蔵司の跡があります。蔵司の復元ということで、大宰府管内の西海道9国、三島から納められた調庸の出納処理をし、管理した役所、蔵司の復元を目指しています。蔵司は、文献上から知られる諸官衙の中で、その存在がある程度特定できる数

少ない場所の一つですというふうにあります。我々も、それと別のところではですね、いわゆる今回、大宰府政庁前の駐車場の問題がいろいろありましたけども、バスとか、やっぱり来訪される方の車をとめる場所の確保という意味からもですね、この蔵司の復元というか、どのような形の復元になるかは別にして、やはりあそこに館をですね、つくるということが、現状としては一番望まれるんではないかというふうに思うんですよね。

今のところ、今後の問題ですから今答えられるかどうかわからないにしても、この蔵司の復元という大きな意味合いでのこういったことについての今の現状は、どのようにお考えですか。

### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

〇市長(井上保廣) 蔵司でございますけれども、ご承知のように長年にわたる課題でございまし た。まず、用地取得、公有化をするということが一番の目的でございましたけれども、いろん な諸事情でもってできませんでした。やっと今、何十年かかかった後に全面買い上げを完了し たところでございます。そういった中で、福岡県を中心として埋蔵文化財の史跡発掘が行われ ておるところでございます。今、ほんの試掘的な調査のようでございます。去る1カ月ほど前 に大宰府史跡整備調査指導委員会が全国の専門家の大学教授あるいは文化庁等々の職員が集ま って協議が、指導がなされております。その中での意見等々を聞いていますと、やはり正倉院 に匹敵するような、そういった重要な遺物が中にあるというふうなことがはっきりしておるよ うでございます。まずもっては保存していくというようなことが文化財の場合については大事 でございまして、そして、いかにそのことを活用し、生かしていくかというふうなことが私ど もの立場、まちづくりの観点から私どもはそういうふうにしていきたいというふうに思ってお ります。しかしながら、若干のその部分については時間がかかるのではないかなというふうな 思いでございます。すべての状況等が、進捗状況によりましては、福廣議員が定義をされてお りますような考え方と余り違わない考え方を私も持っております。そういった中で有効に活用 しながら、そして後世にやはりそのことについてもつなげていきたいというふうに思っておる ところでございます。

# 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) ここの大宰府政庁跡のところでですね、これはここだけにかかわりませんけども、歴史の散歩道の再整備、それから茶店を誘致したらどうかと。できるところからといえば、やはり、これ、水城跡と別に政庁跡とだけに限りませんけども、ぜひこういう茶店の誘致をね、誘致というか、市がつくっていただいてもいいと思いますが、これで利益を上げようとか、そういうことではなくて、来訪者の方にやはりそこでくつろいでもらうという意味合いからしても、ぜひ必要ではないかというふうに思っております。

それが1点と、この人力タクシーというのは、今、ベロタクシーというのが走っておりますけども、これをぜひ成功させていただいて、各史跡地にですね、配備していくような形になれば、この問題は解決していくだろうというふうに思っておりますけども、こういった、水域跡

もそうですけど、まず茶店をね、いろんなところに、どこに行っても大体ありますよね、茶店 というのは。太宰府の場合、ないんですよね、いろんなところ行っても。前々からいろんな形 で一般質問も出てますけど、そういったものはどうでしょうかね、実現性が一番近いと思いま すが。

## 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 今、人が集まるところに、私はいつも言っておりますけれども、商いがある。やはり、またそういった施設を持ってこないと人は集まらないというような部分がございます。それには、昨日でしたか、用途地域の見直し等々も行いながらやっていかないと、今、第一種住専地域ですかね、それだけではなかなか店も思うようにできないというような形もありますから、無制限に私はやる考えはありませんけども、必要に応じて、やはり用途地域のきちっと見直しをし、計画的な形の中で茶店を置くというふうな形、また設置できるような、やはりそういった計画でなくてはだめだというふうに思っておるところでございます。そうした中で、それからもう一つは駐車場も必要でございます。今、通過型になっておる一つの要因は、大宰府政庁前に大きなバスが、大型バスがとまるようなスペースがないということも一つの要因であります。ですから、何とかして周辺整備含めた形での駐車場の確保をしていくことが、先行投資することが、やがては観光客がそこで定着し、そして回遊行動をとることになるというふうに思っておりますので、水城跡もしかりでございます。そういった中での周辺整備の中において行っていきたいというふうに思っております。

#### 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

**〇18番(福廣和美議員)** ぜひそういう形での整備をですね、行っていただきたいというふうに 思っております。

今、市長も言われたように、やはりそういう核ができてくると、そういう駐車場の問題が出てくる。そうすると、それを結ぶことによってですね、その動線も着実に史跡地として生き返ってくるんではないかというふうに思っておりますので、そういう意味合いで今回、このまるごと博物館構想を、やはり一歩一歩実現に向けてですね、やっていくことが太宰府市の発展につながるというふうに思います。

それと、今の茶店の件ですけどね、今、校区自治協議会が新しく発足して、その地域、地域でね、そういったものを高齢者という問題もありますけども、地域の人がまた寄って、そこでいるんな話もできるし。だから、それプラス、観光客の方もですね、その場に立ち寄って、これは私のイメージですよ、そこで人と人との交流もできていくと。地域の中の交流もできていく。史跡解説員さんもそこに来ていれば来訪者に案内をしてあげれるというようなですね、そういう利点もあるのではないかというふうに思いますので、ぜひやってほしいというのと、今、これは国分に今、韓国の方が見えられて買い物する場所がありますが、あそこに大きな駐車場を持ってあります、業者の方がですね。あそこも、大体午前中で、昼から以降はそんなに多くとめられてない。ああいうところとも話し合いをしながらですね、観光バスをとめるスペ

一スを確保していくというのも一つの手ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、 全体観を見て、まほろば号とも関係してくるんですが、今日はそこまで聞きませんけどね、そ ういったものを生かしながら、一歩でも、本当は総合計画、それから基本計画の中でですね、 こういった文言をぜひ入れてほしいとは思いますが、この実施計画の中でぜひ少しでも将来の 太宰府がですね、どこまで進んだかなという、まるごと博物館構想がここまで進んでますよと いうようなことが我々にも、市民にもわかるような形でぜひつくっていただきたいということ を要望しておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、2番目、お願いします。

これも1点目と同じことなんですが、ほかにもあると思いますが、新しいまちづくりね、今、我々が想像できる範囲としては、小鳥居小路の周辺の新しい、新しいといいますか、もちろん、今もう現存しとるわけですから、ここの整備というものと、それからもう、再三問題になっておりますJRの太宰府駅というものがですね、ここをやはり開発することが新しいまちづくりにつながるのではないかというふうに思っておりますが、その点はもう一遍、いかがでしょうか。

#### 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。

**〇建設経済部長(齋藤廣之)** 先ほど市長が答弁いたしましたように、太宰府市の今後のまちづくりにおいて非常にこの歴史的風致維持向上計画を、建設経済部だけではございませんけど、総合的にですね、教育部とも連携しながら進めていくというのが、今後の、ハードのまちづくりだけではなくてソフト事業、それがやっぱり観光振興にもつながるというような考え方で具体的に進めていきたいというふうに考えております。

なお、この小鳥居小路周辺の整備ということでですね、一つには伝統建築物の修復、保存を 国及び市、そして実際の建築主といいますかね、所有者の方と連携しながら保存して、活用で きればというふうにも考えております。

また、小鳥居小路のこの水路の周辺整備につきましては、双葉老人ホームの横の幸ノ元井堰といいますか、そちらから藍染川の合流までの水路があるわけですが、その中の小鳥居小路の 区域の水路をですね、歴史的に非常に重要なものでございますので、これを保存して、また活 用していきたいというふうに考えております。

さらに、JR太宰府駅、当然全体区域30haございますので、太宰府市にとっては非常に大きな核となる整備事業を今後整備、重要だというふうに考えておりまして、これまでも数回にわたり、向佐野地区の水利、農事関係者とも協議をさせていただいております。現在、まずは地元の農事、水利関係者で、まずは地元の方で1回話し合おうという状況でございまして、今後その話し合いの状況をですね、我々も一緒に考えていくために、まずは懇話会を立ち上げようということで今現在進んでおりますので、その状況を今後も見守りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

## 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) もう部長が言われることはよくわかっておるんですが、今日言いたいのは、いわゆる、どうしてもやっぱり新しい太宰府のまちづくりをするときにこのJR太宰府駅というのはどうしても欠かせないという思いがずっと私にはあります。ただ、それが思うような形で進んでいないということがあるわけですけども、市長と若干考え方がね、違うところはあるかもわかりませんが、私はやっぱりJR太宰府駅というものが先じゃないと、その全体の流れもですね、スムーズに行かないのではないかというふうに私は思っております。しかし、区画整理の中で、やっとまだ緒についたばっかりだろうとは思いますが、今から地元の方々の考え方をですね、聞かれていくんだろうというふうに思いますけれども、ぜひお願いしたいというのは、たとえ、例えば、たとえじゃあ、こんなこと言うたら怒られるかわかりませんが、その話し合いが不調に終わったとしてもですね、私はJR太宰府駅だけはやっぱり必ずつくるべきであるというふうに思っております。その地元との協議とか、そういうものがある一定の期間でですね、2年とか3年、そこまで待った上で進まなければ、もう一遍考え直してほしいというのが、市長にですね、私の考え方なんですが、そういうことは考えられませんか。

### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) このJR太宰府駅につきましては、太宰府西の玄関口として、また観光客のアクセスとしても私は必要だと。この全国のJRのダイヤに太宰府駅が載るということについては意味合いがあるし、またそのことについては当然実現可能性を追求しなきゃならないというように思っておるところでございます。必ずしも私は、まずJR太宰府駅ありきというような形で伝わっておりますけれども、必ずしもそうではありません。平成17年にこのことについて若干アクションを起こしていった時期がございました。そのときにJR側と折衝する中におきまして、駅だけでは不十分なんだと、やはり乗客数が増えるような面的整備、周辺の整備と一体となって、初めてこのJR太宰府駅というふうなものの建設に見通しができるというふうなことだったと思っております。私もはたと振り返って、そうだなというふうなことを当時思ったような次第です。

したがいまして、その後におきましてA調査、B調査とか、周辺の整備をイメージするにはどういった構想で臨んだらいいのかというふうなことで、その後において構想等も今絵にイメージしておるところでございます。そういった状況と相まってやりますけれども、まずもって今、JR太宰府駅ありきでいっておるのではないと。ただ、地元、それにあっても地元の皆さん方の意思が一番重要であるわけでございます。私どもの考え方をもとに地域の皆さん方の意向も聞きながら行うというようなことが大事ではないかなと、それが、急がば回れというふうなこともありますし、いろんな熟するまで、情理を尽くしてやはり話すということ等も私は大事ではないかなというふうな思いでございます。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- ○18番(福廣和美議員) JRありきという、確かに最終目標は一緒なんですよね。別に違った方向に、ことを言っているわけではないわけですが、なかなか進まないから、またそこに我々としては考えを持っていかざるを得ない部分もあるということもですね、ぜひ理解をしてほしいというふうに思います。やっぱり近隣の、私は別に西地区の玄関口ということだけのJRとは思っておりませんで、やはり太宰府の全体の入り口というふうに思っておりますが、西地区の方々はやっぱりそれを期待してこられた方もたくさんいらっしゃるということも忘れないようにしながら、この問題を取り組んでいかないといけないのではないかというふうに思っております。ぜひ一歩でも進むような形でですね、地元の地権者の方々との話もですね、やはり太宰府がつくるんだという、それがあるからつくるかどうかはわからんということではないとは思いますが、その方向性をやはりはっきり見せればですね、安心して行けるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく、その点はまた、今日はこれ以上詳しいことは言いませんけど、お願いをしておきたいというふうに思います。

これ、まちづくりについて言いましたけれども、博物館構想の中にJRも入っておりますけども、今の2番目の小鳥居小路についてはですね、また明日後藤議員がされるそうですから、これは具体的にはもう後藤議員のほうにお任せしますが、九州国立博物館周辺、それから大宰府政庁跡周辺、それから水城跡周辺をまるごと博物館構想の中での核にすべきであるという意見と、それから新しいまちづくりの核としてこの小鳥居小路周辺整備、またJR太宰府駅の設置、周辺整備ですね、これも、これがあるということのその考え方については同じであるというふうに考えてよろしいかどうかだけお答えいただきたい。

- 〇議長(不老光幸議員) 市長。
- **〇市長(井上保廣)** 私は、福廣議員とその考え方に差はないと思います。 以上です。
- 〇議長(不老光幸議員) じゃあ、いいですかね。2項目め、答弁お願いします。教育長。
- **〇教育長(關 敏治)** 2件目の学校対策につきましてお答え申し上げます。

地球温暖化の影響でしょうか、年々気温が上昇し、特に今年の夏は記録的な猛暑でございました。学校現場におきましても、エアコンがある特別教室を有効に使用して、できるだけ暑さをしのぐ工夫や、熱中症予防のための水分補給の徹底などに努めて、夏場を乗り切ってもらったところでございます。

小・中学校のハード面の整備につきましては、これまで耐震化工事を重点的に行っておりま したが、本年度で終了することになりました。来年度からは、懸案でありました大規模改修工 事に優先的に取り組んでいくようにしております。

ただ、来年以降も暑さが予想されますので、そのための必要な整備を行っていく必要がある

と認識しているところでございます。詳細につきましては、部長のほうから回答させていただ きます。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 1項目めの小学校グラウンドの芝生化についてでございますが、夏の猛暑におけるヒートアイランド現象の緩和や転んでもけがが少ないなどのメリットがございます。ただ、一方では初期投資の費用や刈り込みや草取り、水やりなどの維持管理の問題もございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

2項目めの小・中学校の教室の空調についてでございますが、現在、図書室やコンピューター教室などの一部の教室にのみ設置をいたしております。すべての教室に設置できれば一番いいわけでございますが、そのためには、概算でございますけども3億円ほどかかることになります。全額市の単費では財政的に無理がございますので、県などに要望をしていきながら、今後補助金など活用できるようになった段階で検討したいというふうに思ってます。ただ、まずは教室やトイレなど校舎の整備を優先していきたいというふうに考えております。

3項目めの屋上の緑化についてでございますが、夏季の室温上昇抑制、防火、防熱効果や酸性雨、紫外線などから、屋上防水層の劣化などを保護する効果があると考えられております。ただし、樹木の根などの既存防水層への影響や植樹した植物の維持管理など、新たなメンテナンスコストも発生をいたします。そして何より、建物に新たな重量が乗せられるのかという建物の構造上の問題がありますので、環境負荷や経済性などを考慮した調査検討が今後必要であると考えております。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- **〇18番(福廣和美議員)** 回答は、大体そんな回答かなあと想定はしておりましたけど、芝生の問題から入りますから。

今、初期投資の問題を言われましたが、大体どの程度、今考えられております。もし実施するとしたら初期投資がどれぐらい要るか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- 〇教育部長(山田純裕) お答えします。

水城西小学校グラウンドの改修ということで、おおよそ大体2,000万円程度かかると。 以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- ○18番(福廣和美議員) それ、水城西は、平米数はどれぐらいですかね。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- **○教育部長(山田純裕)** 面積が1万2,000㎡ございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- **〇18番(福廣和美議員)** 我々、今回、島根県の松江市というところにですね、視察に行ってま

いりました。私もこの芝生化の事業については初めて視察に行ったわけですが、部長のほうもご存じのとおり、どういう苗の植え方とか、冠水の設備とかですね、そういうことはもう全部わかってあるだろうというふうに思いながら質問したいと思いますが、そうですね、この松江方式でいきますと、大体1校当たり、平均整備面積が7,300㎡で、約700万円ぐらいでできると。これが、プロサッカーのほうの補助を受ければですね、若干下がるというようなことも言っておられましたし、一番やっぱり我々感じたのはですね、その担当の課長さんの情熱、子供たちをいかに元気に、健康で体力面から育成していくにはぜひやっぱりこういうことが必要なんだという思いで今されているというのがですね、非常に印象的でございました。

ここで、今さっき、二、三点、どういう利点が、効果があるのかということで言われました が、ここに実際されたところの効果をちょっと読んでみますけども、屋外運動場を芝生化する ことによる効果は以下のとおりである。安全に伸び伸びと思い切り運動したり、遊んだりする ことができ、体力向上が図れる。実際、課長さんは体力がですね、やはり現実上がったという ふうにおっしゃっておられました。屋外運動場の使用時に転倒等があった場合にでも、受傷の 予防、抑制が図られる。それから、子供たちが芝の育成の過程を間近で観察できることによ り、学習活動の一助になる。子供たちが自分の手で作業を行うため、物を大切にする意識を育 てることができる。それから、夏季の屋外運動場の温度上昇を抑制することができて、地球温 暖化防止の効果が期待できるとともに、環境教育の教材としても活用ができる。芝生の移植作 業、維持管理作業を学校、PTA、自治会、各種地域団体の協働により実施するため、芝生化 のイニシャルコスト、ランニングコストの低減が図られる。それから、学校、PTA、自治 会、各種地域団体の共同作業を実施することにより、さらなるコミュニティの活性化が図れ る。それから、屋外運動場の砂じん飛散防止の効果があるため、近隣住民の住環境の向上が図 られる。屋外運動場の排水状況の改善が図られ、屋外運動場用土砂の流出防止が図れること。 ここには、この9つの点が書いてあるわけですが、今のこの地球温暖化の中で、やはりこうい ったことで少しでもそういう温度を下げようという環境の勉強にもなるということも書いてあ ります。

予算的な問題が一番大きいことなのかなと、担当部としては、ですかね。将来を担う子供たちを育てるという意味合いからすれば、ある程度、その一遍に全校をやる必要はないわけで、1校からでもやりながら、太宰府は太宰府市として効果があるようであれば、また次のところに移るようなですね、そういった対策をとっていけば、そう多額の予算を一遍に投じなくてもできるのではないかというふうに思うんですが、学校対策としてはほかにいっぱいやらなくてはいけないということが言いたいんでしょうけど、その中でね、ぜひ含んでほしいなと思うんですね。大規模改修、これ、来年度は何校でしたかね。

#### 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 来年度予定してますのは、小学校2校でございます。

(18番福廣和美議員「どこどこやったかな」と呼ぶ)

- **〇教育部長(山田純裕)** 太宰府小学校と水城小学校でございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- ○18番(福廣和美議員) 市長に飛ばして悪いけど、それぐらいの1,000万円弱でできるような 予算としてはね、先ほど2,000万円って言われたけど、そこまではかからんと。松江に行って 勉強してきた限りでは、そこまではかかりませんよと。大体半分ぐらいで済むのではないかと いうふうに思われるんですね。そういったものをぜひね、今すぐ来年度からつけれということ じゃないにしても、そういう前向きな調査研究をやるとかね、そういったことをぜひ私は、別 に松江だけがやっているわけじゃなくて、全国でやられているところも多いんです。

それと、前もって言っときましたが、先ほど7番目と6番目にお話ししましたが、芝生の要するに維持管理の問題、これを、うちで言えば校区自治協議会等でできるところからね、話し合いをしながら、学校が、今も学校単位ですから、その学校を育てていく、学校と一緒につくっていくというね、学校だけに押しつけるんじゃなくて、市だけに押しつけるんではなくて、そこに地域が入り、校区自治協議会が入っていくと。この三者で話し合いをしながらですね、この部分はここが負担する、この部分は市が負担する、この部分は我々も負担をしましょうというような形でやっていけば、そのコミュニティを図る面でもね、いい効果が出るとやったところが言ってますが、いかがでしょう。

### 〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 校庭等の芝生化につきましてですね、いろいろご提言、大変ありがとうございます。決して太宰府市の職員が子供たちのよりよい環境づくりについてですね、そんな冷たい気持ちでおるということじゃあございませんので、その辺は誤解ないようにお願いしたいと思います。よりよい条件を整えたいという気持ちは変わらず熱いものを持っていると思います。

それでですね、確かに言われてそのとおりだと思うんですけどね、その先にしなくてはいけないことが実は残っておりまして、例えばエレベーターをつけるというようなことをですね、 やはり考えたりですね、全体の改修はずっと遅れ、遅れになれば、例えばトイレの傷みがひどいところをですね、早く修理したいというような、そんな願いも持っているんですよ。

ご提言大変ありがとうございますし、また市長さんのほうともいろいろご相談しながらですね、環境づくりに努めてまいりたいと思っております。また、松江方式みたいな感じで、私どもが予想しているより以上に安価にできるような方式があればですね、ぜひ採用しながらでもやれたらと思っておりますが、先ほど申しましたように、とりあえずといいましょうか、急いでは大規模改修、またトイレとかエレベーターの整備というようなことを今考えているというのが現状でございます。今日のご意見聞かせていただきながら、また内部で話をしたいと思います。どうもありがとうございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 協働のまち推進担当部長。
- **〇協働のまち推進担当部長(三笠哲生)** ただいま松江市の取り組みの実例を挙げていただきまし

て、地域と学校が一体となって、地域の宝である子供たちをいかに守り育てていこうかという 取り組みがすばらしい成果を上げているというご提言でございました。それで、校区自治協議 会が設立されまして、それぞれ地域の特色にあった活動を今年度実践をしていただいとりま す。先ほど健康福祉部長のほうからも報告がありましたように、市民の健康づくり、これは市 民の方々の生活の質を向上するための健康づくりというのもありましょうし、医療費の削減と いう行政課題を解決するための目的もあるかもわかりませんが、健康づくりをされるそのもの は、市民一人一人です。そういうものの中で、今まで行政のほうがこういうことをやりましょ うとイベント的なことを提案しながら進んできておりましたけれども、そういう必要性がある ということで校区の中でですね、取り組まれて、私もそれぞれ会場に足を運んで、一緒になっ て健康測定をしましたけども、体育指導員の方々もおいでになって一緒につくられているし、 健康づくり推進員も皆さんが連携しながらやっておる姿を見るとですね、ああ、一つ一つ出て きているなと思います。

それで、芝生については初期投資があって、その後の維持管理を水をまいたりとか草取りするのに物すご手間がかかると。そういうことが少しネックにあるよと。予算を抑制するための、いわゆる行政のですね、下請的な発想で地域の方々にかかわってもらうのかどうかなんていうことについてはですね、かなり自発性の問題がありますので、行政の思惑だけではいきません。今後、松江市の担当課長さんがおっしゃったということですけれども、教育行政にかかわる職員、あるいは教育現場の教員、あるいは学校がですね、どう地域とかかわりながら、地域もどう学校とかかわりながらつくり上げていくべきものだろうと思いますので、校区自治協議会が受ける、受けないは、この先の次の議論を待ちながらという感じを今、福廣議員の提案を聞きながら思っております。

以上です。

#### 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) この問題は今日初めて私も質問しますので、ぜひそういった学校と市と、それからいわゆる自治会、校区自治協議会ね、こういったところがやってみようかな、やろうじゃないかというようなね、やっぱり一致しないと、それは市がやるから校区自治協議会に後始末を押しつけるようなね、維持管理はあんたのところでするんだよという形ではなかなか難しい、それはもう言われるとおりだというふうに私も思っております。ぜひ、これ要望に終わらせときますけど、一遍調査研究をね、ぜひやっていただきたいと。そういう、教育長言われるように、私の気持ちはもう同時並行でやってほしいということを思っておりますが、教育長のお気持ちもよくわかるんですけどね、ぜひ一日も早く導入してほしいというものはそのとおりなんですが、まず調査研究していただいて、どういう形だったら太宰府市が受け入れることができるか、そういったものも考えていただきながらぜひ取り組んでいただきたい。これは、もう要望で終わっときます。

あと四分しかありませんので、エアコンの問題ですけど、やはりいろんな方に聞くとです

ね、一つやっぱり熱中症の問題、健康の問題ですよ。だから、あとは、先ほど言われたように 水分補給の問題。なかなか、もう今学校の水をですね、飲むというのは少ないんじゃないでしょうか。各家庭、各家庭いろんな形でのアルカリ水とかいろんなものを導入されてますから、 学校に行ったときだけ水道水を飲むというのはね、なかなか厳しいと思う。だから、そういう健康面からですね、ぜひ、今、東京都でももう、知る限りでは9割以上のものがクーラーがついていると。こっちの筑紫地区では少ないかも、福岡県とかね、そっちは少ないかもわかりませんが、やはり同じ子供を預かって教育をする場を設けているわけですから、そういったことをもうぼちぼち取り入れる必要がある。そういう意味合いからすれば、今年の猛暑もね、また生きてくる。ただ、来年も猛暑が来るか来ないかわかりませんけど、この今の異常気象からすると来るものだというふうにとらえてですね、子供たちはやっぱり学校で守っていくという姿勢が私は大事だろうというふうに思いますので、これも、もう回答は要りませんので、要望で、回答したかったらいいですけど、もう時間ありませんから、要望で終わっときたいと思います。また、ぜひこの問題については、国の交付金等もね、補助金とかそういったことも十分にらみながら、ぜひやっていただきたいということを要望して私の一般質問を終わります。

○議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[3番 長谷川公成議員 登壇]

○3番(長谷川公成議員) ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目についてお伺いいたします。

まずは、通級による指導についてお伺いいたします。

障害のある児童・生徒については、その障害の状態や発達段階、特性等に応じて、その可能性を最大限伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことが重要とされ、現在、我が国においては個々の児童・生徒の障害の状態に応じて特別支援学級または通級による指導において適切な施設、設備を整えた上で手厚い教員配置のもと、障害に基づく種々の困難を改善、克服、自立し、社会参加するための教育が実施されています。通級による指導は、障害の状態を改善、克服するための指導が、児童・生徒のニーズに応じて受けられる上に、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながることになり、その効果が大いに期待されるものです。

それでは、本市における通級による指導についてお伺いいたします。

まずは、就学指導について。本市は、特別支援学級及び通級指導教室への入級手続を保護者 に対してどの時期に、どのようにお知らせしているのか伺います。

次に、通級指導教室について。現在、本市では、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府中学校に設置されていますが、この3校以外の児童・生徒が保護者の送迎の可否にかかわらず、ひとしく子供の課題に応じた支援、指導が受けられるように、必要に応じて担当者が巡回指導ができないか伺います。

最後に、就学前の療育及び学校教育との連携についてですが、乳幼児健診等の機会をとらえて、発達障害等の発見、早期療育ができないか、また就学時には保健センターから学校教育課への情報提供を行い、幼・保・小の連携のもと、親子が安心して入学できるようなシステムが構築できないか伺います。

次に、市内側溝整備についてですが、去る10月に市内のある公民館において自治会によるイベントが開催されました。イベントは盛り上がりを見せ、大盛況のうちに幕を閉じたそうですが、そこでとんでもない事故が発生しておりました。市内公民館前の側溝に高齢者の方がすっぽりとはまり、もし発見が遅れれば命を落としかねない大事故になるところだったそうです。幸いにも女性の方が通りがかって落ちる瞬間を目撃されたからよかったものの、既に薄暗かったようで、もし目撃されてなかったらだれも気づかず、大変なことになるところでした。すぐ救急車を呼び、大きなけがもなく、大事には至らなかったようですが、通常の業務の中で行われているとは思いますが、市内の危険箇所の点検を再度行っていただくなどして、今後このようなことが絶対に起こらないようにしていただきたいのと同時に、市内の側溝の安全管理及び事故防止対策、特に各地域の地区公民館や共同利用施設等、多くの人が集まる公共施設周辺の対策について伺います。

なお、答弁は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長(不老光幸議員) ここで15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時09分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再開 午後3時25分

〇議長(不老光幸議員) 再開します。

教育部長。

○教育部長(山田純裕) 1項目めの就学指導についてお答えいたします。

障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を受けていただくため に、新入生につきましては例年、10月の就学時健康診断の際に教育相談を行い、また、在校生 につきましては、学校もしくは保護者の希望により教育相談を行っております。

その中で、必要に応じて12月の就学指導委員会による専門的な意見を受け、電話や面談を保護者と行うことにより、特別支援学級や通級指導教室などの入級についてのご希望をお伺いしているところでございます。

2項目めの巡回指導についてお答えいたします。

ご質問の巡回指導とは、通級指導担当教員が本務となる学校以外の学校において巡回による 指導を行うものと思われますので、その点についてお答えをいたします。

本市では、本年4月に福岡県より、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府中学校の3校に対して通級指導教室担当教諭の配置を受けましたので、6月に当該3校で通級指導教室を開設いたしました。

そこで、他校の児童・生徒につきましては、通級指導教室担当教諭が指導を行うことができる学校へ保護者送迎により通級する方法をとることで指導を受けられるようにしていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

第3項目めの就学前療育及び連携についてお答えをいたします。

発達に問題がある乳幼児にできるだけ早い時期に適切な療育を行うことはとても大切なことであり、乳幼児健診などにより早期発見、早期療育に努めているところであります。

また、就学前の療育と小学校での学校教育が連携して指導を行うことは、児童・生徒の成長にとって重要なことであると思います。

現在、個人情報保護の観点から、保健センターの乳幼児健診などの情報を学校教育課で活用することはしておりませんが、そのお子さんにとってよりよい療育につなげるために必要がある場合は、保護者や保健センターと情報を共有しながら連携を図り、早期療育に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** 3項目めの就学前の療育及び学校教育との連携について、私のほうからもご回答申し上げます。

現在、保健センターでは、4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児各健康診査及び乳幼児の健康相談を行っています。それらを通して、子供の発達や子育てについて、心理士によります個別相談、子育ち相談と言っておりますけども、それを行っています。その子育ち相談での経過観察後、病院、療育機関に紹介状を発行する子、また保健センターで子育て支援センターの保健師にも参加をしらもらって、親子遊びや親同士の交流を図るどんぐり広場を実施しているところでございます。

就学前の幼児は、ほとんどが就園しておりまして、子育ち相談等の保健センター事業にかか わることが少なく、学校教育課への連絡については、保護者の同意が得られた場合のみ行って いるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- **○3番(長谷川公成議員)** ありがとうございます。それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まずは、本市においての入級までの手続ですが、まずは保護者からの入級願が出され、在籍校から申し込み、本市の教育委員会から諮問、本市の就学指導委員会へ行き、そこで答申が出され、12月ぐらいに決定通知が送られるという仕組みに私は聞き及んでおりますが、これで理解してよろしいですか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- **〇教育部長(山田純裕)** ただいまのご質問の件でございますが、就学指導委員会は毎年この時

期、12月に行っておりますので、就学指導委員会の判定の結果につきましては12月に通知をいたします。しかし、これは入学、入級の決定通知ということではございません。 以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- **○3番(長谷川公成議員)** 就学指導委員会で12月に判定を行って、決定通知はいつ送られるよう になっているんですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) さきに部長が申しましたように、12月に判定をいたします。それによりまして、保護者の方と就学についていろんなことで十分協議を行います。どういうふうな教育を行うのがいいか、またそのための条件整備等はどこがどうなっているかということを含めながら、十分に保護者の方と話をしまして就学先を決定するわけでございます。学校を含めまして、了解が得られました時点で一応行き先を決めておりますが、新入生につきましては2月1日に就学先を連絡しなくてはならないように法的にもなっておりますので、その時点であります。それから、在校生につきましては、いつから変わるかということについては、学期とか学年の変わり目が多いんですけれども、その辺は十分話し合った時点で期日を決めております。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- **○3番(長谷川公成議員)** それでは、就学指導委員会についてお伺いいたしますけども、本市の 就学指導委員会の人数とメンバー構成をお尋ねいたします。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 平成22年度の就学指導委員会の人数は、20名でございます。構成は、識見を有するものが3名、それから学校代表が3名でございます。それから、学校長が11名、それから小・中学校特別支援学級担当教員の代表が3名ということになっております。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- **〇3番(長谷川公成議員)** それでは、就学指導委員会のメンバーにですね、発達障害等の専門的な知識を持った方は入っていますか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- **〇教育部長(山田純裕)** ただいま申し上げましたメンバーの識見を有する方3名が、発達障害等の専門的な知識を持っておられる方でございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。

それでは、この就学指導委員会について伺います、もう一点。 この就学指導委員会、年に何回ぐらい行われていますか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 大体就学指導委員の方、12月1日からですね、明くる年の11月30日までが 一応委員の任期となっております。基本的には、先ほど部長もお話ししましたように、この

12月の段階に全体的な会合をいたします。ただ、それだけで終わらなくて、例えば転入生の問題とか、また今の時期じゃなくて、例えば夏休み前とかで就学先を変更したいとか、いろんなことが行われた場合ですね、会議を開催するか、または持ち回りで承認を得るかとかというような方法で判定をいただいております。

- O議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) 今、教育長答弁されましたけども、例えば転校してきた児童・生徒がいますよね。それでは、例えば転校前の学校でですね、通級指導教室に通っていたとしますね。そういったときには、状況に応じてこの就学指導委員会は開催されるようになっているんですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 基本的にですね、前の在籍校で判定を受けられておられましたら、その判定を踏襲いたします。判定がないままで、こういう変更があるような場合は、基本的にはその判定を受けていただくようにご相談をいたします。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。

それでは、次に行きます。

通級指導教室に通う際に就学指導に必要な検査を行っておられるようですが、この検査については、保護者に対して目的や検査内容等を十分に説明を行い、承諾を得てから実施をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 就学指導委員会は、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた配慮と、それから適切な就学方法について意見を行うということを目的にしておりまして、心理的な諸検査につきましては、その判断における重要な資料というふうになってまいります。このため、その検査につきましては、十分な説明を行いながら、保護者の承諾を得ないとできないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。

それでは次はですね、保護者の中にはですね、検査を受けないと就学指導委員会にかけられないので来年度は入級できないよと言われた保護者もいらっしゃるようですが、保護者に対して、部長さんの答弁では十分に説明を行っていると言われましたけども、こういった、本当に十分に説明を行っているのかなと、今正直疑問に思ってますけども、いかがですか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) そういう疑問を感じさせるような言動があったというんだったら大変な失礼なことだと思っておりますが、教育委員会事務局としては、十分にご理解をいただいて検査を受けていただいているというふうにとらえております。判定をする場合ですね、一つには、

ご家庭での生活の様子、食べるとか排便するとか着物着るとかですね、そういうふうなこと、また保育所とか学校におられたら学校での生活の様子とか学力の様子、そういうふうな資料とそれから観察した事項と、また非常に客観的なデータになります資料、今言われます検査資料ですね、そういうふうなものを合わせて判定をしてきますので、そういう資料がない場合はあやふやな判定になる可能性がありますのでね、そういう判定はやはり避けなくちゃならないんじゃないかと私は考えております。それだけに、就学指導委員会に上げるに当たってはですね、そういう検査を受けていただくように保護者の方のご理解を求めながら実施しているところです。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。

それでは、行きます。

現段階では、この検査結果をですね、保護者に対して公表せず、また保護者のほうからいろいるお話聞きましたけど、また説明もですね、正直なところ不十分だと聞き及んでおりますが、本市の対応はどのようにされておりますか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 就学指導委員会における検査結果につきましては、就学指導委員会で判断をする資料として利用するという目的で収集した個人情報でございますので、太宰府市個人情報保護条例に基づいた保護者のほうに開示をいたしております。また、説明につきましては、同じ、同条例に基づきまして、保護者の同意を得て、そして通級指導教室へ提供しておりますので、通級指導教室担当の教諭より、できる限り説明を行うというものとしております。以上です。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。

それでは、説明、検査結果は開示していると。私、保護者の方から聞いたら、開示してないって聞いたんですけど。ちょっともう一回説明していただいていいですか。おかしいな。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 就学指導委員会、この検査結果ですね。この検査、就学指導委員会に諮るための検査結果で開示はしておりますけども、それ以外の分のお話じゃないかと思うんですよ。それを何とかこうしてくれとか、そのあたりの分の保護者の方との行き違いが若干あるんじゃないかというふうに思いますが、私のほうは開示としています。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。

次は、この就学指導におきまして、最終的な決定は、保護者がするものであるということを きちんと保護者のほうに、伝えるように要望いたしますが、いかがでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

- ○教育長(關 敏治) できるだけですね、保護者のご理解をいただくように十分説明をして、そして保護者のご理解の上に就学先を決めていきたいと思っております。それが原則でございまして、どこに決定権があるとか、いろんなことを申しますとですね、いろいろ差しさわりが出てくる場合もあるやもしれません。ただですね、そういう決定の権限といいますかね、決定のものとですね、その決定したことをもとにしてどう対応するかというのがセットになっておりますのでね、言われますように、その保護者が決定してしまって、じゃあその教材とか指導者とか環境とかどうするか、そんな冷たい話にはならないわけですけど、そういうところをやっぱり考えていかないと、やっぱりうまくいかないんじゃないかと、そういうことで、判定結果に対しましてこういうふうな条件整備しながら、お子さんのこういうところを指導していくというふうなことについてですね、十分理解を得ながら判定結果が生きるようにしていきたいというふうに思っております。
- O議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。この決定についてはですね、教育長おっしゃられるように、権限と申しますか、は、やっぱり保護者のほうに私はあると思うんですね。例えば、行かすとか行かさないとかというのは、そういうのはちゃんと、聞いた話によると、市ではそういうことをきちんと教えてくれなかったので、こういう質問をさせていただきました。こういう検査結果なんですが、保護者にしてみれば、やはり知る権利があると思いますし、はっきり言うと個人情報ですね。書面での説明だけでは不満を持たれるのは、私は当然だと思います。検査を担当された方から十分な説明を受け、例えば家庭でのかかわり方や、学習する上での支援の仕方等のアドバイスを直接受けれるように、検討していただくようにお願いしたいのですが、いかがですか。

### 〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 検査結果といいますか、判定結果とですね、保護者のご希望とかうまくマッチしているところはですね、大体判定だけで全部済ますんじゃなくて、やっぱりその前からいろいろお会いして、先ほど言いました検査の話もありますし、それからご家庭で書いてもらわなければならない資料等がありますので、そういうことがうまくマッチするところはですね、電話だけでひょっとしたら済ませているかもしれません。ちょっと詳しいことはわかりませんけど。ただですね、いろんな状況があるときはですね、電話だけで済ますということはないと私は確認しております。おいでいただくか、家庭訪問するかによってですね、そしてその結果を十分に保護者に先ほど言ったように説明をしていきたい。それから、どんなふうに指導したらいいかというのはですね、今度は学校に入って後の話になりますのでね、いろんな資料をもとにして担当された先生方が、それをちょっと見せるか見せないかはちょっと非常に情報の問題難しいところがあると思いますけど、できるだけやっぱりそういうのが見せてもらうということを保護者に承諾得ながらですね、そしてご家庭とのやりとりの中でどんなことをやっていきましょうかというようなことになる。基本的な事柄については教育委員会から学校にお

願いしますけど、具体的になってきますと、担任の先生とか、また学年の先生とかのご指導も 多いんじゃないかと思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) はい、わかりました。

今後、この検査結果を本市の就学指導委員会に提出する際に、保護者に対して十分に説明した上でですね、この検査結果を就学指導委員会の資料として用いることの承諾を得て提出いただくよう検討していただきたいと思います。先ほどから出ております就学指導委員会ですが、この判断、先ほどから判定と言っておられるようですが、をもとにですね、早期に保護者に対して丁寧な就学指導を行っていただき、もし保護者の意向と異なる場合はですね、各学校や教室の見学等を勧め、保護者に対し、熟考する時間を持たすように強く要望して、この項目は終わります。

次に、巡回指導ですね。現在、本市では、小学校 2 校、中学校 1 校、通級指導教室がありますが、この通級指導教室に通っている一校一校の児童・生徒数を調べますと、やはり通級指導教室がある学校の児童・生徒が多く通われてますね。これは、保護者が子供の送迎ができない児童・生徒は通級による指導が受けられてないというのが現実問題としてあるようですが、だれがどう見たって私は不平等だと思うんですが。

先日も保護者の方からお話を伺いましたけども、保護者と一緒に通級指導教室がある学校に 到着したら、この児童は一時ですね、車からおりず、その小学校の児童がみんないなくなるま で待っているそうです。理由を聞くとですね、やはり他校に行くもんですから、自分をみんな が見るから嫌だと言うそうです。また、別な生徒の保護者はですね、他校に送迎した際に制服 が違うというのに気づかれたんでしょう。通りがかった部活中の生徒にこそこそ話をされ、笑 われ、不愉快な思いをしたと伺いました。私はですね、通級指導教室ができ、すばらしいこと だと評価いたしますが、こういう話を聞くとですね、非常に嫌な思いになり、不愉快になりま す。せっかくですね、勇気を振り絞ってですね、他校の門をくぐって通っても、本当にこれで いいのか疑問に思います。障害がある児童・生徒だからこそ配慮が必要なのではないでしょう か。この子供たちのことを一番に考えるのであれば、通級指導教室の巡回指導を検討していた だきたいと思いますが、いかがでしょうか。

# 〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) まず、学校の子供の数の話ですが、今を見られたらおっしゃるとおりだと思います。ただですね、今年初めてつくったわけですが、手順を言いますとね、大体その通級指導教室に行って指導受けたほうがいいだろうと思われる子供さんがどのくらい各学校おるかというようなことを、人数が集まらないと認可していただけませんので、そういうふうなことを一応調べまして、じゃあその指導の場所をどこにするかというときに、やはりそういう子供さんが多いところに設置をしたい。それから、ちょっと今子供さんの話があったけど、やっぱり車で送ってきてもらいますので、そういう便利のいいところに、車が入りやすいとか、そう

いうところに教室があるところにしたい。また、幾つかつくるとなると市内のバランスのとれたところに、バランスをとってつくっていただきたい。そういうふうなことをですね、希望として出した後で認可を受けておりますので、先ほど言いましたように、結果的に見ればですね、そこの学校が多いんじゃないかと言われますけれども、該当者がもともと多いところだったもんですから、今後どうなるかということはさておきましてですね、その辺をぜひご理解いただきたい。

それから、確かにそういう便利のいいところ、悪いところで不平等じゃないかと言われてみれば確かにそうでしょう。改めて考えてみますとですね、そういうふうな要素はたくさんあると思います。例えば、今話題になっております1クラスの人数の問題も、20人そこそこの学級もあれば、40人そこそこの学級もあります。また、学校から遠いところ、近いところといろんな状況があると思います。ただ、そういうのは一つの許容をどこで考えるかという面が1つと、それから通級指導の場合はですね、不平等ともし切って捨ててしまうと、もう0か100%しかありません。言いかえたら、もうできないということです。じゃあなくて、例えば特別支援学級もですね、前は市内に小学校1校、中学校1校しかなかった時代もあったわけです。それが、徐々に各学校にも設置されたようにですね、通級指導学級も今年初めてつくりましたけれども、条件さえ整えば、それがよりよい太宰府市の子供の充実になると、そんなふうに受け取っていただけると大変ありがたいと思います。

それから、子供さんの気持ちとか、保護者の気持ちということですが、そういう事実があっていたとしたら本当に失礼な話で申しわけないと思います。ただですね、事務局にはですね、事務局だからかもしれませんけど、非常にありがとうございますとお礼のお話は多ございます。非常に助かっておりますと。それから、県の教育委員会とかからも設置したところですから調査にお見えになりますけれども、太宰府市、本当によくやってあります、手前みそじゃなくて、そういう評価を受けているということも知っておっていただきたいなと思っております。

最後にですね、お願いを答えで言ったらいかんと思って、私はですね、子供というのは指導の対象だと思っているんですよ。だから、今のような行動があったらですね、ちょっと保護者の方、先生に言いにくかったかもしれんけど、議員さんのような身分のある方は遠慮なくですね、教育委員会、何ボヤっとしとるかとおしかりを受けてですね、そしてやっぱり指導しなくちゃいけないと思うんですね。こういう公式な記録にね、どこの学校かわかりませんけど、子供たちの態度が悪いというような残り方じゃなくって、やはり指導したらきちっとなったよというふうに変えていただけると大変ありがたいと思っているんですよ。私どもも一生懸命やりますので、遠慮なく言っていただければありがたいと思います。

#### 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。

○3番(長谷川公成議員) ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

それでは、巡回指導も今後広がっていく可能性もあるということですね。はい。

他の自治体では、積極的にですね、巡回指導を行っているところもあります。児童・生徒の 教育ニーズにこたえています。本市におかれましても、積極的にですね、今後巡回指導を行っ ていただきますよう、こちらも強く要望してこの項目は終わります。

次、行きます。

本市に通級指導教室が設置されたことが市民の皆さんに余り周知されていないという事実が ありますが、今後どのように周知徹底をしていかれるのか伺います。

### 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 通級指導教室の開設につきましては、広報でお知らせするとともに、在校生につきましては保護者に、それから各小・中学校のPTA総会、これにおきまして連絡を行いながら、パンフレット、それから入級願を各小・中学校に備えているところでございます。小学校の新1年生の保護者へは、初めてのことになりますので、入学説明会、これは2月ごろになりますが、によりましてご紹介をするということを検討いたしております。また、中学校の新1年生につきましては、小学校6年の担任教諭を対象とした説明会を開催いたしまして、通級指導教室での指導が適当と判断される児童の把握をお願いしたところでございます。

なお、保護者へ広く周知することも重要なことでございますので、各小・中学校において児童・生徒の学習や生活の状況を正しく把握いたしまして、通級指導教室での指導を必要とする児童・生徒の保護者へお知らせをしながら、適切な教育を受ける機会が損なわれることがないように努めてまいりたいというふうに思っております。

#### 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。

○3番(長谷川公成議員) 先日ですね、太宰府南小学校の参観に招かれて行かせていただいたんですけども、学級懇談会の中で説明はあるようでしたけども、時期的には来年度から希望される保護者にとっては、正直言うと間に合うのかなというのが疑問だったですね。私が参観に招かれたのが11月2日で、決定通知は就学指導委員会で12月に出されるわけですから、私の考えでは周知の対応が遅いように思います。今後はですね、小・中学生の保護者に対して、先ほど言われましたようにあらゆる機会をとらえてですね、入学説明会のときにもおっしゃられたんですが、こういったときに行っていただきまして、とにかく一人でも多くの保護者にですね、本市でも通級による指導が受けられるようになったことを周知徹底することが必要だと思いますので対応よろしくお願いします。

それでは、最後の就学前の療育及び連携についてですが、本市で行っている3歳児健診等がありますけども、こういった健診時に発達障害等の専門知識を持ったスタッフによる相談窓口を設け、早期対応が遅れないような措置が必要だと考えますが、いかがですか。

#### 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(和田敏信) 先ほどお答えをいたしましたように、健診の中では、心理士、保健 師当然入っておりますけども、心理士が入っておりましてですね、そこで直接指導という、い ろんな発達障害の障害のある方とか、障害がわからないけれどもやはり相談したほうがいいと いうような方については、そこで医療機関とかそういうのをご紹介させていただきながら検査 を受けていただくとかというやり方なんです。直接指導までいってないんですね。本来であり ますと、そこで指導、いわゆる療育というのをやっていくのが一番だと思いますけども、現段 階では3歳児健診までですね、そこまでそのようなご指導をしているというふうな中身でござ います。

## 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。

○3番(長谷川公成議員) 保護者の皆さんのですね、話を伺いますと、就学前に、3歳児健診は置いといて、就学前にですね、発達の遅れや偏りに気づかれる方もいらっしゃるそうです。そんなときはですね、この本市に例えば相談窓口もない、専門知識を持った方もいない、就学前の情報も市にないため、就学時の早期対応の遅れにより、入学してから学習や集団生活に困惑する子供もいるようです。これは、やはり私は非常に大事なことだと思いますよ。私の小学校校区のことをちょっとお話しさせていただきます。早期対応が遅れたとは申しませんが、学校生活にうまくなじめず、高学年になり不登校になる児童がいます。最後の思い出の修学旅行や運動会、卒業式までいい思い出づくりができないんですね。今後ですね、一刻も早く就学前に子供の特徴をきちんととらえ、入学に向けた支援が十分になされていたらと思うとですね、私は本当、非常に残念でなりません。今後はですね、早急に相談窓口の開設、就学前幼児の支援、学校との情報共有をですね、検討していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

#### 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

〇健康福祉部長(和田敏信) 現在ですね、健診とか受けられる方、その中で相談というのは 200件近くあるわけですけれど、その中で実際、本当に障害がある、いわゆる指導をご紹介と かする方というのはやはり30件毎年やっぱりいらっしゃるんですね、30件前後。もう一つ、グ レーゾーンの方というのは非常に多くてですね、グレーゾーンというのは、要は1歳半とか3 歳とかで一定発達のめどというのは見えてくるように言われているんですけれど、やはりいろ んなお子さんの状態で発達状態違いますので、本当に障害があるのかどうなのかというのは当 然ございます。そういうのは、やはり健診だけではわからない、そういうのがございましてで すね、やはりそこをきちんとつなぐというのが、つなぐというのは単に医療機関につなぐとい うことじゃございませんで、ご指摘のようにきちんと療育という形態をとらなくちゃいけない んですけれど、現段階ではやはり3歳までしか把握できてなくって、その後じゃあどのような 医療機関に行かれているのか、訓練施設といいますか、療育施設に行かれているのかも、それ とかあと幼稚園とかもちょっとわからないというふうな状態なんですね。本当は就学前まで、 当然就学につなぐためにもきちんとそこをつなぐ機関が必要だと思います。それは、教育委員 会と市長部局と分かれておりますけれど、やはりそれは一括してわかる、そこに行けば相談で きるという体制づくりが要るというふうに思います。私どもが一番やはり思っておりますの は、障害ある方につきまして、もともとだれも地域で生きていく権利というのがある中で、0

歳から、今就学のことまでの話ですけど、やはりきちんと就労できるというところまで見通す すべてのやり方というのを構築することが一番今求められているというふうに思ってます。

ご指摘のとこら辺は、今すぐということになるのかどうかちょっとわかりませんけれど、私どもとしてはですね、ここ一、二年、今の関係課、いわゆる福祉課も入ります、保健センターも入りますし、学校教育課も入りますが、子育て支援センター、子育て支援課、そことずっと会議を重ねてきております。そこで、やはりみんなの意見としてですね、これはやはり、みんなばらばらで今相談受け付けているもんですから、ばらばらの対応に実はなっている。断片的な情報になっているということなんです。これは、つながなくちゃいけない。これは、もう実は都市圏っていってもちょっと広いですけれど、太宰府だけがちょっとできてない。恥ずかしい話ですけど、そういうふうに今なっておりますから、そこについてはきちんと対応できるようなことを早急に構築しなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

## O議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。

○3番(長谷川公成議員) ぜひ早期に相談窓口や専門スタッフの方を、いつでもですね、例えば 3歳児までしか健診がないんですけど、4歳になってもうちの子ひょっとしたらちょっと何か あるんじゃないかといったときに、すぐ市のほうに相談できるような、そういったものを設置 していただいてですね、本当にそういった学校生活がですね、遅れないようにと申しますか、 高学年になって不登校にならないようなですね、低学年のときに把握して通級指導教室に通え るような状態をつくっていただいてですね、本当強く要望しておきます。部長の前向きな答 弁、ありがとうございます。

最後になりますけども、近隣市町はですね、本市に比べ数年も前から通級指導教室を設置し、本市は正直申しますけど今年からですから、遅れをとったと言われても仕方ありません。実際ですね、関東のほうから転勤され、本市に住居があるにもかかわらず、当時、通級指導教室が本市になかったため、現在近隣市町へ住まわれている方もいます。本市といたしましてはですね、本年度にようやく通級指導教室が設置され、まだまだ日が浅く、これから大事になってくると思います。今回質問させていただく際に、保護者の方々から数多くの要望、不満をお聞きしました。例えば、保護者に対する対応の仕方、検査を受けている最中での配慮のなさ、たくさんのことを伺ってきました。非常に厳しいご意見をお聞きしましたけども、期待されてのご意見が多かったように思います。今後は、保護者と子供たちの気持ちを一番に考えていただき、保護者の皆さんと信頼関係を築いてもらい、近隣市町の中で太宰府市の子育て支援における対応が非常にすばらしいと言われ、思われるように強く要望し、期待いたしまして、1項目めを終わります。

#### 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。

**〇建設経済部長(齋藤廣之)** 2件目の市内側溝整備につきましてご回答申し上げます。

各自治会の公民館につきましては、地域コミュニティ活動の拠点として、また地震、大雨に よる水害及び火災等の災害時の緊急避難場所として重要な施設として考えておりまして、公共 施設及びその周辺を含め、安全を確保しなければなりません。

市内の道路、水路、河川等の安全管理につきましては、各自治会からの要望や市民の方からの連絡、通報を受け、市営土木工事として整備を進めており、各自治会の公民館を初め公共施設周辺の側溝の安全確保につきましても、各自治会長さんと協議しながら整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) 側溝整備、私、幾度となく質問させていただいているんですが、一歩間違えれば人命が失われようとしたんですね。これは大問題です。今回は梅ヶ丘公民館で起こった事故なんですよ。ちょっと写真撮ってきてますので、その梅ヶ丘公民館周辺のその側溝、周辺と申しますか、ここが、ちょっと見にくいんですけども、入り口ですね。あと、入り口以外はふたがないんですね。このような状況です。先ほどちょっと部長から聞いたんですけど、ここはかまぼこ型といって非常に危ないと。要するに公民館がこうあったら、入り口がこうあって、あと全部側溝のふたがないんですね。ここに今回転落されたと。ちょっと話を聞いて青ざめたんですけども、ほかの43の地区公民館周辺やその公共施設周辺の側溝はですね、こういった不十分な箇所があるのかないのか、どのようになっているのかちょっとお尋ねいたします。
- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 先ほど答弁いたしましたように、道路の側溝の改善とか改修につきましては、自治会あるいは市の職員も含めましてですが、市民の方から改善とか要望をこういうふうにしたらいいよという分を受けまして、道路の側溝にふたをかぶせたりですね、道路のさくをつくったりガードレールをつくったりという形で改善、改良を重ねておるというところです。

今回、ご提言いただきました区自治会、各区の公民館、調査しましたところ、3行政区の公 民館の周辺に側溝にふたがないというような状況を把握させていただいておりますので、今後 の改善、改良を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) 今のご答弁だとですね、こういった側溝のふたをする際に、やはりその自治会や市民の皆さんからのご意見でされるとおっしゃいましたよね。そういった要望がないと市は動いてくれないんですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 太宰府市内の道路、約300kmほどございまして、ずっと従前の団地 開発で開発された道路はすべて道路のふたがかぶっているということじゃございませんで、近 年の新しい開発はですね、整備された部分は側溝にふたをかぶっておるというのが実情です

が、古いっていいますかね、そこはまだまだ遅れている部分がありますので、我々もそういう 国、県の補助をいただきながら整備は整備として進めてはおりますが、44自治会からの要望と か市民の方からの改善要望を受けまして、予算を確保しながら順次改良をしているというのが 実情でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) 私は、道路も当然ですけど、こういった公共施設があるところをやはり早急にしなければというふうな質問をしているんですね。ですから、市職員の皆さんも行っているとは思うんですけども、側溝整備を行う際には、例えば当然でしょうけど、人通りが多い場所やですね、人々が集まる場所等のまず点検を行っていただいてですね、最優先箇所を地元自治会長さんを初め、自治会役員さんの皆さんと協議した上で整備に入っていただけたらと思います。やっているとはいいますけど、まずはやはり公共施設周辺が私は道路よりも一番先に、最優先する場所ではないかなと思います。特に、地区公民館はですね、多くの方々が憩い集う場所です。今後はですね、言わずと知れた超高齢化社会になります。ますます活発にですね、地区公民館利用が予想され、絶対事故など起こらないようにしなければなりません。これは、市内の公共施設周辺にも同じことが言えます。地域住民や市民の皆さんが安全・安心にご利用できるよう、早急に安全点検を行っていただき、一日でも早く本市の側溝整備が終わることを期待いたしまして私の一般質問は終わります。ありがとうございました。
- 〇議長(不老光幸議員) ここでお諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の 日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目についてお伺いいたします。

まず1問目は、本市の入札制度についてであります。

この問題は、さきの9月議会で村山議員が質問された内容と同じであります。ここで再度取り上げさせていただいたのは、本市の地場事業所の育成と産業振興にとって大変重要だと思いますので、どうしても今の市の方針に疑義を感じますので、再度取り上げさせていただきました。

私も、公共工事の入札については、最低価格を設定しておくべきだと思います。公共施設はつくってから20年、30年、50年と大変長期にわたり使用されます。それが、設計金額の60%台、50%台で落札されますと、本当にそれで設計どおりのものができるのかと心配です。ま

た、このままいけば安値競争になり、業者同士で体力消耗戦となり、市内の事業者はまだまだ 体力的に弱い事業者が多いので市場からはじき出されるおそれもあります。品質においても、 安値で受注すればコスト面から技術的にも内容においても粗雑になり、技術の低下を招くもの であります。このようなことになれば、施設の品質や事業者の育成、産業の振興とは逆行する ものとなるのではないでしょうか。このようなことから、最低価格の設定をすべきだと思いま すので、次の3点についてお尋ねいたします。

- 1、本市の入札制度はどうなっているのか。
- 2、落札事業者はどのようにして決定されるのか。
- 3、地場産業の育成についてどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

次に、小・中学校の校納金についてお伺いいたします。

日本の教育費は、OECDが比較可能な主要28国中で発表した調査では、公的支出が国内総生産、GDPに占める比率では、2007年の日本は3.3%で、OECDの中では最下位でございました。また、私費負担割合では33.3%と、各国負担割合平均の17.4%の約2倍となり、これは上から4番目であります。このように、我が国においては保護者の経済的負担が重くなっていますが、義務教育である小・中学校を見ますと、教科書は確かに無償となっておりますが、学校では給食費を初め、副教材費も徴収されています。学年や学校によって違うと思いますが、副教材費として約1万円前後が徴収されているようです。そのほかに習字道具や絵の具、体操服等々買いそろえなければなりません。こう見てくると、義務教育とはいえ、結構保護者の負担は重くなっているようです。ここで、副教材についてお尋ねしたいと思います。

先日、機会がありまして東中学校の授業参観をさせていただきました。その授業の中で、副 教材が教科書と同じように使われていました。今や、学校では副教材は必要なものになってい るのでしょうか。以下の点についてお尋ねいたします。

- 1、副教材は必要なのか。
- 2、保護者負担の教材、副教材の購入についてはどのようになっているのか。
- 3、保護者の経費負担の軽減についてどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

再質問は自席にて行います。

### 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 本市の入札制度と最低制限価格の制度導入についてご回答申し上げます。

本市の入札制度は、条件つき一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式指名競争入札の3 種類でございます。

その内容につきましては、条件つき一般競争入札は、1億5,000万円以上の工事を対象として 試験導入をいたしております。昨年度、1件実施をしたところでございます。 上記以外は、指名競争入札としておりまして、その中で入札価格と技術評価点による総合評価により落札を決定する方式としての総合評価方式指名競争入札を平成19年度より試行導入しておりまして、平成21年度は3件実施をいたしております。本年度は、同じく3件予定をいたしております。

競争入札におきましては、県による経営規模等評価審査の総合評定値に太宰府市工事成績評価点を加減した総合数値により本市のランクづけを行います。また、工事金額により入札に参加できる業者もランクで定まり、あわせて入札に参加できる業者数が設定される仕組みになっております。

次に、落札業者の決定についてご回答いたします。

落札業者の決定につきましては、契約規則第15条によりまして、予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって入札をした者を落札者としております。

次に、最低制限価格の制度導入につきましては、最低制限価格を設ける場合は、太宰府市契約規則第10条におきまして、予定価格の100分の90から100分の70までの範囲内で定めるとなっております。

また、最低制限価格につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項におきまして、地方公共団体の長は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みした者を落札者とすることができるといたしております。よって、長が特に必要があるかどうかを判断し、最低制限価格採用の是非を決定することとなります。現在の指名競争入札の結果は、適正な落札状況の範囲でございまして、本市にとって有利な状況であると判断いたしております。そういうことから、最低制限価格を設定いたしておりません。今後も入札状況の分析は継続して行っていきたいというふうに考えております。

次に、地場産業の育成についてご回答いたします。

地場産業の育成においては、事業者の技術力向上は欠かせないものだと考えておりまして、 平成19年度より試行導入しております総合評価方式指名競争入札におきまして、技術評価点の 中に企業の技術能力として継続雇用する技術者数及び施工実績や、配置予定技術者の技術能力 として保有資格及び配置予定者の施工実績などの評価項目を設けまして、技術力に差を生じる ことといたしまして、最低の価格のみでなく入札価格と技術点による総合評価点によって落札 事業者を決定する方式も採用いたしております。

また、500万円以上の工事を受注した業者につきましては、施工技術、施工管理、安全管理、地元住民への対応などについて総合的な工事成績評定表を作成いたしております。この評価を活用しながら、育成指導を行っておりまして、今後も地元事業者の育成及び技術力向上に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- ○8番(中林宗樹議員) 最低制限価格はあると、一応100分の90から100分の70と、だけど、それは今は採用してないということでございますが、それと最低制限で入札すると、これは9月の議会で村山議員との質疑の中であったんですけど、50%台での入札もあったと、落札もあったというようなことを言われておりましたが、これはそういうことがあるということでですね、私は再度ここで取り上げさせていただいたんですが、まず1つは、その総合評価方式について一つお尋ねしたいのですが、市内業者の育成ということで、市内業者の方に何としても市の事業は、受注していただきたいと思いますので、そういうことから、市内業者に対する評価点の上げ方が少し足りないんじゃないかなと思っております。

それで、これはですね、新聞の切り抜きですけども、京都府で、総合評価方式を入れたら、 最低入札価格の方式でやっていたときと比べると、地元業者の方の入札率が上がってきたと。 それが、大体年間に52件ぐらいあったのが、そのうちの30件ぐらいは、そういう総合評価で底 上げというか、地元業者の優遇策で図ってきたということですけども、これについて、今の評 点を、評価点数をもう少し地元業者に総合点として加点していただくような、そういう評価点 の改編は考えていただけますでしょうか。お願いします。

### 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 今、ご質問のありました工事成績の評定表につきまして、それを500万円以上の場合判断いたしております。その前に、指名入札という形で行っておりましてですね、その時点で地域の事業者等の発注等が大体定まっておりますが、そしてその後のこの工事成績評定表というものについては、むしろ育成という面の指導のほうに重点を置いておりまして、そういうところから、先ほどご回答いたしましたように、施工技術でありますとか、地域での対応でございますとか、その辺の充実を図ってそれぞれが施工技術の向上がされるような形で利用をさせていただいております。単純に地域の市内業者だけがこの評定を上乗せするということではございませんけども、そういうことを通じましてですね、成績評定を通じまして地域の事業者の育成ということに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

## 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。

**〇8番(中林宗樹議員)** 地元業者の育成については、しっかりと配慮していただければと思います。

それから、最低価格で入札した場合の、今度は製品についてちょっとお尋ねしたいんですけど、やはりこれ、50%内で入札して、それで仕事がちゃんと設計したどおりの仕事ができるかどうか、これについては、非常に私、危惧を感じるんですね。やはりこれを仮に80%台の業者の方がした場合は、それなりの設計した当時の目的に沿ったような工事内容になろうかと思いますけど、50%で落札された場合の工事業者が、その設計の趣旨にそって、ちゃんと仕事がで

きるかどうか。いわゆる同質の製品ができるかどうか、これについて部長、どうお考えでしょうか。

### 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 50%台でできるかどうかということではなくて、この最低制限価格というものは一般競争入札との大体セットの形で制度として導入されております。そういうの中で、この最低制限価格がこれまで例えばいろんな県の事業等においても最低制限価格を公表しておりましたけども、逆に最低制限価格、みんな同じ数字になりまして、最後は結局同じ最低制限価格の入札でくじ引きになるというような、そういうな状況等もあったようでございます。そういうことから、最低制限価格のあり方ということが、現在、国、県においてもいろいろと検討、いろいろ試行錯誤の中で動いております。そういう中で、私どもも昨年度1件、1億5,000万円以上の場合の最低制限価格を設けない一般競争入札をしたところでございますが、今後ともですね、そういう大きな入札のときにはどうあるべきかということで、絶対設けないと言っておるわけではございませんで、今後とも本来、その1億5,000万円以上の工事が大体どのくらいで、最低どのくらいでできるかということは、私どもも研究して、今後一つの方策としてですね、取り入れられるときは取り入れるって形で考えております。

### 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。

○8番(中林宗樹議員) 余り安いのでですね、同質で製品ができるかということについては部長のほうも少し疑問を感じておられるようでございますが、そこに品質についてはしっかりとしたものをつくっていただかないと、先ほども言いましたように、公共施設については、20年、30年、50年、60年使います。この庁舎もそろそろ50年ぐらいになるというようなことで、いろんなところ老朽化してきておりますけども、これが、最初つくるときは、まあ5年、10年ぐらいまでは、大体その50%台でつくられた、落札された事業者にしても80%台の事業者にしても、大体余り変わりは出てきません。ただし、それが、年数がたつにつれて劣化してくる。そこの中に、その建物をつくったときに、そこの業者の方の技術力とか、それから気持ちとか、やっぱりそういうものがこの建物の中に入ってくるんですね。それで、その製品の質が変わってくるんですね。そうすると、30年ぐらいしたときに、そういう事実があるかどうかちょっとわかりませんけども、天井板が落ちてみたりとか、それから雨漏りが、よその建物よりも余計するとか、そういう弊害も出てくるんですね。それからあとは、中身について、材料についても、いろいろ疑問点のあるような材料も使われているというようなところもありますので、これは絶対。

それと、今部長が言われましたように、最低価格を設けるとそこへ全部へばりついて全部く じ引きになるというようなこともありますけども、そこは私は最低制限価格は、公表する必要 はないと思うんですね。それは、もう執行部のほうでしっかり押さえとっていただいて、そし てその中で競争していただくと。ただ、余り安い価格については、外していくというような方 向で、これはしていただければと思うんですけども、再度ですね、もう一度そこら辺について 最低制限価格を入れていただくということでお願いしたいと思います。

それともう一つは、最低制限価格、余り安い価格で受注される業者の方については非常に申 しわけないんですけれども、やはり技術力とか、その製品に対する気持ちの問題とかが若干欠 けてくるんじゃないかなと。それと、ある程度優良業者とか、高い技術力を持ってある業者の 方は、割と高いところで入札をされます。これは、その技術力を維持するため、またその製品 の品質を維持するためにそれだけのコストがかかるから、余り安い値段では入札できないとい うことで入れてこられるわけですね。そしたら、そういう技術力のしっかりした会社に使われ ると、それに今度は市の業者が、下請として入ると。下請として入った場合には、そういう技 術集団の中に入って勉強させていただくとですね、やはりそこで技術力を学ばれるんですね。 そういう機会が自然とその現場の中で勉強されますから、そうしたらもう業者育成になるんで すね。実力を蓄えていただくと。そういう粗雑な事業をされるところに入っていかれれば、粗 雑な技術しかついてきませんので、だんだん技術力も落ちていくというようなことで、そうい う技術力の高い集団の中に入っていただきますと、地場業者も下請と入って、下へ入って勉強 していただきますとそこに技術力もついてきますので、そうしたら今度は外にも出ていける と、その技術力持って外にも出ていけるということで、そういうことで市の業者のそういう産 業振興にもつながっていくと。地場事業者のそういう育成にもつながっていくということで、 ぜひこれは最低制限価格は導入していただいて、余り安い仕事は太宰府ではとれないんだとい うような認識をつくっていただければと思いますけども、それについてどのようにお考えにな りますでしょうか。

### 〇議長(不老光幸議員) 副市長。

○副市長(平島鉄信) ちょっと今お話を聞いてますと、今回の一般競争入札を行いましたけども、安かろう悪かろうで非常に悪い工事が行われているんじゃないかなというような危惧の念を抱いているようでございますが、決してそういうことはございませんで、私どももその値段でできるかどうかを確認をいたしまして、特にこの部分については管理監督を十分にしなさいということでやっております。その会社もですね、何か余りいい会社でないようなおっしゃい方ですけども、筑紫地区では一番大きな会社でございまして、どうでもいい会社が入札したというわけではございません。今回の状況ではそういうことでございます。

私どももいろんな方法がございまして、普通は地方自治法では予想しているのは、一般競争 入札、日本全国だれでもいいですよという入札をしなさいというのが地方自治法の考え方で す。それでは、やはり地場の業者の育成ができませんので、指名という形、あるいは地域の限 定をして一般競争入札をするという形、いろいろあります。そのほかにも、本当に技術が高い ところに仕事をあげようということで、今言いました総合評価方式をやっております。いろん なことを今試しておりまして、どれが一番地場業者に対しても育成になるのか、あるいは低価 な価格でいい品質の工事ができるのかどうか、そういうことで実験をいたしております。普 通、市長はもう地場産業の育成が大事だよということで指名競争入札、太宰府市の業者の指名 をして、一義的にやろうということを市長はいつも方針として出されています。しかし、それ ばかりじゃなくて、時代の流れで一般競争入札もしながら、やはり地場業者にもそれにかかわ っていただきながら競争力を高めていただきたいということで、一つは一般競争入札をやって おります。そして、総合評価方式もやるということです。

今回は、1億5,000万円でなぜやったかといいますと、シールド工法といいまして、下水道管をモグラみたいにこうしてはわせて穴を掘る部分です。これは、地場業者で技術を持ちません。一般競争入札でしたところ、どういうぐあいに価格で落ちるのか、あるいはどういうふうな品質ででき上がるのか、そういうことを見たくて入札したわけでございます。今、大体ほぼ完成という形ですが、厳しく管理監督をいたしまして、大体でき上がっているということでございますので、それの評価をまたしたいというふうに思っております。

そういうことで、地場業者にも育成にも余り影響がないような形で少しずつやっておりまして、将来的にはやはり一般競争入札で地元業者もとれるような状況をつくりたいと。そのときには、やはり余り安くて影響があるということであれば、何回かしましてね、一般競争入札も設定しなければいけないのかな、そういうことも考えておりまして、決して今、50%でやったものが非常に悪くてどうしようもないような形になるよということではないというふうに思っておりますので、誤解のないようにお願い申し上げます。

### 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。

○8番(中林宗樹議員) これ、ひとつ副市長にあれですけど、今の事業、業者がどうこうじゃなくて、これは一般的な話でですね、今の今回受注された方の事業についてのどうこうじゃなくて、一般競争入札として、これから電子入札とかで、一般競争入札も増えてくると思いますけど、これは一般的な話でございまして、今の業者が、どうこうという話じゃないんですね。大体一般的にそういう傾向にあるよと。余り安い価格で入れられると、やはり品質に問題があるから、そこら辺を考えてくれということで、それとやっぱり技術力も、いわゆる現場が雑になってくるんですね、余り安いとですね。技術力があっても、それはもうコスト、コストでやりますから。建設現場行かれるとわかると思いますけども、コスト、コストでいきますと、時間も、工期は十分とってあると思いますけども、その工事をする期間は、一日でも業者としては短くしたいんですね。ですから、そういうところでコストを下げていくとか、そうしたら現場も、ねじを1個締めるのも、しっかり締めたか、それともこれくらいでいいかという気持ちで、もう早うせえということで、ほんならもうこのくらいでいいねというて、仕事自体はそう関係ないと思うんですけどね、ただ、さっき言った気持ちですよね。このくらいでいいという気持ちか、それともこれで十分だという気持ちか、そのときの気持ちですよね。

ですから、これははっきり言うときますけど、今のされた事業者の方じゃなくて、これは一般的な話で、これからの一般競争入札の中で、そういうこともあるから、しっかり品質の問題も出てくるからしっかり考えてやっていただきたいということでございますので、そこのところだけではですね、ひとつ、今の業者に対する批判とかそういうことじゃございませんので、

そこだけはしつかり理解していただきたいと思います。

そういうことで、最低価格については、これからも本当に一般競争入札がどんどん増えてくると思いますので、ある程度の品質も保持するためには必要だと思いますので、方法については、今から試行錯誤していただくかと思いますけども、しっかり検討していただいて、導入の方向に向けてやっていただければと思います。やはり安い価格については、それなりに何かがあると思いますので、そういうことはしっかり考えてやっていただきたいと思います。これで1問目は終わります。

○議長(不老光幸議員) ここで16時50分まで休憩します。

休憩 午後4時34分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午後4時50分

〇議長(**不老光幸議員**) 再開します。

教育部長。

〇教育部長(山田純裕) 教育長答弁ということでございますが、私のほうから回答させていただきます。

副教材は、教科書を補完するテキストとして使用したり、教科書に載っている練習問題では 数が少なく、予習、復習をする場合に不十分なことがあるため、別冊でテストやドリルを活用 しております。

これらの選定などにつきましては、授業内容と深くかかわってきますので、学校現場ですべて行っております。各担当教諭がまず必要と思われる副教材をリストアップし、学年ごと、あるいは教科ごとに絞り込んでいき、最終的には校長の承認を受けて購入をしております。各学校とも、できるだけ保護者の負担を軽減するため、無駄を省き、節約するよう努めていただいているところでございます。

経済的な理由により費用負担ができない世帯につきましては、就学援助制度により負担軽減 を図っております。また、対象となるには所得制限などがありますが、それに該当する世帯に つきましては、実費支給を原則として援助をしております。

なお、中学校におきましては、卒業などにより不要になった制服や体操服を回収し、学校の 購買窓口で安価に販売をしております。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- ○8番(中林宗樹議員) 副教材の購入については、大体学校単位でされているということでございますけども、その副教材の購入のですね、これは大体、何というんですか、定価で買ってあるんですかね。そこら辺の購入の仕方については教育委員会では把握してありますでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。

- **〇教育長(關 敏治)** それぞれの費用単価等については、把握しておりません。ただですね、必要な副教材については幾らでという報告は受けております。
- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- ○8番(中林宗樹議員) 先ほども言いましたように、副教材については、非常に各学年でばらつきもありますけども、大体6,000円から1万5,000円ぐらいまでかかっているようでございます。それで、その教材についての購入については、やはり団体購入ということで、ある程度そういう販売店においても割引ができるみたいなんで、ここら辺はある程度教育委員会のほうで数をまとめられて、少し価格交渉などを有利にされるような取り組みをしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 単価自体はですね、市販、例えば問題集なんかを比べましても市販のものよりも随分安く設定してあります。というのが、言われますようにまとめて購入するということがあるからだと思います。それから、例えば教科書に関係してきますと、教科書に準拠するといいますか、丸々教科書に合った副教材というようなことになりますので、どれでもいいというふうにいかないような場合もあります。そういうふうな面を含めながらですね、例えば修学旅行あたりではできるだけ入札なんかをして安くするようにというようなことを話をしておりますので、それらとあわせながらですね、いかにして安く購入できるか、また部内でまた校長会とも話をしたいと思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- **〇8番(中林宗樹議員)** とにかくですね、やはり100円でも200円でもですね、保護者の負担を軽くしていただくようにお願いしときます。

それと、先ほど教材費の購入について財政的に困難な児童・生徒についてはいろいろ補助制度があるということでございますけども、これで大体100%教材の購入はできているのでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- **〇教育長(關 敏治)** ちょっと実数的にはあれですが、教育課程に直接かかわるようなことにつきましては、該当者にはほぼいっていると思います。あと、部活動、クラブ活動あたりは……これは入ってないということでございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- ○8番(中林宗樹議員) 校納金については、給食費等で、滞納について問題になっておりますので、ここら辺の副教材についても滞納が若干問題になってくるんじゃないかなと。これを、どこがどうやって補てんしているのか。これはまた、学校に対しての負担増になっているのじゃないかというようなことも心配するんですけども、ここら辺の透明度も高めていただければと思います。

それから、あとは先生方のドリル等は今はほとんど業者がつくったドリル等をお使いになる

ということで、これはもう先生方も忙しいから問題集も自分で手づくりなかなかできないというようなことも聞いておりますけども、時代が違うんで、昔の話をしてもいけませんけども、子供たちに対するテストの問題とかドリルとか、ある程度先生方が手づくりでやっていただければ、先生方が自分でつくることによって、自分の授業の進め方とか、それから子供たちの理解の仕方とかを、今度は先生方が自分でそれを把握できるんですね。ですから、これは私が教育長に言うべきことじゃないんですけども、そういうことができるのじゃないかなと思いますので、先生方にある程度の時間をとっていただいて、そしてテストの問題とかは、極力自分でつくっていただけるような時間をつくっていただきたいと思いますが、先生方が忙しいと言われますけども、先生方がなぜ忙しいのか、そこら辺については、教育委員会で把握されておるんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 最初の問題の件ですが、副教材としてはそういう市販のものを使っておりますが、テスト問題については、中学校の場合はかなり先生方がつくっておられると思います。小学校の場合は、期末テストとかというような形のテストを行っておりませんもので、副教材の一端を使ってテストのかわりをしているというのが今まででなかったかと思っております。現在、小・中連携ということで、例えば中学校が期末のときには1週間ほど家庭学習の日を設けて指導しているわけですけれども、小学校も特に5、6年生を中心にその間はやっぱり家庭で学習する日として時間を設定して取り組んでもらっているところもあります。そういうところは問題つくって試験したらどうかと私のほうがけしかけているんですけど、まだなかなかそこまでいってないというのが現状でございます。

それから、小学校の場合、9教科、9教科かな、全教科を教えているという関係もございまして、どれもこれも自分で問題をつくるというところまで、過去から余りそういうことはなかったのとか、現在学力テストが行われるようになりまして、小学校も点数とかテストに関心がかなり向いたと思うんですが、今まではどちらかというと授業が終わって、いわゆる市販の問題をしてマル、バツで終わりよったというような感じがありますので、そういう面ではご指摘のように時代が変わりまして、やはり先生方でつくっていただく、そういう問題がより重要になってくると思っております。

忙しさについては、いろんな用件がございましてですね、確かに学習内容が複雑になってきて、例えば私は中学校の理科の教員ですけれども、昔は理科の授業と学級の授業と、あとは部活動すればよかったんですけど、例えば今、総合学習といいますと、何をしようかって打ち合わせをしなくちゃならない。自分1人ではできないもんですからね。そうすると、10人なら10人の学年の先生がそろって、そして打ち合わせをするという、拘束された時間が増えてきたようなこと。それから、いろいろな生徒指導上の諸問題も、なかなか昔のように簡単にけりがつかないといいますか、わかりました、それならこうしましょうというふうにならんで、なかなか引きずっていくとか、そういう不登校とかいじめとかというような、また新たな課題への

対応というような生徒指導上の問題等。そのほかに、いろんな保護者、それから指摘されていますようないろんな書類等の問題もあるんじゃないかと思っております。複雑な要因が絡んでおりまして、先生方の多忙感というのがなかなか抜けてないというのが現状で、これにいかに対応するというのは大きな課題だというふうに思っております。

- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- ○8番(中林宗樹議員) 先生方の多忙ということは、これはもう子供たちに直接響いてきますので、やはりなるべくそこら辺の業務の負担を軽くしていただくように、もうそれから保護者の方の経済的負担を軽くしていただくような取り組みを進めていただくことをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。
- ○議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

〇4番(渡邊美穂議員) 議長より許可をいただきましたので、通告しております2項目について 質問いたします。

文部科学省は、教員の病気休職者数における精神疾患者数の割合が2008年、63%を超したと発表しました。10年前の1998年までは、その割合はずっと約30%前後を推移していたので、ここわずか10年間に2倍以上に増えています。福岡県においては、約68%が精神疾患で休職されています。その原因はどこにあるのか、早急に解決することが子供たちのためにも喫緊の課題であることは間違いありません。国民教育文化総合研究所の調査では、日本の先生方は先進国の中で、学校に在校する時間が平均11時間半と非常に長く、福岡県教職員組合の調べでは、1週間に10時間以上超過勤務をしている方が約69%に達し、20時間以上超過勤務をしている方は約27%になっています。20時間以上ということになると、平均毎日4時間以上超過勤務をしておられるということになります。議員の皆さんも、夜9時ごろになっても学校の電気がついているのをよく見かけられるのではないでしょうか。また、在宅での業務時間も、週に3時間以上の方は約45%で、10時間以上家で仕事されている方が12%になっています。

超過勤務をしなければならない理由は、就業時間中に授業準備ができないことが一番の理由に挙がっており、在宅での業務内容も、一番は授業準備です。最近、授業中に教師が不適切な表現を使ったということがマスコミで取り上げられていますが、この一因として1人で授業の進め方を考え、行き詰まっているということがいわれています。先輩の先生方に授業の進め方を相談したり、同じ学年の先生方と児童・生徒の状況について意見交換したりすることが必要ですが、それを行う時間すらとれないという現場の先生方のご意見をよく聞きます。今、先生方は、授業から戻ってくるとまっしぐらに自分の席に着き、パソコンに向かって黙々とキーをたたいている方がほとんどだというお話もよく聞きます。春日市では、超過勤務の実態調査を行っていますが、本市では先生方の勤務時間、特に超過勤務の実態について把握されていますか。また、現在、本市の小・中学校の先生方の病気休職者は何名で、そのうち精神疾患での休

職者数はどの程度の割合でしょうか。

次に、障害者の就労について市の考えをお伺いします。

去る11月20日、中央公民館で日本理化学工業株式会社取締役社長大山泰弘氏の講演がありました。大ホールには入り切れないほどの大盛況で、市長も参加されておられました。日本理化学工業は、国内シェア30%を持つダストレスチョークメーカーで、従業員74名中55名の知的障害者を雇用している会社です。講演前に大山氏と市長がお話をなさっておられたことも、講演の中で大山氏がおっしゃっておられました。現在、多くの企業で障害者の雇用は進んでいますが、そのほとんどが身体の障害を持つ方々です。また、身体でも、視覚障害者の雇用は進んでいません。講演でも述べられていましたが、障害者のまじめさや優しさなどの特性を生かすことができれば、障害を持つ方々も働く喜びを持ち、経済的にも自立することができます。講演の中でもあったように、1人の障害者が一生施設で生活するためには、約2億円の税金がかかります。もし彼らが自立することができれば、仮にその半額の1億円を雇用した会社に補助したとしても、行政にとっては大きな利益になります。これは、国策として行っていただくことだとは思いますが、いずれにしても民間企業に障害者の雇用を進めていくためには、まず公共施設などにおいて雇用することが求められると思います。先日の講演内容や市長ご自身が大山氏と対談された感想も含め、今後の障害者雇用について、そのお考えをお示しください。

以下、再質問につきましては自席で行います。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 第1項目の勤務時間の実態についてお答えいたします。

教職員の時間外勤務手当は、全員一律に給料に4%の定率を乗じた教職調整額として支給されていることもあり、個々の勤務時間数の調整は市独自は行っておりません。ただ、遅くまで学校に残ったり、あるいは自宅で仕事をしたりということが日常的に行われているということは聞き及んでおります。ちなみに、平成18年に行われた教職員勤務実態調査の結果によりますと、小・中学校の教諭の勤務日の残業時間が1月当たり平均34時間になるという結果が出ております。

第2項目めの病気休暇に関してですが、12月1日現在、病気休暇中の職員は8名で、うち精神疾患と診断されている人は6名となっております。

次に、これからの対応についてですが、平成21年4月から長時間にわたる過重労働により健康に悪影響が及ぶことが懸念される教職員に対して、医師による面接指導を受けることができるようにしております。また、公立学校共済組合においても、同様の健康相談窓口が設けられております。

さらには、校長を中心に学校における会議や行事の見直しなどによる校務の効率化を図ると ともに、職場内で気軽に相談や情報交換などができる職場環境づくりに努めることなどについ て、校長会等において引き続き指導をしてまいります。

以上でございます。

〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) 今、最後にお答えいただいた今後の対応の部分については、これは今年の4月14日に福岡県の教育委員会のほうから通達が行った内容でこういった会議の効率化等を図れというふうな通達が来ていると思うんですが、この中でも触れられているんですけど、福岡県は月に2回は定時で帰るように指導をされてますし、福教組のアンケートでは90%以上の学校が月に1度もしくは2度定時に帰る日を設定していますが、その日に定時に帰っていると回答した教師はゼロでした。

お手元に皆さんにお配りしているのは、本市の小学校の先生に伺った1日の大体のスケジュールです。これが、何もないときの平均的な日課になっています。土日については、学年当初の業務なんですが、それ以外の時期でも、先ほど中林議員の質問の中にもあった授業用の素材ですとか、あるいは1週間の学習指導計画は毎週土日にご自宅でも作成をされているということでした。これに行事などで業務が増えると、生徒が学校にいる時間はトイレも1回ぐらいしか行けないような状況も多々見られるそうですし、また超過勤務も限りなく増えていくということです。私たちは、昔はですね、放課後とか休み時間に先生方と一緒に遊んでいただいたという記憶があるんですけれども、今は集団下校となり放課後は遊ぶことができませんし、また中間休みや昼休みも資料の作成とか、あるいは保護者との連絡等に追われて子供と一緒に過ごすことができないというふうに先生方おっしゃっておられました。

組合のアンケートによりますと、9割以上の先生、96%の先生がですね、もっと子供たちと一緒に過ごしたいと、その時間が欲しいというふうに回答されていますが、この時間がないとおっしゃっている原因で一番に挙げられているのが、文書の作成や提出物が余りにも多過ぎるという回答なんです。これが、冒頭申し上げた、職員室に戻ってくるとまっしぐらにパソコンに向かって黙々とキーをたたていているという姿になるんですが、これは、この国民教育文化総合研究所の調査でも、日本はですね、フィンランドが一月当たりの提出回数が5.7回に対して、日本では22.8回も関連文書の作成なり提出があるというような統計も出ていますが、教育長、実際現場を経験されてこられたと思うんですけれども、実際、具体的にどういった文書とか提出物というのがあるんでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 質問の前に、先ほどの超過勤務の件でございますが、昨年の県の人事院勧告の中に、勤務環境を整えるということから、超過勤務の件、メンタルヘルスの件がございまして、それを受けまして先ほどの4月14日の通知が参りまして、太宰府市におきましてもその趣旨に沿っていろんな取り組みをしているところでございます。

いろんな文書等ということについてでございますが、一つには、年度当初はですね、年間の 計画等を作成するというようなことでやると思いますけど、およそのところはですね、大体年 度末以内にやっていることが多いんじゃないかと思います。あとは、学校でいろんな行事等を 行うときの話し合いのための資料とか、学年で、または学級でいろんなことを行うときの話し 合いのための資料とか、またあるときは保護者あての資料等が文書としてなっていくんじゃないかと思います。そのほかに、例えば現在でしたら、いじめとか不登校とかの実態といいますか、その報告を市の教育委員会として求めておりますので、それについての報告書というのを教頭あたりに提出するというようなことになっているんじゃないかと思います。

そういうふうなことと同時に、一つには、また授業が、先ほどにも少し触れましたが、個人で1人でやっていくというわけにはいきませんので、例えば総合学習についてはだれかさんが、担当の方が計画して打ち合わせをするとか、国語なら国語についてはこんなふうに進めようという問題をつくってするとか、そういうふうな資料等が出てくるんじゃないかというふうに思っております。

確かにですね、こういうふうに勤務時間が長くなっているということは、非常に先生方の健康その他の面も含めましてですね、大きな問題だと思っております。幸いにといいましょうか、まだ完全ではございませんけれども、本市の場合は、市長の肝いりもございまして、学生ボランティアを初め、支援員の方とか、またNPOあたりのご協力をいただきながらその辺の解消に努力していただいているというようなこともございますけれども、大筋においては、やはり長時間の労働になっているというふうに私自身は認識しております。

〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) 私がその文書とか提出物を、現場経験したことがないので先生方のお伺いすると、やはり研究指定校とかにですね、指定されたりすると、提出物が非常に増えるという話もちらっと伺いました。先ほどの就業時間の関係でですね、先生方は修学旅行とか日曜日の運動会とか自然教室、部活動の引率とか朝の交通指導など、就業時間以外の活動も当然多く求められるんですが、一般の会社と違うのが、その代休をまとめてとることができないということが言われてます。例えば、2泊3日の修学旅行では8時間の超過勤務になり、割り振り変更という制度で4週間の間に生徒の下校後1時間ずつ早く帰るとか、そういった方法で休みをとるということになっているんですが、お配りしたような日常からこういうふうな生活をされているので、もうこういった先生方の現状では現実的にはこの割り振り変更の休みはとれないということが多いそうです。本市ではですね、この割り振り変更について、まずこの割り振り変更簿をつくるように各学校に指導されているかということが1つと、そして実際にこの割り振り変更で休みがとれているかどうか、この実態調査されたことはありますか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) ご指摘のように、修学旅行等宿泊を伴う行事等についてはですね、勤務の割り振りと言っておりますが、それを一月なら一月の間にその超過勤務分をどのように休暇としてとるかというのをつくるようにですね、各学校のほうにこれは指導しております。このことは、単に太宰府市だけじゃなくて、県自体もやっておるところでございます。じゃあ、それをどうチェックしているかということにつきましては、特別にそれはしておりませんけれども、割り振りに準じて行われているというふうに認識しております。

〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

〇4番(渡邊美穂議員) 現在、本市ではですね、不登校の児童・生徒が約60人、そして発達障害 の児童・生徒が全国平均1クラスに1.5人ずついるというふうに言われています。お配りした この先生なんですけれども、毎朝、毎朝ですね、ご自分は家族と朝食をとることもできずに、 とにかくまずはその不登校の児童の生徒の家に自分で電話をして、保護者もしくは本人と会話 ができればきちんとそういった連携をとれるような形で毎朝、毎朝やっておられるんですね。 この児童がやっぱりきちんと学校に来れるようになるまで、それが1カ月で終わるのか、半年 かかるのか、1年かかるのかわかりませんが、その間ずっとそれを続けておられるわけです。 先ほどおっしゃっていただいたようにですね、本市では加配とか、あるいは通級指導教室の設 置で発達障害の児童に対しての施策は随分進めていっていただいていると思います。ただ、本 人や保護者への教育的な提言ですとか、あるいはほかの児童・生徒への発達障害児に対する理 解を促進するための教育指導とかといったことは、当然それはもう担任がやらなければなりま せん。また、学校がですね、生徒に対して授業内容についてアンケートをとって、それを数値 化して、例えばあるクラスで算数が好きと答えた児童が70%だったら、次のアンケートまでに これを75%までにしなさいというような指導を行っている学校もあります。また、現在新任研 修ではですね、ほかの先生の授業がどんなにいいというふうに思っても、必ず課題点を指摘を しなさいというふうに新任研修では指導をされているそうです。これらの是非は今は問いませ んけれども、冒頭申し上げました不適切な表現で授業を行った先生方は、ほとんどが少しでも 生徒の気を引いて、授業がおもしろいうというふうに思わせたかったというふうにおっしゃっ ておられるんですが、これは当然許されることではないんですけれども、これらの先生方が時 間がない中で、同僚との信頼関係が構築できずに孤立して、学校が決めた目標を達成するため に子供の顔色をうかがって授業を進めなければならない、何かそういうふうに追い詰められた ことが背景にあるんじゃないかなというような私は気がしてます。

また、現在ですね、退職者数の半数以上が早期退職になっているそうです。ある早期退職をなさった先生方にお伺いをいたしまして、何で早くやめたんですかというふうにお伺いすると、もう学校にだれも信用できる人がいなくなりましたというふうにおっしゃっておられました。これまで申し上げたようにですね、私たちが子供のころとは全く違った環境が、本当に多くの先生方を追い詰めていってきた。だから、この10年間に、普通の業種では10年間に精神疾患率が2倍にはね上がるなんてことは、普通はまず考えられないんですけども、実際2倍に増えてきている原因の一つではないかなというふうに私は思います。

それでまずですね、太宰府市内の先生方の現状を把握するために、これは春日市が行ったんですけれども、本市でもですね、こういった超過勤務の実態調査、それから在宅で一体どれぐらい業務をされているのか、なぜ業務をしなければいけないのかといった、こういった実態調査を行っていただけないでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 私もずっと教員を長い間やっておりまして、私、部活動ばっかりやっておりましたので、年間何日しか休んでないと思いますし、ふだんはそうですね、かなり遅くまでおったんですが、ひとつ、やはり昔の例が出ましたけど、やっぱり一番今の先生方に負担になっているなと思うことの一つはですね、昔はやはり先生というのは尊敬の対象であったんですね。ところが、先ほどどなたかの質問もありましたように、こういうふうな先生方勤務されて、そしていろんなものをつくりながら保護者に話をするけど、保護者にとってはやっぱり不満とか、または批判の対象になっていくというような面が一つあるんじゃないかと思っております。もう一つはですね、不登校の話が出ましたけれども、やったことの成果とか効果とかというのがなかなか見えにくくなって、長引いてきているもんですから、確かに実労働という肉体的なものよりもですね、精神的な満足を得にくい状況になっている。それとともに、学校だけじゃなくて社会一般が、人間関係が希薄になったりして、精神的にいろいろ困っている人がやっぱり増えている。その現象として、やっぱり学校もあらわれているんじゃないかなということを思っております。

そういうふうな面でですね、先生方に非常にご苦労かけているだけにですね、またそれが解除されるように努力していく必要があるなと思っております。例えば、今、学校にたくさんの方々に、地域の方とか来ていただいておりますが、PTAの方もそうですけど、そういう方々の先生方の評価というのは、先生方非常によくやっていただいているという評価が非常に高いんですけれども、世間一般に見ますと、やはり先生がこうした、あれしたというような感じで批判されていくというようなことが多いようです。これらを、先ほどフィンランドの話が出ましたけれども、フィンランドではやっぱり先生というのは非常に尊敬の対象であるというような、やっぱりそういうふうな気持ちになるように全体的にしていかないと、なかなか精神的な面の効果が少ないんじゃないかなということを感じているのが一つです。

私たちの時代は、いろんな面で先生ありがとうという話でしたから、そんなに遅くまでやりっ放し、遅くまでおったわけなんですが、そんなふうなことは余り味わわなくて済んだとか。ただですね、生徒指導等で遅くまで指導した後も、さあ、家に帰ったときにどんなふうな話になるだろうかなと、そんなことを考えると、やっぱりなかなか落ちつかないとか、胃が悪くなるというようなことがありますので、現在の先生方もそういう場面が以前より多くなっているんじゃないかということを非常に危惧しているものでございます。ですから、確かに勤務時間の長さとともに、やはり先生方をもっと信頼していただいて、頑張っていただいているというような認識をですね、より深くしていくことが大事じゃないかなというふうに思っております。

先ほど実態のアンケートの話がありましたけれども、私はですね、太宰府市だけが特別にどうこうということは余りないと思っているんですね。ですから、それよりもより多くの人数で出された結果を平均的に見ながらそれに対応していくとか、また任命権者は県でございますので、県のいろんな措置について市でもやっぱり熱心にといいますか、取り組みながら先生方の

そういう面からの弁償というもの、また満足して仕事ができるようなふうにしていきたいと、 そんなふうに考えております。

- 〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。
- ○4番(渡邊美穂議員) もう本当におっしゃったことはごもっともだと思いますし、やっぱり世間の人たちが先生方を見る目という、そういう意識自体もやはり私たちの子供のころのように、もう先生は尊敬の対象だったという時代とはもう違ってきているという実態もあります。それを変えていかなきゃいけないというところもありますが、やはり今申し上げたように、勤務の実態の調査という部分については、どうでしょうか。実際にどれぐらい勤務をされているのか、超過勤務がどれぐらいあるのかとか、そういった実態調査をやっていただくご意向はないでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 今すぐ提案されたからすぐやれるというふうな状況にございませんので、 現在、先ほど申しましたように、昨年の人事院勧告、それを経てですね、そして4月、それから6月、11月か10月ごろ等々ですね、諸調査をしながら、各学校において勤務時間の軽減に向けてどういうことに取り組んでるかということについての、そういうふうな調査を行っておりますので、まずそちらのほうから対応したいと思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。
- ○4番(渡邊美穂議員) もちろん、もう県からの指導が入っているとおり、県もこのままでは非常に状態が悪くなるということは明言してますので、やはり私としてはですね、なぜそれだけ超過勤務をしなきゃいけないのか。実際どれぐらい超過勤務をしているのかといった原因究明のために、ぜひこの実態調査ということもご検討いただきたいということと、もう一つ、先ほど申し上げました研究指定校に指定されると、その分非常に業務が増えてくるということがありまして、もちろん研究指定校に指定されることが意味がないということではなくて、実際にその勤務体系として一体どれぐらい負荷があるのか、これを1回実態研究じゃないんですけれども、やっていただきたいと思いますし、春日市ではもう研究指定校は受けないと、市全体でそういうふうな意思決定をされているようなところもあるんですが、本市ではそういった検討は行っていただくことはできますでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) まず、何ですかね、教員のですね、指導力向上とか研修というものの中でですね、一番効果があると言われているのはですね、学校内での研修、OJTって話もありますけれども、それでございまして、それをより適切にやってきたのが、今までの研究指定校制度だと思います。先ほど申しましたように、研究指定校を受けて授業をしながらですね、確実にやっぱり自分も指導力がついたなという味わいとか感覚を受けますとですね、少々の苦労も楽しみになると思っております。私自身も、そうですね、研究を専門的にする学校に長くおったわけですけれども、じゃあ、そこにおった皆さん方がね、そんなに嫌だったかというと、そ

うではなかった。それは、やっぱり自分に手ごたえがあったということがあるんじゃないかと 思っております。ですから、いろいろ研究授業とか、校内研等がなされるときに、やはり先生 方に手ごたえがあるような指導をしていかなくちゃいけない。先ほど言われましたように、や はり指導案を書いて授業をするというのは、長時間のエネルギーが要るわけですけれど、やっ ぱりそのエネルギーに対応するようなですね、批判であろうと指導であろうと、または効果で あろうと、そういうものをするような授業の反省をしていただきたいという話はしているんで すよね。そうしないと、やはりやった人に対して非常に申しわけないんじゃないかと思ってお ります。

そういうふうな面から考えると、どういう形に指定校制度をですね、やめるとかやめんとかは抜きにして、校内研究において先生方の指導力向上というのは今後とも求められていくものではないかと思っております。都会等ではですね、学校でなくても身近なところに、例えば同教科の先生とか大学の先生がおられたりして、いわゆるサークル的に研究する機会があるんですけれども、こういうふうに離れたところはですね、学校内という同じ職場内でいる人間同士の切磋琢磨をどんな形でとっていくかということを考えなければいけないんじゃないかと思っております。

なお、市の指定校制についてはですね、実は今年度から小・中連携とか地域運営学校等を進めていきたいというようなことが、少し体系を変化させながら進めているところです。それが一段落ついたところで、またどうするかということについては考えていきたいと思っておりますが、やはり予算的な側面とかいろんなことを考えるときに、負担にならないような、負担を軽減するような形でどうやってやっていくかということを考えなくちゃいけないかなというふうに今のところ感じております。

〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) 教育現場は本当にいろいろ微妙なところがあって、大変に私たちにとっても難しいところではあるんですけれども、現実太宰府市では、やはり病気休職者のうち7割ぐらいがですね、やはり精神疾患で休職をされているという、これはやはり厳しい現実として受けとめなければならないと思います。やはり先生方には一人一人の子供に目を配って、同僚とみんなで一緒になって課題解決に当たられる、そんな精神的な、あるいは物理的な余裕がなければ、やはりなかなか難しいのかなと思います。どうか先生方のためにですね、そしてそれが、もうひいては子供たちのためになるんですが、今よりもさらにいい環境で子供たちの教育に当たれるように、何らかの方法を本当に講じていただきたいということをお願いして1問目を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

〇市長(井上保廣) 2件目の障害者の就労についてお答えを申し上げます。

11月20日に地域福祉セミナーが開催をされました。日本理化学工業株式会社の取締役会長大山泰弘氏の講演でございます。チョークのトップメーカーでございまして、社員の76名中56名

が知的障害者というふうなことで、「働く幸せ、知的障害者に導かれた我が経営、我が人生」 と題して講演をいただいたところでございます。

実は6月21日でございましたけれども、協働わ一くす「エコ・ラボ」の皆様方が市長室にお見えになりまして、この企画を聞かせていただきました。どうしたものかというふうなことでございましたので、私どもはこういったすばらしい講演等々については、市のほうもぜひとも共催して支援をするというふうなところから、今回のパンフレット等も含めて広範囲に宣伝といいましょうか、啓発をしていったというふうな経緯がございます。協働わ一くす「エコ・ラボ」の皆様方はもちろんでございますけれども、市職員も挙げて、このことについては支援をしていったというふうなことでございます。当日等々については、400名を超える、本当に盛況であったなというふうに思っております。もっともっと太宰府市の企業の皆さん方もこの講演会に来てほしかったし、市民の皆さん方ももっともっと多ければよかったなというふうな感じはいたしております。それでも400名という数字でございましたので、今、中央公民館の大ホールでは、超満員的な様相であったこともまた事実でございます。

大山氏でございますけれども、創業者の跡を継がれて、そして障害者に対するところの当時は理解もなかったと、理念もなかったというふうにおっしゃってました。そして、彼ら、彼女らから人生にとって大切なことは何であるのかと、あるいは人はいかに生きるべきかを教えてもらったと。また、人は仕事をすることで褒められ、あるいは人に役に立ち、必要とされることからこそ生きている喜び、あるいは幸せを感じることができると。家や施設で保護されているだけでは人としての幸せを得ることはできない。だから、彼ら、彼女らは必死になって働こうとするのですというふうにおっしゃってました。そういった趣旨を話されました。

私も障害者の方々が自立した私生活を送っていくためには、やはり就労の安定は極めて重要であるというふうに思っております。働く意欲のある障害者の方々の能力に合わせた、働ける場づくりが必要と思っております。そのためには、周囲の皆さん方が障害者の方を理解してくれることでありますとか、あるいは障害に合った仕事であることなどが、あるいは障害者にとって働きやすい職場環境が充実されなければならないというふうに思っております。

このことにつきましては、市のほうのホームページ、11月20日の「がんばってます!市長です!」に詳細に、その前の東大寺サミットにも出席しておりましたんで、肢体不自由児の代表の方との懇談もいたしておりましたんで、あわせまして私の感想をここにまとめております。後でお読みいただいたら結構だろうというふうに思います。

全国の民間企業でこの障害者雇用人数と法定雇用率も少しずつは増えておりますけれども、 法定雇用率の達成割合は、まだ50%に満たないというような状況でございます。地方公共団体 も雇用達成割合、雇用率の達成割合は90%に届いてないという、そういった実態もございま す。その背景には、障害者雇用についてのやはりノウハウがないというふうなことも一つの問 題点ではないかなというふうに思っております。障害者の皆さん方が社会参加していきますた めには、行政はもとより、地域でありますとか多くの企業、あるいは事業者等の皆さんの理解 と協力が必要不可欠であるというふうに思っておるところでございます。

太宰府市におきましては、市職員につきましては法定雇用率は達成をいたしております。さらには障害をお持ちの嘱託職員も在職をいたしております。来年度には、新規の職員も障害者枠のほうから採用を決めております。今後も可能な限り、障害者の雇用の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、市内の企業でありますとか、あるいは事業者に対しましては、ハローワークや市の商 工会等々の機関と連携を図っていきたいと、このように考えております。

現在、障害者団体におきまして障害者就労につながる事業をされておりまして、11名から 12名ほどの障害を持った方々が軽作業者として雇用をされてあります。今現在は、看護学校跡 地のところに作業所がございます。そして、12月で完成しましたけれども、太宰府消防署の仮 庁舎が撤退をしましたんで、そこの館を軽作業場として提供といいましょうか、多少のスロープでありますとか、障害者の皆さん方のために改造はいたしましたけれども、そこで一定期間、作業をしていただくための支援をするようにしておるところでございます。市といたしましても、障害者雇用の促進に努めていきたいというように思いますし、この障害者の中におきましても、特に知的障害の皆さん方、肢体不自由の障害を持ってらっしゃる方、あるいは身体だけが不自由な方もいらっしゃいます。あるいは精神的な面が障害というような方もいらっしゃいます。いずれにしましても、ここで焦点を当てていらっしゃるのは、知的障害児の子供たち、あるいは者の方々が将来に向けて、やはり安心して生活ができるような、そういった取り組みをいかに地域挙げて、あるいは行政としても支援をしていくか、そのことが今日的な、本当に社会形成をしていく上において大事なことではないかなと、そういうふうに私はこの講演会を通じて強くしたところでございます。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) ありがとうございます。きっとエコラボの方も大山先生を呼んだかいがあったなと思われたと思うんですが、今おっしゃったようにですね、太宰府市でも障害はもう身体だけじゃなくて、特に雇用が進んでいない知的とか精神障害、あるいは身体障害の中でも視覚障害の方、こういった方々、やはり就職というか雇用が進んでいないんですね。これで、いろいろ国のホームページとか見ているんですけども、その制度によっては短時間だけの雇用ができる制度があるとか、あるいは民間企業が雇用をしようとするときに行政がジョブコーチを派遣して、そのジョブコーチと一緒に最初は訓練期間を経ながら一緒にそこで雇用してもらえるように一緒に働いていくというようなやり方があるんですけれども、今申し上げただけなので今すぐとは言いませんけれども、近い将来ですね、そういった形で、もちろん行政の中でも一定その知的障害あるいは視覚障害の方とか精神障害の方を雇いたい、あるいは民間が雇う場合にはそういったジョブコーチを派遣して少しでもサポートをしようと、そういったお気持ちはありますか。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 市の自治体でできること、県の段階でやるべきこと、国の段階でやるべきこと、あろうと思います。地域に生活を、知的障害の方々も生活を一緒にしておるわけですから、やはり私どもの支援の一つといたしましては、各企業、そういった、また知的障害の皆様方が可能な仕事内容、精密な難しい部分等についてはとても無理だと思いますが、この簡易な形の中でできる部分等々をやはり育成も含めて行っていく必要があるのではないかというように思います。私もよくNHKの教育テレビで見ます。最近もあっておりました。その障害児者におけるところの、やはりそこの事業所まで今言われましたヘルパーの皆様方が一緒になって出る。そして知的障害の方については特異な行動と一般的に言われているもの、それはマイナスでも何でもない、当たり前の行動であるわけです。やはり、そのことの仕事になれること、そして評価し、褒めて、そして自分がいないとこの事業所は回らないというような側面まで感性としてその知的障害者が感じていただくこと、そしてみずからの意思でやろうとする意欲を持たせること、そういうふうにしむけていくのがサポーターというように思います。そのことが、行政の中で、これは必要というふうな形になってくれば、私は積極的にそういった形でのサポートも含めてやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

O議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) ぜひそのジョブコーチの派遣ですね、これはなかなか民間ではジョブコーチの育成というのは難しいと思いますので、ぜひこれは、公共のほうでも取り組んでいただきたいと思うんですが、先ほど健康福祉部長がおっしゃっておられました総体的な障害者支援ということで、この障害者の就労というのは、もうこれは最終的な集大成なんですね。障害者支援の中のある意味での集大成。就労ができる、生まれた場所で就労ができるということが集大成であると思います。私は、ぜひこれは本当は第五次総合計画の成果指標にですね、例えば市内で1人でもいい、2人でもいい、この例えば知的障害を持たれた方、あるいは精神障害持たれた方、視覚障害の方が就労ができたよということを成果指標にぜひ上げてほしいなというふうに思っていたんですが、今回上がってないんですけれども、これは上げることはできますか。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(和田敏信) 今回、大山さんのお話をお伺いする前に少しお話も伺ったんですけれど、現在、従前の福祉的就労から一般企業への雇用という流れの中に今ある。そういう中で、私どもとして、先ほど市長もちょっと申しましたが、障害者団体の方の作業所ですね、そういうものも確かにあろうけども、やはり企業に就労していただく。そして、そこに就労する仕組みの中はですね、やはり国の制度がありますし、やはり企業への支援をするということで、そっちのほうがはるかにいいんですよというふうなことはお話しいただきました。それは、結局障害者の方のご自身のやはり自己実現の場であるとか、それから社会的承認をそこで得ると、もろもろやっぱりあると思いますし、就業そのものが、やはりその方の一生の中で非

常に大きなウエートを占めるということだと思います。

これはやはり仕組みというのが、現在まだ私どもの中でできているわけでありませんで、現実的にはやはりハローワーク中心であったりしているわけですけれども、やはりそこはもともと確かに計画の中ではもろもろそういう支援というのを、就労というのを掲げて今まで総合計画でなくって障害者福祉計画ですね、掲げておりますけれど、なかなか踏み込めてない、それがまた実態です。今すぐその総合計画に書くということができるかどうかというのは当然ございますので、やはりこれは、行政組織としてどのようにやっぱりやっていくかというのは非常にそこにかかってくると思いますので、そこの中で取り組みの過程として、やはり今すぐちょっと私もできるかどうかというのはわかりませんけれど、十分それは方向性としては見ていきたいというふうに思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員。
- ○4番(渡邊美穂議員) 市長はお忙しかったので最後まで講演を聞かれなかったかもしれないんですけれども、最後に経済の語源について大山氏がお話になりまして、もともとは中国語の経世済民、つまり国を治め民を救済すること。大山氏は、この本来の意味に従ってご自身の経済活動を進めておられるというふうにおっしゃっておられました。今この言葉がですね、英語に訳されてエコノミーという言葉になってしまって、本来の意味を私は失いつつあるんじゃないかなというふうに思います。営利を追求しがちな民間企業で実現できたこの経済活動をですね、本当はこれは行政が、政治が行う活動としてぜひ市長には進めていっていただくことをお願いして質問を終わります。
- O議長(不老光幸議員) 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後5時44分

~~~~~~ () ~~~~~~~

1 議事日程(4日目)

〔平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会〕

平成22年12月14日 午前10時開議 於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名(議席番号) | 質 問 項 目 |
|------|-------------|--|
| 順位 1 | | (1) 第五次総合計画について (1) 第五次太宰府市総合計画基本構想案は、審議会答申を反映しているとは言い難い。資料を含む答申と乖離する主なものとして、 ① 「序論」では、「市民の意向(現状と課題)」、「主要課題の整理」が抜けている。 ② 基本構想1頁にある「歴史とみどり豊かな文化のまち」は、答申では太宰府のまちづくりの将来像とはされていない。「1. 将来像」とともに削除して答申どおり「語り継ぎ守り育てる太宰府の姿」に変更すべきではないか。 ③ 同2頁の「まちづくりの理念〜実現に向けての基本的な考え方」は削除して、起草委員会が提示している「まちづくりの重点目標」を入れるべきではないか。意識調査もパブリックコメントも重点施策を知りたいとの意見が多数である。 ④ 答申では、構想の実現に向けて計画の進捗を進行管理できる仕組みの構築と財政計画を求めているが記述がない。また、構想の実現に向けて、計画期間を8年間、基本計画を前期後期各4年にすべきとあるが、反映されていない。 ⑤ 前期基本計画1頁では、基本構想の内容を繰り返しているが、ここは「めざすまちの姿」として答申の参考資料「基本計画目標と施策の体系」を入れて次頁の具体的施策とのつながりをわかりやすくすべきではないか。 ⑥ 前期基本計画の施策01から施策34は、審議会で各施策を丁寧に議論し、答申書にも細かく指摘しているが、反映されていない点が多々ある。また、答申の参考資料「基本計画の構成例示」にある順序や取り組みの内容、目標や指標を入れることが無視されている。 ② 答申では、「人材の育成」について行政職員のみならず、市 |

| | | いる。
上記のほか関連として |
|---|----------------|---|
| | | ⑧ 市民との協働について市長の考えを伺う。 |
| | | ⑨ 「まちづくり基本条例」の制定を目指すとあるが、具体的に |
| | | いつの時点を目標に考えているのか伺う。 |
| | | 2. 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成について |
| | | (1) 予防効果はあるのか、あるとすればどれぐらい続くのか。 |
| | | (2) 副作用について種々の情報があるようだが、市の見解を伺 |
| | | う。 |
| | | (3) 公費助成を行う場合の財政支出について伺う。 |
| | | 3. 携帯電話基地局の問題について |
| | | 携帯電話基地局の建設を巡り、地域住民と業者、地権者の間でト |
| | | ラブルが起きている。 |
| | | 私は、平成17年9月定例会と平成19年6月定例会の過去2回この |
| | | 問題に関する質問を行い、中継塔などの建設を対象に「近隣住民へ |
| | | の事前説明や市への届け出を義務付ける要綱の設定」、「トラブル |
| | | が起きた場合に市が仲介に当たることを定めた紛争予防条例の施 |
| | | 行」等を提案してきたが、その後何らかの対策をとってきたか伺 |
| | | う。 |
| | | |
| | | 1. 道路の整備について |
| | | 1. 道路の整備について (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 |
| | | |
| | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。(2) 今後の整備、改善について伺う。2. 文化財の保存対策について |
| 2 | 原 田 久美子 | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。(2) 今後の整備、改善について伺う。2. 文化財の保存対策について(1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 |
| 2 | 原 田 久美子
(1) | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 |
| 2 | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。(2) 今後の整備、改善について伺う。2. 文化財の保存対策について(1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 |
| 2 | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 |
| 2 | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて |
| 2 | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 |
| 2 | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について |
| 2 | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について (1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」 |
| 2 | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について (1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」 について |
| | | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について (1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」について 第四次総合計画後期基本計画は、平成18年度から始まり、 |
| 3 | (1) | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について (1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」について 第四次総合計画後期基本計画は、平成18年度から始まり、 今年度が最終年度となった。三つの推進プロジェクトを掲げ |
| | 橋 本 健 | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について (1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」について 第四次総合計画後期基本計画は、平成18年度から始まり、今年度が最終年度となった。三つの推進プロジェクトを掲げ 総合的にまちづくりを推進することを約束されたが、計画ど |
| | 橋 本 健 | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について (1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」について 第四次総合計画後期基本計画は、平成18年度から始まり、今年度が最終年度となった。三つの推進プロジェクトを掲げ総合的にまちづくりを推進することを約束されたが、計画どおり目標を達成できたのか伺う。 |
| | 橋 本 健 | (1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。 (2) 今後の整備、改善について伺う。 2. 文化財の保存対策について (1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。 (2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。 3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて (1) 太宰府市民べんり帳について伺う。 (2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。 (3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。 1. 総合計画について (1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」について 第四次総合計画後期基本計画は、平成18年度から始まり、今年度が最終年度となった。三つの推進プロジェクトを掲げ 総合的にまちづくりを推進することを約束されたが、計画ど |

| | | ろうか。 |
|----------|------------------|--|
| | | それぞれの中からピックアップして実施状況と課題につい |
| | | て伺う。 |
| 4 | | 1. 教育行政について |
| | |
 (1) 太宰府市内の小・中学校の普通教室のエアコン設置につい |
| | | て伺う。 |
| | | (2) 中学校給食の充実について伺う。 |
| | | 2. 住宅リフォーム助成制度創設について |
| | 藤井雅之 | 地域経済浮揚の観点から同制度の導入を求める。 |
| | (2) | 内閣府の認識では「地域活性化交付金」は、同制度の活用もでき |
| | | るとしていることから財源もあり、実現可能と考えるが、見解を伺 |
| | | う。 |
| | | 3. 「スポーツ立国戦略」への対応について |
| | | 民主党政権が策定した同戦略について、太宰府市としての対応、 |
| | | 生涯スポーツを楽しむ市民への影響について伺う。 |
| 5 | 田川武茂 | 1. 北谷運動公園のバックネット整備について |
| | (17) | 北谷運動公園は、現在、少年硬式野球ができないので、バックネ |
| | (11) | ットの整備をお願いしたい。 |
| | | 1. 児童虐待問題について |
| | | (1) 現在の市の取り組み状況について伺う。 |
| | | (2) 関係団体との連携について伺う。 |
| | 安部啓治 | (3) 今後の対応についての考えを伺う。 |
| 6 | (11) | 2. ジェネリック医薬品の利用促進について |
| | , , | (1) 医療費削減について伺う。 |
| | | (2) 利用促進のための施策について伺う。 |
| | | 3. 信号機表示について
 |
| | | 高雄(鬼の面)信号機に変則五差路の表示をお願いしたい。 |
| | // / | 1. 太宰府市の「まちおこし」について |
| 7 | 後藤邦晴 | (1) 太宰府市と太宰府天満宮や商工会などが中心に、市民を巻 |
| | (5) | き込んでの「まちおこし」について伺う。 |
| | | (2) 小鳥居小路の水路開放について伺う。 |
| | | 1. 婚活について |
| | | 少子化対策の一環として、結婚の意欲があっても出会いの機会が |
| 8 | 大 田 勝 義 | 少ない独身男女に対して、出会いの場を提供し、結婚のきっかけづ |
| | (12) | くりを行う事業を実施してはどうか。 |
| | | 2. 専門職の雇用について
 民間企業を退職した有能な人材を建築・土木・コンピューターな |
| | | |
| <u> </u> | | どの専門職(嘱託)として雇用できないか伺う。 |

9 佐伯修

1. 来年4月に執行される市長選について

太宰府市政を担当されて3年7カ月。残す任期も5カ月となり、 再出馬の上、引き続き市政を担当される意思があるのか伺う。

2 出席議員は次のとおりである(19名)

議員 1番 原 田 久美子 長谷川 3番 公 成 議員 5番 後 藤 邦 晴 議員 8番 中 林 宗 樹 議員 10番 小 柳 道 枝 議員 12番 勝 義 議員 大 田 部 14番 安 陽 議員 16番 村 Щ 弘 行 議員 福 廣 和 美 議員 18番 不 老 光 幸 議員 20番

雅 議員 2番 藤 井 之 邊 美 穂 議員 4番 渡 7番 橋 本 健 議員 門 田 直 樹 議員 9番 11番 安 部 啓 治 議員 13番 清 水 章 議員 伯 修 議員 15番 佐 Ш 武 議員 17番 田 茂 武 哲 19番 藤 志 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市 長 井 上保 廣 副 市 長 平 島 鉄 信 教 育 長 關 敏 治 総務部長 村 甚 治 木 協働のまち 笠 哲 三 生 市民生活部長 有 司 和 田 推進担当部長 健康福祉部長 和 田 敏 信 建設経済部長 齋 藤 廣 之 会計管理者併 宮 原 勝 美 教育部長 Щ 田 純 裕 上下水道部長 総務課長 大 薮 勝 経営企画課長 今 泉 憲 治 市民課長 原 野 敏 彦 税務課長 久保山 元 信 人権政策課長兼 二三雄 司 Ш 環境課長 篠 原 蜷 人権センター所長 仁 洋 福祉課長 宮 原 高齢者支援課長 野 敏 古 保健センター所長 中 島 俊 国保年金課長 坂 П 進 子育て支援課長 親 都市整備課長 稔 原 田 治 神 原 建設産業課 建設産業課長 伊 藤 勝 義 大 田 清 蔵 商工・農政担当課長 観光交流課長 城 後 泰 雄 上下水道課長 本 芳 生 松 兼太宰府館長 教務課長 木 村 裕 子 学校教育課長 小 嶋 禎 生涯学習課長 古 Ш 芳 文 文化財課長 井 均 上 監査委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 田 中 利 雄 議 事 課 長 櫻 井 三 郎

 書
 記
 浅
 井
 武
 書
 記
 花
 田
 敏
 浩

書 記 茂田和紀

再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(不老光幸議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第1 一般質問

○議長(不老光幸議員) 日程第1、「一般質問」を行います。

9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番(門田直樹議員) おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしました3項目について質問をいたします。

まず、第五次総合計画についてお尋ねします。

本定例会に提出された第五次太宰府市総合計画基本構想(案)は、審議会答申を反映しているとは言いがたいと思います。資料を含む答申と乖離する主なものを具体的に上げますと、1つ、序論では、市民の意向(現状と課題)、主要課題の整理が抜けております。

また、基本構想1ページにある「歴史とみどり豊かな文化のまち」は、答申では太宰府のま ちづくりの将来像とはされておりません。将来像とともに削除して、答申どおり、語り継ぎ守 り育てる太宰府の姿に変更すべきではないでしょうか。

次に、同2ページの「まちづくりの理念~実現に向けての基本的な考え方~」を削除して、 起草委員会が提示しているまちづくりの重点目標を入れるべきではないでしょうか。意識調査 もパブリックコメントも、重点政策を知りたいとの意見が多数であります。

答申では、構想の実現に向けての計画の進捗を進行管理できる仕組みの構築と財政計画を求めていますが、記述がありません。また、構想の実現に向けて、計画期間を8年間、基本計画を前期、後期、各4年にすべきとあるが、反映されていません。

また、前期基本計画1ページでは、基本構想の内容を繰り返していますが、ここは目指す町の姿として、答申の参考資料「基本計画 目標と施策の体系」を入れて、次ページの具体的施策とのつながりをわかりやすくすべきではないでしょうか。

次に、前期基本計画の施策1から34は、審議会で各施策を丁寧に議論し、答申書にも細かく 指摘しているが、反映されていない点が多々あります。また、答申書の参考資料、基本計画の 構成例示にある順序や取り組みの内容、目標や指標を入れることが無視されています。 答申では、人材の育成について、行政職員のみならず市民の育成についても求めていました が、施策そのものが削除されています。

以上のほか関連するものとして、市民との協働についての市長のお考え、まちづくり基本条例の制定を目指すとありますが、具体的にいつの時点を目標に考えておられるのか、以上についてお答えください。

なお、現在特別委員会が全議員で構成され、審議をしておりますが、重複するところもある かもしれませんけど、よろしくお願いします。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成について、3点伺います。

予防効果はあるのか、あるとすればどれくらい続くのか。

副作用について種々の情報があるようだが、市のご見解は。

公費助成を行う場合の財政支出はどれぐらいになるのか、以上についてお答えください。

なお、最終日に補正の審議等もあるようですが、私のほうから提出している資料もご参考に してください。

最後に、携帯電話基地局の問題についてですが、地域住民と業者、地権者の間でトラブルが起きています。私は、平成17年9月定例会と平成19年6月定例会の過去2回にこの問題に関する質問を行い、中継塔などの建設を対象に、近隣住民への事前説明や市への届け出を義務づける要綱の設定、トラブルが起きた場合に市が仲介に当たることを定めた紛争予防条例の施行等を提案してきましたが、その後何らかの対策をとってこられたのか伺います。

以上、再質問は自席から行います。

### 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) それでは、1件目の第五次総合計画について、私のほうから回答させていただきます。

今回ご提案いたしました第五次太宰府市総合計画基本構想(案)につきましては、総合計画審議会の答申を受けとめまして、庁内各課で再度議論を重ねて、最終案として作成し、上程したものでございます。

1点目の序論における「市民の意向」、「主要課題の整理」につきましては、国の動向や社会情勢などの大きな課題については、基本構想の「5時代の潮流」に記述し、個別具体的な課題につきましては、前期基本計画のそれぞれの施策の「現状と課題」に記述をしております。

2点目の「歴史とみどり豊かな文化のまち」につきましては、市民意識調査や太宰府市自治協議会が実施されたアンケートなどでも、市の将来像として大多数の方が支持をされております。また、総合計画審議会の中でも賛否両論ありましたが、長期的な将来像、つまり語り継ぎ守り育てる太宰府の姿として、「歴史とみどり豊かな文化のまち」は残すべきだというご意見でしたので、この表現のままといたしております。

3点目の「まちづくりの理念」を削除し、起草委員会が提示した「まちづくりの重点目標」 を入れるべきとの意見につきましては、答申の重点目標「協働により大きな活力を生み出す」 については、まさに「まちづくりの理念」の「協働のまちづくり」そのものでございまして、「いきいきと安心して心豊かに暮らす」につきましては、「協働のまちづくり」で実現すべきことであり、「太宰府固有の資源を活かし発展する」こととは、つまり「まちづくりの理念」の「太宰府らしさを活かしたまちづくり」であると考えております。答申の中でも、重点目標は「協働のまちづくり」と「まるごと博物館(まちぐるみ歴史公園)」との関係性において整理するよう検討すべきとのことでしたので、提案のとおり整理をいたしております。

4点目の計画の進行管理と財政計画につきましては、現在も実施しております行政評価にさらに改善を加えながら、その結果を踏まえ、実施計画を立てて進行管理を行っていく予定としております。また、財政計画については、国の動向でありますとか、社会情勢に大きく左右されますので、10年間基本構想に位置づけるのではなく、毎年見直す実施計画に位置づけて作成をいたします。

5点目の前期基本計画の施策の体系につきましては、基本構想と重複する部分もございます けれども、将来像から各施策までの一連の体系をわかりやすく図示したものとして策定いたし ました。

6点目の前期基本計画の施策に答申の内容が反映されていないという点につきましては、先ほど申し上げましたように、答申を受けとめ、大部分に関しては取り入れております。施策 03「障がい福祉の推進」に「障がい者の就労」を成果指標に追加することなどが提案されましたけども、障害者の就労状況に関する情報が市にはございませんで、国、県にも問い合わせをいたしましたが、各市ごとに取りまとめたものはないということでございましたので、やむなく断念いたした経過もございます。また、施策20の「低炭素社会の構築」の成果指標をとトンではなくキロワットにしたほうがわかりやすくていいのではないかというご意見につきましては、一度キロワット表示に直して検討いたしました。

ただ、キロワットにいたしますと、例えば基準値が2億8,412万3,204kW、あるいはそれを2億7,326万2,000kWにする目標となり、表示するようなことになって、かえってわかりにくくなってしまいましたのでもとのままとするなど、一度改正してまたもとに戻るなど、一つ一つ庁内で議論を重ねて提案をいたしております。

また、答申の参考資料の「基本計画の構成例示」にございます順序や取り組み内容、目標や指標を入れることにつきましては、例えば順序は「現状と課題」を踏まえまして、「基本方針」を立て、「成果指標」という目標を掲げて、それを実現するためにさまざまな「施策実現に向けた取組」を行うということでございまして、「成果指標」と「施策実現に向けた取組」の順番を入れかえてしまいますと、「政策実現に向けた取組」を実施した結果、「成果指標」が変わったという単なるアウトプットになるということでございまして、「成果指標」を達成するという目的のため「政策実現に向けた取組」を実施するというアウトカムではなくなってしまいますので、目的と手段の関係が逆転しないよう、このままの順番といたしております。

取り組み内容や目標や指標につきましては、例示では基本事業にぶら下がる個別具体的な事

務事業のことを記述してございますけども、前期基本計画では、事業の基本的方向性を示すも のとして記述をいたしております。

7点目の「人材の育成」につきましては、職員の人材育成だけでなく、市民の人材育成についても記述すべきではないかというご意見でございました。そういうことから、施策31「市民参画の推進」に、基本事業05「人材の育成」に市民に関する人材育成を追加いたしまして、職員の人材育成については施策33「市民のための行政運営」の中に整理統合いたしました。

8点目の市民との協働についてでございますが、豊かな地域社会の実現を図るためには、市民が相互に連帯感を持ち、各地域の課題解決のため、積極的な地域活動を展開し、有意義な社会生活が営まれるようなコミュニティの形成を図り、市民参画のまちづくりを推進することが重要であると考えます。そのためには、自分たちの住む地域(町)は自分たちでつくるという共通認識のもとに、地域住民が主体性を持ち、知恵を出し合い、ともに汗を流すことによって生まれる連帯感と充実感こそが地域の原動力であり、その地域に住む一人一人が豊かさを感じることのできる町を目指して、行政と市民はもとより自治会、NPO、ボランティア団体、学校、事業者などの多様な主体と対等な立場で相互に連携、協働して活動を展開していく必要があると考えております。

9点目のまちづくり基本条例の制定時期についてでございますが、行政と市民はもとより、 多様な主体、自治会、NPO、ボランティア団体、学校、事業者などとの協働のまちづくりを 推進していくためには、市民参画のもと、自治基本条例、例えばまちづくり基本条例とも言わ れますが、その条例の制定などのルールづくりが必要であると認識いたしております。平成 23年度を目途に、市民、自治会、校区自治協議会、NPOやボランティア団体、学校、事業者 などからのそれぞれのメンバーによります、仮称でございますが、市民懇話会を開催いたしま して、市民参画のもと条例内容や制定時期について、さまざまなご意見を伺うことといたして おります。

以上でございます。

## 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) 先ほども申しましたけど、特別委員会があっているということで、その中で審議ですね、質問もあればやって、それでいいのではなかろうかとも思いましたけれども、やはり少し時間も委員会という中では限られますので、いろんな角度から市長のお考えを初めとして執行部のお考えを聞きたいということで質問いたしております。

済いません、ちょっと風邪引いておりますんで。

いろいろ、これはいろんなところで、特別委員会の中でもですね、あるいは我々全員協議会の中でも、その審議の経過等は報告を受けております。

しかし、こうやって出てきたこの案ですね、上程案に対して、この答申あるいはその審議会の審議内容というものが余り投影されていないのではないかというふうな声というのはあちこちから聞きます。現に、いわゆる請願あるいは公開質問状等も出ているようですが、この辺の

そごというか、いわゆる執行部の思いと一般市民、あるいは審議会の委員等の考え方の違い、 ねじれというのは、一体どこから来たとお考えでしょうか。

### 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村基治) これを策定するまでの間、さまざまなですね、市民の方のご意見をいただいております。そういう意見をできるだけ反映して、庁舎内でも何度も会議を持ち帰ってですね、会議をしてここまでつくり上げてきております。そういう中において、それぞれのいろんな意見、小さなこのすべてが、お聞きするだけになった分もございます、正直ですね。ただ、たくさんの意見がすべてが文字としてあらわれてきてなくて、その文字のこの表現の奥底には、すべて市民の方のいろんな意見の集約のものが入っておるというふうにご理解いただければと思ってます。言葉として、一つ一つがすべて網羅して言葉そのものが出てきておるわけではございませんけども、広く市民の方の意見を聞いたということは、職員の中でも相当議論してきておりますので、今後この基本構想を受けて基本計画、そして実施計画、そして事務事業評価というすべての流れの中にそれが包含されて反映されていくというふうにご理解いただければと思っております。

### 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) 私、6月に一般質問しましたが、そのときも何かかみ合わないような、質問と回答がですね。というのは、そもそも総合計画の、まず基本構想とは一体どういうものかと。もうその一番上位にあるものということですよね。上位にあるならば、そしてかつ下位の計画を拘束するようなものであれば、より慎重な構成が求められると思うわけですね。しかし、何となく感じるのは、いわゆる美辞麗句といったらあれだけども、大体の理念、イメージを上げとって、その細かいところは基本計画、いや実施計画、そして年度、年度のいろいろな予算審議等々、そういうふうなことで年度単位でやっていくからということですよね。本音じゃなかろうかと思うんですけれども、そこが違うわけですね。

例えば、審議会を私1回傍聴に行ったんですが、最後の、2番目ですかね、12回目ぐらいで、もしこの審議が継続とかなったらどうするんだという質問が委員から出たと思いますが、総務部長は、構想だから継続という考えはちょっと考えられませんということを言われましたけど、まさにその辺の違いがあると思うんですよね。余り細かいことを構想でやる必要はないかもしれない。しかし、ある程度のことはやはり出すべきだと。それが市民の、あるいは審議会の委員さんたちの、私も膨大な量ですけど大体目を通しましたけども、議論ではなかったかと。いろんなところでいろんな意見が出てきて、何とかそれを、そこを一つ一つの言葉じゃないですよ。一つ一つの施策の中の共通するような言葉というのは何とか盛り込みたいという思いが非常に強いわけですよね。単に歴史とみどり豊かなというだけじゃないところのですね。その点が、最後まで何かかみ合わんかったのかなと思ったりもします。

そして、言葉ということで、この前の初日の特別委員会でも、結果的には考え方の違いということも少しおっしゃったと思うんですけども、もう一回言うならば、やっぱり考え方の違い

でこれが済まされるんだったら、そもそも審議会なんて要らんのじゃなかろうかと。審議会で皆さん集まってですね、一般公募市民も来られて、何をやりたいかというと、直接自分たちがやった結果も残したいわけですわ。それは確かに執行部、専門家の皆さんがいろいろ考えて、今言われたようなこれとこれに対してということ、だからもっと説明されればいいと思う。デザインを含めた計画をぜひ立てたかったんじゃなかろうかと思うんですよね。

もう一回ちょっと委員会と同じことを聞きますけど、その答申に対してですね、答申に対して、いわゆるこの市長様という、このA4、4枚つづりのこの書類が答申のすべてなのか、この参考資料ですね、あるいはこの施策の体系、図ですね、これも含めてきちんとした答申としてとらえてあるのかどうか、もう一度お答えください。

### 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 今おっしゃいましたように、審議会にずっと入って議論をさせていただいて、非常に勉強になりました。たくさん非常に私たちでは気がつかない視点からの意見をいただいたりして、本当いい勉強になったと思っております。

そういう中で、一つの答申が出されました。答申が出されまして、また私どもも再度庁舎内で議論を行って、今つくり上げたところでございますけども、その特に将来構想の姿のどういうふうにあるべきかとかですね、この中でもやっぱりいろんなご意見をいただいております。そういう中で、最終的な成案としてまとめていったわけでございますけども、そういうときに最初の素案から見れば、相当この中が修正されていったということは、もうご一読いただければわかるかと思います。そこに私どもも一度みんな持ち帰って、再度かみ砕いてつくり上げたというところでございました。

そういう中で、今ご質問にありました答申とその他資料でございますけども、例えばその他 資料でも、参考資料の分そのものが基本計画のほうですかね、その体系図そのものになってき ておるようなことで、縦にしたか横にしたかみたいな違いぐらいしかないんじゃないかなとい うようなところで、相当この中の、いただいた意見の趣旨を取り入れて今回の上程案になって おるというふうに考えております。そういう中に、先ほどご説明いたしましたが、若干文言的 にあらわれない部分とかですね、いろんなものございますけども、これは相当いただいた意見 を、意見一つ一つを細かく分類しましてですね、各所属のほうにまたそれを戻して、それをど う反映するかということを検討した結果であるということをご説明したいと思っております。

### 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) ちょっと具体的に二、三、見ていきたいと思うんですけれども、まずこの基本構想ですけど、一番まず審議会で議論になったのは、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」というものを太宰府のまちづくりの将来像とするかどうかということですね。この辺のことは、考え方が確かにいろいろ違ってくるかもしれません。実際にそこに住む人、あるいは外部といいますかね、遠くから太宰府を見ているような方々では、あるいはそういうふうな学識のあるような方々にとっての太宰府のイメージと、そこに住んでる市民にとっての太宰府の

イメージとか将来像というのは、やはり違ってくると思うんですよね。ですから、市長初めとしてこういう政策が決められてあるならば、どちらに顔を向けるかやけど、やっぱり市民のほうを向いていただきたいと。そうして、その市民が、この前も言いましたけど、近隣と対比した中で言いますと、この将来像というものを昭和57年からですかね、第二次からずっとこれを続けていると。もう十分、これが悪いというわけで決してなくて、あるいは消せというわけじゃなくて、これはキャッチコピーとして残したらいいじゃないですかと答申では言ってあるわけですよね。そのかわりに、ここにきちんとしたものも、今後も語り継ぐ太宰府の姿ということで具体的な提案をされてあると。だけど、まずここが、まず骨というかな、が抜かれたような感じを私も受けます。今、量とか、いわゆる7割か、8割か、9割かとかというものではなくて、まず大事なポイントですね。そういったものがどうなのかということで、まずここが非常にそのとおりじゃなかろうかと思います。

それから、登壇した分の質問でいきますと、細かいところは、また委員会のほうでいろいろ質疑させていただきますけれども、「まちづくりの理念」ですね。ここも非常に議論があったところでありまして、今総務部長のお答えでは、これこれしかじか非常に大事な部分だということをおっしゃってますけども、この辺は残りの重複するようなところとの整合を図ろうということで審議会のほうでは結論を出したと思うんですよね。このかわりにですね、まちづくりの重点目標を入れろということで、その辺のことがですね、どうしても、ここへ書いてある文言ですね、これはこれでそのとおりだと思うんですけども、しかし同時にこのまちづくりの目標ですね、こういったことを、今提言されているような協働による大きな活力を生み出し、生き生きと安心して心豊かに暮らすですね、等々を入れるのも全く悪くはないと思うんですよね。最後は考え方の違いとおっしゃるなら、もうそれはそこまでの話ですけど、もう少し何かその辺の、極端なんですけど、この答申ですね、この資料を含めた答申の、ここはこれじゃだめということを明言していただきたい。

## 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 「まちづくりの理念」ということでございますけども、その中に重点目標とかということは確かに議論で言われました。この将来像のところ、あるいは町の姿というところで、さかのぼれば、将来のことだけじゃ自分たちは不安だ、見えないということから、「10年後の目指すべきまちの姿」ということで、もっと身近な姿というものをここにいただいた答申の内容を入れ込んでおります。そして、これを入れて、もう少しもっと10年後という形でわかりやすいという形をして、あといろんな重点目標というような話が出ておりました。目標とするものは7つの柱に、またこれを6つで提案いたしましたけども、7つに分けまして目標の柱をつくったところでございますが、そこにどうしても重点目標、優先目標というようなことで、ご意見がさまざま出されておりましたが、私ども行政としては、すべてが重点であり、すべてが目標であるということの全方位の市政運営をしなければなりませんし、そういうところでやっております。

例えば、いろんな意見が多いからそれが重点であるとか、1つしか意見がないからそれは優先ではないというようなとらえ方ではなくて、一つ一つを同じ価値として見ておるというところで、あくまでも優先とか重点という言葉は使っていないということをご説明してきております。そういうところで、この目標とするものがすべて理念として、同じ方向に向かってですね、全部進んで取り組んでいるというふうにご理解いただければと思っております。

## 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

○9番 (門田直樹議員) ほかの質問もありますので、もうそんなに深く言いませんけど、この意識調査をまとめたようなものが手元にあるんですけど、高齢者、障害者の福祉政策、福祉ですね、の充実が74.4%、今年の3月でですね。その次が、育児体制や施設などを整備し、子育て支援の環境づくりと、これは68.6%、事故や災害、犯罪のない安心して生活できるまちづくり74.6%、この3つが他をかなり離してますね。こういうふうな資料はお持ちだと思いますけども、以下ずっと施策が並ぶんですけれども、重点、市民が直接望んであることは、数値的にそう難しいことじゃないし、今望んでるからその10年間どうなるかということを、どうなんかな、その辺は盛り込み方次第と思うんですが、この基本計画の中で、これはぜひやっていただきたかったなと思うのが、やはり実施に向けた取り組みですね。絵にかいたもちではない実施ができるような。その中で、やはり指標を具体的に出すと。この例示にありますように、例えば介護予防の推進、相談拠点の推進、相談事業の推進、孤立予防の推進等をきちんと順番づけて、そしてそれを年何回、何カ所、目標ですよ。これがそのまんま絶対の拘束力を持つわけじゃないかもしれないけれども、この前期5年間の中の目標として当然出していくことに、何かその、先ほどお答えはあったんですけど、やはりちょっとその辺が納得がいかないところがあります。

そういうふうな中で、まず先ほどの、例えば施策の35を34にされたというのはですね、結局 1個削ったということで、今先ほどお答えあったように、しかじかのところでこういうふうな 職員はこうなった、入れていると言いますけど、これは職員と一般市民を同じようにやるんじゃない、協働の観点で育てようということで出されたと思うんですよね。職員は職員だけ、市民は市民だけ切り離してやるんじゃないと思うんですよね。たしか答申の内容はそうだと思うんですけど、審議の内容は、その辺どうでしょうか。

## 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 人材の育成ということで、最初の素案のほうでは一つの施策として上げておりました。そこの議論の中で、人材育成という中に職員のことしか書いておりませんでしたので、ここが市民の人材育成という面も考えてほしいということで議論いただきました。

そして、内容的に以前の評価がすべて職員の研修のようなですね、職員の育成ということが メーンになっておりましたので、再度議論する中で、職員の育成のほうは、さっき言いました ように、行政運営ですか、「市民のための行政運営」として職員の育成を入れていこうという ことで、私どもで考えて、そちらのほうに振り向けたところでございまして、だからこれが決 して内部的なことだけではございませんで、市民と協働に向けた、その中身はですね、一緒に この中の「市民のための行政運営」ということの中の市民のための人材育成、職員の育成とい う趣旨で入っておるというふうに私どもは考えております。

そして、市民の人材育成というんですか、それは市民と一緒にやっていくんだ、市民と行政 もやるということで、市民参画という形の中でそのことは、先ほど言いましたように、まちづ くり基本条例の問題とか、広く一緒にやっていくという中に市民の視点を入れさせていただい たというふうに分けております。

### 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

**〇9番(門田直樹議員)** 本当は基本計画の、例えばこの頭のここにこれを持ってきて、この「歴 史とみどり豊かな文化のまち」ではなくて、これはこれで上に上げていいですから、このそこ そこの個別の施策と対比づけてわかりやすくしたらとかという提言は、私はこちらはわかりや すいと思うんですが、ここのことを議論する時間がなかなかないと思いますんで少し進めます けど、昨日私の議員の棚の中に、この公開質問状というのが入ってました。出すという話はち ょっと薄々聞いておりましたけど、見たのはそこで初めて見ました。ざっと読んで、非常に詳 しく質問されてますので、これはこれで私のあれとは別ですから、きちんとお答えになると思 うんですけども、ただその中にですね、いろいろ書いてある中で難しい言葉もいろいろあるん ですが、等閑視というのが、我が太宰府市ではそうしたプロセスが等閑視されたことに云々と あって、等閑視って難しい言葉、どんな言葉やったかなと。薄々はわかるんですけど、調べて みたらですね、いわゆるなおざりにするということですね。おざなりじゃないんですよね。こ れも何かどっちがどうだった、おざなりというのは、いいかげんながらも何かの対応をとるこ とであって、なおざりというのはなお去るという意味で、いわゆるあえて無視して何もしない という意味だし、等閑視というのは、それを漢字にしたということですね。非常に強い言葉だ なと。それが、このこと自体が、質問自体がどうかということは、今ここで私が言っているわ けじゃないですけども、ただ現にこういう強い何か不満といいましょうか、そういったものが あるということはやはり強く意識しながら、先ほどもちょっとご回答はいただいたけどいまー つわからんのですが、いわゆるこれをチェックしていく機関をどういうふうにするのかと。先 ほどまちづくり、自治基本条例ですね、等々ともかかわってくるとは思うんですけれども、そ の辺のこと等含めて、ぜひともきちんとやっていただきたいんですが、最後のほうで質問の中 で部長がお答えになりましたけど、市長にこの市民との協働についてですね、お考え、広くで 構いませんからお聞かせください。

### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) まちづくりの理念として、協働のまちづくり、みんなが幸せになるためにみんなで考えて、みんなで実現して行動していくというふうなことでございます。考え方を、目標値を共有し、そしてそれぞれの側面の中でやるべき領地があるでしょう。市民の守備範囲、行政の守備範囲、あるでしょう。一緒になってそのことを目標値に置いて、よりよい住みよい

まちづくりを目指す。市民が幸福実現するようなまちづくりを目指すというのが、私は協働の まちづくりで、一緒になって向かっていくものだというふうに思っております。

- 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。
- ○9番(門田直樹議員) 非常に市長は、今回のこの計画策定に当たっても、もう細々言いませんが、その100人のあれ、あるいは1,000人を超えるインタビュー、あるいは行脚ですね、ずっと回られとる、これは重々承知しております。

ただ、いわゆる情報の集め方ですね、意見、考えの集約の仕方というのはいろいろあると思うんですわ。やはり、人間、この審議会にそもそも議会がいつからか入ってないということで、私が入ったときにはもう入ってなかったのかな。それもあるんですが、やはりその中枢ですね。じゃあ、ゼロに近い、ゼロか、それに近い段階から、やはり広く募ってやるようなこと、非常に最初はですね、うまくいかなかったり、お互い不審なこともあるかもしれないし、あるいは行政コストですね、そのために余計なと言ったらいかんけど、多分時間が倍になったりすることもあるかもしれません。しかし、これは民主主義のコストだと思う。それはぜひやることを、この次のって言いたいんですが、今日最後に佐伯議員が聞かれるので、それまではちょっと聞けませんけども、ぜひ今後もですね、私は頑張っていただきたいと思いますので、そのことをぜひ頭の中によろしくお願いします。

では、次お願いします。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** 2件目の子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担についてお答えをいたします。

まず1項目めの予防効果はあるのか、あるとすればどのくらい続くのかについてでございますが、子宮頸がんは年間約8,500人が発症し、約2,500人が亡くなっており、20歳代、30歳代の女性に急増しています。女性特有のがん(子宮がん、乳がん)の中で、定期的な検診と感染予防のワクチン接種により、ほぼ100%防げる唯一のがんと言われています。子宮頸がんの発症は20歳代以降が多いのですが、発がん性のヒトパピローマウイルス(HPV)の子宮部への感染は、ほとんどが性交渉によるものであることから、10代前半にワクチンを接種することで効果的に予防できると言われています。このウイルスは特別な人だけに感染するのではなく、多くの女性が感染する、ごくありふれたウイルスです。

予防効果については、現在のところワクチン接種後6.4年の間、自然感染の10倍以上の高い 抗体価が持続することが確認されています。

次に、2項目めの副作用について、種々の情報があるようだが、市の見解はについてでございますが、まずこのワクチンの安全性ですが、世界的に見ますと2007年から接種が始まり、現在は欧米を初めとする100カ国以上で販売されています。日本でも平成21年10月に厚生労働省において承認され、同年12月より任意接種できるようになりました。厚生労働省では、承認審査の段階で、海外の市販後の状況や、国内外の臨床試験データを評価した上で安全性の確認を

行い、承認しています。

また、副作用については国では国内外から副作用情報を集める体制を整えていますが、ワクチンの安全性に関して重大な副反応発生報告はなく、通常に使用し得るワクチンとされています。

3項目めの公費助成を行う場合の財政支出はについてでございますが、子宮頸がん予防ワクチンは10歳以上の女性に接種できますが、優先的接種推奨年齢は11歳から14歳の女子となっています。接種回数は、初回接種、初回接種から1カ月後、初回接種から6カ月後の計3回を接種することで十分な予防効果が得られるため、きちんと最後まで接種することが重要と言われています。

公費助成については、1回の接種料金が約1万6,000円で、3回の接種で5万円程度となっていますが、さきの国の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策の中で、子宮頸がん等予防接種緊急促進臨時特例交付金補正予算が11月26日に成立し、現在県において、その交付金を受けた基金条例を準備中です。このため、本市におきましても任意の予防接種事業として、本会期中に補正予算の追加提案をさせていただきたいと考えています。

接種費用につきましては、約960万円を予定しているところでございます。議会で承認をいただきましたら、市民への事業の周知や医療機関とも調整を図り、3月からの実施に向けての準備を進めてまいります。

なお、国の交付金事業の概要といたしましては、都道府県に基金が設置され、事業の負担割合は、国2分の1、市町村2分の1となっています。

以上でございます。

## 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) ありがとうございます。

実は、この子宮頸がんの、あるいはそういう病気、あるいはそういうワクチンというのは、マスコミでたまに報道される程度の知識しかありません。特に詳しいことは何もおっしゃらなかったんですが、ただネット関係で見ると、たまに何か問題あるようなことがありましたけど、さして強い興味はなかったわけですね。

しかし、今度何か市もいよいよそっちのほうに進まれるということで、いろいろ調べてみると、資料を今日は持ち込みをさせていただいておりますが、問題点というか、こういうふうな声もあるということですよね。これは一つのサイトの一つの意見といいますか、ただ私複数サイトをざっと見たんですが、おおむね大体危ないという点は同じ、共通してますね。数値、数字の部分まで大体同じことを言ってあると。

今回質問の中で、要は効果があるのかと、副作用はないのかと。お金のことは、ちょっとも う一応聞いただけです。今度補正もありますから、とりあえず置いときますと、問題はまず効 くのかどうかですね。本当に効くか、効かないかというところで、ワクチン自体の疑問という こともありますよね。あるいは、特に副作用についてですね、今のお答えでは、国は特にそう いうことを言ってないと。大丈夫とはっきり言ったのか、大丈夫だからこうやっているんでしょうな。ただ、本当に大丈夫とお考えなのか、こういう情報というのはもうすべてご承知で大 丈夫だということなのか。

それでもしですね、いわゆる薬害ということがよくありますけれども、そういうふうなことになった場合に、市の責任とかということはやっぱり発生するのかどうか、その辺のこととか、あるいは国とのその辺について話し合いとかということはされたのかお聞かせください。

## 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

O健康福祉部長(和田敏信) WHOが先進国でワクチン接種、子宮頸がんを含め、ほかの予防接種も勧告しているわけですけれども、そういうもろもろの情報というのは、一定国の審議会の中でも議論されております。これは絶対大丈夫というのは言っていません。それはもうワクチン接種というのは異物を体内に入れるわけですので、副作用がないということは、100%ないということはまずあり得ない、私はそのように思ってますし、またそれが一般的な考え方であります。

ですから、当然ワクチン接種というのは、例えば今予防接種で2つの類型に分かれているんですけれど、2つといいますのは、1つは対策型といいまして、乳幼児に多く接種いたします3種混合とかもろもろありますけれど、あと一つが個人防衛ということで任意型ですね、これ高齢者のインフルエンザですけれど、こういうふうに分かれております。この論議も今なされています。それは、こういう予防接種法の範疇に入れるのかどうかということになってくるんですけれど、そういうのもある。一律強制が妥当なのかどうかという論議も当然あっています。ですから、そういうただ論議の過程の中で、少なくともこういう予防接種で、もちろん予防接種だけでは効果はない。いわゆる、検診と併用することで予防できるということでございますので、そういうもろもろのやはり条件、情報というのは、きちんとお話しする中での接種というふうになってこようかというふうに思います。事故が発生すれば、市の賠償責任保険というのが当然ありますので、そこはその対応というのはきちんとしていくということでございます。

# 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

**〇9番(門田直樹議員)** まず、その薬効ですね、それから副作用、それからここにも何か書いて あるみたいですが、経過を見る、あるいはまず何よりも定期的な検診ということが大事だとい うことは、これは間違いないみたいですね。

それから、これを3回やっても、その効果が続くのが大体五、六年とかというぐらいで、ですから本当の適齢期というか、20歳過ぎたぐらいからですね、これをまたやらんことには、もう1回やれば大丈夫という誤った認識だとかえって危ないということもありますですね。そういうふうなことがあるけども、国が云々というのはありましたけど、ぜひですね、その辺は、万が一の万が一そういうことがないように、慎重な連絡、情報収集をやっていただきたい。

それともう一点がですね、これはこれ見ると、やっぱり11歳というと小学生ですたいね。そ

の小学生の女の子がこういうふうなのを、それをちゃんと理解して、ちょっと説明せないかんでしょうけれども、通常インフルエンザになって死ぬのと、あるいは重症になるのと、そのインフルエンザの予防接種をやったら何万人に1人亡くなる方おられるかもしれんけど、どっちがということでやられるわけですよね。その辺のこと含めてですね、これは児童・生徒にこういうことをやるとなると、説明もやっぱり、あるいは教育も要るんじゃなかろうかと。これさえやっとけばもう大丈夫だとかという変な誤解もなきにしもあらずで、教育長、その辺のこと簡単に。もう時間が余りあれですので、お考えが。これ学校現場にかかわることですから、お願いします。

### 〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 現在まだ協議中で、きちっと決まりますと、どのようにしていくかということについては校長会等で話すことになるだろうと思いますが、ただちょっと今の状況では、これ学校でするの。違うでしょう。だから、多分保護者の方がですね、お子さんを連れられて、病院等でされるのかなというふうに感じているところです。

ただ、それにしてもですね、子供さんにどんなふうに説明するかというのは、学校がするのか、親御さんがするのかを抜きにして、やはりきちっとした資料等が必要かなというふうに感じております。

### 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) 済いません、もちろんです。もちろん、個人の希望者がするわけですね。だけども、そういうふうなことというのは、やはり子供たちというのは情報を共有しますから、その中で問題がないように、その辺のことをお願いして、本当にやっぱり、これで100%治るんだったらいいことですたいね。だけど、この幾つですか、10種類も20種類もあるような中で実は2つしか効かないと。それも、日本人には少ない型であると。全体の確率をやると、かなりどうなのかなという疑問もありますし、その他問題がありますので、国とも連絡をとりながら慎重な対応をお願いします。

じゃ、次お願いします。

○議長(不老光幸議員) 3件目の回答をお願いします。 市長。

○市長(井上保廣) 3件目の携帯電話基地局の問題についてご回答申し上げます。

近年の社会経済活動の発展及び情報社会、通信技術の著しい進歩に伴いまして、スマートフォン等の携帯電話、あるいは第三世代移動通信システムなどの電波利用が増大をしております。そのことから、基地局の増設が行われておるかと思っております。

しかし、基地局建設につきましては、法律上問題がなくても、事業者による地域への説明は 必須のことであると考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答させます。

〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。

**〇建設経済部長(齋藤廣之)** 携帯電話基地局の問題につきましてご回答申し上げます。

過去2回にわたり、この問題につきましてご提言をいただき、内容を検討いたしましたが、 電波利用に関しましては、総務省の電波防護指針により十分な安全基準を考慮した基準値が設 定されており、また世界保健機構も国際ガイドラインを下回る電波により、健康に及ぼす影響 はないとの見解を示しております。現段階で、電磁波が健康に影響する根拠が科学的に確立さ れておりませんことから、ご提言の紛争防止条例等の制定には至っておりません。

なお、電話基地局の建設に際し、地域住民の方への事前の説明が不十分であることによりまして問題が生じている場合には、事業者に対しまして、地域住民の理解が得られるような十分な説明や、住民の方への理解が得られた後に工事を実施するというようなことを今後も業者のほうに申し入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

## 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。

**〇9番(門田直樹議員)** 過去2回質問、また予算、決算特別委員会でも何度か質問をさせていた だきました。ご回答あったような内容で、結局なぜ問題になっているかと、これをきちっとや る法律がないからですよね。正直なところ、市に言われても困るというところかもしれません けども、ところが市民としてはどこに言ってっていいかわからないと。私も、実は私の住んど るところからもうほんの五、六十m離れたところに、もう既に、あっという間にできてです ね、あっという間に。さあ稼働しょうかというときに、あれは何だということになって、まず それがこの問題との取り組みの最初でした。まず、市に言ってもそのとおりなんですね、別に 問題ないと。市に言っても、県に言っても、那珂土木行っても、どうしてもですね、別に問題 ないと。どうしようもできないと。電波管理局かなと言ったら関係ないと。あれは大気の何か 調整みたいなもんですよね。困ってですね、どうしたらいいもんかと。業者ともちろん話をす るんですけど、問題ないの一点張り。そして、いわゆる自分たちの資料をとんと、問題ない、 問題ないというもとを出されると。じゃあ、問題はないのかというと、いやそうじゃないと。 先ほどのいわゆる子宮頸がん云々もそうですが、非常に問題があるという海外の報告とか、あ るいは国内でもそういう研究とかがあっていることも事実ですね。どちらがどうかということ は、現在は制度的に問題ないと。限りなく僕はグレーだと思うんですけど、問題ないというこ とにされているだけですよね。だから、これが真っ白じゃないと私は思う。真っ白だったらそ ういうふうな話が出てこないと思う。

その中で、ちょうどわかったんですが、清水議員の請願の資料がありましたが、ちょっと飛び飛び読んだらですね、例えばちゃんと計測をしたと。業者立ち会いですかね。そうすると、6,000倍だったと。だけど、問題ないと。だから、今はそういう、だから基準がないんだから問題がないわけですよね。問題がないと。

それから、特にこの第三世代、サードジェネレーションですかね。3Gの基地局、いわゆる 何かいろんなホームページ見たりですね、何かするやつだと思うんですが、これらに関しては 非常に人間に有害ではなかろうかという報告があちこちあってます。それはもう、いろんな書籍等もありますし、それからインターネット見ても幾らでもあります。そういうふうなのが、やっぱりそうだなと思うのが、もともと自然界には存在しなかった、そういうふうな周波数なり、そういう種類の電波らしいですね。例えば、我々はいわゆる地磁気とか、そういうふうなものに常時さらされている、あるいは一部宇宙線等にもさらされているけど、それだったら大昔、何億年、何百万年と生きてきたわけですね。しかし、今までにないようなものだということが1つ。

それからもう一つは、長期のそういう調査結果というのはないわけですね。携帯電話が出てきたのは、たかだかこの何年間だと思います。特にこの第三世代に関しては、もうほんのここ何年かですよね。それらが、しかも住宅地にもう何の遠慮もなくどんどんできるというのは、やはり異常じゃないかと。たしか1回目のときに言いましたけど、いわゆる電波ですから、波ですから、距離の2乗に反比例するわけですよね。逆に言うと、距離の半分に逆に比例するんですね。距離が半分になったら強さは4倍、3分の1になったら9倍でしょう。そういうふうにどんどん近くなる。だから、家の1軒、2軒、そこの目の前に立てられたら、これはやっぱりたまらんのじゃなかろうかと。

それと、長期ということにおきますと、やっぱり学校ですね。学校、幼稚園、保育園、子供というのはまさに今細胞分裂で体が成長しているわけですよね。細胞分裂というのは遺伝子のコピーでしょう。そしたら、その肝心のコピーしているときに、そういう電波がどんどん人類が体験したことないような強い電波が当たると、こういうものが正確にできるのだろうか。発がんとか、そういうことでないのか。実際に疫学調査で、小児白血病の発症率が倍になるという報告が、これはきちんと国の仕組みで報告されてますですよね。そういうことはもちろんご存じと思います。

ということで、長々申しませんけども、要は先ほどのワクチンもそうですけども、確かに人間は昔何にも知らないときは、例えば水銀が長生きの薬といって飲んでた時代もあるわけですよね。あるいは、アスベスト、これは便利だと、みんなじゃんじゃんやってて、今問題にようやくなった。何十年もたってですね、病気になって、肺がんになって亡くなるような方が次々と出てきて初めてわかったわけです。我々というか、大人はまあそういう影響があと何十年かで、あったとしてもあれですけど、子供はそういうわけにはいかないと思います。ということで、まずこの予防原則、疑わしきは疑ってかかると。それなりの対応をとるということに関して、最後に市長、お考えをお聞かせください。

#### 〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 現代の科学の発達と、また人の利便性の反面、そういったリスクがいろいろあるということについても、当然出てくるだろうというふうに思います。ごみの問題しかり、すべての問題が高度成長とともに、こういったひずみ、陰の部分としてあるということ。また、その辺のところが科学的に実証されているかどうかということ。市としては、そういった

状況等については、今もお話を申し上げましたように、例えば最近の私の事例の部分で申し上げれば、今地上デジタル等の切りかえがあっておりますね。そこのところの、やはり聞こえない部分、電波が届かないところにアンテナを立てるというような状況等がございました。そういったときにも、申し出があったときに、これは放送局でございますけれども、十分なる住民の理解と、協力、支持、得られなきゃできないですよと。説明会をきちっとしていただくような、そういった要望等をしたところでございます。そういった中で、恐らく建設されたというふうに思いますけれども、今回のこの種の問題等々についても、十二分に住民の理解、あるいは国に、むしろ議会の皆さん方も含めて、そういった心配があるということ、国博時においても電磁波の問題、私も総務部長のときには経験をいたしております。やはり、そういった国に確固たる科学的な検証をしてもらうような、そういった要望等も今後あわせて行っていく必要があるのではないかなと、そういうふうに感じました。

- 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。
- ○9番(門田直樹議員) ありがとうございます。

いかんせん、じゃあおまえは、言われたんですよね。じゃあ、業者と話してて、これがプルプルと鳴ったんですよね。ほらといって指さされたんですが、そのとおりです、持ってます。でも、住宅地は私は固定電話で十分じゃないかと思うんですけれども、ただ人間便利な生活を営むには、もうごみの問題、何の問題、一つ一つとっても必ず何かがあるというのはもうある。問題はルールをつくるということが大事で、そのためにも自治体も何らかの動きをするべきじゃなかろうかと、そう思ってこの質問をさせていただきました。こういうふうな請願も出ておりますので、今後の政策にぜひとも積極的に盛り込んでいただくようにお願いして、質問を終わります。

○議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時15分

- 〇議長(**不老光幸議員**) 再開します。
 - 1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

〇1番(原田久美子議員) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております3項目 について質問いたします。

1項目めは、道路の整備について質問します。

観世音寺は661年、中大兄皇子が、亡くなった母親の斉明天皇のために発願した寺で、落成までに80年余りかかったそうです。調査によると、回廊で囲まれた縁側の東に塔、西に金堂が建ち、国宝である日本最古の梵鐘など、七堂伽藍が整った大寺院でした。その後、天平宝字5

年、761年、鑑真により戒壇院が設けられるなど、奈良から平安時代にかけて、仏教の中心として大宰府政庁とともに発展した重要な建物です。また、現在では史跡地有効活用のライトアップ事業で、毎年12月30日、31日、ライトアップinまほろばの里で、観世音寺、戒壇院をライトアップされ、市民参加型イベントとしての「太宰府古都の光」では、市民が参加し、観世音寺、戒壇院を中心に、町全体のライトアップ行事が年々盛んとなり、多くの来訪者を迎えています。私も古都の光のイベントで、幹線道路から戒壇院横と観世音寺入り口まで、都府楼保育所、大佐野保育所の児童たちが、袋に絵をかいた灯明にろうそくを立てるお手伝いをさせていただきました。そのとき気づいたことですが、雨によって、でこぼこ道や、砂利で車いすなどを押すことさえ大変だったこと、健常者でもつまずきかねない状況をご存じでしょうか。平常時は街灯もなく、暗い状況です。この道は市道と聞いております。市民や観光客が多く訪れるこの地域の景観は、これでいいのでしょうか。

そこで、戒壇院入り口から観世音寺と戒壇院横の間の道路について、整備はどうなっているか、次の2点についてお聞きいたします。

1点目は、人が集まる、人が歩く、多くの観光客が、特に高齢者や障害のある方にとって歩きやすい道なのでしょうか。

2点目は、平常時電灯もなく、暗い状況です。市として、今後どのように整備されるのかお 聞きいたします。

2項目めは、文化財の保存対策について質問いたします。

第五次太宰府市総合計画(案)でも示されております「文化遺産の保存と活用」について質問いたします。

文化財というものは、つくろうと思ってもすぐにつくれるものではなく、長年の歴史の中で 培われたものであります。「文化遺産の保存と活用」の施策の中で、基本事業として「文化財 保護の充実」があります。収蔵品の保護、管理に関して、次の2点についてお聞きいたしま す。

1点目は、太宰府市で発掘された出土品の保管場所と管理の取り組みについてお聞きします。

2点目は、史跡地の景観と周辺整備について、どう考えておられるのかお伺いいたします。

3項目めは、太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて質問いたします。

1点目は、太宰府市民べんり帳は、市役所でのいろいろな手続や相談窓口、文化、スポーツ施設など紹介され、日常生活の手引として毎日の暮らしの中で活用されています。その市民べんり帳も、平成20年2月1日、現在の平成20・21年度版が発行されてからそろそろ3年近くになりますが、その後の作成がどうなっているのか、改訂版はいつごろ発行される計画なのかお伺いいたします。

2点目は、太宰府市民べんり帳や太宰府市ホームページを見ましたら、動物、ペットに関して、飼えなくなった犬、猫の引き取りと犬、猫の死体処理だけとなっており、犬、猫の飼い

方、ふん害については一切触れておられません。もっと見やすく、わかりやすい情報を市民に お知らせすることが必要と思います。飼い主が知っておきたいマナーを知らせるべきと思いま す。

そこで、市内の飼い犬として登録されている犬の数とふん害の苦情件数について実情を伺います。

3点目は、飼い犬に対する飼い主のマナーアップ対策についてお聞きします。

福岡県は飼い主マナーアップ推進キャンペーンを実施されています。2010年は、6月及び11月をマナーアップ推進月間として、散歩時の犬のふんの放置や近隣への迷惑、危害防止に関するモラルとマナーの向上に関する啓発を行っています。太宰府市では、飼い主のマナーアップ推進に関してどのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

以上、3項目について、項目ごとに積極的で実効性のあるご答弁をお願いします。再質問は 自席から行います。

- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 1件目の道路整備につきましてご回答申し上げます。

お尋ねの1点目、2点目、道路整備の考え方のご質問でございますので、あわせて回答させていただきます。

この道路は、観世音寺と戒壇院の間を歴史の散歩道から政庁通りをつなぐ、風情ある市の道路でございます。この道路は、史跡観世音寺境内及び子院跡に位置しておりまして、歴史的風致維持向上計画に基づきまして今後整備をする予定でございます。

具体的に、今後整備に当たりましては、文化庁、観世音寺、戒壇院、また地元自治会等と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- **〇1番(原田久美子議員)** 今整備をされるという回答いただきましたので、本当によろしくお願いしたいと思います。

それでですね、雨が降ったときの道路の状態がでこぼこ道であるということはご存じだった でしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **○建設経済部長(齋藤廣之)** 今の現状は、もう砂利道といいますかね、土の上に砂利を敷いておる状況で、雨が降るとちょっと水がたまっているというような状況もあります。随時文化財、市の道路管理のほうは建設経済部ですが、協議しながら、維持管理に努めておるということでございます。

この道路は、日本三戒壇と言われています戒壇院の正面玄関という部分もございますので、 その道路の整備のあり方、どういう方法がいいのか、今後各関係機関とですね、協議しながら 整備を進めてまいりたいというふうに考えております。 以上です。

〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。

〇1番(原田久美子議員) 今、部長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり道というのは雨水流出抑制と都市型の水害を予防することが大事なことだと思います。

ただ、コンクリートの道路ではなくて、ゲリラ豪雨とかも太宰府市にはあっておりますので、小石とか砂利などが流れて、水が舗装の、雨水対策というのを考えてしていただきたいなと思います。

それと、舗装についてちょっと参考までに私のほうで言わせていただきます。

今、エコな土というものが改良工法されております。それは、そのエコな土というのは、透水性、保水性の工法を用いた土で、透水性や保水性を高めるためのコンクリートの原料でつくられております。それで、その土のかたさは調整できるようになっております。それで、環境に配慮した土ですので、そういうふうなものも参考の資料として、後で資料を差し上げますので、ぜひ参考にされるといかがだろうかと思っております。

それと、私お寺というところで、先ほど部長さんが言われましたように、舗装とか街灯の分につきましてはお願いしたいことがありまして、道の形態とか舗装の素材、色とか街灯のデザインとかは、やはり景観に見合ったものにお願いしたいと思っております。

それと、景観は住民の意見を反映することによって、住民はまたそこの町に愛着ができまして、また長く住むことができると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。単に道路整備というんですかね、ハード的な整備に終わらずに、住民の自主的な提案とか意見とか取り入れられて、醸成された道づくりからまちづくりに展開されますよう、強く要望して1項目めは終わりにします。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 2件目の文化財の保存対策について回答申し上げます。

埋蔵文化財の発掘調査は、埋蔵文化財の発掘作業、出土品の整理、保存作業及び発掘調査報告書の作成業務などから成っております。

出土品の保存につきましては、文化ふれあい館と坂本事務所に分けて保管をいたしております。

2カ所に分けている理由は、文化ふれあい館の収蔵庫の面積が限られておりますので、報告 書に記載いたしました出土品を文化ふれあい館、そのほかを坂本事務所で保管をいたしており ます。

しかし、両施設の収蔵庫も保管スペースが満杯に近い状態で、新たな収蔵施設が必要でございますので、今後文化庁、県と建設に向けて協議を行う予定でございます。

なお、大野城環境処理センターに出土品の仮保管ができないか、大野城太宰府環境施設組合 と現在協議中でございます。

次に、史跡地の景観と環境整備についてでございますが、良好な景観の形成に向け、指針と

なる景観まちづくり計画、事業計画である歴史的風致維持向上計画と、策定中ですが、景観まちづくりの根拠となる市民遺産活用推進計画を連動させながら、実効性がある景観まちづくりを展開してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- **〇1番(原田久美子議員)** 今部長がおっしゃいました坂本神社の裏にある保管場所が、プレハブ として 6 棟建てられていると思いますけれども、そのプレハブはいつごろ建てられたものでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 平成2年に建設したものでございます。 4棟でございます。
- **〇議長(不老光幸議員)** 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) 平成2年ですね。

私、この住民の方から、そこのプレハブの4棟につきましては、文化ふれあい館ができると きに移設するという話を聞きましたが、それはご存じでしたでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) その件につきましては確認しましたけども、ちょっとそのあたりの確実 な情報は聞いておりません。
- O議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- **〇1番(原田久美子議員)** 聞いていないということですけれども、またそちらのほうの住民の方から、この件につきましては言ってこられると思いますので、よろしくお願いします。

その場所についてですけれども、あの場所は人けもなく、死角にある場所というのはご存じですかね。死角にあるということはご存じでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- **〇教育部長(山田純裕)** 現場も何回か行きましたので、知っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- **〇1番(原田久美子議員)** 知ってあるんだったら、どうしたいと思ってありますでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 先ほど申し上げましたように、保管場所ということで2カ所、それぞれが満杯状態ということもございまして、新たな保管場所を今後協議するというようなことで話は進めておりますが、現在のところは適地、適当な場所もございませんので、今後にそういうふうなことで進めていきたいと思ってます。
- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) 実は夏場になりますと、あの死角になっている4棟のプレハブは、たばこやごみが散乱している状況でございます。もし火事になると、予測することは、もうせっ

かく出てきた出土品がどうなるかというのは、もうご存じだと思いますけれども、出土品を守る対策もやはり考えておかないといけないと思います。

それで、あの場所が今適した場所かということを聞きたかったんですけれども、余りよくないということを、死角になっているということだけでもおかしいのではないかと。もしもですね、住民の方からのことなんですけれども、民家の近くにあるプレハブというのがどういうふうなもの、物すごく近く、もう本当に敷地の隣にそのプレハブが、今平成2年から建てられたということですから、もう20年になるわけですよね。プレハブの耐用年数とかというのも15年ぐらいと聞いておりますので、もう何かあった場合に、鉄がさびているとか、中のこともきちんと精査はされていると思いますけれども、もう少し景観に適したプレハブかどうかをもう一度確かめていただいて、さっき文化庁のほうとも話し合って、移動できるものなら移動していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、移動する場所が検討されているということなんですけれども、南バイパスの高架下 とかをやはり利用するということも検討されたらいかがでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 確かに、保管場所ということについては探していると、困っているというような状況ではございますけども、今おっしゃいました高架下の部分は、ちょっと突然の分で、今の段階ではお答えできません。

〇議長(**不老光幸議**員) 1番原田久美子議員。

○1番(原田久美子議員) それではですね、私今その場所が適した場所なのかということをお伺いしたんですけれども、やはり行政というところは、まちづくりや人づくりをするところであると私は思っております。そして、このまちづくり、人づくりは、場当たり的な対症療法やほかの地域のやり方をするのではなくて、そこに見合った解決策をやっぱり導き出さないといけないのではないかと。住民の意見とかも聞いていただいて、史跡地、もうあそこは史跡地だと思いますけれども、そこで起きている事象とか、あるいは現在進行している状態をですね、よく分析していただいて、それを市のほうで見ていただくというのがやっぱり最も重要なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それで、市長にお伺いしたいんですけれども、平成20年8月に太宰府の景観づくりフォーラムで、景観は市民でつくっていく、景観づくりは行政がすれば住民がついてくる、また景観のルールづくりの基準をつくり、強いまちづくりにすると市長が言われたことを私記憶しておるんですけれども、この分については間違いないでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) そのとおりでございます。景観は規制からまちづくりというようなことで、 それぞれの立場の中で、農業従事者は農業従事者の中で、原風景含めた中での景観があるわけ です。そこに生きておる者、生活しておる者、すべての景観を私は守っていきたいなというふ うに思っておるところです。

- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) ありがとうございます。

やはり、文化財を保護するためにもですね、基本構想の目的のために既存の建物が適した場所なのかということを整理していただきまして、ぜひそのプレハブ 4 棟につきましては撤去する方向で、1 つでも整理をしていただいて、住民の方から見て、今ちょっと苦情が出ておりますので、ぜひそれを1 つでも一つにまとめるとか、どこか場所に移設するとか、そういうふうなことも考えていただきまして、要望しましてこの 2 項目めを終わらせていただきます。

〇議長(不老光幸議員) 3件目。

総務部長。

○総務部長(木村甚治) 3件目の1項目について回答いたします。

市民べんり帳は、いろいろな手続や相談窓口など、市民の皆様が日常生活の手引としてご利用いただくよう作成しております。平成19年度までは、毎年約3,000部作成し、太宰府市への転入手続時に配布するようにいたしておりました。平成20年度に作成する際、民間会社から広告収入を得ることで、無償作成、配布することが可能との申し出があり、協定書を締結し、官民協働事業として、市の費用を投下することなく、平成20・21年度版を発行し、全世帯と転入者に配布をいたしたところでございます。

同時に、まほろば号の時刻表も市民べんり帳に掲載し、またごみの持ち出しカレンダーなどもあわせて無償で作成するなど、多大な費用効果をもたらしましたが、同時に作成いたしました近隣市に比較しても、極端に本市の場合は広告収入が少なくて、結果として協働発刊した民間会社の収支は赤字に陥りまして、続いて次回の発行にはつながってまいりませんでした。

今年度は、市民べんり帳発行は見合わせておりますが、近隣市のべんり帳を参考にしながら、最小限の費用投下で作成方法を研究しているところでございます。情報の変化に即時に対応できるよう、職員による手づくり方式や、一部広報に掲載する方法などで、転入者向けの配布を再開するよう検討いたしております。

- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(和田有司)** 2項目めについてご回答申し上げます。

平成21年度の犬の登録数は3,593頭ということになっております。また、犬のふんに関する苦情は53件ということになっております。犬のふんの防止看板の市民への配布枚数は111枚となっております。このことから、犬のふん害で困られている市民の方が多数おられるということが言えると思います。

環境課において、毎年狂犬病の予防注射のお知らせとあわせて、市の広報やホームページで、飼い犬のふん放置の防止、放し飼いの禁止などについて啓発記事を掲載をし、マナーアップを呼びかけておるところでございます。また、犬のふん放置を注意する看板や、隣組回覧用のチラシなど、環境課で準備いたし、市民の皆様の求めに応じて配布をいたしております。環境課には市民の皆様から、ごみの出し方や死亡犬・猫の処理、空き地の草刈りなど、さまざま

な問い合わせがあっておりますので、高齢者などへのわかりやすい情報の提供のあり方、ある いは市民への意識づけをするための取り組みについて、さらなる検討を行ってまいりたいと思 います。

3項目めの飼い犬に対する飼い主のマナーアップ対策についてご回答申し上げます。

この件につきましては、地道な啓発活動が第一だというふうに考えております。市の広報やホームページにおいて、環境マナーアップの啓発を幾度となく掲載をいたしておりますけれども、まだまだマナーが守られていないという状況もございます。また、獣医師の先生方のご協力をいただいて、狂犬病予防注射の会場や動物病院において、飼い主に対する啓発も行っていただいておるところでございます。ペットの飼い方を初めとしたマナーアップは、地域の環境保全の観点から重要であるという認識のもとで、現在第五次総合計画あるいは第三次環境基本計画におきまして、マナーアップの推進ということで項を設けておりまして、環境マナーアップ条例の制定に向けまして、全庁を挙げて取り組むということで記載をいたしております。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) ありがとうございます。

今、1点目から再質問させていただきますけれども、発行されない理由は広告ですかね、広告収入がなくなったということですけれども、一応このべんり帳というのは、今井上市長が行財政改革を推進する官民協働事業で、行政情報の発信源として発行されたものであります。最新情報はホームページでも見られますが、高齢者やパソコンがない人、このべんり帳が日常生活にかかわり、大変利用しやすく役立っています。このべんり帳にですね、かわるものはありますかということをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 今おっしゃいましたように、非常にこれ便利なものでございまして、市のいろんな情報が網羅されておりますが、これにかわるものとしては、ちょっとほかに印刷物等は作成はしておりません。
- O議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) 先ほども、やっぱり広報紙に載せるとか言われましたけれども、やはり広報紙というのは保存版ではなくて、その月、その月でなくなってしまって、情報がわからないと思います。

そして、弱者、ホームページとかパソコンを使えない人は、やはりこういうふうなべんり帳があったからそういうふうなものを見られると思います。このように、情報弱者とか、そういうふうな高齢者ですね。高齢者の方が、パソコンとか使えない人はどういうふうにこの情報を知ったらいいのかということをお伺いします。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- **〇総務部長(木村甚治)** 確かに、パソコン等お使いにならない方も多数おられます。そういう方

には、日々の情報としては、広報というのは各世帯配布いたしております。このべんり帳も非常にまとまってわかりやすいんですが、今度逆にいろんな情報があるということは、その情報が変わっていったときに、紙で印刷した場合は即印刷し直すというわけにいかないというのがちょっと矛盾点としても持っておりましてですね、なかなか中身の変わったときにどう対応するかという課題もございますもので、どっかそこだけ差しかえられるような方法がないかとか、いろんなことで現在内部でも検討いたしております。そういうところで、ホームページだけじゃなくていろんな情報提供のあり方ということを総合的に考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

〇議長(**不老光幸議**員) 1番原田久美子議員。

○1番(原田久美子議員) この平成20・21年の太宰府のべんり帳の中に、私もこのまほろば号の時刻表が入ってましたので、2年間これでいくのかなと思っておりましたから、要らないものもあると思うんです。でも、やっぱり要るものというのは、災害についてとか、今から言いますけれども、犬、猫ふんのものとかも大事なことだと思います。手続、証明、暮らしの窓口、こういうふうなことは本当にぱっと見てわかるということで、本当に重宝しておりますので、生活に必要な情報をですね、こういうふうな冊子にまとめられて、保存版にしている方はもう本当たくさんおられると思いますので、もう一度再発行することをぜひ検討していただきまして、1点目については終わりたいと思います。

2点目につきまして、ふんの災害が53件ということで言われましたけれども、このふん害の対策について、職員の方がですね、ふん害の苦情とか電話とか、そういうふうなことがあっていると思いますけど、職員の方がこのふん害の件でどれくらいの時間を使用されているのか、およそでよろしいんですけれども、職員の方の。

〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。

○市民生活部長(和田有司) 個別に時間をはかったわけでございませんので、1人1件当たり 10分程度かかったとして53件でございますので530分という、そういう時間になろうかと思い ます。

〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。

○1番(原田久美子議員) 済いません。私も質問をちょっとこう間違ったようで、その時間とかわからないと思うんですけど、やはりこのふん害ばっかりの仕事をされているわけじゃないと思うんですよね。だから、こういうふうに、もしもふんを、飼い主のマナーとかといったものを、こういうふうなべんり帳の中に入れ込むとかということをすれば、少しは啓発になってくると思いますので、どれぐらい時間をとられているのかなということでちょっと質問をさせていただきました。

この太宰府のですね、べんり帳には、先ほど私言いましたように、狂犬病のこととモラルについてとか、そういうふうなことが一切この中には書いてなくて、犬猫の死体処理とかそういうふうなことは詳しく書いてあるんですけれども、マナーというものを、飼い方はこんなふう

にするといいですよということを書くのが、やっぱり啓発につながっていくと思います。それで、近隣市のほうでもですね、こういうふうなべんり帳と似たものがございまして、保存版があります。この中を見てみますと、市民に知らせるための方法を記載されておられます。ふん放置は許されない行為であり、ふん放置を望まないことが住民の総意であるということをアピールするために、ふんの始末をするためのマナーバッグを配布したり、啓発されておられますけれども、太宰府はこのような啓発についてはどうお考えでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(和田有司)** まず、1点目でございますか。市民べんり帳、あるいは市のホームページ、この分について、犬猫の死体処理とかそういうものしか掲載をしてないということでございました。

この部分につきましては、基本的に市民べんり帳、それからホームページについては大体同じような内容で掲載をし、本市の部分、それから県の筑紫保健福祉環境事務所が取り扱う業務、そういったものをお知らせをいたしておるところでございます。

なお、近隣の環境マナーアップということで、そういうものを本市でもやらないかということでございますけれども、本市におきましても先ほど申し上げましたようにマナーアップ条例、こういったものも考えていくというご説明をいたしました。また、今後においてはごみの減量化等もあわせまして、市民に対する説明といいますか、マナーアップが推進できるように、そういったものもつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) 参考までに、大野城市のほうでは、動物、ペット、そういったものを 詳しく飼い主の最低のルールとか簡単なふんの取り方とか、そういったものを犬のしつけ方と かというのは飼うときに考えて飼われていると思いますけれども、やはりふん害というのが一 番大事なことだろうと思いますので、そういうふうなルールみたいなものをやっぱり詳しくま とめて書かれて、見てわかるような啓発になっておりますので、参考にされてみたらと思って おります。

それと、もう先ほどから私がふんの放置については言ってますけれども、犬のふんの放置についてはポイ捨てになるのかならないのか、お伺いいたします。

- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(和田有司) まずは、犬のふんでございますが、基本的に私どもではですね、太 宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例というものを定めております。この中に、飼い主の義 務ということで定めておりまして、飼い主は畜犬が道路、公園、広場、その他の公共の場所、 または民地においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならないというふ うに定めております。このことから、放置をされれば当然ポイ捨てといいますか、放置をされ たということになると思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) ちょっと、今聞き取れなかったんですけれども、今部長が言われたのは、太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例のことでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(和田有司)** 今申し上げましたのは、犬のふんについては太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の中の項目でございます。

それから、先ほどポイ捨てと言いましたけれども、空き缶とかそういったもののポイ捨ての 部分とはちょっと別だというふうに考えております。

以上です。

- O議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) ふんを放置してそのままにしておくというのは、ポイ捨てにはならないかもしれませんけれども、ふんをそのままぽんと捨てるということと一緒じゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(和田有司) これは言葉のとり方という問題かと思いますけども、例えば犬がふんをした。それを袋か何かに取った。そして、それをどこかにぽんと捨てるという、そういう発想であればポイ捨てということになろうかと思いますけれども、私どもとしては、特に畜犬につきましては、ふんを道路わきとかですね、田んぼのあぜとかすると。これは基本的には放置というふうな形でとらえております。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) 太宰府市ではですね、空き缶等の散乱防止及びその再資源化促進に関する条例が定められておられると思いますけれども、ここで言う空き缶等の等とは、あとどういったものをいうんですかね。等というのは。空き缶のほかには。
- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(和田有司)** 空き缶等というものの中には、ペットボトルとか、そのほかビニール袋、要するに再資源化、それからたばことかもそうだと思いますが、いろんなものが含まれるというふうに考えております。
- 〇議長(**不老光幸議**員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) 今部長が言われましたように、空き缶とか瓶とかペットボトルは自動販売機に備えている回収容器とか、そういうふうな不燃物で処理はできます。あと、たばことかチューインガムとかというのも、灰皿とかくず箱があれば処理はできるんですけど、ふんを処理するためには、やはり自分で持ち帰るしかないと思うんですよね。道にふんが落ちているということは。やはり、それを処理するほかはないと思います。それで、その空き缶等の等の中にですね、飼い犬のふん放置もやっぱり盛り込むことについてはどうでしょうか。条例の中

に。

- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(和田有司) 基本的には、犬のふんにつきましてはですね、先ほども申し上げましたように太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の中で、飼い主の義務として項目を設けて義務を課しております。これを守られない方につきましてはですね、基本的にそれの第11条の中に罰則という部分があります。ただ、この罰則についてですね、厳密に適用していないと。要するに、お宅の犬がここでこのふんをしましたよという証明、明らかに証明ができない以上ですね、この罰則の適用という部分がちょっと困難であるというようなこともございまして、罰則規定はございますが現在そういう罰則までは課してないということ。それから、ポイ捨てと基本的には犬のこういったふん害というものは別ということで考えておりまして、マナーアップの部分につきましても、やはり分けて考える必要があるだろうというふうに考えております。
- 〇議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員。
- ○1番(原田久美子議員) 参考までに申し上げますけれども、和光市では「空き缶等ポイ捨て及び飼い犬のふん放置の防止に関する条例」というのが定められております。またほかにも40ぐらいの、やはり中にペットのふんの後始末とかということで、福岡市でもそういうふうなものが条例で一緒になって定められております。よその自治体も見て検討していただきまして、このポイ捨てというんですかね、同様に考えていいのでは、その先ほど部長さんが言われたように、犬のふんの分は別と。犬のこの条例、空き缶等のポイ捨ての条例とはまた別物だということだったので、これを空き缶とこの犬のふんの放置も一緒にすればいいのではないかということで検討していただきたいと思っております。

ふんの始末をですね、しない者には、していないということを判定するのは本当に難しいことだと思います。証拠写真とかなんとかがなければ、本当にそのときに自分がカメラとか持っているはずがないと思いますので、やはり一番大事なことはですね、住民に強くモラルを喚起することだと思います。だから、環境美化へのですね、関心を持ってもらうためにも有効手段と考えますので、先ほども言いましたように条例を施行されている和光市とか福岡市、そういうなものをまた検討されて、犬のふん放置も条例のほうに加えていただけますようにお願いして、2点目を終わります。

そして、3点目につきましてはですね、第五次総合計画と第三次環境基本計画に施策の実現に向けて取り組みも示しておられますので、あとは第五次総合計画が無事に案が通りますようにお願いして、マナーアップ推進に関して、飼い犬に対する飼い主のマナーアップ対策というのは非常に大事なことだと思いますので、啓発を強くしていただきますように要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(不老光幸議員) 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時01分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

〇7番(橋本 健議員) ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の 総合計画について、1項目2点の質問をさせていただきたいと存じます。

今議会におきまして、平成23年度から平成32年度までの10カ年に及ぶ第五次太宰府市総合計画の基本構想が上程されました。第五次総合計画案は、6月29日に諮問されましてから10月15日まで13回の慎重審議を重ねられ、審議会委員の皆様や市職員の役員の皆様並びに関係されました皆様に対しましてこの場をおかりし、お疲れさまのねぎらいの言葉と敬意を表したいと存じます。また審議会委員には、公募を含む7名の市民の方が参加されたと伺い、大変好ましく思っております。

さて、総合計画について一般論を申し述べさせていただきますと、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3本柱から成る自治体の将来のまちづくり設計図であります。基本構想は将来の都市像、つまりまちづくりの基本理念による将来像を掲げ、これを実現するまちづくりの基本目標を示すものであります。2つ目の基本計画は施策の方向づけ、つまり基本構想で示したまちづくりの基本目標を実現するため、行政内の各分野の現状と課題を具体的に示すものであり、実施計画の基礎となります。そして、3つ目の実施計画は、具体的な事業の実現。つまり、基本計画で定めた施策をより効果的に実施するため財政的な検討を加え、3カ年計画したものを別途策定し、毎年度事業見直しをしながら補正し、事業を実施していくのが一般的なやり方となっております。

今回私の一般質問のテーマは総合計画についてでありますが、今回執行部提案の第五次総合計画の内容につきましては、議員による特別委員会が設置されました。10日の特別委員会で初めて質疑ができました。がしかし、特別委員会ができるまでは、将来のまちづくり計画に関し議員の出番がないという状況、中身について口が挟めないのはいかがなものか。要するに、全員協議会で報告を受け、ただ聞きおくだけの今のありように疑問を持った次第であります。確かに、全国の市町村におきましても、その多くの自治体が役所任せで、議会は追認するというのが大方の状況です。しかしながら、よくよく考えてみますと、市民から負託を受けた我々議員が、将来の指針を示す総合計画案の策定に関与できない仕組みで果たしていいのだろうか。よかろうはずはありません。今回の第五次総合計画策定に関しまして、議員は全く無関心であるかのように一部市民には映ったようでありまして、誠に残念に思っております。

全国を見渡してみますと、まだわずかではありますが、議会による事務事業評価や総合計画 の進行管理を目指す取り組みが始まっている先進的な自治体もあります。今期は来年統一選挙 のため時間がありませんが、もしまた議会に戻ってくることができましたら、議会基本条例を つくることも一方法でしょう。首長と議会の醜い対立した関係ではなく、お互いを尊重し合っ た、対等で切磋琢磨した二元代表制の確立ができるよう、努力していくべきではないかと考え ます。

質問いたします。第五次総合計画ではなく、第四次総合計画の復習をさせていただきたいと 思います。

1点目は、第四次総合計画後期基本計画が平成18年度から始まり、今年度がいよいよ最終年度となりました。3つの推進プロジェクトを掲げ、総合的にまちづくりを推進することを約束されましたが、計画どおり目標を達成できたかどうかお尋ねをいたします。

2点目は、5つの基本的施策がありますが、果たして市民は施策を理解し満足できたのでしょうか。それぞれの施策の中からピックアップして実施状況と課題についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、1項目2点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 1点目の第四次総合計画後期基本計画、3つの推進プロジェクトについてご回答申し上げます。

まず、まるごと博物館推進プロジェクトについてでございます。

まるごと博物館は、市内のどこでも歴史や文化を五感で感じることのできるまちを目指すものでありまして、太宰府学の推進、歴史・文化的遺産の保存と活用、美しい地域づくり、産業・観光の振興、市民ネットワークづくりを施策の柱に、事業を展開してまいりました。

具体的には、太宰府発見塾、ボランティアによる市民遺産の調査、また景観まちづくり市民 会議によるルールづくりなど、市民と協働のもと、まちづくりに取り組んできたところでござ います。

まるごと博物館推進プロジェクトの最終的な目標は、地域の再発見、再評価を通して得られた知識、地域の新たな価値を市民の財産として共有し、地域に対する誇りと愛情の育成につなげていくことでございます。

このような視点に立てば、先ほど言いました太宰府発見塾は、平成17年度より継続的に実施 し、延べ570人が参加されてあります。そして、塾生は史跡解説員やその他ボランティア活動 に積極的に参加していただいており、まさに地域に対する誇りと愛情のあらわれであるという ことができます。

また、目に見える成果といたしましては、国博通りの整備、太宰府の景観と市民遺産を守り 育てる条例の制定、本年で5回目を迎えました太宰府古都の光、市民や来訪者にも好評を博し ている花いっぱい運動などを挙げることができます。

このような成果以外にも、地域に対する誇りと愛情の育成といった目には見えないものがあ

ると思いますが、今後とも継続的に取り組んでいくことが重要であると考えております。 次に、地域コミュニティづくり推進プロジェクトでございます。

市民生活に直結する一番身近な制度でありました区長制度を見直しまして、平成21年4月1日から市民みずからがつくり上げる新しい自治会制度へと改革を行い、市内全域におきましておおむね小学校区を単位とした校区自治協議会も設立され、地域住民が主体となって地域の課題解決に取り組む新しい仕組みづくりが大きく前進をいたしております。

行政の支援策といたしましては、地域運営支援補助金を創設いたしまして、校区自治協議会 や各自治会の活動支援を行っております。

また、テーマ型コミュニティでありますNPO・ボランティアにつきましても、平成18年4月1日から太宰府市NPO・ボランティア支援センターを設立し、育成、支援を行ってまいり、大きな成果を上げており、12月1日現在では認証を受けているNPO法人は31となり、年々増加をいたしております。

少子・高齢化社会を市民が希望を持って前向きに生きていくためには、地域力がかぎでありまして、平成22年度を地域コミュニティ元年と位置づけ、これまで以上に市民と行政が連携し、地域課題解決のため、地域が一体となって支え合いの輪を拡充する新しい公共へと結びつけてまいりたいと考えております。

地域コミュニティづくりにつきましては、第五次総合計画のまちづくりの理念の一つであります協働のまちづくりの根幹をなすものと考えますので、引き続き推進をしてまいります。

次に、福祉でまちづくり推進プロジェクトでございます。

福祉でまちづくりは、乳幼児からお年寄りまで市民一人一人が健康で生き生きとした暮らしを実感できるよう、保健・福祉・医療が一体となって、地域に視点を置いた住民同士が支え合い、生きがいの持てる福祉のまちづくりとして、健康づくり、福祉の充実、子育て支援、高齢者支援、バリアフリーの推進の5つの柱を立て、目指す目標を生きがいをもってともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちと掲げ、取り組んでまいりました。

福祉でまちづくりは、市民(自治会)を初め、市内事業者、行政の理解と協働のもと、ともに進めていくもので、また当事者の立場に立って推進することが重要であると考えております。このような視点に立って、健康づくりは地域に地区組織の支援として健康推進委員の指導育成を行いながら、地域に密着した保健事業の推進を図ったほか、校区自治協議会を主体とした健康づくり事業を展開してきました。

福祉の充実面では、県や関係課と共催し、講座や講演会を実施してきました。また、地域での福祉活動を委員に担っていただいておりますが、これからも地域住民の力が必要で、福祉人材の養成、ネットワーク体制の構築が必要と思っております。子育ての面では、子育て支援センターを設置し、相談、広場、訪問事業など、子育てサークルや団体などの側面的な支援を行っております。

そのほか、保育所の定員増や学童保育所の時間延長、学童保育所の増設などを図ってまいり

ました。高齢者支援面では、生きがいづくりとしてパソコン教室を開催し、介護予防事業としていきいき元気教室を地域を主体として開催してきました。また、認知症高齢者の対策として 九州大学健康科学センターと連携を図って、高齢者の生活状況調査を実施してきたところでございます。

次に、2点目の基本的施策の実施状況についてでございます。

一部をピックアップしてご紹介いたしますと、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」については、「人権尊重のまちづくり基本指針及び実施計画」の策定、地域コミュニティづくりの基礎となります新たな自治会制度の確立、スポーツ振興基本計画の策定、小・中学校の耐震補強工事やNPOボランティア支援センターへの支援などを行ってまいりました。

「健やかで安心して暮らせるまちづくり」については、生後4カ月までの乳児に対します全戸を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の開始、待機児童ゼロ作戦としての南保育所の定員増や新規認可保育所の設立などの子育て環境の整備、地域防犯活動の推進、消費生活相談体制の充実などを図ってまいりました。

「自然と環境を大切にするまちづくり」については、緑地保護地区の公有化、高雄公園の整備、リサイクルの推進などによるごみの減量化などに取り組んでまいりましたが、現在策定中の第三次環境基本計画の中で、近年の社会経済状況の激変に対応してまいりたいと考えております。

「快適で魅力あるまちづくり」については、百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府を目指して、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」の制定でありますとか、景観計画の策定、さらには、まほろば号の路線充実、バス接近案内の導入や高齢者の外出支援策としての新たな地域公共交通にも取り組んでまいりました。

また、佐野土地区画整理事業の完了後は、通古賀・吉松東地区の土地区画整理事業が組合施 行で行われ、新市街地が形成されたところでございます。今後は、佐野東地区のまちづくりを 地域住民や関係者の意向を踏まえながら進めてまいります。

「文化の香り高いまちづくり」については、「歴史的風致維持向上計画」が先月22日に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の三大臣名で認定をされたところで、その交付を受けておるところでございます。歴史と文化を身近に感じることができる都市づくりに取り組んでおり、景観まちづくり計画、市民遺産活用計画、環境基本計画と連動させた、環境・景観と歴史のまちづくりを進め、観光客が来て楽しめ、市民が郷土を誇りに思えるようなまちづくりを市民の皆さんと一緒になってつくり上げてまいりたいと考えております。

目標については、おおむね達成できたと認識いたしておりますが、第五次総合計画にも記載をしておりますとおり、課題がすべて解決できたわけではありません。そういった課題を行政、市民、校区自治協議会、NPO、事業者などが一体となって協働しながら、第五次総合計画の期間中に一つ一つ目標達成ができますよう、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- ○7番(橋本 健議員) ご答弁ありがとうございました。

5年間にわたる事業ですので、たくさんですね、ご説明、報告をいただきましたけれども、 ちょっとまた再質問になりますが、ちょっと掘り下げてですね、質問させていただければと思 います。

昨日の福廣議員の中の質問とちょっと重なる点も多々あるかもわかりませんが、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

まず、まるごと博物館推進プロジェクトの再質問ですけれども、まるごと博物館推進の中の 発見の小径というのがあります。散策路ですね。これのネットワークを図られたということで すけども、詳しくですね、どこまでできたのか、現状についてお聞かせ願えればと思ってま す。

- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 発見の小径、散策路ネットワークの整備は、市内に点在する歴史・ 文化的遺産を有機的に結ぶために歴史の散歩道、九州自然歩道を基軸としまして、発見の小 径、散策路ネットワークを図るものでございます。

基本的には、既存の歴史の散歩道。これは平成4年から平成6年にかけて整備を、太宰府天満宮から水城跡までの整備を行っております。とあわせまして、散策路整備事業の施行でございますが、これは国博通り、西鉄太宰府駅から九州国立博物館までの整備を図っておりまして、水城から九州国立博物館までの基本ルートは一定完成をしておるところでございます。

現状といたしましては、散策のためのサインや休憩スペースなどの不足。また、平成15年の 災害で崩壊いたしております四王寺山の散策路及び門前町等の歴史的建造物の滅失が目立って おりますので、そのために今後歴史的風致維持向上計画の関連事業ということで、今後周辺環 境の整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- ○7番(橋本 健議員) 市内どこでも歴史や文化を五感で感じる古都のまちを目指すということで、散策路、これもですね、点在する歴史・文化的遺産を効果的に結びつけて、その散策路をつくっていくということでございますけれども、じゃあ今度はですね、ちょっと視点変えまして、産業と観光の振興についてどのような整備をされたのか。また、これまで観光客が買う、食べる、憩うですか、これは満喫できているのかどうか。

さらにですね、魅力ある観光コースの利用度というのはどんなふうな状況なんでしょう。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 観光関連の拠点施設といたしまして、平成16年10月に太宰府館を地域活性化複合施設として開館いたしております。

そこで、いろんなメニューを用意いたしまして、太宰府体験プログラムとして開催をいたし

ております。昨年度は、その中で万葉歌碑めぐりが10回ありまして、86人の方がご利用されてあります。

木うその絵つけ体験は26件で209人の方が、梅ヶ枝餅焼き体験は75件ありまして、1,395人が利用されてあります。また、史跡解説が12回申し込みがありまして、175人の利用があっておりまして、これらを含めて太宰府館の利用者が、昨年は14万5,000人でございました。

この体験プログラムにつきましては、旅行代理店にも積極的にプロモーションを行っておりまして、修学旅行生の利用も増えてきております。また、市内を回遊していただくための魅力ある観光コースを15パターン設定いたしまして、ホームページにも掲載をいたしております。また、お電話等のお問い合わせがある場合には、まほろば号の利用もあわせてお勧めをしておるところでございます。

また、レンタサイクルの利用促進という面からも、今年1月に電動自転車を導入いたしました。昨年度のレンタサイクルの貸し出しの台数でございますが、1,680台でございました。そういうことから、今年度新たにポスター、あるいはのぼり、デジブック、画像等を作成して、PRの強化を図っておるところでございます。

また、まほろば号等の利用とあわせて、I Cエコまちめぐりシステムを導入いたしました。これは、携帯電話で観光情報をタイムリーに入手していただくことができるほか、このシステムでは天満宮参道周辺の協賛店舗では、I Cカード、電子マネーの利用が可能になっております。3月から8月までのI Cカードの利用回数は1,791回で、利用額は175万4,000円ほどになっております。

その他、太宰府ブランド創造協議会主催の、太宰府古都の光も今年で5回目となっておりますので、これは先ほど申し上げましたけれども、市内を回遊していただくようないろんな方策を取り組んできたところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) 太宰府館の利用者14万5,000人とおっしゃいましたかね。はい。

観光コースのパターンが15パターンあると。これは私もちょっと知らなかったんですが、ちょっと勉強させていただいたらと思ってます。

第四次総合計画にはですね、第五次もそうですけれども、九州国立博物館との連携ですね、 これが盛んに出てくるんですね。とにかく連携をやるんだ、やるんだということで強調されて おります。

ここ、第四次総合計画ではその4年間、どういうことを実施されてきたのか、具体的にお聞かせ願えればと思ってます。

また、九州国立博物館の方々との定期的な会合ですか、こういうものも実施されているのか。それから、また会合されているんであれば、その連携事業の計画とかですね、それから集客をどうやって図ろうかという、そういう話し合いとか、されているのかどうかございましたらお聞かせください。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) 九州国立博物館との連携につきましては、例えば文化財関連では、専門的な保存関連の定期的な勉強会を開催するなどですね、毎年九州国立博物館を会場として、文化財のパネル展を開催するなどいたしております。

会館1周年の平成18年度から開催をいたしました太宰府古都の光におきましては、ミニ演奏会のイベント会場として、あるいは古都の光の出発会場としてもご協力をいただいております。そのときには通常の開館時間を延長するなど、館長を含めてご協力をいただいてきたところでございます。

そのほかのイベントといたしましては、太宰府キャンパスネットワークにおけるキャンパスフェスタや万葉学会の会場として国立博物館を利用するほか、そのミュージアムホールを利用させていただいたりして、地域と密着した博物館として親しまれていただくように協力いただいております。

また、都市整備課や観光交流課、文化財課や経営企画課と、九博職員との連絡協議会を設けておりまして、いろんな折々のときに会議を行いまして、また特別展開催による渋滞などが発生しそうなときには、事前に連絡調整も行っております。

さらには、今年度から太宰府市の職員を九州国立博物館に派遣もいたしておりまして、これ まで以上にあらゆる場面で連携を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) いろいろ工夫はなさっておるようです。私ここで申し上げたいのはですね、これだけいろんな努力をされてます。観光客が増えていると。一時ですね、600万人に落ち込んでいた観光客、平成17年10月九州国立博物館が開館されまして、その観光客数もですね、昨日714万人という数字をご回答でありましたけれども、こんな不景気なご時世にですね、これだけたくさんの方が太宰府にお見えになるということは、大変ありがたいことなんですよね。

他市ではやはり観光客誘導対策を幾ら練っても効果が上がらないというのがほとんどだと思 うんです。

本市の場合は、みずから太宰府に出向いていただける。これは私はもう太宰府の本当に財産 ではないかと言っても過言ではないと思っております。これをチャンスととらえるか、普通に とらえるかですね。何が何でもこれを生かしていただきたい。

新年度にはですね、ぜひ税収に結びつく観光事業対策を是が非でも考えていただきたいということを要望しておきます。

次、福祉でまちづくりの再質問をさせていただきますが、2点ほどさせていただきたいと思います。

生きがいを持ってともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちづくり、これが目標でありますけれども、地域にはひまわり会とかですね、たんぽぽの会と、こういったものが、組織

がございます。福祉団体の組織でございますけれども、こういった福祉ボランティアへの支援、育成内容についてございましたら、お聞かせください。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- O健康福祉部長(和田敏信) 福祉でまちづくりの考え方のところで、特に今ご質問の中身にそのまま実質的な活動、さまざまな活動そのものを支援するというのは、社会福祉協議会が担っている部分も非常にございまして、実際今のご質問がたんぽぽの会、ひまわり会とか、そういうものの皆さん方に対しまして研修会を開催をしてきているということでございます。年1回研修会を開催してきている。大体そのような中身になろうかと思います。
- O議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- 〇7番(橋本 健議員) 私の青葉台ではですね、どういったことをやっているかといいますと、 その高齢者の集いとか、独居老人となべを囲む会。それから、6年生を送る会とかですね。そ れから、子供と遊ぶ昔遊びとか、こういった事業を毎年実施しておりますが、すべてですね、 窓口が社会福祉協議会、こちらのほうにお願いして支援していただいております。

その窓口の件なんですけれども、市民にとってちょっとわかりにくいんですが、健康福祉部と社会福祉協議会と重なる事業内容もあるかとは思います。ですが、そこでお互いにどんなことをしているか、こう情報交換とか調整とかですね、こういったものを整理、区別はされているんでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(和田敏信) ちょっとよくわかりませんけれど、現実的にですね、実際その補助金の関係とかがございまして、先ほど言いました地域福祉の活動そのものについては社会福祉協議会が担うというところでありまして、一つ一つの事業を詰めてこういうものをやっていくということまでは現在至っていない。実際、その事業の組み立てそのものを福祉のところで全般的に見渡しながらつくっていくというところまでは現在至っていない。ですから、窓口、今おっしゃいましたけれど、社協がやっているところと健康福祉部がやっているところと、ちょっとばらばらになっているというところが現実的にあるというふうに思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- **〇7番(橋本 健議員)** では、今後はですね、ぜひ調整をされまして整理していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、健康づくりの一環として私ちょっと感心しましたのは、校区自治協議会の福祉部ですか、保健センターの方々が体力度測定、こういうのを実施されて、ここ2年間ですかね、されておりまして、私も一度参加させていただきました。大変好評です。そのほか、子育て支援とか高齢者支援に対して、生きがいづくりの施策については何を実施されてきたのか、また課題がありましたらお聞かせください。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** 先ほど総務部長が回答しました中身と少し重複するかもしれません

けれど、子育で環境のところから申し上げたいと思いますけれども、次世代育成支援対策行動計画というのをつくった以降、具体的にさまざまなものを実施してきたわけですけれども、やはり大きなものとしては平成18年に子育で支援センターを設置したということがあると思います。施策的には、病後児保育を平成17年に設置したり、小児救急医療体制を平成16年10月に開始いたしました。それとか、乳児家庭全戸訪問、これは昨年4月1日からですけど、こんにちは赤ちゃん事業です。それから、子育てサービスとしては保育所、平成16年で710人定員を780人定員にしたということです。もう一つ、安心して子供を育てられるということで、ファミリー・サポート・センターを平成17年10月から実施しました。虐待の関係で要保護児童対策地域協議会、これを平成19年4月1日に実施したということで、さまざまな活動で市内の自治会の方々、それからNPO法人との連携も含めまして実施ができているというふうに思っています。もちろん、これはもっともっと地域との関係性を強めながらやっていきたいというふうなところが課題といいますか、今から先の展開としてはあると思います。

高齢者につきましては、やはり健康であるということと、生きがいづくりということはセットだろうというふうに思いますけれど、生きがいづくりの面からいいますと、先ほど自治会の関係がございました。自治会へのサロン活動などに対しましての支援というのも、補助金を通しながらやはり健康教室とか介護予防教室を開催していただきながら、そういうものを支援していっているということ。また、パソコン教室も実施をいたしているところでございます。

それから、介護予防そのものにつきましては、自治会へ出向きまして、公民館で介護予防教室というのを平成20年度前後からですね、ずっと開いてきております。それと、認知症高齢者の関係も実はございますので、こういうのも4市1町と筑紫医師会と協働して今から進めていっているというふうなところでございます。特に、高齢者の方々に対します支援というのがますます求められているということもありますし、またそこが一つの大きな課題でありますので、地域との関係をつくりながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) 福祉でまちづくりの質問はこれで終わらせていただきますけれども、なかなか守備範囲が広くて、大変ご苦労が多いと思います。高齢者の介護予防の事業なんかもございますし、また身障者といいますかね、お体のぐあいの悪い方とか知的障害とか、そういった一人一人のニーズにもこうやっぱり注意を払うという、そういった仕事のご苦労があるんじゃなかろうかと思ってます。

市民の福祉サービスは十分とはまだまだ言い切れません、課題も多いことでしょう。特に、 子育て支援に関しましてはですね、現在育児ノイローゼや子供への虐待、これが非常に社会問題になっておりますので、この辺ぜひですね、目標を高く、日本一の子育て支援をしていただけるよう、福祉の充実を図っていただければと思ってます。よろしくお願いいたします。

それでは、地域コミュニティづくりの推進プロジェクトの再質問をさせていただきますけれ

ども、答弁にもありましたように、昨年4月から6校区の校区自治協議会が発足しまして、各委員会や部会も立ち上がりました。そして、2年目の今年は具体的にですね、どういった事業をするんだというその事業展開も実施されているようでございますが、前回の9月議会でもお聞きしましたかもわかりませんが、何か新しい事業展開がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(不老光幸議員) 協働のまち推進担当部長。

〇協働のまち推進担当部長(三笠哲生) ただいま橋本議員もおっしゃいましたように、9月議会 のときに校区自治協議会の事業活動あるいは計画についてどうなっているのかというご質問を いただきまして、その際私が校区自治協議会ごとに9月までに実施されたこと、9月以降に事 業計画をされていることを詳細にわたって報告させていただいております。結論から申します と、事業計画のとおり着実に実施をされております。その中で、活動の状況を少し一端をご報 告させていただきたいと思いますけれども、1つ目は西校区と南小校区で文化祭を計画してい るということでご報告いたしました。南小校区につきましては、隔年で静的な展示の文化祭を やられておりましたけども、今年については動の部分をやろうということで、いろいろ校区の 中の役員、あるいは文化委員さんについてはいろいろご苦労があったんですけども、それぞれ の公民館活動とかされている方々の発表の場としてやろうということで。出席していただいた 議員もおられますのでご存じだと思いますけども、例えば参加された方がこういう発言をされ ました。大正琴をされている方が、大正琴の技術を身につけるために私たちはしていないと。 そのとおり言いますと、ぼけという言葉を使われましたが、認知症にならないように自分たち で一生懸命やっているんだって。確かに演奏の最中に何カ所もやっぱりひっかかることがあり ます。しかし、暗い顔をせず明るい顔でですね、一生懸命最後まで演奏されました。また、こ う言ってはなんですけれども、70歳、80歳になるんじゃないかと思われるようなご婦人がです ね、何というんですか、ハワイの踊りは。アロハですか、ムームーというんですかね、黄色と かピンクのですね、ドレスを着て、ほほはピンクに染めて、本当に楽しそうに踊ってありまし た。そういう元気な姿をですね、地域の方々も一緒になって参加、会場で見られております し、そしてまた実施された文化委員さんの副会長が、70歳過ぎてある方なんですけども、この 文化祭はイベントをするために自分たちが開催したんじゃないと。地域のコミュニティ力をつ けるためにしたんだと。地域協働のためにみんなで一緒にやっていきましょうというような締 めのあいさつもされて、本当に私それを聞いてですね、感激したところです。

また、西校区につきましてはですね、橋本議員も参加していただきましたけども、文化祭の 案内のチラシづくりから会場の借り上げの設営、それから多くのパネルが必要でしたけども、 各公共施設が持っておりますパネルをですね、校区自治協議会の役員さん、あるいはスタッフ の方が直接借りに行かれたりとか、それから当日は会場準備、それから出店物の案内、搬入ま でをされました。出展者がですね、119人の方々が、作品が437点出展されまして、来場者も実 に400人を超える方々に来場していただきました。市長、副市長もおいでいただいたんですけ ども、副市長がうちの担当職員をつかまえてですね、おまえたちも大変やったろう、これだけ の準備ということで副市長が言ったんですけども、担当のほうは、いえいえ、楽でしたよと。 地域の方がすべて準備から会場の設営までされましたって。本当に校区自治協議会につきまし ては自主自立、あるいは自発的にやっていただくということが着実に進んでいるんだと私も感 激をしたところです。

それから、体育の日の行事はそれぞれで地域の特色を生かしながら、南小学校では小学校の 運動会と地域の運動会が合同でされますし、あるいはレクリエーションみたいな運動会もされ ます。あるいは、ウオークラリーとかもされますけども、4,800人を超えるような参加者があ ったというような報告も聞いております。

それから、健康推進事業につきましては、もう何回もこの間報告をさせていただいてますけども、本当に保健センターの方々も中心になっておりますけども、校区のそういう福祉委員の皆さん、あるいは健康推進員の皆さん、先ほどもご報告しましたように体育指導委員の皆さんもなって、かなり盛り上がりを見せておりまして、400人を超えるような健康づくりに取り組まれた方もおられるというようなことで、着実に事業展開としてはまいっております。今後とも地域コミュニティづくりの一つのイベントとして成り立っておりますけれども、今後は先ほど答弁いたしましたように、新たな公共といいますかね、地域と行政が協働して進めるような事業展開をしていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

○7番(橋本 健議員) 文化祭が開催されたというご説明でございましたけども、西校区は九区 隣祭、9つの行政区が集まるんで九区隣祭と銘打って文化祭をされたようです。私も会場には 足を運びましたけれども、市長もお見えになったそうで。

私の感想はですね、隠れた才能、芸術家がたくさんいるんだなということを痛感しました。 これは率直な感想でございますけれども、この文化祭を契機にですね、作品のすばらしさ、それから会場はやっぱり感動といいますかね、感動の雰囲気なんですよね。館内でそういう知らない人同士のコミュニケーション、こういった交流が生まれて、仲間づくりに発展していくという意義ある文化祭、催しだなというふうに感じております。

それで、コミュニティの最後ですけれども、6つのこういった校区自治協議会がいろいろ活動を始めました。行政としてはですね、今後どのようにあってほしいのか。あってほしいといいますか、何か将来のビジョン。こういったものが行政としてお考えがございましたらお聞かせください。

〇議長(**不老光幸議員**) 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長(三笠哲生) 地域コミュニティづくりにつきましては、第四次総合計画の中で、この間橋本議員を初め、いろんな議員の方からご質問をいただき報告をしてきております。地域コミュニティづくりの将来像といたしまして、地域住民が相互に支え合い、豊か

さを実感できる地域社会の実現を目指して、自分たちの地域のことはみずから考え、決定し、 責任を持って行動できる個性ある地域づくりを目標として進めてきたところです。先ほどの答 弁で申しましたように、第五次総合計画の理念の一つとして、協働のまちづくりを掲げており ます。地域コミュニティづくりはその協働のまちづくりを進める上での具体的な根幹をなす仕 組みだろうと思っております。豊かな地域社会の実現を目指すためには、市民と行政が対等な 関係でお互いの特性を生かしながら、例えば地域での子育て支援、高齢者の見守り活動、健康 づくり、生きがいづくり、災害時の避難対策、防犯活動などのさまざまな課題の解決にそれぞ れが協力して取り組むこととしておりますし、そのためには市民や多様な主体の方々とそれぞ れが持っている知恵や経験、あるいは情報などを生かしながら、あらゆる分野で協働しながら 人づくり、それから組織づくり、ルールづくり、体制づくり、場づくりを進めていきたいと考 えております。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

〇7番(橋本 健議員) 時間もちょっと、予定よりもちょっと少なくなってきましたので、2点目のですね、基本的施策の課題について、先ほどピックアップして総務部長からご回答いただきましたけども、私のほうもピックアップしてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、5つの基本的施策がございますね。1点目の「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」、これについての再質問なんですが、まずたびたび質問させていただいてます生涯スポーツ、この点でちょっと質問させていただければなと思ってますが、生涯スポーツの推進につきましては、生き生きとしたスポーツライフの創造の核となるべき最適な総合型地域スポーツクラブ、太宰府よか倶楽部というのがございます。私もここに所属して、いろいろ苦労しておりますけれども、この太宰府よか倶楽部といいますのは、いつでもどこでも気軽にスポーツが楽しめる組織です。健康づくりに寄与し、医療費低減を目標にしておりまして、子供からお年寄りまでが楽しんでいただいて、できたら会員をもっともっと増やしたいということで頑張っておりますけれども、行政としてもですね、もう少し何らかの力といいますかね、を入れていただきたい、こういうふうに常々思っております。総合計画には、総合型地域スポーツクラブの拡充を推進していきますというふうにうたってあるんですよね。第四次にうたってあったんですが、なかなかそれが私自身に余り感じられなかったということで、もっともっと何か具体的な方策をお願いしたいと思っておりますけども、どのようにお考えになってらっしゃいますでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) 太宰府よか倶楽部は、平成12年に文部科学省が策定した成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%以上になることを目指したスポーツ振興計画にのっとり、本市において初の総合型地域スポーツクラブとして、平成15年に体育協会、それから体育指導委員、レ

クリエーション協会など連携して設立したものでございます。

これからの本市のスポーツ振興は、今年3月に策定いたしましたスポーツ振興基本計画に掲げます生き生きとしたスポーツライフの創造を目指して、地域スポーツ、競技スポーツ、青少年スポーツの3つの分野から総合的に段階を追って取り組んでまいります。太宰府よか倶楽部は、この中で特に地域スポーツの振興を担っていただける組織の一つでありますので、倶楽部の活動につきまして場所の提供などを含め、できる限りの支援、協力をしていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- **〇7番(橋本 健議員)** なかなか会場が少なくて、教室も増やしたいんですが、ちょっとその辺 困っておりますので、また相談に乗っていただければと思っております。

今スポーツ関係者に非常に関心が高うございます、その総合体育館。これ、建設経済常任委員会の日にですね、総務文教常任委員会の資料として総合体育館建設調査研究委員会の規則、これをいただきましたけれども、その建設計画はどうなっているのか。進捗状況をお聞かせ願えればと思ってます。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 総合体育館につきましては、平成21年5月にスタートしました太宰府市 スポーツ振興審議会に本市の今後の10カ年のスポーツ振興の指針となるスポーツ振興基本計画 を諮問をいたしました。この中で、総合体育館建設プランの策定も諮問し、平成21年12月に答 申をいただいたところでございます。今後は、これをもとに、より具体的な建設プランを策定 していくために、来年度にかけて有識者による総合体育館建設調査特別委員会を立ち上げ、答 申をいただいて、さらに建設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- **〇7番(橋本 健議員)** 今のご答弁ですと、全く今のところは白紙と。これから委員会を立ち上 げてスタートするんだということでございますね。はい。

いろいろスポーツ関係の施設というのが、私も何回か質問させていただく中で、体育施設が非常に不十分ということを申し上げております。また、特にその中でもですね、ソフトボール、野球、野球場ですね。それから、硬式野球も使いますけれども、会場が足りなくて困っているという状況なんですね。しかし、そんな中太宰府市から、しかも青葉台からですね、大石達也君という西武ドラフト1位で指名されましたプロ野球選手が誕生いたしました。これは本当に大変名誉なことでございます。太宰府市にとって、この上ない名誉であり朗報ですので、一言ご報告させていただきます。

今後、施設設備をもっともっと充実させていただければ、オリンピックあるいはまたこういうサッカー選手、プロ野球選手、こういったものがどしどし誕生してくるんではないかと、そういう夢を持っておりますので、一言申し添えておきます。

2つ目の施策のですね、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の再質問に入らせていた

だきます。

安全なまちづくりについての質問ですけれども、犯罪、特に街頭犯罪が多い中で、市民の不安払拭のために、その対策に市長を初め担当課、積極的に努力をされておるということはもう重々承知しておりまして、非常に評価したいというふうに思っております。これまでの防犯対策の成果についてお聞かせ願えればと思ってますが。

- 〇議長(不老光幸議員) 協働のまち推進担当部長。
- ○協働のまち推進担当部長(三笠哲生) 市長以下私たち担当者の業務についてお褒めいただきまして、本当にありがとうございます。5つということですので、まだあとご質問があるんだろうと思いますので、結論から申します。平成20年1月から10月の太宰府市内の街頭犯罪発生状況につきましては、全体で前年に比べまして166件。率にいたしまして27.1%街頭犯罪が減少をいたしております。これは、当市で雇用してます防犯専門官、あるいは自治会、あるいは校区自治協議会、あるいは補導連絡協議会、交通安全指導員、PTA、それぞれの方々が街頭に立って、本当に子供たちの見守りとかですね、登下校の見守りを初めとして取り組んでおられることの成果だろうと思っております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- ○7番(橋本 健議員) ありがとうございました。確かに犯罪が減っていると私も実感しております。防犯ボランティアの方が東も西も非常に充実してきたなという実態もありまして、まだまだ地域地域ではちょっとした課題もありましょうけれども、本市は観光都市であります。犯罪のない治安のいい町でありますように、行政としてしっかり取り組んでいただければなと、今後ともよろしくお願いいたします。

3つ目の「自然と環境を大切にするまちづくり」の再質問でございましたけれども、ちょっと時間が余りないんで、これごみ減量についての、生ごみの質問でございます。一言で結構です。私言ってますように、生ごみをいかに減らすか。これがもう非常にコスト削減に貢献するんだと。もうこれをですね、例えば段ボールコンポストみたいな感じで普及させていただきますとね、堆肥化ですね。非常に生ごみが減ってお金もかからない、費用が非常に削減できるということを常々申し上げておりますが、何か新たな対策、お考えがございますでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(和田有司) 生ごみコンポスト、段ボールコンポストですかね。これの普及ということでございますが、ごみを減量するという中で、生ごみの減量というのが大きな一つのポイントということになっております。

この部分につきましては、市民の皆様の中で段ボールコンポスト事業の普及促進を図っていただいておると。これにつきましては、感謝をいたしております。なお、この部分につきましてはですね、市長のほうからも私どものほうにモデル事業、あるいは実験的な部分でどこか定めてですね、生ごみのリサイクル、そして再生というものについてしっかり検討して、できる

だけ早く実施をするようにという指示も受けておりますので、まずそういう試験的な部分で考えていくということで、今課題としていただいております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- ○7番(橋本 健議員) はい、よろしくお願いいたします。

では、4つ目の「快適で魅力あるまちづくり」の再質問をさせていただきます。

昨日も質問があっておりました、佐野東地区土地区画整理事業の中で、周辺整備を含めたJR太宰府駅設置におけるまちづくり懇話会、この進捗状況をお聞かせください。

- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 佐野東地区のまちづくり懇話会につきましては、その設置に向けまして、これまで数度にわたり向佐野区の水利、農事組合等の関係者の方と具体的な意見交換をさせていただいてきました。この経過の中で、まず地元の農事組合の関係者で懇話会についての話し合いを行い、その後市とともに再協議を行いたい旨の意向が示されておりますので、市といたしましては現在その推移を見守っているというところでございます。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- ○7番(橋本 健議員) これ、平成21年の3月議会施政方針の中でですね、市長は佐野東地区まちづくり懇話会を立ち上げまして協議を進めてまいりますと述べられております。現在ですね、1年8カ月たつんです、申されてから。1年8カ月が経過しております。懇話会の姿形が全然見えてこないんですよね。先ほどおっしゃいましたように努力はされていると思いますが、何かこうはれものにさわるようなですね、消極的な姿勢に映っておるわけなんですが、これでは一向に進展しないと思うんです。

平成19年12月議会にて、JR太宰府駅(仮称)設置及び周辺整備問題調査特別委員会を、これ議員10人で構成しております。設置されました。特別委員会としても他の委員さんや議会での報告もできずに大変困っております。このままでは特別委員会を閉じるかの瀬戸際でありまして、委員長、副委員長の責任も感じております。特に、委員長は非常に心痛しております。市長が申されております最初に駅ありきではなくて、周辺整備によるまちづくりの中で設置、しかも組合施行による民間活力の導入には、私ども賛成であります。

そこで、市長にお尋ねします。

農事組合、水利組合、地権者の方々、自治会長と確かにアプローチは難しいことかと思います。九州国立博物館の開館に合わせ、JR太宰府駅の設置が平成15年7月15日の集中豪雨の甚大な被害により予定が狂ってしまったと。頓挫し延期になっていることのまずおわび、おわびをされ、そして佐野東地区の将来のまちづくりのために、ぜひともあなた方の力をかしていただきたいといった市長の熱意を訴えていただきたいということが私の要望であります。

そして、向佐野地区の方々は、非常に経済的にですね、大変潤った方々が多く、せんならせ

んでよかばいという状況なので、私はこちらからプランを携え仕掛ける勇気を持っていただき たい。これが必要ではなかろうかというふうに思っておりますが、市長のご見解をお願いいた します。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) これは私のマニフェストの中におきましても、今ご指摘のように、初めにJR太宰府駅ありきではないと。周辺整備を同時にやっていく。その延長上にそういったJR太宰府駅も必ず着地できるというふうな思いが今も変わりません。

それで、何カ月、半年ぐらいになりますかね、地元に出向きまして、今橋本議員が言われたようなこと、背景含めて、私の実直な考え方を申し述べて帰ってきております。今後等については、私もあそこの地権者の一人でございまして、5反ほど持っております。ちょっと離れておりますけれども、そういった形の中で、あそこ一帯のまちづくりをどうしていくかというふうなことについては常に考えておるわけでございまして、地権者の皆さん方と一緒になってこのまちづくり、佐野東地域のまちづくりを進めていきたいもんだというふうに思っておるところです。

〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。

〇7番(橋本 健議員) ぜひ、よろしくお願いをしておきます。

5つ目の、最後の「文化の香り高いまちづくり」の再質問、1点だけ質問をさせていただきます。

本市には歴史的な文化財や史跡地が数多く点在しておることは皆さんご承知のとおりでありますが、その文化財保存活用計画に基づいて後世に残すための保存と、それから先ほど出てきましたまるごと博物館構想の実現に向けた活用の推進にさらなる努力を期待しております。史跡地公有化事業も非常に活発に進められておりますが、つい最近景観とセットになったですね、市民遺産を守り育てる条例が9月議会でも議決をされました。太宰府の市民遺産の認定、これについてお伺いしたいと思うんですが、これは行政が評価し、選定し、決定されていくのか。それともですね、行政は一切口を出さずに、市民中心の委員会にすべてゆだねるのか。その辺のご回答をお願いします。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) この市民遺産につきましては、市民みずからがというようなことで立ち上げております。

それで、私たちの回りには、たくさんの文化遺産がございます。これらを市民ぐるみで将来 に伝え、そして守り育てていくというのが市民遺産でございまして、市民遺産につきまして は、認定は市のほうではなく、市民が決めるものということになっております。申請をしてい ただきまして、申請をされました団体につきましては、景観市民遺産育成団体ということで登 録をいたしましてですね、あくまでも市民遺産の認定につきましては市が決めるのではなく、 市民が決するものというふうにしております。

- 〇議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員。
- ○7番(橋本 健議員) 私は先日建設経済常任委員会においてですね、分厚い歴史的風致維持向上計画の資料をいただいております。景観計画、それから市民遺産活用推進計画の3つを一体化した都市計画行政と、それから文化財行政が共同して、これからのまちづくりの事業の推進体制を目指すということでありますので、大いにエールを送りたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(不老光幸議員) 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後1時58分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午後2時15分

- 〇議長(不老光幸議員) 再開します。
 - 2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

〇2番(藤井雅之議員) ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。気合いを入れまして、通告書記載の3項目について質問させていただきます。

まずは、教育行政について、普通教室へのエアコンの設置から質問いたします。

今年の夏の猛暑は全国各地で熱中症の被害が続出するなど、深刻な被害と改めて地球温暖化が進行していることを印象づけました。小まめな水分補給など盛んに言われていましたが、大人でも倒れてしまうあの夏の猛暑に子供が耐えることができるでしょうか。太宰府市内の7つの小学校、4つの中学校の普通教室にはエアコンの設備がなく、今年の夏の猛暑の中、勉強していた姿を想像すると、決して快適な環境ではないということは言えると思います。地球の平均気温は毎年のように上昇し、夏には最高気温の更新が言われるのが当たり前になった状況で、学校設備の面でも大きな転換が求められているのではないでしょうか。太宰府市内の小・中学校のすべての普通教室にエアコンの設置を求めますが、見解をお聞かせください。これは単に子供たちのためではなく、地域の中小の業者さんへエアコン設置の発注を行えば、地域経済への波及効果も見込めると思いますが、見解をお聞かせください。

次に、中学校給食の充実について伺います。

中学校給食の利用の改善についてはこれまでも何度も議会で取り上げてきました。一定の改善をしていただいたことには評価をいたします。注文数も以前よりは伸びているということも聞いております。しかし、今回私が男子中学生をお持ちの父母の方から聞いた話では、お子さんが御飯の量が少ないことに不満を持っているという話を聞かせてくださいました。実際に何人かの中学生をお持ちの父母の方に話を聞くと、御飯の量が少ないから注文していない、量が増えれば子供も注文したいと言っているというような反応もありました。今後も中学校給食を充実させていこうというお考えはお持ちだと思います。こういった点への意識調査をしていた

だき、改善できるものはしていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、住宅リフォーム助成制度創設の質問をいたします。

地域経済浮揚の観点、中小の建設業者への仕事確保の点から、これまでも議会質問で住宅リフォーム助成制度創設を求めてまいりました。また、同制度創設を求める業者団体の申し入れに、市長もみずから対応していただいたこともあると思います。実際に筑紫野市では、今年の5月から単年度の事業ですが1,000万円の予算を組んでこの制度をスタートさせました。その結果、1億8,000万円の事業が筑紫野市内の業者さんへ発注の実績として上がったそうです。単純に18倍の地域経済への波及効果があったということがわかります。太宰府市でもまずは単年度事業として取り組んでいただき、動向を把握していただきたいと思います。財源はあります。先日成立した国の補正予算で組まれた中に、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策というのがありますが、その対策として地域活性化交付金が盛り込まれております。内閣府の見解では、この交付金は住宅リフォーム助成事業にも活用できると述べております。財源も整った今、同制度の実施を改めて求めますが、見解をお聞かせください。

次に、スポーツ立国戦略への対応について伺います。

文部科学省は8月にスポーツ立国戦略と名づけた文書を発表いたしました。民主党政権下で 初めてまとめられたスポーツ戦略でありますが、今後我が国のスポーツ政策の基本的な方向を 示すとうたい、実現する戦略目標に、新たなスポーツ文化の確立を上げています。その実現を 目指し、今後おおむね10年間で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施するべき 施策や体制整備のあり方などをパッケージとして示したとありますが、今回は自治体に関連する内容について質問させていただきます。

国際的に確認されて久しい、スポーツは権利という考え方ですが、今回策定された戦略全体 にその考え方が貫かれているかというと十分ではない面が見受けられます。

基本的な考え方の2、連携、協働の推進では、新しい公共という民主党政権が思考している 考えが導入されていますが、その中には懸念を感じる部分があります。その一つが、新しい公 共の考えが地方自治体による無償の公共サービスから脱却せよと言っていることです。この思 考でいくと、障害者、乳幼児、高齢者を対象としたスポーツ教室などへの事業の助成がカット され、補助対象効果の低いという理由で打ち切られるおそれもあります。こうした方向は、国 民各層のスポーツをする権利を差別なく保障していくことに反するものと考えますが、太宰府 市ではどういった対応を考えておられるのか、見解を求めます。

また、同戦略では、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人65%程度、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人30%程度になることを目指すとありますが、経済不況や雇用不安、生活貧困化が進み、スポーツ愛好人口そのものが減少していると言われる中で、同戦略の中でうたっておりますが、施設整備は自治体の仕事だとして、国の施策からは切り離しました。国は施設はつくらず、補助もなしでスポーツの実施率が上がるはずがないと考えますが、今後太宰府市としてスポーツ実施率の向上に向けての取り組みをどのよ

うに考えておられるのかお聞かせください。

再質問は自席で行わせていただきます。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 教育行政1項目めの、普通教室のエアコン設置についてお答えいたします。

地球温暖化の影響により、年々気温が上昇し、特に今年の夏は記録的な猛暑でありました。 学校現場におきましても、エアコンがある特別教室を有効に利用して、できるだけ暑さをしの ぐ工夫や熱中症予防のための水分補給の徹底などに努めて夏場を乗り切ってもらっておりま す。

小・中学校のハードの整備に関しましては、今まで耐震化工事を重点的に行っておりましたが、本年度で終了することから、来年度からは大規模改修工事に優先的に取り組んでいくようにしております。ただ、来年以降も暑さが予想されますので、このための必要な整備を行っていく必要があると認識しているところです。気合いの入った質問に対しまして、平凡な答えで申しわけございません。

次に、2項目めの中学校給食の充実についてですが、本年2月から申し込みの期間を1カ月単位から1週間単位として利便性向上を図ったところです。ただ、平成18年度の導入後2年間程度は、月平均約200食で推移しておりましたが、最近はなかなか食数が伸びない現状でございます。さまざまな要因があろうと思われますが、御飯の量の問題も確かに一因であると考えられます。今後とも多くの生徒の皆さんに喜んで食べていただけるよう、工夫、改善を図っていく所存でございます。

詳細につきましては、部長のほうから回答させます。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 1項目めの、小・中学校の普通教室のエアコン設置についてでございますが、現在図書室やコンピューター教室など一部の教室にのみ設置をしております。すべての教室に設置できれば一番いいわけですが、そのためには概算でございますが3億円ほどかかることになります。全額市の単費では、財政的に無理がありますので、県などに要望をしていきながら、今後補助金などが活用できるようになった段階で検討はしてまいります。ただ、まずは教室やトイレなど、校舎の整備を優先していきたいというふうに考えております。

2項目めの、中学校給食の充実についてでございますが、平成21年度に4中学校のすべての 生徒と保護者、教職員を対象としてアンケート調査を行っております。その中で、ランチの量 についても聞いております。ちょうどよい44.7%、多い31%、少ない24.3%という結果が出て おります。ただ、男女別での集計をしておりませんので詳細はわかりませんが、男子だけの数 値では少ないがかなり多いと予想はできます。

一律的に量を増やすと、残す生徒もかなり出ると考えられますので、効果的でしかも個人負担も余り増えないような形での対応について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 教育行政につきまして、(1)、(2)と順を追って幾つか再質問をさせていただきますが、まず先ほどの教育長の答弁、教育部長の答弁でもいただきましたけども、まず太宰府市もこの夏猛暑はありましたけども、夏の猛暑の中でですね、教室の温度というのははかられたんでしょうか。もしはかられたとしたら、その温度がどれくらいの数値になったのかお示しください。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) ちょっと時期は忘れましたけれども、非常に暑い日が続きますので、教室内の温度をですね、はかってもらうようにはお願いをしております。教室も配置のぐあいで温度の上がり方が違うものですから、そのようにお願いしておりますが、あと結果についてはまだ集約をしておりません。今後の予算要求、それからいろんなものを設置していきたいというときの参考にするということで、そういう記録だけは残してもらうようにお願いしておりますので、あると思っております。
- O議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 結果の集約がまだだというのがですね、ちょっと意外な気がするんですけども、夏、7月8月の猛暑からいって今もう12月ですから、まだそれが出てないというのはちょっとどうなのかなというふうな気はするんですけども、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準というのを文科省が解説書を出しておりますけども、それで教室の温度については夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいというふうになっておりまして、最も学習に望ましい条件は、夏期の場合ですと25度から28度程度であるということを文科省が解説書でも出しているんですけども、じゃあ今の認識では、この文科省の数値、30度以下というのは上回るという認識なのか、それともこの範囲でおさまっているという認識なのか、その辺についてはいかがでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 集約を遅らせたというのは、実は9月半ばから急に涼しくなったもんですからね、予備費等を使ってでも対応しなくてはならんと実は考えていたんですが、そういうことがあったもので、一応保管を各学校にお願いしたというところでおさまっているということです。

それから、温度の範囲につきましては、残念ながらですね、やはり34度から5度程度ぐらいにはなったんじゃないかというふうに推測しております。もちろん、先ほど言いましたように時間とか、それから教室の配置とかいろんな状況によって変わるんじゃないかと思いますが、高いときはそのくらいあったんではないかというふうに推測しています。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** そういった一定高かったという答弁をいただきましたけども、やはりそ

の高い状況になっておりますんでね、何らかの対応は私は必要だと思うんです。エアコンの設置がやっぱり一番いいのかなとは私は個人的に思いますし、ぜひ設置をしていただきたいなというふうに思うんですね。

それで、特に勉強に集中しないといけない時期だと言われてます中学3年生とか、あるいは体力の低下といいますか、体力がまだそんなについてない小学校の1年生、2年生といった低学年とか、順次ですね、そういったところからの設置の計画等の対応が私は必要ではないかなと思うんですけども、では空調に関する対応策といいますか、そういった計画的なものは今教育委員会の中でお持ちでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 暑さ対策についての分は、日々いろいろ来年度に向けてということで協議はしております。それで、計画ということになりますとですね、年次計画で何らかの形でやらないかんというふうに思ってますけども、どういう形でやるかということまではまだ至っていません。年次計画じゃないとできないなというふうなことで、いろいろなケースを考えております。
- O議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** 年次計画で、その空調の対応ということは何か、エアコンなんでしょうか。それとも、別のものをつけるということなんでしょうか。どういった年次計画でしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) そういうエアコンそれから扇風機、いろいろな形で暑さ対策、カーテンですかね、そういったものを含めましても、いろいろな形の対策です。
- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 今エアコンあるいは扇風機、カーテンと言われましたけども、一番この 文科省が示した基準に、快適な環境を保障するという部分では、私はエアコンの設置が一番い いかなと思うんですけども、仮に、仮にですよ、エアコン以外の今選択肢、扇風機あるいはカ ーテン等言われましたけども、それでこの基準を満たすと考えておられますか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 先ほど申しましたように、満たす満たさないいろんな状況があるんじゃないかと思います。教室の場所、クラスによってですね、現在のところそういうものを設置している、そういう部屋を有効に使いながら対応していくということで過ごしているというのが現状だと思いますし、直にですね、エアコンの設置ということにまでいきませんので、そういうふうな対応をいろいろ考えながらやっていただくということになっていくんじゃないかと思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** それで、エアコンの設置の部分でもう一つ言われました財源といいます

か、費用の問題、単費で3億円ということを言われましたけども、教室のエアコンの設置というのは文部科学省のほうで用意されてます安全・安心な学校づくり交付金というものがありますけども、これの対象事業になっておりまして、原則3分の1の補助があるというふうに認識をしておりますけども、この交付金の活用をしてもエアコンの設置はすぐにはできないという認識ですか。この交付金の制度そのものはご存じでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) その補助金の交付につきましては、クーラーが該当するというようなことはちょっと私は認識しておりませんが、市の単費でということでの3億円ということを言わさせてもらいました。
- O議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 今、市の単費といいますかね、市の単費だったら3億円かかるけども、例えばじゃあ国もこういった交付金の制度を設けているというふうに私は認識をしておりますので、エアコンの設置も認めるというようなことありますんで、ぜひ今部長最初の第1問目の答弁の中で県の交付金等も検討すると言われましたけども、ぜひ国においてはこの交付金のほうが整備されてますんで、これを活用した上でですね、改めて今つくっておられると言われる年次計画の部分の見直しといいますか、それでどれぐらいエアコンの設置が可能なのかというのは検討していただいて、その年次計画の練り直しとまではいきませんが、そういった部分の財源の部分はもう一回検討していただく余地があるかなと思いますけども、それについていかがでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 技術的な面の専門家でありませんので、そごがあるかもしれませんが、大規模な改修を要するところが、部屋を含めてかなりあるんですよ。だから、エアコンをそのままぽっと天井につければいいというもんじゃあないだろうと思うんですね。

ですから、そういうふうな工事とですね、あわせて昨日も答弁しましたけれども、どんなふうにできるかということを含めながら検討せざるを得ないんじゃないかと、もしそういうことを設置するとしたら。もちろんそれに伴ったお金の問題もあるだろうと思うし、そういうふうなことを昨日からですね、答弁しながら想定していかなくてはエアコンには対応できないんじゃないかと。

先ほど申されましたその中での扇風機等についてはですね、一応外線をはわせれば対応ができるんじゃないかというふうには考えておりますけれども、さてその効用となったらですね、どういうものかということはやっぱりある程度つけてみないとわかりにくいかもしれませんけど。

それと、エアコンをもしつけるとなると、扱い方が全然違うんじゃないかというふうに私自 身は思っているんですよ。ですから、大規模改修なしでつけると後大変じゃないかなというこ とも思ったりもしております。そういうことを含めて検討したいということでお答えしたとこ ろです。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) じゃあ、もうちょっと教育長、食い下がりますけども、今教育長言われた大規模な改修そのものは私も否定はいたしませんけども、じゃあ逆にそういった大規模に改修する上でですね、エアコンの設置が構造上可能な形の改修というのは考えられますか。すぐにエアコン設置するのは難しくても、将来的にそういった形のエアコンの設置が可能な大規模な改修というのは考えられるんでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) いや、だからですね、そういうことを含めてやったときにどんなふうな工事になるのか、また予算的にどうなるのか等はこちらの考えなくてはならないだろうというふうに話をしているところで、じゃあそれをするかしないかについては再度検討する必要があるだろうと、昨日の話ししながら、部長とは一つの方向として話をしているわけですが、施設を改修する担当のほうとはまだそういうことは話をしておりませんので、具体的にどうなるのか、また予算もありますので市長部局等とも全然そういうことは打ち合わせをしておりませんので。

ただ、おっしゃるようなことを含めながらですね、この暑さの中でどう対応していくかとい うことを考えたときに検討する必要があるなということを述べているわけです。

- O議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) そのエアコンの設置についてはこれぐらいにといいますか、質問のほう終わろうと思いますが、まず早急にそのデータを出していただいてですね、私の認識ではこの文科省が示している基準というのは今上回っている状況ではないかと、夏の部分に関して30度を超えているような状況ではないかと思いますので、早急に調査の結果を出していただいてやっていただきたいということとあわせて、この交付金の活用をもう一度内部で検討していただきたいということは再度お願いいたしまして、次に中学校給食の問題について幾つか質問をさせていただきます。もうしばらくお願いします。何か今目を合わせるのをちょっと避けられましたけども、もうしばらくお願いします。

まず、私も何人かの父母の方にお話を伺いましたし、その中学校給食のお弁当を食べている中学生の男の子にも話を聞いたんですけども、ばらつきがあるそうなんですね。人気のあるメニューのときには注文する子が多いというようなこともありまして、それで具体的に何のメニューが人気があるのかと聞いたらカレーのときには注文する生徒がすごく多いそうです、教室の中で。

この弁当給食のカレーはすごくおいしいということを言っているんですね。それで、カレーは今、月1回しかないというようなことも言ってました、その中学生の生徒は。だから、もうカレーのある週だけは注文多いけども、カレーがないときはもうまた頼まなくなるというようなこともあったんですけども。

学校給食という部分で教育的な面もありますから、カレーだけ出せというのは当然無理な話だというのはわかるんですけども、例えば今、月1回しかカレーがない状況、あと1回ぐらい増やして月2回ぐらいは行うとかですね、そういった部分のメニュー的な検討はしていただく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、それについて実施されるお考えありますか。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- **〇教育長(關 敏治)** いろんな栄養、その他のバランスを考えて、栄養士の方にメニューをつくっていただいていると思っておりますので、私はそちらにゆだねたいと思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) 栄養士の方、恐らく栄養士の方が対応されるということですけども、じゃあもう一点そのメニューの改善が、メニューそのものが難しいということであればですね、一番課題になってます、課題といいますか声で上がってます御飯の量の問題ですね。特に、中学生男子のあの食べ盛りに入っていく過程の中で、あの量がどうなのかということもあると思うんですけども、実際にじゃあ教育長なり教育部長なりの見解で結構ですけども、今のお弁当給食の御飯の量が果たして食べ盛りの中学生の男子生徒に対して適量だとはお思いでしょうか。個人的な見解で結構ですので、その点どう考えられるか。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育長。
- ○教育長(關 敏治) 先ほど部長がアンケート結果を申しましたのが結論だろうと思っとります。ですから、個人的に非常に足りないという人と、非常に多いんじゃないかという人がおられるということだと思います。確かに食べる量の違いがあると思います。

それでですね、例えば御飯の量をですね、多くしたりまた少なくしたりするとしたときに、容器の問題が出てくると思うんですよ。その容器はですね、もう少し大きな容器の中にパッケージで入っているんですよ。だから、その大中小いろいろもしつくったとしたときのおさまり方とか、それから運び方のときの問題とか、今きちっとおさまってますのでね、そんなことを含めながら先ほど部長もお答えしましたように、費用の問題も含めながらですね、もう少し子供たちが喜ぶ対応ができるような形でするにはどうしたらいいかということを検討させていただきたいと言っているわけです。

- **〇議長(不老光幸議員)** 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** その費用の問題でも、やはり父母の方でも意見分かれるのはこの費用の 負担の問題なんですね。御飯の量を多くしてもらう分のその負担は増えても構いませんという ようなことも言われる方もおられましたし、あるいは御飯の量はそのままで、だけど負担が増 えるのは困るという、負担がこれ以上というのは当然おられました。

それで、今いろいろ、例えば外へ外食するときでも大盛りだったら別料金取られるところも あれば無料で大盛りにできますというような、ファミレスとかもそういったところもあります から、この点についても消費者という立場で見たときに価値観が変化しているんだろうなとい うことはわかるんですけども、ですから逆に父母の方にですね、そういった部分も含めての今 後の改善といいますか、実態のアンケートといいますかね、実態の調査をしていただきたいということなんですけども、具体的にそういった部分含めた実態調査していただくことは難しいんでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 藤井議員が言ってあるのは逆じゃないかと。どんな対応ができるかという こちらのほうがメニューを持っておかないとですね、こういうのに対応してくれというアンケート結果を終えたときに、それはできませんよじゃあぐあいが悪いんじゃないかと思っております。

ですから、現在の状況で御飯の量がどうだというおおよその傾向はわかっております。もう少し、だから内部でいろいろ検討させていただこうとしているわけです。それがどういう対応ができて、どうなるかというようなことを少し整理していくのが先じゃないかなと思っております。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) そうですね、その整理していただいて、実態の調査という流れはわかるんですけども、逆に私のほうも焦りというのもありまして、私の議員任期は、次質問できるのはもう3月議会になってしまうもんですから、その後質問ができるかどうかというのはまだ不透明な部分もありますんで、できるだけこの部分は、そりや教育長からしたらそりやあんたの都合だよというふうに言われるかもしれませんが、焦りという部分でそういったのも感じる部分もありますし、少しでも利用しやすいといいますかね、弁当給食、中学校給食の数が今の、一時期のピークのときよりもちょっと落ち込みぎみな状況で、果たしてこの先に私がさらに懸念しているのは請け負っている業者さんのほうからもうやりませんと、もうそういったことを言われるんじゃないかなということまでちょっと懸念といいますか、感じてしまうもんですから、いろいろ注文の個数増やすという部分でですね、そういった意見もありましたので今回あえてこの質問をさせていただいておりますが。

じゃあ、業者さんとの対応も今後同時にしていっていただけると、内部で突き詰めた上で保護者の方に先にやるのか、それともあるいは改善できるのか、業者さん等のところでやるのかというのがまたあるでしょうけども、あわせて業者さん等もその辺の話し合いまで含めてやっていただけるというふうに認識してよろしいでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 焦っているというお話がございましたけれども、行政は行政のほうで一貫していきますのでね、こうやって検討すると、今部長を中心に話をしておりますので、例えばほかの方が聞かれても、じゃあそれについてどうするかということをお答えするようになるんじゃないかと、私は思っております。

今こうやってお答えしておりますから、すぐですね、業者の方と話してどうこうというよう

な話にはなりませんのでね。また、もしいろいろ変えるとなってくると、やはり時期といいますか、学校のいろんな時期等考えなくちゃならないというようなこともあると思いますので、 そういうふうなことを見計らいながら内部で検討していきたいと思っております。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- 〇2番(藤井雅之議員) わかりました。

それと、この中学校給食、教育行政といいますか、中学校給食最後のところでちょっと確認をしておきたいんですけども、今菅政権のもとで進められていますTPPの環太平洋戦略経済連携協定という問題で、農産物の輸入の問題も大きな、そこが一つの第一次産業の部分が争点になっていると思うんですが、この問題について、この弁当給食対応しておられます業者さんはこの部分についてはどういうふうな考えを持っておられるのかということは行政としては意見聴取なり何らかの対応はこの問題についてされているかどうかだけ最後お聞かせください。

- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 今お話に出てます中学校のランチサービスにつきましては、特に指定はしておりません。小学校の給食につきましてはですね、国産品を使うようにということの統一といいますか、指示は出しておりますけども、中学校のランチサービスにつきましてはしておりません。
- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- **○2番(藤井雅之議員)** その点の対応といいますかね、再度確認していただきたいということを お願いしまして、この教育行政については質問を終わります。
- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **○建設経済部長(齋藤廣之)** それでは、2件目の住宅リフォーム助成制度創設につきましてご回答申し上げます。

住宅リフォーム助成制度につきましては、全国的には158市町村、県内では4市町村が実施 しておりますことは認識しております。

本市におきましては、商工業の振興及び経済の活性化を図るため、福岡県及び市の補助事業として、商工会におきましてプレミアム付き商品券事業を昨年度から実施いたしております。 今年度はこのプレミアム付き商品券事業の中に住宅リフォーム等の事業枠を設けまして実施をしたところです。この取り組みは県下では初めての取り組みというふうに商工会のほうからは聞いております。

当事業は県の支援も必要でございますが、個人消費を一層喚起し、地元商店街を初め地域経済の活性化を図る上におきまして、効果的な事業でありますことから、今年度実施いたしましたこのプレミアム付き商品券事業を検証しまして、実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、地域活性化交付金の活用につきましては、交付される金額も限られており、そのため 現在緊急性の高い市営土木工事や公共施設の修理、改修の財源に充て、地域経済活性化を図っ ているところであり、今後ともこれらの事業を優先に交付金を活用していきたいというふうに 考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) まず、今地域活性化交付金についての使途は優先、緊急性の高いところから使うということを答弁いただきましたけども、太宰府市では先日成立した補正予算の中で組まれたこの地域活性化交付金の交付金額がまず幾らだったのかということが1点示していただきたいのと。

それと、隣の市で行われております筑紫野市での実態ですね、私壇上から述べましたけど も、1,000万円の予算で1億8,000万円の事業が筑紫野市内に波及効果として生まれたというこ とですけども、その点の筑紫野市での取り組みについては太宰府市としては検討はされてない んでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 地域活性化交付金の内示ということで、財政のほうに確認しました ら、きめ細かな交付金が概算3,000万円ということで、内示をいただいているということをお 伺いしております。

また、県下で4市町村実施をされているという状況も調べております。また、筑紫野市さんのほうへも状況を確認させていただいております。1,000万円の事業で、先ほど言われましたように、経済効果が1億8,000万円ということで、太宰府市で先ほど説明申し上げましたが、プレミアム付き商品券事業で1,000万円の補助事業ですね、太宰府市が500万円、福岡県が300万円、商工会のほうで200万円と、合計1,000万円で1億円の経済波及効果を生もうという事業でございます。

その中の2,000万円の住宅枠ですね、2,000万円の住宅枠を設けて事業展開を今年度ですね、 平成22年度実施いたしておりまして、その住宅枠の単純でございますが経済効果8,000万円と いうふうに、概算でですね、最終的な決算までは至っておりませんが、聞いておりますので、 これらの今年実施しております事業を先ほど申しましたが、検証し、さらに充実を図っていけ ればというふうな考えでおります。

- **〇議長(不老光幸議員)** 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) そうですね。それで、今8,000万円というような具体的な、そのプレミアム付き商品券を使っての個々の事業というのを説明をいただきましたけども、例えばこの住宅リフォーム促進事業を導入しております岩手県の宮古市の一例ですけども、宮古市ではこの制度を導入することによって単に住宅リフォームの仕事が増えただけではなく、そのリフォームをしたことによってさまざまな波及効果、例えば家具の買いかえあるいは家電製品の買いかえ、カーテンの買いかえとかそういった細かなところに個人消費の波及効果があったと。

それで、そのリフォーム制度を助成を利用した市民の方からも、そのいただいた助成金は市

民の皆さんの税金がもとになった事業を利用しているのだから、これを手元に買う家具、家電品については家電量販店で買うのではなく地元のお店から買うというような意識が自然と芽生えていっているという、周知の仕方、この宮古市のほうの周知の仕方もいろいろそういったふうにあったんでしょうけども、そういった意識が芽生えているというふうに言われておりますし。

それ以外にも、例えばクリーニング屋さんからは業者の方がたくさん制服のクリーニング、 仕事が今までなかった分が仕事がある状態になったもんですから、当然そういった作業着の汚れとかそういった部分のクリーニングが増えたとか。あるいは、スナックのほうではたまっていたツケを払ってもらえたとかですね、さまざまなところにそういった波及効果が、地域経済の波及効果が起きているんですね。

それで、プレミアム付き商品券の活用、その住宅枠ということで今行うということですけど も、やはり私は筑紫野市の方式、参考にしていただいてですね、実施をしていただきたいとい うふうに思うんですけども。導入を内部で前向きに検討していただきたいというふうに思うん ですけども。

当然このプレミアム付き商品券の今行われている事業の検証の経過というのは、どの程度まで考えておられるのかですね、業者さんというのは工務店とかそういったところだけの部分でとどめるのか、あるいはもっと波及効果的な部分まで含めて追い求めていかれるのか、それが政策決定していただく上で私は重要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

それで、特に住宅リフォームというのは昨日議会で質問出ておりましたけども、どちらかというと専門的な仕事ではなくて太宰府市内にあります地域の工務店のところで対応できるような分野であると思いますので、確実に太宰府市内の地域の業者の方にですね、仕事が発生してその結果波及効果が生まれるというような、地域経済が元気になるような経済政策をつくっていただきたいというふうに思うんですけども。その点について答弁お願いします。

〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。

〇建設経済部長(齋藤廣之) 藤井議員ご提言のとおり、宮古市ですかね、たしか赤旗新聞にも載って読ませていただきました。藤井議員おっしゃいますように、住宅リフォーム制度によってやはり大きな経済波及効果があるということで、当然国のほうも県のほうもですね、さまざまな減税対策とかですね、打って日本の経済の活性化を図っているという状況は十分認識しているところでございます。

それで、今年度プレミアム付き商品券事業、市、県の助成を受け、かつ市のほうの事業、商工の振興という目的で実施しておりますので、その中で実際実施しておる状況は今現在としては65件ほどの事業の申請がなされたというふうにも聞いておりますし、実際具体的な事業者の方がどれだけの件数でどういった方が実際工事をされたのか、それらを具体的に検証といいますか、確認をしながらですね、より多くの業種の方に広げていけるように、建築は当然建築関係の方でございますけども、基本的には市でこのプレミアム付き商品券事業の目的は太宰府全

体の商工会の振興というのが一つ、それから地域経済の振興という部分がありますので、幅広い多くの業種の関係者の振興を図ろうということも一つ目的持っておりますので、幅広いそういう建築の方も参画いただくような方法をですね、今後詰めていきたいなというふうに考えております。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) あと、幅広くその業者さん、そういった振興を図っていきたいというふうに今答弁いただきましたけども、あわせてですね、各種今後盛り込まれるといいますか、実施されていきます政府の政策、とりわけ交付金関係については細かく目配りをしていただきたいなというふうに思います。

というのも、民主党政権の中ではこの新成長戦略というのを策定しておりますが、成長戦略の中でリフォームと耐震補強について注目するという部分がありまして、それの中ではですね、2020年までにリフォーム市場の規模倍増、耐震性が不十分な住宅の割合を21%から5%に減らすことなどを上げております。その部分での交付金の創設とかそういったことも、今後どういった名称の交付金になるのかというのはまだはっきりと載ってないんですけども、そういった部分も民主党政権の新成長戦略の中でうたっておりますので、とりわけ交付金を活用して制度を導入できないのかということは今後も市内部として目を光らせていただきたいということを重ねてお願いしまして、この項目について終わります。

- O議長(不老光幸議員) 3件目、答弁お願いします。
 - 教育部長。
- ○教育部長(山田純裕) 3件目のスポーツ立国戦略への対応につきましてご回答申し上げます。 今年8月に文部科学省から新たなスポーツ文化の確立を目指して、スポーツ立国戦略が公表 されました。5つの戦略のもと、総合型地域スポーツクラブの育成強化、トップアスリートの

されました。5つの戦略のもと、総合型地域スポーツクラブの育成強化、トップアスリートの 育成強化、新しい公共の概念の導入など、今後の日本におけるスポーツ政策の基本的方向性が 示されております。

本市においては、今年3月にスポーツ振興基本計画を策定し、今年度中に実施計画を策定してまいります。国のスポーツ立国戦略は公表してから間もないところでありまして、今後の進め方として半世紀ぶりとなるスポーツ振興法の見直しや、スポーツ基本法などの関連法制の整備検討がなされる予定ですので、中身をよく調査研究し、本市のスポーツ振興基本計画との整合性を図りながら、市民のだれもがいつでもどこでも、そしていつまでもスポーツに親しめる理念のもと、スポーツの振興を図っていきたいと考えております。

ご指摘の障害者、乳幼児、高齢者などの皆さんのスポーツの活動や、本市のスポーツ実施率 向上に向けた取り組みにつきましても、この中で総合的に実施していきたいと考えておりま す。

以上でございます。

〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 今部長から答弁いただきましたけども、とりわけこのスポーツ立国戦略の問題で私が1点気になるのはですね、昨年だったですかね、民主党政権による初めての事業仕分けの中でも、仕分け人の中からメダルに届かない競技に国が助成するのはどうかなどというような理由で補助選手強化費の削減や団体運営補助の縮減を迫るような言動も取り上げられて、この点は関連のスポーツ競技者あるいはコーチ競技団体一体となって反発して、その点撤回されるようなそういった経過もありましたけども、トップアスリートのそういったスポーツ政策の部分だけじゃなくて、地域でスポーツは生きがいといって、先ほど橋本議員からも太宰府よか倶楽部ということもありましたけども、そういったところへの補助事業の打ち切りですとか、そういった部分が行われないようにですね、私は今後も対応をきちんととっていただけるようにしていただきたいというのもお願いとしてございます。

それで、この地域スポーツ重視というような方向をスポーツ立国戦略では打ち出しておりますが、その施策の中で、地域住民が身近にスポーツに親しみ交流する場を確保するために、学校体育施設等既存の施設の有効活用や地域のスポーツ施設の整備を支援するというふうにあるんですけども、これは今先ほどの太宰府よか倶楽部の質問も橋本議員から出ておりましたが、伺っています。今でももう既に行われている部分もあるのかなと私は理解するんですけども、今現在太宰府市でそういった取り組みをされている中で何か不都合といいますか支障があるようなこと、何か出ているようでしたらお聞かせください。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) ちょっと話が変わりますけど、昨年の今ごろですね、私たち教員に非常に 関係があります教育免許法についての話題がたくさん出たと思います。何か大きく変わろう と。これ7月ごろの教育長会であった話ですけど、その辺の関係で免許更新制の講座の申請を ですね、してないという人が何人かおられるということで、校長に言ってもう一回点検せよと いう話があったんですよ。

ですから、あのときはまだ話題で法律は全然できておりませんでしたですね。今これもですね、法律に具体化するのは今からなんで、先ほど部長が言いましたようにですね、もうちょっと具体化していただかないとですね、ああだこうだ言ってそれで対応していたら、今のとはちょっと違うと思いますけど、そういうそごがあっちゃいけないと思いますので。現在はその現在生きている法律をですね、一生懸命守りながら行政としては進めていきたいし、新たな方向が出たらですね、それを十分研究しながらやっていくと、先ほど部長が言ったとおりでございます。

○議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 関連のそういった法整備の問題はこれからだという今教育長の答弁ありましたけども、その中でこのスポーツ立国戦略をまとめたのは今年の8月ということです。それで、今国に概算要求、文科省がしておりますけども、初めてのですね、こういった戦略をまとめた年の概算要求でどの程度そういった部分が充実するのかというふうなことも言われてお

りましたけども、概算要求として新たに今回このスポーツ立国の実現を目指したスポーツの振 興と銘打って新たなプロジェクトの関係も入れているそうですけども、54億円という要求をし ているそうです。

ただ、この54億円が多いのか少ないのかというのは、また議論があるのではないかと思います。概算要求の総額が前年度よりも11億円しか増えてないということも言われておりますから、立国戦略を打ち上げた初年度の当初予算としてこれが多いのか少ないのかということもまだ議論のこれから余地があるのかなとも私はそれ当然思ったりもしますし。

じゃあ、この増えた分がきちんとですね、地域でそういったスポーツを楽しむというふうに されている皆さんに行き渡るような施策に使われるのかというのは、今後監視といいますか、 強めていかないといけないのかなというふうに思います。もう概算要求でこの部分は出ており ますから。

それで、スポーツ実施率という部分では、先ほど壇上で述べた数値目標ですね、今回の戦略で打ち出された部分がありますけども、その点についてこの予算的な措置がなくてもというとあれですけども、そういった部分への対応というのは太宰府市でも、今のスポーツ実施率がどれぐらいあって、今後それをどう引き上げていくのか、このスポーツ立国戦略への関連等も含めて、あわせたそういった部分は持っておられるのかなというふうに思いますけども、その点について答弁お願いします。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) どうも論がかみ合わないように思うんですけど、それは国会のほうで決められるんでしょ。私が決めてどうかするんだったらお答えできます。それは決める役割の人がきちっと決められたのを市町村なりにも配付されるわけでしょ。

だから、その段階で話をきちっと決めていただかないと、ここでいろいろ言いましても、それは届かない話じゃないかなと思って。要望はありますよ、要望はもしあったとしても、やはり決めていただく。

また、それに伴って法律もそろえないと予算ができないわけでしょ。ちょっと詳しいことわかりませんが。だから、そういうものが出た時点で、多分県なら県から私どもには説明があると思いますので。そのことと、それに来る予算と、今まで使っていた予算とをどんなふうに組み合わせて市の予算をつくろうというふうな手順になるんじゃないんでしょうか。そんなふうに考えておりますので、ちょっと質問のこととですね、それができたときの状況とは何かずれがあるように感じます。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) スポーツの実施率ということになりますとですね、国のほうも一応示したものがあるようでございますけども、私のほうでは第五次総合計画の中で週1回以上ということになりますと、33.9%から平成27年には40%ということで目標を掲げております。

それで、先ほど申し上げましたように、私どものほうのスポーツ振興基本計画、それから実

施計画に基づきまして、そういったものの目標達成をしていきたいというふうに思っております。

- O議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** そういったスポーツに親しむというですね、市民の皆さんが親しむという部分の施策づくり、引き続きお願いいたしまして、一般質問を終わります。
- O議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時07分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午後3時20分

〇議長(**不老光幸議員**) 再開します。

17番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番(田川武茂議員) ただいま議長より質問の許可をいただきました。

私は北谷運動公園の問題について質問を行いたいと思います。

昭和55年、大野城市と太宰府町で総額約30億円かけて北谷に北寿苑が建設されました。その 条件整備として北谷運動公園とテニスコート場が昭和56年に建設され、既に30年が経過いたし ております。

しかし、これまで同運動公園は外野にフェンスがないために使用の範囲が非常に限られております。軟式野球とソフトボールぐらいはできますが、硬式野球は一切できません。そのために、少年野球保護者の皆さん方は他のグラウンドを確保するために四苦八苦されております。

試合を兼ねて筑後方面あるいは北九州方面に何台もの保護者の自家用車で子供たちを分散して乗せていっている状況であります。距離が遠くなると、それこそ交通事故とかまた危険が伴います。今日、非常にスポーツをする少年たちが多くなってきております。近隣の市からはプロ野球の選手が多く出てきました。ソフトバンクの杉内選手、また本多選手、日ハムの田中選手も第一線で活躍をしております。

そうした中で、今年は先ほど橋本議員からもありましたけれども、太宰府市から2人目のプロ野球選手が誕生いたしました。西武球団に1位指名で入団した大石君、そして二日市レオボーイズクラブ出身の小郡市の中谷君も阪神タイガースに3位指名で入団をいたしました。

保護者はスポーツを通じて精神錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努めて、そして規律を重んじる明瞭な社会人としての基礎を養成し、次代を担う子供に育ってほしいと願う 親心ではないでしょうか。ぜひ硬式野球に対応できますように、フェンス等の設置をぜひお願いを申し上げまして、市長の、執行部のお考えをお聞きいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(山田純裕) ご質問の北谷運動公園につきましては、バックネットを整備することで 硬式野球でも使用できるのではないかということでございましょうが、現在の施設の状況は野 球場の下にテニスコートが隣接していること、またグラウンドのレフト側、ライト側ともに硬 式野球をするには狭い上に周囲に一般道路があるため、安全確保の面で硬式野球は使用できな いことといたしております。

現在、市内において硬式野球ができる場所は大佐野スポーツ公園がございます。そちらのほうをご利用いただければと思います。

また、野球場が不足していることは認識いたしておりますので、今後スポーツ施設全体の整備の中で費用対効果などを見きわめながら、施設改修などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員。
- ○17番(田川武茂議員) 球場が狭いとかね、あなた行ってそれはかったことがあるんですか。 そらこれプロ野球がするんじゃないですよ、ねえ。だから、小学校、中学校の子供たちがする んですからね。だから、それは高校生になるとですね、そら球も相当飛ぶでしょうけど、中学 校とか小学校がするんですからね。だから、そこへ100m以上あるじゃないですか、その球場 は。そらライトとかですよ、レフト、ありませんか。何ぼあるんだね、それ説明してくださ い。
- 〇議長(不老光幸議員) 教育部長。
- **〇教育部長(山田純裕)** ライト側が88.8m、それからレフト側は82.6mでございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員。
- **〇17番(田川武茂議員)** いや、そらライトに80m、約90mですよね、ねえ。それで、レフトが82.6m、これだけあればですよ、十分あんた小学校、中学校は活用できるんじゃないですか。 今はネットがないからただできないだけで、ねえ。

あなた今さっき太宰府にそらそういう硬式の野球ができるのはね、大佐野スポーツ公園、ただ一つなんですけど、そこをね、使おうと思うてもなかなか使えんのですよ。そらこれは球場使用を決めるのか、抽せんか何かでしょ、ねえ。多くの方が、団体の方がですよ、そこに来て1カ月に1遍か2遍ぐらいしか使われないじゃないですか、ねえ。あとはみんなやっぱりね、私が先ほど言うように、よそのグラウンドを借りてね、借りるというかもう練習試合ですよね。練習試合を申し込んで、そしてその球場に行って練習をしたり試合をしたりするんですよ。

そういうことがあるから、太宰府だってあなた、こうしてプロ野球の選手が出たやないですか、2人も3人も、ねえ。まして私はね、今二日市レオボーイズというところのね、そういう団体はですよ、少年野球はですね、もう特待が今度は10人ですか、ねえ。今年10人ですよ、特待生がですね。そういったやっぱり大きなメリットもあるんですよね。

だから、やっぱりこれはね、財政的に問題があるからされんというのかわかりませんけど、 ねえ、何とかやっぱり工面して、とにかくこういう子供たちがね健全にね、健康でやはり社会 に出てね、ほかの社会に貢献できるような人間をつくるべきじゃないですか。私はそう思いま すがね。

市長、どうですか、これ。部長はこう言っていますが。市長もそれ何とか頑張ってください よ。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 少年スポーツの推進でございますけれども、私は子供の体力向上でありますとか、あるいは健全育成に大きな役割を担っておりまして、行政としても積極的な支援が必要であるというふうに認識をいたしましております。

私は田川議員が所属されとりますその少年硬式野球クラブにも訪問しておりますし、あるいは軟式野球あるいは少年ソフトボールチーム、それぞれ地域においてはそれぞれの指導者の皆さん方が子供たちの健全育成に向けて頑張っていただいておるところでございます。

私も行政の立場から、青少年の育成のために何がしかの支援をしていきたいというふうなことはいつも考えております。歴史スポーツ公園につきましても、ソフトボールの皆さん方等々に対しましてバックネットあるいは周辺のネットも構築をいたしました。あるいは、大佐野スポーツ公園につきましては電気設備等々についても行ったところでございます。

もしも北谷運動公園が、今ご指摘のように専門的にはわかりませんけれども、少年の硬式野球の中でできると、面積的にもできるというふうな形であれば、周辺を見ますと周囲にバックネットを張りめぐらすというようなことが必要になってきやしないかなというふうに思っております。横にはテニスコート等がございますので、そういったことも含めてどれぐらいの費用等がかかるのか積算をしながら、そして可能であるかどうかを十分検討してまいりたいというふうに思っております。

〇議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員。

〇17番(田川武茂議員) 市長はですね、部長より少し前向きな回答をいただきました。

部長、プロ野球の球場でもライトとレフトね、110mか120mですよね。だから、今度は小学校、中学校でそんな82.6mもですね、88.8mもあればこれはもう十分ね、私は活用できると思うのやけど。

それで、もう少しフェンスをね、そういうテニスコートとか道路に出ないように、そういう のだからフェンスをね、すべきじゃないかと私は質問しとるんですよ。

もしね、練習試合でね、遠くまで行かれて、北九州まで行っとるんですよ、田川までね。そんなときに道中にもし事故でもあったらね、これはですね、私はもうそれを考えるとですね、本当何とかせないかんなというふうに思うわけですけど。本当にそういう実態ですから、あなたたちもそういう実態をよく把握して、日曜なんかね、子供たちがどんどん野球してますから、どこでも。行ってみてその状況をよく把握してくださいよ。

ただね、あなたたちが机の上でできるとかできんとかね、言われても私は納得しません、ねえ。だから、ひとつ教育部長も現地に行ってどういうふうにしたらいいか、それからこれをね、ネットを張るにはどのくらい予算がかかるか、そういったものは検討してくださいよ、ねえ。

私だってそれからね、南保育所を公設民営化にした、5,000万円浮いとうやないですか。これをやっぱり市民に、こういったものに還元せないかん、ね。私はそういうふうに思いますが、どう思いますか。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 球場その他ですね、少なくて大変ご苦労かけるということはよくよく理解できますが、やっぱり硬式を使うとなるとですね、相当やっぱり慎重に考えておかないと、それになれてある方はそうないのかもしれませんが、こつっと当たっただけぐらいで痛いボールでございますのでね。

それから、今外野までの話が出てきましたけど、ファウルグラウンドの広さとか、またグラウンド自体もですね、イレギュラーなんかしますと顔面に当たるというような危険性もやっぱりありますのでね、グラウンドの管理者としてはですね、される方はそう思われないかもしれませんけど、管理者としては非常に慎重に判断しなくてはならないんじゃないかというふうに私自身今の話を聞きながらとらえているところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員。

〇17番(田川武茂議員) 教育長、学校のクラブじゃないんですよ、こりゃ、ねえ。もう硬式を ね、小学校3年生から硬式を使っとるんですよ、ねえ。だから、その危険性とかね、そういう ことはもう一切ありません。

それはね、何もしない人が、野球もしない人がですよ、ねえ、それはグラウンド行ってこう したらそれは危険性があるでしょう。だから、そういう人はみんなもうね、一生懸命ね、こう いう練習をしておりますから。そういう球がね、頭に当たるとかですよ、そういうことは一切 ありません。

だから、それはね、何も野球も何も練習してない人の言うことであってね、もうこれはみんな野球好きな人がですよ、そこに来て練習をしとるんですから、ねえ。ちゃんと指導者もやっぱり何人もおらっしゃるしね、そういうことは一切心配はないんですけど。そこら辺を含めてですよ、ねえ、ひとつ前向きに検討をしてくださるようにお願いを申し上げてね、どうですか。まだ何か言いたいことがあるかな。私もないんだけど。

〇議長(不老光幸議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 私が言っているのはですね、頭に当たっただけでも痛いようなボールだと言っているだけでございまして、頭に当たると言っているんじゃないですよ。

それでですね、そのグラウンドの整備をやっぱりきちんとしなくちゃいけないというのと、 私が言っているのは練習、硬式なんか使ってない人が周りにおるということなんですよ。わか りますかね。そこの危険性もやはりあるということで、もっともっと慎重に考えなくちゃいけないと。

確かに日ごろから練習している人たちはボールの取り扱い、身のこなしはなれていると思います。しかしながら、先ほども話してあったように、テニスコートは近くにある、一般の道もグラウンドの外にはある、そういうふうな状況を考えたときにですね、慎重さが必要だと申しているわけです。

- 〇議長(不老光幸議員) 市長。
- ○市長(井上保廣) 先ほどご回答申し上げましたように、私は青少年の育成の立場から、あらゆる支援はしていく必要があるというふうに認識をいたしております。今後におきましても、北谷運動公園に限らず、他の施設も含めて子供たちが安心して利用できるような施設整備等々を検討してまいりたいというふうに思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員。
- ○17番(田川武茂議員) 市長の答弁を信じまして、今の教育長言われましたけども、そういったことがないようにね、私はバックネットを張るべきじゃないかと、ねえ。今のままやったらそら危ないですよ、そら。球がね、そらテニスコート場に入る、また道路に飛んでいく、そういうことのないようにね、ネットをきちっとやっぱりすべきじゃないか、整備すべきじゃないか。

そうしたらやっぱりね、またこれからですよ、プロ野球にもどんどん太宰府からですよ、何人もの選手がね、いや二、三年しないでまた出ますよ。あと、私が知っておる関係がですね、 2人は、ここもう3年、4年ぐらいのうち3人はですね、太宰府市からプロ野球にですね、絶対これ指名されますから。そういうことをですね、どんどんそういうことをして、太宰府がやっぱりそういう大きくまた羽ばたかんとですね、これも何もしなかったら何もできんのですから、ねえ。ひとつ前向きに検討して、お願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

[11番 安部啓治議員 登壇]

〇11番(安部啓治議員) ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

午前中に子宮頸がんワクチンの問題の質問がございましたが、江戸時代に日本で初めてといいますか、牛痘のワクチンが発見されまして、これが実施されるまでに相当紆余曲折があったと文献に載っております。その当時としましては非常に衝撃的な出来事であったようでございます。

さきの6月議会においてHTLV-1感染症や子宮頸がんの予防について質問させていただきましたが、その後実施される方向で計画がなされているようなので、まずもってお礼を申し上げておきますが、罹患者を含めて心身のケアにも対応できる体制づくりをあわせてお願いし

ておきます。

さて、何かと事件の多い昨今でありますが、中でも児童の虐待事件が年々増加している状況であります。今月1日には埼玉県で同居の女性が5歳児を虐待死させたニュースや、つい最近でも同居のベビーシッターとの関係で別れてほしくないために娘の性的虐待を手伝ったなど、信じられない事件が報じられております。

このケースで難しいのは、子供が親をかばって話そうとしないことだそうです。もちろん虐待には高齢者や弱者等のケースもありますが、これまで子供の見守り運動に取り組んできたことから、本日はまず児童に限定して伺いたいと思います。

先月11月は児童虐待防止推進月間でありましたが、市としては何か行動を起こされたでしょうか。今年は児童虐待防止法が制定されてちょうど10年目に当たりますが、この10年で把握できた相談分だけで約2.5倍に増加しております。

昨年全国の児童相談所が対応した相談件数は4万4,211件で、前年より1,546件も増加し、過去最高を記録したそうです。福岡市だけでも6人が亡くなっております。それで、福岡市は8月に緊急シンポジウムが開催されました。最近の防止法の改正では、児童虐待の発見者には児童相談所への通告義務が課せられ、以前より相談件数の増加が見られたそうです。

太宰府市内の一昨年、児童虐待にかかわる福岡児童相談所への相談件数は21件で、昨年が 18件だったそうです。これを多くないととらえていいのかどうか。隠れた事案を含めれば決し て安心できないと思われます。

担当課を中心に、医療関係、保健センター、民生児童委員さん、学校、幼稚園、保育所等々、関係諸団体との連携や具体的な対応についての取り組みはどのようになされているのか伺います。

次に、ジェネリック医薬品利用促進についてお伺いいたします。

太宰府市の国民健康保険事業特別会計は年々厳しくなるばかりであります。この問題については、本年6月議会において藤井議員が質問されておりますが、先月先進地の呉市へ視察研修に行かせていただいたので、あえて質問させていただきます。

広島県は1人当たりの医療費が全国でも高く、格差が最大1.6倍の51.8万円だそうです。そこで、呉市では平成19年に国保運営協議会でレセプトのデータベース化についてシステム導入の説明を経て、予算化がなされ、その後ジェネリック医薬品利用促進に関して市民公開のシンポジウムの開催等を実施し、より効果のある事業が実現したそうです。

平成21年度実績では、レセプト1件当たり120円の削減効果があり、年間およそ4,470万円減額されたそうです。さらに、電子化により重複受診や頻回受診のチェックが容易になり、データをもとに訪問指導によりさらに効果が上がったそうであります。

我が市でもクリアしなければいけない問題もあるでしょうが、ぜひ前向きに熱意を持って取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次、3番目にですね、信号機の表示についてでありますが、これは記録に残していただくた

め、あえてこの場で質問といいますか、要望をさせていただきたいと思います。

場所は国道3号線高雄、通称鬼の面の交差点でありますが、ここは変則五差路でして、高雄中央通り側からは大変短くなっており、通常二、三台しか通行できません。さらに、問題は下りの久留米方面行きの車が四差路と思って横の信号で見切り発車するため、先日も私の目の前で3台が連なって通り過ぎて、私自身は信号の見落としかなと感じたような次第で、非常に危険な状況であります。この方向だけでも表示看板ができるよう、要望できないでしょうか。

以上、3点についてお伺いし、再質問は自席にて行います。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) まず、1件目の児童虐待問題についてご回答申し上げます。

申すまでもなく、児童虐待は子供の心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼしまして、また次の世代に引き継がれるおそれがあることから、予防や早期発見は非常に大切であると思っております。幸いなことに、太宰府市におきましては死亡などに至る重大な事案は発生しておりませんけれども、常日ごろから県あるいは市、関係機関、保育所あるいは学校、または地域との連携を密にいたしまして、児童虐待の防止に万全を期しますとともに、万が一事案が発生した場合におきましては、早期の対応を図ることが必要であると、このように認識をいたしております。

関係機関との連携といたしましては、要保護児童対策地域協議会におきまして、定期的に情報でありますとか、あるいは意見交換を行っておりますけれども、さらに各機関におけますところの相談業務を充実するとともに、市民の皆様への啓発を強化し、そして児童虐待の発生を未然に防ぐ、防止することが重要であると、このように考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

O健康福祉部長(和田敏信) 本市におきましては、児童相談所、医師会、主任児童委員、学校などと市の関係機関で構成いたします要保護児童対策地域協議会を設置しております。年に1回の代表者会、また2カ月に1回の割合で実務者会議を開催し、情報、意見の交換を行っております。

また、小・中学校との関係におきましては、年2回、11校のすべてに市の職員が出向きまして、各校区の主任児童委員さん同席のもと、児童・生徒に関する情報交換を行っております。

また、乳幼児期におきましては、生後4カ月の乳児の自宅を訪問する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問や乳幼児相談、さらに乳幼児健康診査などを通しまして虐待の発生予防につなげているところでございます。

しかしながら、近所づき合いの希薄化、親の孤立化や育児力の低下が言われており、市における見守りには限界がありますことから、特に地域との密接な連携は最も重要であるというふうに思っています。

このことから、11月の児童虐待防止推進月間におきましては、広報だざいふ、市ホームペー

ジに記事を掲載いたしましたが、特に地域からの情報提供は虐待の早期の発見につながること から、小さなことでもご連絡をいただけるよう、今後とも市民の皆様への広報に努めてまいり たいというふうに考えております。

さらに、子育て支援センターにおきます各種事業、家庭児童相談室、保健センターなどにおける相談事業、そして日常から市の内部機関はもちろんのこと、民生委員、児童委員、医療機関、保育所、幼稚園などとの情報を密にし、児童虐待の未然防止と早期発見に取り組む考えでございます。

〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。

○11番(安部啓治議員) この問題について、経路別のですね、相談件数を見ますと、家族からが16%、学校等が15%、近隣知人からの相談件数がですね14%と、比較的多いのは学校、近隣の役割が非常に重要になっており、その辺と市との関係において質問していきたいと思います。

先月人権政策課主催で人権まつりが実施されましたが、子供の人権についてのポスターが張ってあったとは思いますけど、担当課としてはこのような場を活用して幼児虐待防止を市民に PRすることはできなかったのか。

また、推進月間ということで、市政だより11月号、先ほど報告ありましたように、確かに 24ページですかね、載っておりますが、小さなこれ記事でございまして、11月がそうなんです よというふうには見えないぐらい、もう普通の月の記事ぐらいの扱いでございますよね。

これはもう年間を通じてやっていかなければいけないということですが、特に11月が推進月間であるならばですね、11月23日にも青少年育成市民の会がいじめに関する講演会を催して、当日ですね、このような子供、若者育成支援強調月間ですというチラシを配布しておりますが、こういうなのも便乗してですね、連携をとられてPRすることも可能だったんではないかと思っておりますが、こういう利用についての考え方はいかがでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

〇健康福祉部長(和田敏信) 先ほど回答いたしましたように、やはりいかに多くの方々にこの児 童虐待ということの問題というのをきちんと理解していただくかということだと思っておりま す。

それで、確かにご指摘のとおり、広報とかホームページとか、そういう意味では私どもとしてまだ十分力が注げてないところかなというふうに今感じますので、今後におきましてはご指摘の人権まつりに限らずですね、やはりいろんな諸機関、集会とか総会とかございます折に、できるだけチラシの配布とかさせていただきながら、より広報啓発に努めていきたいというふうに考えております。

〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。

〇11番(安部啓治議員) 次に、早期発見の一つに乳幼児健診があるわけですけど、先ほど4カ 月健診は家庭訪問等をされるという回答でございましたけども、健診に来られる方たちほぼ大 丈夫と思っていいわけなんですよね。

逆に、来られない方のほうが該当者が多いんじゃなかろうかと考えるわけでですね、4カ月 健診の方たちだけでなくてですね、ほかにも健診ありますでしょうが。そういうのに毎回来ら れないという方たちをピックアップしてですね、家庭訪問されるとか、そういうような調査を するような考え方。また、家庭訪問をされてですね、対応に困ったような事例等ございますで しょうか。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

〇健康福祉部長(和田敏信) 特に、虐待で一番死亡率の高いというのは 0 歳なんですね。それで、4カ月の乳児全戸訪問というのが非常にやはり重要視されてきて、全市町村で取り組んでいくというふうに決まってきた経過というのがございます。

本市におきまして、昨年度から実施しているわけですけども、少し役割というのは助産師とか保育士とか、役割をそれぞれ持ちながらやっているわけですけど、初産の方については助産師中心で、それから経産婦の方については保育士中心で。もちろん母子手帳を交付いたしますときから母親の方のやっぱり心理状態とかいろいろお聞きしたりして把握しておりますので、そういうのをもとにしながらやはり訪問というのをやっていくわけです。

それで、ハイリスクという方については当然把握をしながら、再度保健師と一緒になって訪問しているわけですけど、訪問率そのものは94.3%で、すべて訪問できているわけではないですね。694件中の654件。

ただ、現実的にその後いろんなフォローのやり方をいたしますので、1回だけじゃなくてですね、ずっとしていきますところですべて何らかの形で、いわゆる健診とかというところでつながっていくというところで今のところ漏れそのものはない形にはなっています。

具体的にどのようなことをやっているかといいますと、健診がずっと続いていきますので、 その健診のご案内もまたしていくというのが一つですね。はがきでご案内、往復はがきでやり ます。その後は電話で受診の勧奨というのもやります。

ただ、受診勧奨が適切な時期にやれているかというたらちょっとなかなかそこまで回ってないのが現実ですね。

それからもう一つ、その後またどうしても連絡とれなかったというのは訪問しなくてはいけないというふうに、受診勧奨のためにですね。ただ、そこも実はもう現実的にスタッフの問題もありまして、そこまでは行き届いてないのが現実でございます。

ただ、さっき申しましたように、何らかの形で健診にまた来られているということで、全部数の方にはお会いできていると、お子さんにはお会いできているということです。特に、その中で困ったというところまでは今のところ伺ってはおりません。

〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。

○11番(安部啓治議員) 昨日の渡邊議員の先生のデイリーワークの中でも、不登校児に朝電話をかけるとかという部分もございましたが、家庭訪問しても会えないとかですね、そういう部

分はやっぱり児童相談員さん等と連携を密にして、例えば子供の洗濯物が非常に少ないんだとか、回数を含めてですね。そういうのは家の内外が異常に散らかっているとか、ネグレクトという部分ですかね、そういう部分を注意してほしいみたいな、その辺の連携が必要かなあと感じているわけですよ。その辺も考えながらですね、今後対応していっていただきたいと思います。

それから、学校現場からの相談も多いということでですね、教育部長ちょっとお伺いしたいんですけど、教職員の児童相談所等への通告義務と、学校の教職員に対する研修等の責務が発生しておりますよね、平成17年の改正ですか。

それで、養護教員は当然知識も豊富でプロでございますから、一般の教職員についてのですね、研修は現在どうなっているのか。例えば、帰りたがらないとか、食事に執着する、絵や作文にSOSのサインが隠されているなど、養護教員では気がつかない部分があると思います。早期発見や相談への対応等の研修について、実施状況はいかがなっているでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 教育部長。

〇教育部長(山田純裕) まず、教職員の研修についてお答えいたします。

虐待に係る研修といたしまして、ほとんどの学校で年間に1回から3回行っております。3 学期に実施予定の学校もございます。

また、情報の共有化を中心とした研修はすべての学校で行っておりまして、生徒指導部会、 学年会、職員会などでそれぞれ月1回から4回程度開催をいたしまして、情報を集約して対応 をいたしております。

〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。

○11番(安部啓治議員) 市長に伺いますけど、やはりこういうのは近隣者のですね、通報という部分も非常に大きなウエート占めているんですよ。それでですね、各区に児童相談員さんおられますけど、自治会の中の防犯組織とかそういう部分でやっぱり研修していただいて、近隣住民のですね、近隣者にもその輪を広げていくという部分が大事だろうと思うんですけど。そういう部分、核になる部分の研修について、今後何かお考えございませんか。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 今就学前の児童といいましょうか、が大体4,000人ほどおるわけでございまして、およそ2,000人が保育所、施設で保育されておる。あるいは2,000人が在宅での保育というような形、育成といいましょうかね、育てられているような状況です。

私はこの子供たちの子育ても含めてでございますけれども、虐待も含めて、やはり地域力を 高めていくというようなことがやはり近隣の通報等が大事だとおっしゃいましたけども、そこ が大事ではないかなというふうに思っておるところです。

その一つの役割として民生委員あるいは児童委員の役割というふうなものも非常に大きいだろうというように思っております。常に情報を把握し、そしてその該当する子供たちの変化といいましょうかね、家庭の状況の変化等々があれば通報するというふうなこと等を、関心を持

つといいましょうかね、隣に関心を持って絶えず子育ての視点からも見守るというふうな考え 方が必要だと思います。

その上におきましては、やはり民生委員、児童委員の皆様方の専門的な研修も必要だろうというように思っております。昨年は研修をしておるようでございますけれども、またご指摘のように専門的なそういった知識を高めるための研修等々も行ってまいりたいというふうに思っておるところです。

- 〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。
- ○11番(安部啓治議員) どうもありがとうございます。

最後に、この問題が親がしつけだと言われればですね、なかなか踏み込めない部分もあり、 プライバシーとの関連もあってですね、警察への援助要請もどの段階でするのが適当か、非常 にジレンマに悩まされる問題が多いと伺っておりますが、子供にとっては生死にかかわる、ま たは先ほど市長が言われましたように、一生心の傷となり得る重要な問題であります。受難者 の心的外傷後ストレスやいわゆる自分が親になったとき子供を虐待する虐待の連鎖を断ち切 り、我が市の子供たちが安全にかつ安心して生活できるような環境づくりをお願いして、この 問題は終わります。

O議長(不老光幸議員) 2件目に答弁をお願いします。

市長。

○市長(井上保廣) 2件目のジェネリック医薬品の利用促進についてお答えを申し上げます。

ジェネリック医薬品に切りかえていただくことは、保険者の財政負担の軽減のみならず、被保険者の一部負担の軽減にも資するものでございます。医療費削減の効果は既に実施されております自治体の実績からも明らかでございまして、ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、関係機関の皆様方のご理解、あるいはご協力をお願いいたしまして、積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答させます。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(和田敏信) 現在、医療機関等で保険診療に用いられております医療用医薬品は約1万6,000程度ございます。このうち、新しい効能や効果を有し、その有効性や安全性が確認され、承認された医薬品が先発医薬品で、先発医薬品の特許が切れた後に先発医薬品と成分や規格等が同一で、治療学的に同等であると承認された医薬品が後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっていますので、ジェネリック医薬品の使用促進は患者負担の軽減、医療保険財政の健全化に資するものと考えられます。国や県でも平成24年度までジェネリック医薬品の数量シェアを現状の約2割から3割以上にするという目標を掲げ、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。

本市におきましても、2カ月ごとにお知らせしております医療費通知の余白に、ジェネリック医薬品の説明を掲載しております。また、昨年度からジェネリック医薬品を使用する希望がある場合には、医師や薬剤師の方々にお見せいただくことで意思表示ができるジェネリック医薬品お願いカードを保険証と一緒に配布しているところでございます。

ご質問の中にございました広島県呉市は、平成20年7月から処方された薬をジェネリック医薬品に切りかえることで自己負担額の削減が図れる内容をお知らせする差額通知を、全国の市町村国保の中で初めて実施されており、医療費の削減に効果を上げられております。

本市の国保におきましても年々医療費が増加しており、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組み、医療費の抑制を図りたいと考えております。

呉市は先駆者としてシステムの開発から始めておられますが、福岡県では来年度からレセプトが電子データとして電算化されることに伴いまして、全市町村で組織しております福岡県国保連合会が共同処理業務としてジェネリック医薬品使用促進のための差額通知の作成を予定をしておりまして、現在関係機関との調整が行われております。

本市の国保も、国保連合会の通知の利用が可能になりましたら、使用促進通知サービスを実施し、医療費削減につながるよう努めてまいるところで、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。
- **〇11番(安部啓治議員)** ちょっともう一遍確認したいんですけど、来年度の電子化に対して、 市でも対応されるというふうなことですかね。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(和田敏信) 電子レセプト化に伴いまして、その仕組みというのができてまいりますんで、それに合わせて差額通知といいましょうか、ジェネリックの関係の使用促進の差額通知というのを出せるような仕組みを今つくっています、国保連合会でですね。ですから、これもう全県的にそれをやりますので、ただそれは先ほど言いましたように、当然県医師会の問題とか協議というのは当然要りますから、そういうのを合意形成した上でそれをやっていくというふうな形に今のところなっている、ご理解を得ながらですね、やっていくというふうに今のところなっています。
- 〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。
- ○11番(安部啓治議員) 太宰府市の平成20年度の1人当たりの医療費は、全国平均が28万 1,761円に対して31万915円と、やはり呉に比べては低いとはいえ依然高い状況の中でですね、 今現在私が国保の保険証を送られてきたときに、先ほど説明があったこのカードですね、それ とB5サイズの用紙、いろんな保険に関しての説明と、その中にですね、4分の1ぐらい利用 して、ご存じですか、ジェネリック医薬品というような注意書きもちょっとあるのはあるんで すよね。

実際はもう見ない人はもうこれだけごちゃごちゃ書いとっても保険証があればいいということで見ない方も多数おられるんじゃないかと思うんですけど、やはり先日聞きましたら、電子化されてないんで実際の利用者の数、それから先ほど私が壇上で言いましたように、重複診療受診等の把握が全く今できてないということでございますので、市長部局としてもですね、早く電子化に取り組んで、これは第五次総合計画の前期基本計画案でも普及広報うたっておりますが、もう投資してもそれだけの効果があるということでありますので、本気で取り組んでいただきたいと思います。

それからですね、PRの部分ですけど、平成20年までいきいき情報センターで健康展が開催 されておりましたよね。現在中止されて、違う形ですか、地区を巡回してやっとるということ ですけど、この市全体の健康展の役割は終わったということでしょうか。

三師会ほか健康推進委員さんやですね、食生活推進委員会、もういろんな関係団体が連携して開催されていた健康展でございますので、その部分では情報交換とかコミュニケーションの場に非常に有効になっており、市民の健康啓発の場になっておったと思うんですよね。これは再開される計画は今のところあるのかどうか。あるのであればこのような中でもジェネリック医薬品の利用促進を取り上げていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(和田敏信) 平成16年度まで19回、今お話しございました健康展がずっと、とび うめ健康展と銘打って実施されてまいりまして、たくさんの方々に、地域の方々にも協力をい ただきながら、地域といいますか、健康推進委員さんとか食生活推進委員さんとかですね、協 力いただきながら、三師会とも協力をいただいて実施をしてまいりましたが、やはり日ごろ問 題が一番多かったのも確かにあるんですけれど、平成20年度にまたいきいき情報センターで 10周年記念事業の中で健康展として保健センターでやった中でですね、その実際やっていく中 身をどのようにつくっていくかといいますのは、健康づくり推進協議会というのを持っており ますので、そこで議論していただいて、その中でやはり地域でもしていくべきというご意見が かなり出てまいりましたんですね。

それをやはりそこの1回だけのことやなくてもっと広く、たくさんの方に来ていただけるよう近くでというのがあったと思います。そういうことから、年一回だけ、大規模といったらやはりイベント的にどうしてもなってくるところもありましてですね、そうじゃなくてもっと費用をそうかけなくてもやはり地域の方々が来れると、そして楽しんでいただけるということとかもろもろそういうのをやはり組み立てていかんといかんじゃないかということで。ちょうど特定健診が始まりますときでしたので、そのようなPRも兼ねてそこでずっとやってまいりました。

ですから、現在の考え方としてはやはり地域の自治会、校区自治協議会の方々と協議をしていきながら、地域でやっていく方向のほうがむしろ、自分たちで自分たちの地域の健康づくりをやっていくという視点ですので、より効果があるんじゃないかというふうに今思っていると

ころです。もちろん、今やり始めたばかりでですね、これを展開の中でどのようによりよいものに組み立てていくかというのは、やはりずっと変わってくると思います。それはもちろん私たちも最初から願っているところでございますので、先ほどの三師会のこととか、それからいろんな情報交換のことは当然今以上によくなってくると私は思っています。ですから、かつての健康展の役割は終わったかといいますと、役割を変えてより身近なところで自分たち主体にやっていくということで役割を変えたと、変えていくというふうなところでご理解いただければというふうに思っているところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。

○11番(安部啓治議員) ご理解をと言われますけど、今の各公民館を利用しての部分は地域密着型でですね、それはそれで大事なことでございますけど、食生活とか薬に対する説明、健康展では骨密度の測定とかありましたよね、そういう部分では、内容の濃さがもう全然違うと思うんですよ。今後できればですね、3年ないし5年に一度とか、そういう部分も含めてですね、ぜひ復活させていただきたいと思いますけど、いかがですかね。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(和田敏信) 先ほどの健康づくり推進協議会の論議の過程では、先ほど申し上げたとおりなんですね。それで、今こういうふうに新しいやり方を始めているところでございまして、これが確かにすべてではないかもしれません。それは、またこういうのをやりながら議論がいろいろ出てくると思います。それは、むしろそういう議論の過程を通したほうが私はいいかなというふうに思います。

先生方のかかわり方というのもいろいろあると思いますけれど、私は、先生方は三師会ともいろいろ協力したいということは話は伺っておりますので、そういうことはありがたく受けとめながらですね、組み立ては論議の過程を通しながらやっていきたいと、やっていかなくてはいけないかなというふうに感じているところでございます。

〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。

〇11番(安部啓治議員) こういう問題は各団体等の話し合いもありましょうからね、そういう中で前向きに考えていってほしいと願っておきます。

それから、ジェネリック医薬品利用促進に関しましては会派宰光と公明党太宰府市議団で報告書を議会事務局のほうに提出しており、参考資料も添付しておりますのでぜひ参考にして、 実現に向けた検討をお願いしまして、この問題は終わります。

〇議長(不老光幸議員) 3件目。

建設経済部長。

〇建設経済部長(齋藤廣之) 3件目の信号機表示につきましてご回答を申し上げます。

国道3号、県道筑紫野筑穂線及び市道高雄中央通り線が交わる高雄交差点におきます信号機 表示に関しまして現地を確認しましたところ、国道3号の久留米方面下り車線において見切り 的に発車を行う車両について、多くは見受けられませんでしたが、地理に疎いドライバーもお られます。

こういったことから、先ごろ国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所交通対策課より直轄 国道における交通安全に関する調査の依頼が上がっておりました。この調査に現状を明記し、 変則五差路の表示ができないかなど要望をしていきたいというふうに考えております。

また、高雄交差点におきます変則五差路の表示につきましては、筑紫野警察署と相談しなが ら道路管理者等へ要望を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。
- **〇11番(安部啓治議員)** この件は警察との関係が非常にありますので、進捗を後で報告していただくようお願いしてですね、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

ここでお諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の 日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(**不老光幸議員**) 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

ここで16時35分まで休憩します。

休憩 午後4時19分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午後4時35分

- 〇議長(不老光幸議員) 再開します。
 - 5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番(後藤邦晴議員) ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い太 宰府市のまちおこしについて質問させていただきます。

今や全国的にまちおこしに最大の力を入れている市町村が多いことにはそれなりの理由があり、いわゆるブランドづくりで町全体を盛り上げようとする思いがあらわれています。太宰府市におきましては、福岡農業高校が太宰府の梅を利用したパンを販売し、一つのブランドを商品として出されております。また、光のイベント、古都の光も大変すばらしい取り組みであると思っています。

先日、太宰府天満宮で写真撮影をされていた福岡市の写真愛好家とお話をする機会がありま したので、次のようにお尋ねをしてみました。太宰府でふだんは目につかないものの中で撮っ てみたい被写体はどんなところがありますかとお聞きしましたところ、しばらく考えて、商店 街の素朴な風景、なおかつ繁盛している店でにこやかに買い物をしている人物に亭主が話しか けている風景、もちろん背景にも多くの買い物客の姿が映り込んでいる、これは絵になりますね。また、我々が写真を撮りたいものは、一般の観光客の皆さんも見てみたいという共通したものがあります。古都の光もそうですが、どこかに1カ所群がるようにカメラを向ける被写体が欲しいですね。今は携帯でも立派に写りますから、写真のお土産を持って帰ることができます。そうすると、そのお土産写真を見た人は、ぜひ自分も行ってみたいと思うはずですとおっしゃっていました。私も同じ考えを持っていましたので、太宰府市ももう一歩踏み込んでのまちおこし事業ができないものかと考えています。

そこで、1点目の太宰府市と太宰府天満宮や商工会などが中心に市民を巻き込んでのまちおこしについてでございますが、具体的な事業の提案を申し上げますと、西鉄太宰府駅前から天満宮参道へとある一定期間、夏場でもクリスマス時期の冬場でも、また古都の光に合体させても構いませんが、毎年恒例となるイルミネーション祭りなどを催してはどうかと考えます。天満宮参道にはこだわらず、小鳥居小路でも五条商店街でも候補の一つとしてよいのではないかと思います。神戸のような大規模なものではなくミニ版でも、その期間、その時間帯で商店が開かれ、イルミネーションに引かれて市内外からの人々が訪れることによって豊かな交流と経済効果が期待できます。その期間は、太宰府市と太宰府天満宮や商工会、観光協会、関係周辺の商店、そして市民の力で事業を盛り上げることができれば大きな集客となり、効果的なまちおこし事業となるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。かかる予算は歴史と文化の環境税及び駐車場事業者への補助金からの一部活用なども検討、協議されてはいかがかと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

また、そのほかにも第五次総合計画の策定時において協議されたものを含めて、市のほうでまちおこし事業を考えておられるものがあればあわせてご回答をお願いします。

次に、2点目の小鳥居小路の水路開放についてでございますが、太宰府天満宮から太宰府館への回遊路を日ごろから注意しながら見ておりますが、観光客の流入はほとんどなく、寂しい思いをしているのは私だけではないと思います。つまり、回遊を誘導するポイントあるいはインパクトに欠けるからではないでしょうか。歩く人が楽しめるもの、お店もそうですが、私はせっかく昔ながらの水路があることに注目し、ここを思い切って開放し、コイやフナなどが泳ぐ水路へと整備されてはどうかと考えます。昔ながらの風情がある小鳥居小路ですから道幅は狭くて当たり前、交通規制も考慮しながら整備すると、実現できるはずです。このことは一つのまちおこし事業にもなると思いますが、いかがでしょうか、市長のお考えをお伺いします。

以上、1項目、2点にわたり質問をさせていただきますが、より具体的なご回答を期待し、 再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

〇市長(井上保廣) まず、1項目めのまちおこしについてご回答申し上げます。

平成17年の国立博物館開館の年に太宰府市と太宰府観光協会、太宰府市商工会、太宰府天満 宮の4団体で太宰府ブランド創造協議会を発足させました。太宰府ならではの本物の地域資源 を太宰府ブランドとして広く発信していくことを目指しております。太宰府ブランド創造協議 会が実施しております太宰府古都の光も今年で5回目となりました。地域住民の方のご協力を いただきまして、光の道を九州国立博物館から水城跡までつなげることができました。

今後も、第五次太宰府市総合計画案にも掲げておりますように、観光客の方にまた太宰府に 来たいと思ってもらえるようなさまざまなブランドの創造を図り、太宰府としての魅力づくり に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2項目めの小鳥居小路線の水路についてご回答申し上げます。

去る11月22日でございますけれども、福岡県では初めて文部科学省、農林水産省、国土交通省のほうから歴史的風致維持向上計画の認定を受けております。この計画におけますところの具体的な事業の中に、小鳥居小路線の水路開放に伴います道路改良工事も計画項目の中に盛り込んでおるところでございます。当然このことについても実行をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

それぞれ詳細につきましては担当部長のほうから回答させます。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) まず、1項目めについてご回答いたします。

太宰府ブランド創造協議会でございますが、これは商工会、観光協会、天満宮、太宰府市に オブザーバーとして九州国立博物館も加わっていただいております。これらの方と共同で、共 同イベント事業として、古都の光だけじゃなく観光客もてなし事業に取り組むということにい たしております。

このうち共同イベント事業であります太宰府古都の光でございますが、当初は九州国立博物館、太宰府天満宮、門前町周辺のみで開催ということでしておりましたけども、協議会構成団体以外のいろんな各協力団体が出て、また地元市民の方にもご協力いただきながら、光の道をもっと広げようということで観世音寺や戒壇院、大宰府政庁跡及び水城跡にまで拡大をしてきたところでございます。

この古都の光事業も今年で5回目を終えました。今後の事業の方向性について、いま一度基本に立ち返って検討していかなければならないというふうに考えております。ご提案いただいたイルミネーションという方法も含めまして、事業内容につきましてはブランド創造協議会幹事会の中でも検討してまいりたいと考えております。

また、観光客もてなし事業につきましては、今回太宰府ブランド創造協議会の中の情報もてなし部会の再編成を行いましたので、今後は市内イベントの情報交換や観光客からのクレーム対応及び太宰府ブランドの認定についても協議をしていく予定となっております。さらには第五次太宰府市総合計画案の施策実現の取り組みの一つでありますおもてなしの心をはぐくむための人材育成にも、市民や事業者の方々と協働で推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 2項目めについて回答申し上げます。

ご質問の水路は、太宰府天満宮門前町を幸ノ元井堰から藍染川まで貫流するものでございます。1806年ごろに描かれた市指定文化財「太宰府旧跡全図(北図)」などたくさんの文献に記載があり、その歴史性は大変重要で、太宰府の門前の歴史を象徴する重要な文化遺産であると考えております。このため、太宰府市歴史的風致維持向上計画において水路の開渠化を含め保存修理を位置づけております。開渠化した場合は通りへの親水性の付加により観光客の回遊性が増大し、相当大きな経済効果が期待できるものではないかと考えております。しかしながら、この水路がある小鳥居小路は、ご存じのとおり幅員の割に交通量が多く店舗も密集しており、開渠化した場合の交通対策や安全対策等は十分に検討が必要でございます。このため、まずは筑紫野警察署や地元商店街の協議を進め、どの程度の整備が望ましいかを検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- ○5番(後藤邦晴議員) ありがとうございました。

それでは、私は1点目のほうから順番に行かせていただきたいと思います。

先ほど冒頭に開催期間を一定の期間と申しましたけど、その期間は長過ぎず短過ぎずがより 効果的ではないかと思います。周辺の商店や市民との調整で手法や期間を決定すればよいと考 えますが、その辺の具体的な考えがあればお話ししていただきたいと思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 参道あるいは天満宮周辺でのイベントということは、私どもだけの考えではなくて、やはり地域の方々がどう取り組むかということが非常に大事だと思っております。例えば、これまでにも花菖蒲の時期になっても夜は店が閉まって暗いというような苦情もございました。そういうときに、何とかあそこの駅から菖蒲池のほうまでの明かりをともしていただけないかということでも、1年か2年かかったような経緯もございました。そういうこともございますので、余り私どもがああだこうだじゃなくて、地域の方と話す中でですね、皆さんをおもてなしをしようというところの発想といいますか、そういう動きが出てくるのはいいことじゃないかと思いますので、今後藤議員言われましたようないろんなイベントのことを念頭に置きながら、いろいろこれからも話をしていきたいと考えております。
- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- **○5番(後藤邦晴議員)** 今部長がおっしゃったことそのとおりでございまして、そういう件で地域の方からの質問が出まして、今度質問をさせていただいております。

それで、長く続けるには観光協会や商工会の力、商店の協力と実施意欲などを駆り立てなければなりませんが、市が最初から最後までリードするような手法では後が続かなくなります。 それは今部長がおっしゃったとおりでございます。最初はご苦労でも、まず市が段取り、準備 をしていただいて、観光協会とかいろんなところと段取りしていただいて、その後は実行委員 会などを立ち上げまして、全く市が外れるわけではなく、委員会主催で進めることが実現可能 だと思いますが、再度いかがでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 今おっしゃいましたように、市としても、むしろ表に出ずに下働きのほうで汗をかくのを非常にやりたいというふうに考えております。そういうところで、あと地域の方にいかに出てきていただくかというところの、車が転がり始める一番最初の動き始めるまでがちょっと大変だというふうに考えております。動き始めれば、意外と皆さん一生懸命やられますのでですね、そういうことからあそでのそれまで行われてましたいろんなイベントでも地域の方と話し合って、いろんなイベントの分の話し合いもしてきた経緯もございますので、再度また地域に、昔からあるイベントの再興といいますか、復興もありますしですね、その辺含めて地域の方に話すようなところに入っていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- ○5番(後藤邦晴議員) ありがとうございます。

総務部長は太宰府館に勤務されていましたのでよくよくご存じだと思います。このようなイベントは大勢の観光客や市民が参加してこそ成功するものです。その点、太宰府市は大きなネームバリューを持っています。人が集まればテレビ、新聞などのマスコミは必ずニュースにします。効果的なまちおこしの一つだと思いますが、先ほどからちょっと、いろんな方と検討とかお声が出ていますけど、本当に前向きな姿勢で考えられるものか、それとも引きの姿勢なのか、回答をお願いしたいと思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) これまで取り組んだ経緯もございます。例えば曲水の宴のときの行列、武者行列といいますか、行列でも、天満宮の境内からすっと参道に出てぱっともうあそこの曲水の宴まで行ってしまって、参道の人がそういう行列があることも知らなかったという話もありました。私もびっくりしまして、参道そのものがそういう行列を知らなかったというのはちょっと信じられないんですが、そういう状況もあるということで天満宮にも話をして、参道まで回って上がってくれということで、あれだけの衣装を着て歩くのは非常に大変だということで、これも1年から2年もかかった経緯もありますけども、一緒にやろうという気持ちでやっていけば何とか物事はできていくと思っておりますので、観光ということも、観光は地域が光るということでございますのでなかなか楽しいもんでございますので、私としてももう一度、担当をしておりますのでですね、地域の方と話して前向きに進めていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- ○5番(後藤邦晴議員) ありがとうございます。

最初の1項目の、イルミネーションはすべての年齢層に受け入れられると思います。福岡市

の警固公園ではクリスマスまでイルミネーションを点灯していますが、見物人も多く、恒例化することで、毎年テレビや新聞などで取り上げられています。それも最初は公園木の数本に飾りをつけて点灯しただけの小規模なものだったそうですが、それでも今のように毎年見物人が増えています。

太宰府市も、大々的なものが無理であれば、最初から大きなものではなく、予算に応じたものから始めればよいと思います。費用は、イルミネーションの場合は最初だけが大きな費用がかかるんではないかと思います。後は、2回目からは少ない費用で済んでいるんではないかと思いますので、新たなまちおこしのために、ぜひ実現に向けてよろしくお願いをいたします。

次に、2点目の小鳥居小路でございますけど、小鳥居小路の商店街は、年度事業のお祭りや催しを精力的に行っている太宰府市でも有数の地域でございます。市がこの地域で積極的にまちおこしに力を入れるならば、ほとんどの方が力をかしていただけるものと私は信じております。人がたくさん歩く商店街の水路に色とりどりのコイやフナなどが優雅に泳ぐ風景を思い浮かべてみますと、そこを歩く人たちは、情緒あふれる太宰府の姿は生涯心の中に焼きつくと思いますが、今建設経済部長、先ほどふたを開くというようなことでおっしゃいましたけど、検討とか課題とかではなくやることが間違いないかどうか、再度お聞きします。そして、それは時期がいつごろから行われるものか、そしてそのためには地域の方との話し合いも十分行われなければならないと思いますけど、再度回答をお願いします。

〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。

○建設経済部長(齋藤廣之) この小鳥居小路の事業につきましては、当然今ご提言いただきましたように、地域の商店街の方の協力をいただいて、それこそまちおこしにつながっていくようなですね、事業を展開ができればというふうにも考えております。基本的に開渠方式で地元の協力をいただきながらやっていくという考え方のもとで、平成24年から平成27年度事業ということでですね、具体的には事前の筑紫野警察署との協議とか随時行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- ○5番(後藤邦晴議員) この計画で平成24年から平成27年とおっしゃいましたけど、その開放する場合にですけど、小鳥居小路ということで私今うたってますけど、実質開放される場合、溝尻までを開放を考えられているものかどうか、ちょっと回答をお願いします。
- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- ○建設経済部長(齋藤廣之) この事業につきましては、双葉老人ホームに井堰がございます、幸ノ元井堰ですね、これが平成15年の災害で壊れまして、その水が上がらないという状態でですね、まずはここの幸ノ元井堰の改良という部分、そしてこの小鳥居小路の区間ですね、中嶋医院の交差点から太宰府天満宮の参道、延長にして170mほどの水路の保存、修理、改良を計画をさせていただいとるということでございます。おわかりいただけましたでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- ○5番(後藤邦晴議員) 今のちょっと、天満宮の参道までとおっしゃったけど、あの四つ角まで ということかな。ということは小鳥居小路だけということですかね、あれから先が溝尻になる んですけど。
- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- ○建設経済部長(齋藤廣之) 水路の改良については延長170m。あと、参道から藍染川までですかね、50mほどございますが、そこの部分については、開渠ということじゃなくて、その辺の道路の改良を含めて延長、項目としてはですね、計画延長としては当然入れておりますけども、開渠というのは物理的に、基本的には考えにくいといいますかね、区間にですね、参道から九州国立博物館の散策路までの50m区間については開渠という部分では考えておりません。
- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- ○5番(後藤邦晴議員) 今考えてないとおっしゃいましたけど、小鳥居小路と溝尻ということになると道幅が狭いから、今おっしゃったとおりだろうと思います。だけど、その場合小鳥居小路を開放するという仮定で動かれる場合は、溝尻の住民の方との説明はしっかりやっていただきたいと思います。そうせんと、自分ところだけ仲間外れにされたというような印象を持たれると後々の協力はなくなってくるんじゃないかなと思います。

それと、その道幅の問題とか交通の問題で警察のほうとの相談をしていくということでおっ しゃいましたけど、道幅が狭いということはネックになっていると思います。

それで、今現在溝の幅に、上にふたをされておりますけど、そこに看板とか旗とかのぼりとかを建てられておりまして、実質車が通れない道幅なんですよね。だから、水路を開放しても今実際車両が通る幅は同じじゃないかなと思いますので、開放されてもそれは差し支えはないと思いますので、警察との相談というか、それは交通関係があると思いますので、それはぜひ相談していただきたいと思いますけど、今の水路の上に看板とか置かれてますので、実際の車両の幅は同じだと思いますので、それは十分考えていただきたいと思います。

それとあと、先ほど言いましたけど、その水路をもし開放した場合、私たちが小さいときは 石積みのままの水路だったんですけど、実質今はどうなっているかご存じですか、あれを開い た場合に。

- 〇議長(不老光幸議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(齋藤廣之)** 私もその中の調査というか、調査したわけでございませんので、ちょっと担当のほうに聞きましたら、石積みが残っている部分と三面で補修して補強して、水路として使っているという状況ということで聞いております。
- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- ○5番(後藤邦晴議員) まだ石積みが残っておるということはありがたいことでございます。そして、実際水路を開放した場合は、水路は結構深いんですよね、あそこね。だから、もし開放された場合は、川底を上に持ち上げるというかね、砂利とか砂とかを敷いて、底を上げて開放

をしていただけるような、もちろん今からの検討ですのでそれは進んでいただけると思います けど、そういうふうな検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、まちおこしについて2点にわたり質問をさせていただきましたが、太宰府ブランドになる事業や物は数多くあると思います。その中の2つを提案させていただきましたが、この事業は必ず効果があるものと私は信じています。

イルミネーションは各地を見て回りましたが、どこも盛況で、皆さん携帯のカメラや小型カメラ、大型カメラでそれぞれ画像を持って帰っておられます。この絵になるものこそ成功する 事業であろうと思います。

また、小鳥居小路におきましても、観賞用に水路の整備を行うことも同じ効果を生むはずです。当初の考えでは太宰府館への回遊をねらった案でしたけど、考えているうちに、それだけではなくわざわざ見に来ていただけるものになる、すばらしいものになると思います。

最後に市長にまとめていただきたいと思いますが、このような事業を実施できるかどうかは 意気込みに左右されます。難しいではなく、どうすれば可能かという前向きの姿勢が大切だと 思います。この点、市長はどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 市長。
- ○市長(井上保廣) ご回答申し上げましたように、私どもはまるごと博物館、まちぐるみ歴史公園、歴史、文化遺産を生かしたまちづくりを行っております。この小鳥居小路線はその一環でございまして、私どもは必ず、やがて、今までもそうでしたけれども、今その時期が来たというふうに私はとらえております。綿密な計画のもとに回遊性ができるように、そしてひいては観光等が潤うような、町が潤うような、そういったまちづくりにつなげていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- **○5番(後藤邦晴議員)** ありがとうございました。小鳥居小路の方は喜ばれると思います。 これで私の質問を終わります。
- ○議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

[12番 大田勝義議員 登壇]

〇12番(大田勝義議員) 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しております2 項目について質問をいたします。

1項目めは、婚活について質問をいたします。

今多くの自治体で婚活について取り組んでいます。福岡県でも新たな出会い応援事業ということで、本当に結婚したくても出会いの場がない、かといって民間のあっせん会社には二の足を踏む、そういう若者がたくさんいると聞いています。そのような若者に行政として応援できるものはないか。これは少子化対策の一環にもなり、また人口増にもつながりますので、ぜひ取り上げていただきたく提案をいたします。

2項目めは、近年温暖化現象の影響で、あちらこちらののり面の崩壊などがけ崩れが発生しております。本市でも1時間に100mm以上の雨が降り、職員の対応も大変だと思います。また、緊急性もあり、早々に現場を測定し、設計図書をつくり上げ、見積もり、そして工事、監督、資料作成と、一度に多くの仕事をこなさなければなりません。そこで、本来の仕事に影響するやもしれません。また、コンピューターなども高度になってきており、専門的な知識が必要と思われますが、民間で活躍されリタイアされた有能な人材を採用してはと思いますが、市の考え方をお伺いいたします。

あとは自席にてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(和田敏信) 1件目の婚活についてご回答申し上げます。

少子化対策の一環として、手法は別といたしまして、行政が婚活に取り組んでいる状況が増 えてきていることは認識をしているところでございます。

福岡県が実施いたしました県民意識調査においては、独身でいる一番の理由は、適当な相手 にめぐり会えないからとのことでございます。

そこで、議員が言われたのと重複しますけれども、福岡県で次世代育成支援対策後期行動計画の一つの柱に新たな出会いの応援事業を掲げ、結婚応援事業を前期からの継続事業として実施されております。これは福岡県が福岡県地域福祉財団に委託をして実施しているもので、各種フォーラム、イベントが開催されており、本市ではイベントチラシを窓口に置くなどして側面で支援しているところでございます。

また、太宰府市社会福祉協議会におきまして結婚相談が毎月2回実施されておりますけれども、今年9月に初めてお見合いパーティーと銘打って、60歳以下の方を対象に実施されております。市内外から24名の参加で、2組のカップルができたというふうに聞いております。今後も継続して取り組まれるとのことであります。

本市では親と子の育ち合いを支えるまちづくりを基本理念として、子育て環境の整備充実を 計画した次世代育成支援対策後期行動計画におきまして、今後とも少子化対策を含め子育て支 援施策を実施していく考えであります。

婚活につきましては、福岡県並びに太宰府市社会福祉協議会で取り組まれておりますので、 現状といたしましてはその動向を見守り、必要に応じて側面的支援を行ってまいりたいという ふうに思っております。

O議長(不老光幸議員) 12番大田勝義議員。

○12番(大田勝義議員) 昔はですね、我々もそうだったんですけれども、お見合いで結婚するケースが非常に多かったんですよね。私もお見合いだったんですよ、後ろにおりますけどね。それで、見合いでやったんですけども、今そういう紹介をしてくれる方というのが非常に少なくなりましたよね。だから、非常に、結婚したくてもなかなか相手がいらっしゃらないと。昔はご近所の人方が注目していただいて、そしてこういう方がいらっしゃるんですよ、お見合い

してみませんかというような大きな誘いがあったんですよね。それで、そういう方々にお願いをして、そして結婚をするというふうなことがあったんですけれども、今は、いろんな形が、形態が変わってきましてですね、なかなか結婚というふうなことにいかないといいましょうか、そういうこと、余りそれに興味を持ってない方もいらっしゃるかもわかりませんけれども、なかなか出会いがないというふうなこともあるんですけれども、そういったふうなことで本市としてですね、そういうふうなことで、先ほど2組が成立したというふうなことで言われましたけれども、ぜひこれを、広報とかそういったものもありましょうから、そういったものにもですね、載せていただいて、そしてできれば実行していただきたいなと思っております。そして、二組のカップルがそういうことで誕生したということであればですね、婚活というような大きなタイトルでですね、広報の中にも載せていただければですね、皆さん方がそれに対して参加されるのではないかなというふうな気がしております。

それから、先ほどちょっと言われましたけれども、皆さん方にちょっとお尋ねしたいんですけどもね、恋愛で結婚された方いらっしゃいますか。いらっしゃいますか。やはりお見合いですよね。私も、先ほど言いましたように見合いで結婚しましたからね、だから非常にそういう意味ではなかなか出会いの場がないというのがやっぱり本音だろうと私も思っております。だから、そういったふうなことで、いや、今婚活、婚活ということでですね、自治体が動いていただければ非常にありがたいなと思っているところでございます。それで、1項目については終わらせていただきます。

〇議長(不老光幸議員) 総務部長。

〇総務部長(木村甚治) それでは、2項目めの専門職の雇用についてお答えいたします。

まず、現在でございますけども、国の雇用対策の一環でもあります緊急雇用創出事業も含めまして231名の嘱託、臨時職員を雇用をいたしております。その中で専門職に該当する者は、主に保健師、介護支援専門員、保育士、栄養士などの資格を必要とする職種を雇用している状況でございます。臨時、嘱託職員の雇用につきましては随時申し込み受け付けを行っておりまして、臨時、嘱託職員名簿への登録をして資格内容や経歴等を参考に、必要に応じて各所管が雇用している状況でございます。

ご質問の建築、土木、コンピューターなどの業務分野におきましても臨時、嘱託職員は雇用いたしておりますが、専門性の高い業務等は、主にこれまでアウトソーシングにより対応をしてきております。嘱託職員の雇用はしておりませんが、今後市の職員等の定年等に伴います専門職の再任用制度でありますとか定年延長制度の導入等それらの制度等を見ながら、これらの分野におきましても緊急時などの専門職体制として嘱託職員を雇用するなど、幅広い体制づくりということが必要と判断されるときには雇用を取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〇議長(不老光幸議員) 12番大田勝義議員。

〇12番(大田勝義議員) お配りしております資料を見ていただきたいんですけれども、ちょっ

と見にくいかもわかりませんが、兵庫県の加西市ですね、ここで中学校の渡り廊下を支えるR Cということで、それでですね、柱の上部に帯筋といいましょうか、輪っかみたいにして巻いとるやつがあるんですよ。それが、ちょっと見にくいかもわかりませんけど、ちょうど手元のところから先が入ってないんですね。これが何で入ってないかということは、これはひょっとしたら手抜きかもわかりませんけれども、こういうことはあってはならないことなんですよ。というのが、地震が起きたときにですね、やはりバンドで巻いてますからね、だから上下で来たときに鉄筋が破裂しないようにですね、しっかりバンドで支えていたわけですよね。だから、それがなかったら鉄筋というのはぽおんと飛び出してますからね。だから、そういったふうなこと、これ本当にあってはならないことですね。

それともう一つ、ここに配管がありますよね。この配管についてもですね、これ鉄筋を切っているの、主筋を切っているんですよね。主筋を切るということはですね、この鉄筋自体が何の役も果たせないので、実際これというのは、設備からいいましたらね、設備はこう下回しで通して、だからはりを通さなきゃならないんですね。だけど、逆に設備屋さんは、鉄筋を切って配管を外に出しているわけですね。こういうのもちょっといいかげんな工事なんですよ。だから、私はこういうことについてはですね、設計事務所がやっているとは思いますけれども、やはり気づかないところがあるんですね、これはですね。だから、現場を踏んだ方がそこにある意味常駐していただいて、そしてそこでですね、きちっと確認を、作業をしてやっていただく。

裏面を見ていただきますと、これはですね、そこの高速道路なんですよ。それ私撮りましてね、これもですね、本当言ったら土木ですから柱自体が非常に大きいんですよ。だから、建築の場合は非常に小さいからですね。ところが鉄筋、この場合はですね、大きな柱の中に鉄筋を巻き込んでるんですけども、実質これいいかげんな工事なんですね。こういうことは絶対ない。それと、コンクリート自体が非常にですね、やわらかいですね。私も現場で見ましたらですね、コンクリート自体がはっきり言って砂なんです、砂がくっついているような台ですね。だから、慌ててこれ補修工事やっていると思いますけども、大体ここが、高速道路自体がもう25年ぐらいたつんですけども、実質RCの場合だったら50年、60年ぐらいの耐用年数はあるんですけども、とにかくいいかげんな工事なんですね。

だから、そういったふうなことも考えましてね、50年もつものがそういういいかげんな施工によってですね、25年でやってしまわない、改修をしなきゃならないということも発生しますしね、ぜひとも、専門職といいましょうか、そういう方々に現場を見ていただくというふうなことが重要でなかろうかと私は思っております。

だから、今工事やってますよね、向佐野の橋ですよね。あれもどういうような工事をやっているのか私もよく、中は見てないからわかりませんけれども、実質、ひょっとしたらこういういいかげんな工事の補修をやっているのかもわからないですね。だから、私もそういった面ではですね、きちっとした専門職、特にまた土木なんかでも、冒頭で話しましたように、がけ崩

れが起きて、すぐ応急措置をしなければならない場合だってありますよね。そういった場合でも専門職の方にきちっと見ていただいて、そしてやっていただくというのが私はベターだろうとは思いますけどね。だから、そういったふうなことで、ぜひとも専門職の方を、それも現場に精通した方をですね、嘱託でも構いませんので雇用していただければと。今後の参考にしていただければと思ってます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長(不老光幸議員) 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、15番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

〇15番(佐伯 修議員) いよいよ最後になりました。もうしばらくご辛抱お願いします。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました、来年4月に 執行されます市長選挙についてお伺いします。

さて、井上市長は平成19年4月の統一地方選挙にて初当選され、3年と7カ月が過ぎ、残す任期も4カ月半となりました。市長は当選後現場主義を徹底され、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会で市内全44行政区を精力的に回り、市民の声をじかに聞きながら、市民目線に立った行政運営を実行されております。そして、市長は選挙公約でもあるマニフェスト達成のために、本市での行政経験を生かして財政再建、区長制度から自治会制度へ移行、また市民の長年の懸案であった水道料金の値下げ、そして第2、第4土曜日の週末窓口サービスの実施などなど、着実に実績を残されております。

しかしながら、ここで日本の現状を見てみますと、国会では自民党政権から民主党政権にか わり、依然として先行きの見えない少子・高齢化に向かう日本社会においてこの長引く不況 は、本市の財政事情においても例外なく逼迫した状況になることは否めません。

そういった中、太宰府市の行く手にはまだまだ多くの課題が山積みしております。JR太宰府駅、総合体育館、佐野東、高雄地域の区画整理、正月三が日、観光シーズン時の日常的な車の渋滞、まるごと博物館、すなわちまちぐるみ歴史公園の実現、それから第五次太宰府市総合計画などなど、多くの問題を解決していかなければならない重要な時期に差しかかっています。こうした現状にある太宰府市を踏まえ本市の将来像を考えると、太宰府丸をかじとる市長の正確な判断が重要になってきます。

そこで、市長にお尋ねします。

来年4月に行われる市長選挙に、再出馬の上、引き続き担当される意思があるのか、お伺い します。

既に1人の方が出馬の意向を示されており、時期的にも決して早くないと思います。井上市 長の決意を賜りたいと思います。

再質問は自席にて行います。

〇議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 佐伯議員から来年4月に執行されます市長選について、再出馬の上、引き続き市政を担当する意思があるかどうかというようなことのお尋ねをいただきました。ご回答を申し上げたいと思います。

私は平成19年4月の市長就任以来、多くの市民の皆様の温かいご支援をいただきながら、生まれ育った愛するふるさと太宰府の市政を担当させていただきましたことを誇りに思っております。また、その重責を絶えず肌で感じながら今日を生きるという心境で、一日一日、市の発展、市民の幸福実現に向けて精いっぱい走り続けてまいりました。今日まで一貫して、まちづくりに仁のぬくもりを、市民との協働のまちづくりを行政運営の基本姿勢に据え、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもと、小さな行政で大きなサービスを目指し、市役所はサービス産業であるとの認識に立ち、現場主義で市政運営を行ってまいりました。

歴代の市町長、議会議員の皆様方は、これまでの都市形成過程におきまして上下水道施設の整備、常備消防、火葬場、ごみ処理施設の広域化、保育所、学校施設の整備充実、道路整備、土地区画整理事業、図書館、中央公民館、いきいき情報センター、福祉センター等の施設整備や建設など、太宰府市の社会資本整備、都市基盤の確立に心血を注がれ、今日の太宰府の基礎を築いてこられました。この持続的発展の流れの中で、太宰府市の一定の土地基盤が整備されたと思っております。

市民の悲願でありました九州国立博物館も開館以来800万人を超える入館者を迎えており、 まちは予想をはるかに超えるにぎわいが続いております。改めまして、先人の今日までのご労 苦に対しまして深甚なる感謝の意を表するものでございます。

このような背景のもと、私は今までハード事業からソフト事業へと軸足を移し地域コミュニティづくりを推進するとともに、福祉や教育、また少子・高齢化社会に対応した高齢者支援や子育て支援など、今市民が求めているものは何かを、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会やさまざまな団体の集まりなどに直接出向きまして、市民の声を直に聞きながら、市民の皆さんと語らい、ともに考えともに行動するというプロセスを通して優先課題を見出し、その解決に努めてまいりました。

市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、平成19年度から平成23年度まで、国からの地域再生交付金15億円を活用した道路改良事業や側溝改良を初め、太宰府消防署の改築、火葬業務の筑慈苑施設組合加入による広域化、ごみ処理施設の福岡都市圏南部環境事業組合設立による広域化、自分たちのまちは自分たちの手でという理念のもとに自治会制度の確立、待機児童解消に向けての既存保育所の定数の拡大や新規認可保育所建設、高齢者の外出支援、小・中学校耐震補強工事等の教育環境の充実など、市民にとって必要な財源は確保しながら、常に創意工夫を行い、着実に前に前に進んでまいりました。

また、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園についてでございますが、平成17年3月にまとめました太宰府市文化財保存活用計画、平成17年5月にスタートいたしました太宰府市景観まちづくり懇話会からの答申、太宰府の景観と市民遺産を守り育てるために、「百年後も誇りに

思える美しいまち・太宰府」を目指してと題する太宰府市景観まちづくり制度についての答申 から5年の年月が経過をいたしております。

この間、平成20年には景観行政団体の認定を受け、平成20年11月から平成21年度まで、太宰府市景観計画策定委員会、太宰府市景観まちづくり市民会議を継続して開催をし協議を重ねてまいりました。さらに、平成21年2月には太宰府市市民遺産活用推進計画策定委員会の発足、平成22年7月には太宰府市歴史的風致維持向上協議会を発足させ、目標に向かって総合的な取り組みを推進してまいりました。平成22年9月市議会で太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例が全会一致で可決成立をし、既に太宰府市のまるごと博物館、まちぐるみ歴史公園のまちづくりの施策は順調に軌道に乗り、一つの山場を迎える時期に来ております。

このたびそうしたまちづくりが国において認められ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法に基づきまして、太宰府市歴史的風致維持向上計画が11月22日付で文部科学省、農林水産省、国土交通省からの認定を受けることができました。

本市は「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に掲げ、歴史と文化を身近に感じ取ることができる都市づくりに取り組んでおります。本市の文化遺産が市民の皆様に理解をされ、歴史が息づくまちづくりを推進するために文化遺産を守り育て活用し、次世代へとつないでいきたいと、このように考えております。そのために、今後とも景観まちづくり計画や市民遺産活用推進計画、歴史的風致維持向上計画、環境基本計画を連動させながら、環境と景観と文化遺産を活かしたまちづくりを進め、市民が郷土を誇りに思えるようなまちづくり、観光客の皆さんが来て楽しめるまちづくりを市民の皆さんと一緒につくり上げていきたいと、このように考えております。

前回の選挙におきまして、私が掲げておりましたマニフェストにつきましても、市議会議員の皆様方のご理解と、何よりも市民の皆様方の温かいご支援とご協力によりまして、一定の成果を上げながら確実に進めてまいりました。その当時一番の課題と言われておりました財政改革におきましても、皆様のご協力によりまして、平成21年度の経常収支比率が92.9%と大幅に改善をすることができました。また、かねてから市民の要望が強かった水道料金も、平均4.7%ではございますけれども値下げをすることができました。

振り返りますと、市長就任から今日までひたすら太宰府市の発展を願い全身全霊を市政運営一筋に傾注し、駆け足で走り続けた4年間でありましたけれども、平成23年度からスタートをいたします第五次太宰府市総合計画で示しております本市の行政課題も山積しておりまして、この課題解決に全力で取り組んでまいりますことが私に与えられた使命であると、このように思っております。

現在の任期中最善の努力をしてまいりますけれども、来期も継続して、市長といたしまして 太宰府市の発展に大きく貢献し、このふるさとをもっともっと住みよいまちに進化させてまい りたいと、このように思っております。今後とも市民の皆様方の期待にこたえ、「歴史とみど り豊かな文化のまち」の創造に向けまして、初心を忘れることなく常に改革、改善、確かな前 進の考え方のもとに、新たな気持ちで市政運営に励んでまいりたいと、このように思っており ます。

以上をもちまして私の決意の表明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〇議長(不老光幸議員) 15番佐伯修議員。

○15番(佐伯 修議員) ただいま井上市長から来年4月の選挙について、みずからのご決意を表明していただきました。今後は、今まで以上に経済的にも大変厳しく、また市民の要望も多岐多様にわたり、市政運営も多くの課題が山積していますが、副市長を初め職員と一丸となって、太宰府に住んでよかった、住み続けたいと多くの市民から言われるような魅力があるまちづくり、すなわち「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて励んでいただきたいと思います。

最後に、健康に十分気をつけられ、お互いに生まれ育った太宰府市のためにご活躍されます よう期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長(不老光幸議員) 15番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後5時34分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 1 議 事 日 程(5日目)

[平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成22年12月17日 午前10時開議 於議事室

- 日程第1 議案第67号 第五次太宰府市総合計画(基本構想)について(総合計画特別委員会)
- 日程第2 議案第68号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について (総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第69号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について (総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第70号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について(総務文教 常任委員会)
- 日程第5 議案第71号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について (総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(分割付託)
- 日程第7 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について(分割付託)
- 日程第8 議案第74号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第9 議案第75号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について (環境厚生常任委員会)
- 日程第10 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について(分割付託)
- 日程第11 議案第82号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第83号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第84号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について (環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第85号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第15 議案第86号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について(建設 経済常任委員会)
- 日程第16 議案第87号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第17 みらい基金創設特別委員会最終報告
- 日程第18 発議第3号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関す る請願(総務文教常任委員会)

日程第20 請願第5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書(環境厚生常任委員 会)

日程第21 請願第6号 安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願 (環境厚生常任委員会)

日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願(総務文教常任委員会)

日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願(総合計画特別委員会)

追加日程第1 意見書第9号 保育制度改革に関する意見書

日程第24 議員の派遣について

日程第25 閉会中の継続審査申し出について

# 2 出席議員は次のとおりである(19名)

| 1番  | 原  | 田  | 久美 | 長子 | 議員 |  | 2番  | 藤 | 井 | 雅 | 之 | 議員 |
|-----|----|----|----|----|----|--|-----|---|---|---|---|----|
| 3番  | 長名 | 川名 | 公  | 成  | 議員 |  | 4番  | 渡 | 邊 | 美 | 穂 | 議員 |
| 5番  | 後  | 藤  | 邦  | 晴  | 議員 |  | 7番  | 橋 | 本 |   | 健 | 議員 |
| 8番  | 中  | 林  | 宗  | 樹  | 議員 |  | 9番  | 門 | 田 | 直 | 樹 | 議員 |
| 10番 | 小  | 柳  | 道  | 枝  | 議員 |  | 11番 | 安 | 部 | 啓 | 治 | 議員 |
| 12番 | 大  | 田  | 勝  | 義  | 議員 |  | 13番 | 清 | 水 | 章 | _ | 議員 |
| 14番 | 安  | 部  |    | 陽  | 議員 |  | 15番 | 佐 | 伯 |   | 修 | 議員 |
| 16番 | 村  | Щ  | 弘  | 行  | 議員 |  | 17番 | 田 | Ш | 武 | 茂 | 議員 |
| 18番 | 福  | 廣  | 和  | 美  | 議員 |  | 19番 | 武 | 藤 | 哲 | 志 | 議員 |
| 20番 | 不  | 老  | 光  | 幸  | 議員 |  |     |   |   |   |   |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

# 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

| 市      | 長  | 井 | 上 | 保 | 廣 | 副         | 市          | 長       | 平 | 島 | 鉄 | 信        |
|--------|----|---|---|---|---|-----------|------------|---------|---|---|---|----------|
| 総務部    | 長  | 木 | 村 | 甚 | 治 | 協 賃<br>推進 | りのま<br>担当音 | ち<br>『長 | 三 | 笠 | 哲 | 生        |
| 市民生活音  | 『長 | 和 | 田 | 有 | 司 | 健康        | 福祉音        | 『長      | 和 | 田 | 敏 | 信        |
| 建設経済音  | 『長 | 齌 | 藤 | 廣 | 之 |           | 管理者<br>水道音 |         | 宮 | 原 | 勝 | 美        |
| 教育部    | 長  | Щ | 田 | 純 | 裕 | 総         | 務 課        | 長       | 大 | 薮 | 勝 | _        |
| 経営企画部  | 長  | 今 | 泉 | 憲 | 治 | 市」        | 民 課        | 長       | 原 | 野 | 敏 | 彦        |
| 福 祉 課  | 長  | 宮 | 原 |   | 仁 | 保健も       | コンター       | 所長      | 中 | 島 | 俊 | $\equiv$ |
| 子育て支援調 | 果長 | 原 | 田 | 治 | 親 | 都市        | 整備調        | 長       | 神 | 原 |   | 稔        |
| 上下水道談  | 果長 | 松 | 本 | 芳 | 生 | 教         | 務 課        | 長       | 木 | 村 | 裕 | 子        |

監査委員事務局長 関 啓 子

# 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 田 中 利 雄 議 事 課 長 櫻 井 三 郎

 書
 記
 浅
 井
 武
 書
 記
 花
 田
 敏
 浩

書 記 茂田和紀

### 再開 午前10時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(不老光幸議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第1 議案第67号 第五次太宰府市総合計画(基本構想)について

○議長(不老光幸議員) 日程第1、議案第67号「第五次太宰府市総合計画(基本構想)について」を議題とします。

本案は総合計画特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。 総合計画特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) おはようございます。

総合計画特別委員会に審査付託されました議案第67号「第五次太宰府市総合計画(基本構想)について」の審査結果についてご報告をさせていただきます。

審査につきましては、12月10日及び12月15日の2日間にわたり、市長、副市長、教育長及び各部長、関係課長出席のもと行いました。審査に当たりましては、第五次太宰府市総合計画策定経過及び基本構想の各項目について執行部から説明を受け、資料として配付された第五次太宰府市総合計画序論、第五次太宰府市総合計画前期基本計画のほか、総合計画審議会答申など、今まで議会に対して報告された内容を参考に慎重に進めてまいりました。

まず、第五次太宰府市総合計画策定経過について報告をいたします。

平成20年7月に策定の方針としまして、簡素にコンパクトにまとめること及び第四次太宰府 市総合計画の反省を踏まえ、基本計画の中に成果指標を盛り込むことが決定され、第四次総合 計画の総括、職員意識調査、市民意識調査、市民100人インタビューが実施されております。

平成21年に入りまして、職員で組織された総合計画策定委員会で審議を重ね、部長会議、経営会議での審議を経て、平成22年2月に第五次太宰府市総合計画素案が決定されております。 3月には、市民意識調査及びパブリックコメントを実施、パブリックコメントでは、41人から237件の意見が寄せられております。パブリックコメントを受け、さらに内部で検討、修正がなされ、平成22年6月に第五次太宰府市総合計画案を決定。これを総合計画審議会に諮問しております。

審議会では、起草委員会2回を含む延べ15回にわたる審議が行われ、平成22年10月15日に答申がなされました。執行部では、審議会答申を受けまして、答申を最大限に尊重すべく、担当

課、部長会議、経営会議での審議を経て、11月11日に第五次太宰府市総合計画案を最終的に決 定し、今議会に上程されたものであります。

次に、基本構想の各項目について報告をいたします。

まず、1、将来像であります。

将来像は、語り継ぎ、守り育てる太宰府の姿として、100年後も見据え、「歴史とみどり豊かな文化のまち」とされております。大宰府政庁跡、水城跡、観世音寺等の歴史的、文化的遺産が点在する太宰府市の地域特性を踏まえながら、市民生活の向上を目指すものとされております。

2、10年後の目指すべきまちの姿であります。

これは、審議会答申の趣旨を尊重して新たに加えられたものであります。

3、まちづくりの理念であります。

ここでは、10年後のまちの姿を見据え、行政運営を進めていくための横断的な考え方を示す ものとされております。

4、将来目標人口であります。

7万2,000人を目指すとされており、審議会での意見を踏まえて、年ごとに年齢構成の棒グラフが示されております。

5番目に、土地利用構想であります。

市民生活の利便性の確保はもちろんのこと、自然や歴史的な環境との調和のとれた安全で快適な生活空間を形成するため、市内を4つのゾーンに分けております。

6、目標とする7つの柱であります。

市民意識調査でもニーズが高かった項目をできるだけ前に掲げ、360度さまざまな施策を実施していくとされております。

7、協働のまちづくり、8、太宰府らしさを活かしたまちづくりであります。

ここでは、まちづくりの理念がわかりやすく説明されております。

以上、執行部から説明を受け、項目ごとに質疑を行いました。質疑の詳細な内容につきましては、全議員構成の特別委員会での審査であったことと、後日総合計画特別委員会会議録が調製されることから、ここで逐一報告をすることを省略させていただきます。

執行部におかれましては、委員会の内容、審査の中で出されました問題点、指摘事項、意見 及び要望については十分に整理、検討され、計画の遂行や今後策定されます実施計画などに反 映されることを強く求めるものであります。

説明、質疑の後、2名の委員から本案に対する修正案が提出をされました。いずれも賛成少数で否決、さらに継続審査の動議も提出されましたが、これについても否決されました。

原案に対する討論では、反対の立場、賛成の立場でそれぞれ4名の委員が発言をされました。

討論を終わり、採決の結果、議案第67号は多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) 議案第67号について反対の立場から討論いたします。

執行部におかれましては相当な議論を重ね、上程案を作成されたことは、特別委員会の質疑の中でも理解できました。しかし、総合計画は市民のための計画であり、市民との協働をうたっている本市のまちづくりのあり方としては、ほかの自治体で実施されているように、白紙の段階から市民と行政が意見を交換しながらつくり上げていくという方法をとられるべきであったと思います。

また、請願第8号にもかかわってきますが、唯一市民が直接参加した審議会の議論の大きな 骨子であった将来像及び進行管理、財政計画について、その意向が基本構想に反映されている とは言えないと思います。また、議会においても約4年前から議会改革の議論が行われていた にもかかわらず、審議会では長い時間をかけて審議された基本計画について、議案として審査 することができず議論が深まらなかったことは誠にじくじたる思いです。

自戒も含め、以上のような理由から本議案には反対いたします。

○議長(不老光幸議員) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** 議案第67号「第五次太宰府市総合計画(基本構想)について」反対の立場で討論をいたします。

委員会の審議の中でも明らかになりましたが、この基本構想をもとに資料として添付されました、今後進められていきます前期基本計画及び今後の実施計画の中で、これまで議会の中でも再三にわたって見直しを求めてきた問題等が引き続き継続される内容が含まれており、一部ではあります、全部反対という立場ではありませんが、どうしても譲れない部分がありますので、この提案されております基本構想につきましては反対を表明させていただきます。

- ○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) 今、委員長が報告したとおり、2日間にわたりまして全員構成で審議をしました。ただ、付託をされたのが基本構想であり、これに付随する5年の前期、後期の5年、そういう状況の中で、内容的にも市民に必要な内容もたくさん含まれておりました。そういう状況の中で、特別委員会では基本構想が付託をされたわけであり、前期基本計画や答申、

さまざまな資料も今までいただいておりましたが、これに対する部分については、資料、参考的なものであって、それに修正を加えるとか、それにさまざまな意見を言う機会がありませんでした。当然、この基本構想だけが付託を受けたわけであり、私としては、でき上がってくる前期基本計画、この中にはさまざまな問題点もあり、委員会でも指摘をしておりましたが、やはり基本構想だけの審査では不十分であり、継続動議も出しましたが、これも否決もされましたので、私はこの基本構想については、全面的に悪いとは言いませんが、一部認めがたいところもありまして、基本構想には反対の態度を表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) 反対の立場で討論いたします。

詳細につきましては、一般質問、また特別委員会の中でもう十分に申し述べておりますので、要点を2つ。

まず、この上程案というのは、審議会の議論、あるいは答申案の骨の部分ですね、を反映したものではないと。文言の細かなところでは多々反映されておりますけれども、骨の部分で違うと。また、この件に関しまして請願、また公開質問等もあっているようでございますけれども、要は非常に一般市民あるいはこの審議会にかかわった関係者等々から疑義が出ているということは事実であります。それらを踏まえまして、いわゆる修正案を提出しましたが、細かな文言等に関するところで否決になったと感じております。最低限、まちづくりの中で市民の参画等を明記していくことが必要であったと思いますので、この原案に関しては賛成できません。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

14番安部陽議員。

**〇14番(安部 陽議員)** 私は、もう特別委員会で何回も同じようなことを言うから、言わないようにしておったんですけど、余りにも反対意見が多うございますので立ち上がった次第でございます。

私は、特別委員会でも説明しましたように、この基本構想については、木で例えれば幹の部分をやるんだから、そこが狂ってないから私は賛成というふうに申し上げます。今から考えられる予算だとか、枝葉、前期の基本計画等も見ましても、それらが盛り込まれておりました。そういう小さなことについては、この基本構想というのはうたわなくても、その次の段階の基本計画で必ず出てきます。どうしても認めがたいというのであれば、予算審議のときにそれに対してはっきりと物を言ってもらいたいと。したがいまして、私は、この基本構想については、いろんな市民の方、あるいは職員、いろんな角度から審議されてでき上がったものでありますので、この基本構想については賛成いたします。

〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。

○8番(中林宗樹議員) 私も、賛成の立場で討論させていただきます。

私も特別委員会で討論しましたので、もう今回はちょっと討論については遠慮しとこうかなと思いましたけども。やはり、今回の総合計画につきましては、市民の意見を十分ですね、聞いてないという方もおられますけども、くみ上げておられるという分を感じております。それから、答申についての意見もありますけども、答申についてもよく取り入れていただいているということで、やはりしっかりした基本構想ができ上がっているんじゃないかなと。全体的に見まして賛成でございますけれども、部分的に見ますと、やはり進行管理についての部分がですね、ちょっと不足しているかなということで、そこら辺は不足に思っておりますけども、そこら辺は基本計画の中できっちりと押さえていただいているようでございますので、これ、基本構想のもとに基本計画でつくっていただき、そして実施計画ということで今後10年間進めていただく分については十分に反映されていると思いますので、これについては賛成といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成13名、反対5名 午前10時16分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第2から日程第5まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第2、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第5、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第68号「太宰府市体育

センターの指定管理者の指定について」から議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までについて、その審査の内容と結果を一括して報告をいたします。

これらについては、指定管理者制度を導入している本市のスポーツ施設のうち、平成23年3月31日をもって協定締結期間が満了する4つの施設について、次期の指定管理者の候補者について議会の議決を求めるものであります。

議案第68号から議案第70号までの3つの施設については、公募を行い、太宰府市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、議案第68号の太宰府市体育センターについては株式会社エルベック、議案第69号の太宰府歴史スポーツ公園及び議案第70号の太宰府市立大佐野スポーツ公園についてはシンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者の候補者として選定するものであり、期間については平成23年4月1日から3年間との説明を受けております。

議案第71号の太宰府市立北谷運動公園につきましては、公募によらない指定管理者の候補者 選定の規定に基づいて、太宰府市体育協会を指定管理者の候補者として選定するものであり、 期間については平成23年4月1日から2年間とのことであります。

なお、結果として、いずれの施設も現在の指定管理者がそれぞれ継続することとなっております。

以上、執行部から一括して説明を受け、委員からは、公募の方法、指定管理料の比較などについて質疑があり、執行部からは、公募については9月から広報及びホームページで周知を行い、9月30日までに関係書類を提出していただき、選定を行ったこと。指定管理料の比較については、平成22年度の指定管理料とほぼ同額を提示されたことなどについて回答がありました。

そのほか関連する質疑では、指定管理者と協議の上、使用規定を定め、施設内に掲示していただきたいとの要望がなされております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第68号から第71号まで、いずれも委員全員一致 で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(**不老光幸議**員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) ○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第69号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**不老光幸議**員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第69号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第70号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定 について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**不老光幸議**員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第71号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第6 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(不老光幸議員) 日程第6、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会と建設経済常任委員会とに分割付託しておりましたので、各常任 委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、総合体育館建設に向けた調査研究を行うため、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会を設置することに伴う条例改正であるとの説明を受けました。

これに対して委員からは、委員会で議論される内容などについて質疑があり、執行部からは 総合体育館の規模、施設の内容、駐車場の広さなどを議論する予定としており、これらについ ては利用者側の意見も十分にちょうだいしたいと考えているなど回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号の当委員会所管分は委員全員一致で原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

〇17番(田川武茂議員) 続きまして、議案第72号、建設経済常任委員会所管分について審査の 内容と結果を報告いたします。

本案は、附属機関、太宰府市景観計画策定委員会について、景観計画の策定が終了したため、同策定委員会部分を削除するものです。

本案については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第7 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

〇議長(不老光幸議員) 日程第7、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3

号) について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。 まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

〇13番(清水章-議員) 各常任委員会に分割付託された議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分について、その審査の内容と結果を報告いたします。

歳入歳出の主なものとしましては、2款2項5目地域コミュニティ推進費のコミュニティバス関係費930万円の増額補正、これは西鉄太宰府駅前の北谷、内山方面、いきいき情報センター及び大宰府政庁跡にバス接近案内表示器つきバス停を設置するための費用であります。財源については、中止となった大宰府政庁跡広場整備工事に充当されていた国庫補助金の一部を財源組み替えしたものであり、今回の補正予算上では歳入として計上されておりません。

10款2項小学校費の学校管理費、施設整備関係費3億6,341万5,000円の増額補正、これは主に大規模改修工事を行うための費用であり、対象となる学校は、太宰府小学校及び水城小学校であります。この財源については、安全・安心な学校づくり交付金及び市債が充てられており、それぞれ歳入及び地方債補正に計上されており、まずは設計を行い、実際の工事は来年度実施されることから、繰越明許費としても計上されております。

10款5項保健体育費の施設管理運営費、体育センター費1,135万円の増額補正、これは体育センターの耐震補強工事を行うための費用で、財源としましては市債を充当しており、歳入、地方債補正及び繰越明許費も計上されております。

債務負担行為補正では、来年4月に執行される統一地方選挙に係る費用、太宰府消防署建設 に伴う事業債、市民課窓口サービスの向上を図る目的で、フロアマネージャーを配置するため の費用などが計上されております。

審査に当たっては、科目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を 行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分は、委員全員一致で原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(**不老光幸議**員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

〇17番(田川武茂議員) 続きまして、議案第73号の建設経済常任委員会所管分について、その 主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、6款2項2目のその他の諸費の備品購入費として有害鳥獣捕獲器の購入費用70万円が計上されております。これは、夏以降、イノシシがえさを求めて宝満山、四王寺山周辺の農地や民家の菜園に出没し、田んぼや家庭菜園に被害を及ぼしていることから、イノシシ駆除のため、猟友会の協力のもと、既存の10台に加え、新たに箱わな10台を購入するため補正するものです。

次に、7款1項4目観光施設整備費の委託料、駐車場警備委託料として80万円が計上されております。これは、おおみそかから正月三が日にかけて梅林アスレチックスポーツ公園を新設の臨時駐車場として設置するに当たって、当初の予定から誘導員の人員を増やしたり、案内表示板を増設するなどの追加経費が生じたため補正するものです。

本件については委員から、駐車場警備を委託する際、駐車場への誘導や警備は観光地太宰府 市が行っているものであるという自覚を持って業務に当たってもらうよう、委託する警備会社 への指導を徹底してほしいとの要望がありました。

次に、8款2項2目道路橋梁維持補修関係費の委託料、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料として600万円が計上されております。これは、平成20年度から市内の橋梁についての長寿命化のための調査を行っておりますが、本年度の調査分に加え、橋の長さが2mから5m未満の85基の橋梁について調査を行うため、増額補正をするものです。

委員からは、調査内容について質疑があり、執行部から、調査は目視により、腐食、亀裂、ボルトの脱落などを調査し、コンクリート部分についてはひび割れ、漏水の状況などを調査するものであるとの回答がありました。

続いて、歳入の主なものとしては、15款2項4目、県支出金の農村環境整備事業補助金として175万円が増額補正されております。これは、歳出の道路施設等管理費の委託料、草刈り委託料とその他の施設管理費の工事請負費「溜池防護柵設置工事」にそれぞれ充当されるものであるとの説明がありました。

また、債務負担行為補正についても審査を行いました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算 (第3号)について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべき ものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

〇8番(中林宗樹議員) 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査の内容と結果をご報告いたします。

審査につきましては、歳出、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、それに関する歳入等があれば同時に説明をいただきました。その都度質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

それでは、歳出、3款民生費、1項社会福祉費の主なものとしては、4目障害者自立支援費で4月より福祉サービス等利用者負担軽減により低所得者の利用負担が無料になりましたことや、利用者が増加したことによる介護訓練等給付費5,330万5,000円の増額補正です。これにつきましては、国から2分の1、県から4分の1の補助が歳入として同時に計上されております。また、扶助費の自立支援医療更生医療給付費2,000万円の増額補正につきましては、生活保護受給者である人工透析者が平成21年7月から平成22年6月までの間、生活保護医療費で請求されていたことが判明したため、過誤として本年度中に病院、国保連合会から医療費請求があるため補正するものであります。この事業につきましても、国から2分の1、県から4分の1の補助があります。

ここでの質疑では委員から、この補正分で人工透析を受けていたのは何人か、また週何回受けていたのかとの質問がありました。執行部からは、1人であり、大体週3回受けられていたという回答を得ました。

次に、地域生活支援事業関係費につきましては、屋外での移動が困難な障害者(児)に外出のため付き添い介護を行い、障害者の移動を支援するもので、826万円の増額補正をするものです。これにつきましても、国からの2分の1、県からの4分の1の補助があります。

次に、障害者福祉団体助成関係費の公有財産購入費ですが、ご存じのとおり太宰府消防署が 看護学校跡地にプレハブで仮庁舎を設置され、業務を行われていましたが、新庁舎が完成し、 引っ越しされました。仮庁舎の有効利用として、このプレハブを購入し、障害者団体の作業場 として利用するため210万円の増額補正を計上するものです。

次に、11目の南体育館関係費につきましては、現在、耐震診断中ですが、補強工事が必要である箇所が数カ所あるということから896万5,000円を増額補正し、耐震工事を行うものです。 これは、起債をし、歳入として公共施設耐震化事業債1,040万円を計上しています。また、工事は年度内に完了することが困難なことから、繰越明許費とするものであります。

次に、2項の扶助費、子ども手当の5,330万円の減額補正ですが、これは、当初予算時に推定していた対象者数より少なかったというものです。これにつきましては、歳入の国及び県負担金も減額補正となります。

ここでの質疑では、具体的に何人少なかったのかとの質問に対し、400人ぐらいの減になっているとの回答がありました。

次に、保育所費の市立保育所管理運営費で、南保育所の雨漏りによる営繕工事に係る336万円の増額補正をしています。

質疑では、南保育所は点検をして防水シートが機能していなかったということだが、五条保育所のほうはどうなのか、点検等はしているのかとの質問に対し、五条保育所には今、漏水している状況もないので今回は調査してないとのことでした。

重ねて、いつになったら調査するのかとの質問に対しては、五条保育所自体が相当老朽化が進んでおり、建てかえも視野に入れたところで今後検討させていただきたいとのことでした。

次に、私立保育所関係費では、入所児童の増に伴う運営委託料の2,779万円の増額補正が計上されています。これには、保育所保育料338万円の歳入増と国からの2分の1、県からの4分の1の補助がありますので、それぞれ計上しています。

次に、3項生活扶助費の2億4,660万円の増額補正ですが、近年の社会経済の低迷による影響などが出て、生活保護世帯の増加が見込まれるので増額補正とするものです。これには、国庫から4分の3の補助がありますので、歳入も同時に1億8,495万円の増額補正をしています。

次に、4款1項母子保険費の妊婦健診審査関係費ですが、HTLV-1抗体検査を妊婦健診の初回時に追加するための費用の医療関係に支払う委託料17万円と、県外で受けた方への償還払い分6万8,000円であります。

次に、10款1項幼稚園就園奨励関係費につきましては、補助単価の改正及び園児の若干の増 員によるもので、408万6,000円を追加補正するものです。

最後に、債務負担行為補正の一部事務組合分の大野城太宰府環境施設組合災害復旧事業債に つきましては、平成21年7月の豪雨により大野城環境処理センターの進入路ののり面崩落、ま た土砂堆積など被災したことに伴います災害復旧工事を行うに当たり、起債の借り入れをして おります。平成31年度までの太宰府市分の償還額を債務負担行為として992万7,000円計上する ものです。

以上、本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第8と日程第9を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第8、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について」及び日程第9、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第74号及び議案第75号の 審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,570万1,000円の追加補正がなされております。その主な内容は、まず、歳出につきましては、1款総務費、1項1目の庶務関係費の105万5,000円の減額補正ですが、これは、国保の窓口が混雑したときのために窓口番号札発券機を設置するとして予算計上していましたが、ロビーに設置したコミュニティビジョンの設置業者との協議により無償で発券機の設置ができるようになったことから、予算額全額を減額補正するものです。これにつきましては、平成23年度から平成24年度までの債務負担行為として計上していましたが、同時に廃止するものです。

2款保険給付費、1項療養費、1目、2目、3目の補正につきましては、執行状況を参考に 今後の支出見込みを算定したところ、不足を生じることからそれぞれ増額補正をしています。 同じく2項高額療養費、1目、2目につきましても、同様の理由で増額補正をしています。 3款後期高齢者支援金、1項1目につきましては、後期高齢者医療費の現役世代の負担金ですが、概算額の通知で拠出し、拠出金は2年後に精算を行う仕組みになっており、今年度の通知により減額補正をするものです。

6款1項1目介護納付金につきましても、同様に通知により増額補正をするものです。

11款1項2目につきましては、過年度分の精算額が確定したことによる精算返還金の増額補正となっています。

歳入につきましては、2款1項1目の療養給付費等負担金では、保険給付費、後期高齢者支援金負担金、介護納付金負担金の支出増加に伴う国庫負担金の増額補正になります。その他は、交付額を確定する通知により額の補正をするものです。

以上、補足説明を終え、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議 案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」は原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご報告いたします。

歳入につきましては、1款総務費、1項1目一般管理費では、グループホームにスプリンクラーを設置する補助のための224万1,000円の増額補正、これは全額国庫補助となっています。

2款保険給付費、1項、2項、6項では、今年度の11月までの実績に基づき、合計1,300万円の予算の組み替えを行っております。内容は、1項介護給付費、2項介護予防給付費で減額した分を6項の特定入所者介護サービス費に充てるものです。

以上、執行部からの補足説明を終わり、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一 致で議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」は 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第74号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」 討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第10 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。 まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

O13番(清水章-議員) 各常任委員会に分割付託されました議案第81号「平成22年度太宰府市 一般会計補正予算(第4号)について」の当委員会所管分について、その審査の内容と結果を 報告いたします。

本補正予算は、人事院勧告に伴う減、それから人事異動に伴う調整が主なものであります。 給与費について、まず給料が1,704万7,000円の減、それから職員手当が1,313万3,000円の 増、これは7月の大雨による時間外勤務の増加によるものなどにより増額となったものであり ます。 期末手当、勤勉手当につきましては、人事院勧告に伴うものなど、合わせて3,806万9,000円 の減額となっております。

以上によって、歳出が減額となったことから、歳入につきましても、取り崩す予定としていた財政調整資金及び前年度繰越金をもとに戻すこととしております。

以上、執行部から説明を受け、これに対して委員からは、職員の給与は毎年下がり続けているようだが、何年ぐらい続いているのかなどについて質疑があり、執行部からは、ここ3年ぐらい下がり続けており、今年の人事院勧告では全体的に0.2%の減、56歳以上の管理職クラスの職員については、さらに1.5%の引き下げが行われているなど回答がありました。

質疑を終え、討論では、本会議で議員、三役の引き下げには賛成をしたが、一般職員の給与 引き下げには反対したため本案には賛成できないとして反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第81号の当委員会所管分は、委員多数の賛成で原案のとおり 可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

〇17番(田川武茂議員) 続きまして、議案第81号の建設経済常任委員会所管分について、審査 の内容と結果を報告いたします。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当については、予算編成時のそれぞれの部署の職員数等を見 込んで計上していたが、その後の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に伴う額をあわせて 補正するものとの説明がありました。

審査を終え、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補 正予算(第4号)について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決 するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長の中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

〇8番(中林宗樹議員) 続きまして、議案第81号の環境厚生常任委員会所管分について、審査内 容と結果を報告いたします。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当については、予算編成時にそれぞれの部署の職員数等を見 込んで計上していたが、その後の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に基づく職員給与の 改定に伴う額をあわせて補正計上するものとの説明がありました。

説明を終え、質疑はなく、討論では、本会議の初日に関連する条例について市長、副市長、 教育長と議員のところについては賛成しているが、一般職員については反対しており、それに 関連している内容であるということでの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号) について」の当委員会所管分につきましては、委員賛成多数で原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

- ○2番(藤井雅之議員) 議案第81号について反対の立場で討論させていただきますが、先ほど委員長報告の中でもありました所管委員会の中でも討論をさせていただいておりますが、本会議の初日に関連する条例について、市長など三役と議員については賛成をいたしましたが、一般職員の方の人事院勧告に伴う給与引き下げについては反対しております。それに関する補正予算が組まれておりますので、この議案第81号につきましては反対を表明いたします。
- ○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) 先ほど各委員長からも報告がありましたが、初日の部分での討論を し、反対討論をさせていただきました。また、これに関連する職員給与の引き下げ、先ほども 委員長からありましたように0.2%、それから特に56歳以上の方については1.5%も引き下げに

なる。また、日本全国国家公務員、地方公務員、関連する外郭団体など、この給与が毎年引き 下げられて本当に経済が冷え込んでる状況の中で、景気が悪くなる。その上、また年金まで影響してくる。さまざまな影響がありまして、こういう給与の引き下げ、これについてはもうど うしてもやはりこの景気回復のためには給与の引き下げはすべきでないという立場をとってお りましたので反対を委員会でも行いました。また、今から上程される各款の国保とか下水とか この部分もありますが、職員給与関係について、引き下げについては認められないという立場 を表明して反対討論といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時01分〉

○議長(不老光幸議員) ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時15分

〇議長(不老光幸議員) 再開します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第11から日程第13まで一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第11、議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について」から日程第13、議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第82号から議案第84号ま

での3議案について、審査内容と結果を一括して報告いたします。

この3議案につきましては、すべて職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第81号と一括して執行部から説明を受けました。

説明を終え、3議案すべてに対して質疑はなく、討論では、本会議の初日に関連する条例について市長、副市長、教育長と議員のところについては賛成しているが、一般職員については 反対しており、それに関連している内容であるということでの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)について」、議案第83号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)について」及び議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)について」、以上3議案につきましては、3議案ともに委員賛成多数で原案のとお り可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(**不老光幸議**員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第82号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第84号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」 討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第82号平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、先ほど委員長報告でもありましたが、私は環境厚生常任委員会で先ほど委員長報告にありました内容の討論を行っており、さきに反対いたしました議案第81号と関連する内容でありますので、第82号につきまして反対を表明いたします。

また、この後採決が行われます第83号、第84号についても、所管委員会で同様の反対討論を 行っておりますので、あわせて反対であるということを表明させていただきます。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第81号、それから当初人勧関係の条例で反対討論をしておりますので、人勧関係分については、今後出てくる採決については討論は省略いたしますが、反対の態度を表明しときます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時20分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第83号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時20分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時21分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第14、議案第85号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第15、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

〇17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第85号及び議案第86号 について、審査の内容と結果を一括して報告いたします。

両案ともに職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第81号と一括して執行部から説明を受けました。

両議案に対して委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第85号「平成22年度太宰府市 水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業 会計補正予算(第1号)について」は、委員全員一致で両議案ともに原案のとおり可決すべき ものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(**不老光幸議**員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 次に、議案第86号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第85号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第85号平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算につきましても、 先ほど委員長報告にもありましたが、人事院勧告に関する内容が含まれております補正予算で すので、同様に反対の立場をとらせていただきます。

また、あわせて、この後採決を行います第86号についても、同様の理由で反対であるという ことも表明しておきます。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時24分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時25分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第16 議案第87号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

〇議長(不老光幸議員) 日程第16、議案第87号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

**〇市長(井上保廣)** 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成22年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えました。

本日ご提案申し上げます案件は、補正予算案件の1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」のご説明を申し上げます。

我が国では、疾病課題の解決を図りますために子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児の細菌性髄膜炎予防Hibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の促進が求められていました。今回の補正予算は、国におきまして子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の補正予算が去る11月26日に成立しましたので、太宰府市におきましても早期実施が必要と考えましたので、平成23年3月から任意接種としてこの3ワクチンの接種を全額公費負担で開始するものでございます。よろしくご審議賜りますようにお願い申し上げます。

〇議長(**不老光幸議**員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

**〇2番(藤井雅之議員)** 3ワクチンの接種に関する補正予算ですが、その対象になっております 子宮頸がん予防のワクチン接種に関連して質問させていただきます。

まず、確認をさせていただきたいんですけども、この子宮頸がんの接種対象者が中学1年生から高校1年生というふうになっているんですが、聞いたところというか調べたところによりますと、この平成22年、平成23年度の2カ年の事業でありますけども、高校1年生のところが平成22年度に接種を受けてないと翌年平成23年度にも接種の対象にならないという話を聞いているんですが、その点は事実なんでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** そのとおりでございまして、これは、国の補助によりまして県で基金を造成いたします。その基金事業の中身そのものがそのような形になっております。
- 〇議長(**不老光幸議員**) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) そうなりますと、3月からスタートするということは、事実上平成22年度が3月一月しかない状況になるというふうに思いますが、その対象になる高校1年生のところですね、例えば4月に受けたいと思っていても、前年の3月に受けてなかったら当然受けれ

ないわけですから、その点への周知というか対応策は私、必要なんじゃないかなと感じるんで すけども、それについて何か対応される考え、お持ちでしょうか。

- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(和田敏信) このワクチンそのものが6カ月間で3回接種をしなくてはいけません。1回目から2回目までの間が1カ月間必要です。必然的に2回目以降は、翌年度に入ります。翌年度につきましても、この考え方につきましては基金造成の中で対応するということになっておりますことから、平成22年度にまず受けていただくというのが大事なことといいますか、そこで受けていただくことを対象として平成23年度も同じ方を対象といたします。

周知につきまして、非常に大事なことでありますので、広報、ホームページは当然なんですけど、対象の方にはすべて個人通知を保護者あてにお送りをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(不老光幸議員) 2番藤井雅之議員。
- ○2番(藤井雅之議員) わかりました。個人へのダイレクトメールで対応されるということですけども、あわせて要望させていただきますが、そのダイレクトメールを受けた後もきちんと連絡といいますか、いろいろ問い合わせも来るんじゃないかということを想像しますので、そういった部分への体制の部分も抜かりなくとっていただくよう要望いたしまして質疑を終わります。
- O議長(不老光幸議員) ほかに質疑はありませんか。 13番清水章一議員。
- ○13番(清水章一議員) この子宮頸がん等のワクチンあるいは小児用の肺炎球菌あるいはHibワクチンについて、公明党が非常に強く推進してきたもんでございまして、こういう形で補正予算に具体的に実施されると、全額公費負担ということに対して、私どもとしては大変喜んでいるところでございます。ただ、平成22年度と平成23年度という形の、言うならば1カ年と1カ月という形になるわけですが、1カ年事業だけなのかですね、その後どうなっているのか、国がどういう形で決めてくるかということもちょっと不透明な部分があるんですが、その辺のところについてご答弁いただければと思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** 国の補正予算そのものですので、2カ年度といいましても途中から ということになります。

今、国のほうでは、もともとこの考え方としては、定期接種化に向けたところでの緊急的な 対応といたしまして接種機会を設けるというふうな形になっております。ですから、今、国の ほうでは鋭意論議中でございまして、考え方としては定期接種化というふうなところになろう かと思います。ただ、中身的にどのようになっていくのかと、年度的にもいつからかというと ころまで現在のところでは明らかにはなっておりません。

〇議長(不老光幸議員) いいですか。

13番清水章一議員。

- ○13番(清水章一議員) 現実的に、今自治体の中では国が補助をしなくても独自で補助をやっているところもあるわけですけども、1カ年事業という形、1カ年というか1年と1カ月になるわけですが、この国の動きもあるわけですけども、もし国が今回で終わりだというような話になったとき、市としてもまた続けていく考えがあるのかどうかですね。まだそこまで決めてないということであれば決めてないということで結構ですけども、その辺の先のことをですね、聞かれる方もいらっしゃいますのでお願いしたいと思います。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(和田敏信) 先ほど申しましたように、とにかく今から始めるというところにスタートラインに今立っているわけでございまして、これはもともと要望が強かった中身を1つずつ解決していこうとしているというふうに私たちはとらえています。そのほかにたくさん要望がございますワクチンもございます。ですから、まずはこういうものの定期予防接種化に向けての取り組みということで私たちはとらえておりますし、今から先も定期予防接種化に向けては全国市長会、県市長会なりでやはり要望していくというスタンスをとっておりますから、その中で考え方としては整理していきたいというふうに思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) いいですか。
  - 9番門田直樹議員。
- ○9番(門田直樹議員) 1点お聞きしたいんですが、今、清水議員のほうからありましたけど、確かに公明党さん、共産党さんもですか、民主党、そして自民党の一部、野田聖子さんを中心とする女性部ですね、がこういったことを進めているというふうに理解してますが、私、今回一般質問でもこの点を取り上げたんですが、効果に対する問題ですね、若干疑問。まず、ウイルスの数が多い、そして日本人が持っているウイルスはその中の割合が低いと。そして、実際の薬効ですね、効果、そして副作用。副作用に対してもいろいろあると。そういったところを、この予算、補正見ますと若干の印刷製本費とかたった8,000円増額とあるんですが、その辺の通知ですね。ワクチンを接種する判断ですね、任意ですから。これに当たってそういうふうな情報は提供されるのか、その辺をお答えください。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** 当然、中身についてはきちんとした情報というのはお渡ししなくてはいけないというふうに思っておりまして、その中で、任意接種ですので、保護者の方にやはり判断していただくというふうなところで今のところは考えているところでございます。
- 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。
- **〇9番(門田直樹議員)** 具体的にそういうふうな説明文の文案等はもうまとめられてあるわけで しょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(和田敏信) もともと基金事業ですので、今、県議会のほうでも実際2月の県議

会で最終的に確定をいたしますので、それまでの手続関係を今、筑紫医師会と鋭意協議中という形でございます。ですから、そういう中で具体的な中身についてもきちんと筑紫地区の中でも整理されていくというふうに今のところ予定として見ております。そのような形で取り組みます。

- 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。
- ○9番(門田直樹議員) 3つのうち2つは、もう何ら異論なくですね、遅いぐらいの感じと考えておりますけれども、この子宮頸がんに関しましては、今申しましたようにたくさんの形があると。そしてまた、日本で承認されているのは、この1銘柄ということで、今後また状況が変わっていくことになると思います。そういったときに早目早目に情報を取得されて発信されるように、これは、要望です。

以上です。

- O議長(不老光幸議員) ほかに質疑はありませんか。 18番福廣和美議員。
- ○18番(福廣和美議員) 先ほどの回答の中でダイレクトメール等で通知をするというお話がございましたけれども、当のですね、いわゆる中学生に対するですね、この子宮頸がんそのもののこともやはり説明が必要でしょうし、それでこういうワクチンを接種するんだというですね、そういったことをやはり理解をしてもらうと、その上で任意で接種をしていただくという形がですね、一番望ましいのではないかというふうに思うんですね。そこで、やはり学校での、親に対するものはそういったダイレクトメールでいいかもわかりませんが、学生についてはですね、やはり直接的に学校においてそういう説明をされる必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** もともと考え方といたしまして、やはり中学生からということになりますので、学校抜きにはやはり考えられないというふうなことで今思っておりまして、来年早々にでも学校との協議というのは開始をさせていただきたいというふうに思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員。
- ○18番(福廣和美議員) 先ほど清水議員のほうからもありましたが、国がこういう形で今予算 計上できましたからいいんですけども、我々としてはですね、ぜひそのことがなくなったりし てもですね、太宰府市としてこの問題に取り組んでもらうということをですね、今の段階で回 答はできないでしょうけども、ぜひそのことを強く、強く要望をいたしておきます。 以上。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) ちょっと素朴な疑問なんですが、これはやはりこのワクチンを接種する際は、産婦人科に行って接種しなければいけないんですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

- **〇健康福祉部長(和田敏信)** 通常、定期予防接種といいますのは、個別予防接種で医療機関で今行っておりまして、その医療機関が多分行うだろうというふうに今のところ思ってますけども、本市におきましても、ちょっと数は覚えませんけど幾つもございます。現段階ではまだ筑紫医師会でもどの医療機関ってところまでまだできてないんですけれども、同様の対応で接種する形になろうかというふうに思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) できたら、さっき福廣議員もおっしゃったように、教育現場でそうやって理解を求めるのであれば、やはり任意かもしれないですけれど、体育館とかで昔やってましたけど、そういった予防接種も考えるようにしていただけたらなと私思うんですよ。もし産婦人科とかになると、やはり中学校1年生から高校1年生の女の子ですから、やっぱりそういうところに行きたくないとか抵抗がある子もいると思うんですね。そういうことをぜひ踏まえていただきたいと思います。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 回答はいいですか、答弁は。

(3番長谷川公成議員「はい」と呼ぶ)

- 〇議長(不老光幸議員) 11番安部啓治議員。
- ○11番(安部啓治議員) このワクチンはですね、有効期限がありますので、医療機関としてはですね、在庫保証があるなら別でしょうけど、恐らく在庫を少しとか持たないとかという医療機関が出てくると思うんですよね。それで、恐らくそうなった場合には予約制度になるんじゃないかということを考えておりますが、その辺の対応はいかがですか。
- 〇議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(和田敏信)** 先ほど申しましたように、今、筑紫地区と筑紫医師会とで鋭意協議中でございましてですね、まだ最終的なものまで行き着いておりませんので、それについては当然論議されていって整備されるというふうに思っております。
- 〇議長(不老光幸議員) いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第17 みらい基金創設特別委員会最終報告

O議長(不老光幸議員) 日程第17、「みらい基金創設特別委員会最終報告」を議題とします。 委員長の報告を求めます。

みらい基金創設特別委員会委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 本特別委員会は、議員全員構成により、皆さんご承知のとおり18回の委員会のほか、小委員会や委員会協議会において議論を重ねてまいりました。特別委員会における議論の中心は、歴史と文化の環境税にかわるものとして同じ程度の基金が担保されるか、みらい基金が本当に集まるのか、どのようにして集めるのか、そしてそれが継続して集まるのかということでした。みらい基金を集めるためにまずやるべきことは条例をつくることであることと考え、執行部からは、条例と同時に規則をつくって細かな事項を定めるべきとの意見もあり、議員3名も参画しているみらい基金創設検討委員会の審議の内容報告を受けながら議論を行い、特別委員会の中に小委員会をつくり、その中で検討委員会から提案されたみらい基金条例(案)を再検討し、修正等を行いました。

昨年6月に開催された委員会では、執行部に対して規則、要綱、協議会の設置などについて協力を依頼して、条例案を9月議会で議員提案する方向性を確認をしました。その後の委員会協議会では、検討委員会の委員さんも出席いただいて、これまでの特別委員会での審議経過を報告し、意見交換を行い、貴重なご意見を伺いました。その後、特別委員会を3回開催して、条例案の細かな字句の修正や提案方法を審議し、平成21年9月定例会の最終日において、本条例案は全会一致で原案のとおり可決されました。

太宰府古都・みらい基金条例が本年4月1日に施行された後も6月と9月に委員会を開催し、行政からの支援等について議論を行いました。さきの10月22日にはみらい基金推進会設立総会が太宰府天満宮文華殿で開催され、役員、事務局体制や今後の具体的な推進体制が整いました。これによって本特別委員会はその役目を終えたと判断し、12月3日、委員会において報告を行い、同日をもって解散をいたしました。

これをもちましてみらい基金創設特別委員会最終報告といたします。 以上です。

〇議長(不老光幸議員) 自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第18 発議第3号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第18、発議第3号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例 について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 佐伯修議員。

[15番 佐伯修議員 登壇]

○15番(佐伯 修議員) 発議第3号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明申し上げます。

本案は、議員定数削減に伴う委員定数の見直しに伴って条例の一部を改正する必要が生じた ため、改正を行うものです。

提出者は、太宰府市議会議会運営委員会委員長佐伯修。

改正の内容は、太宰府市議会委員会条例第2条第1項第1号及び第2号中の「7人」を「6人」とするものです。施行期日は、平成23年1月1日。経過措置として、この条例による改正後の太宰府市議会委員会条例の規定は、平成23年1月1日以降、その期日を告示される一般選挙後初めて開会される議会から適用し、当該議会前における常任委員会の委員定数については従前の例によるとしております。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) この発議第3号ですが、議員定数削減審議については委員会や本会議でも大変な論議になりました。その中で私は、やはり今までどおりの定数でよいという立場を一貫して委員会や本会議の場でも発言をし、動議も提出もしてきました。こういう審議過程がありまして、一貫して議員定数、市民の声をやはり20名という長年の町村合併から今日まで40年以上も削減をしていた経過がありまして、20名の定数というのは引き続き行うべきだということで論議をしましたが、最終結果は定数18名になりました。私は、一貫してそういう立場

をとっておりまして、この発議第3号が出てきて、6、6、6とすることについて発議ですが、その審議過程で態度を明らかにしておりまして、決まったからという形でこれに賛成をするというのは、今まで審議過程から見て納得できないところがありますので、私は筋を通したい。こういう立場で、この発議第3号については反対の討論を行っておきます。

以上です。

- O議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。 2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** 発議第3号につきましては、先ほど同じ会派の武藤議員からも反対討論 が出ておりますが、私も定数削減については反対をしております。その定数削減を踏まえた上 でのこの発議でありますので、私も反対を表明いたします。
- ○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時51分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に 関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第19、請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」について、その審査の内容と結果の報告をいたします。

紹介議員となっている委員から、青色申告をしている事業者について家族分の給与は必要経費として認めているが、白色申告をしている事業者については配偶者で最大86万円、子などの場合は最大で50万円までしか認められていない。不況の中、家族で一生懸命働いているにもかかわらず、一部の控除しか認めないというのは税法上に大きな問題がある。ぜひ請願の趣旨をご理解いただいて請願を採択し、国に対して意見書を提出していただきたいとの補足説明がありました。

これに対して委員からは、申告の方式を青色申告に変える選択肢はないのかなど質疑があり、紹介議員である委員からは、青色申告を選択した場合、幅広く記帳しなくてはならないため、青色申告を望まない方がおられる。しかし、望まないからといって一部の控除しか認めないのは矛盾があるなど回答がありました。

別の委員からは、労働分はきちんと給与で保証されるべきであるという考え方には賛成だが、労働時間を明らかにするのが非常に難しい。先進国では当然賃金として認めているということなので、もう少し調査したいとして継続審査を求める動議が提出されたため、本請願を継続審査とする動議を議題とし、採決を行いました。その結果、賛成少数により継続審査とする動議は否決をされました。

請願に対しての質疑を終え、討論では、請願の趣旨には反対ではないが、今の段階では賛成できないとする反対討論、青色申告者であれ白色申告者であれ同じ扱いをすべきであるとする 賛成討論、請願の趣旨については一部わからないでもないが、現状の申告のあり方が問題である。現状のままでプラスの点だけを受け入れ、本質的な問題は置いておくということに対しては賛成できないとする反対討論、以上3件の討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第4号は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。 以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) この請願第4号について反対の立場から討論いたします。

本請願が出され、現在、白色申告を行っている自営業者、税理士の方に実情を伺ってまいりました。結果、現在の白色申告のまま青色申告の恩恵を受けるという本請願の内容では、申告方法がその課題であるという結論に達しました。請願にある自家労賃を必要経費として認めている諸外国の申請方法について、日本の青色申告に近いのか、白色申告に近いのか、その実情を調査し始めましたが、常任委員会までに調査が終わらず、継続審査の動議を出しましたが否決され、現在の段階では賛成できないということを申し添えて反対討論といたします。

- 〇議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。
- **〇2番(藤井雅之議員)** 紹介議員といたしまして、請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費 として認めることを求める意見書に関する請願」について採択を求めて討論させていただきま

す。

この請願の趣旨は、申告の種類を青色、白色の区別なく、働いた分の賃金を正当な報酬として認めてほしいという内容のものであります。福岡県の最低賃金は692円です。1日8時間働いたとして5,536円、これを月25日で換算すれば13万8,400円になり、年間に直せば166万800円となりますが、白色申告の形態をとっていれば控除される分は86万円しか認められないこの状況を改善してほしいというもので、焦点になっております法的根拠になっております所得税法56条が、そもそも制定された戦後のすぐのシャウプ勧告が出された当時の話であり、当時の経済情勢、また時代とは今大きく変わっております。国会でも見直しに向けた動きが、所管であります財務省の政務三役からも発言されるなど、情勢も変化しており、政府の決断を後押しするためにも請願を採択していただきまして、意見書の提出を重ねてお願いいたしまして賛成討論といたします。

〇議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

**〇19番(武藤哲志議員)** 議員の皆さん、委員会では大変私に対し、紹介議員として委員からい ろんな質問をいただきました。大変、委員会で論議をいただいたことに対してはお礼を申し上 げます。今、意見がさまざまありますが、青色にしたらどうかというのがありますが、委員会 でも説明をしました。私も青色申告ですが、今、本当に大変な業務に追われております。青色 は正しい申告をする、白は不正な申告をするというような委員会でも発言ありましたが、白で あれ青であれ正しく申告するのが国民の義務であります。私は、そういう状況の中で、白色申 告の場合、黒字であれば86万円の控除をとることができる。ところが、赤字、この不況の中で 赤字になりますと、この86万円がとれなくて38万円しか受けることができないというのが現状 です。そうすると、1日朝夫婦で、親子で働いても、本当に家族が所得が認められない。38万 円、市では33万円です。そういう今の中小零細である事業で働く奥さんや子供たち、こういう 方たちの今のその制度が矛盾があるということで、日本全国各地で現在300近くの自治体がこ の請願を採択し、税法の改正を国に求めたところであります。この近隣市の中でも可決をして おりましたが、太宰府市では否決されました。私は、本当にこの中にも家族で事業されている 方もあると思うんですが、白でも青でもですね、やはり同じような扱いをすべきじゃないか と、家族の労務を対価を認めるべきだという立場をとっておりまして、この請願が委員会では 不採択になりましたが、私は本議会で可決すべきだ、こういう立場でこの請願の可決を皆さん にお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決します。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

〇議長(不老光幸議員) 起立少数です。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成2名、反対16名 午後0時00分〉

○議長(不老光幸議員) ここで13時まで休憩します。

休憩 午後 0 時01分

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第20と日程第21を一括上程

〇議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第20、請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」及び日程第21、 請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」を一括 議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました 環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

**〇8番(中林宗樹議員)** 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第5号の審査における主 な内容と結果をご報告します。

この請願につきましては、12月8日付で議長あてに429名の署名簿が提出されております。 協議では、請願書に幼・保一体化の問題等触れられている。そもそも幼稚園と保育園では施設 の成り立ちも違うし、給食施設の一つをとっても問題点があることは明らかで、単純に一体化 して待機児童の問題が解消できるということではないと思うので、採択すべきであるという意 見が出ました。

協議の途中、現在、政府においてまだはっきりした方針が出ていないので、政府の動きを見 守りたいということで継続審査の動議が出されました。本請願を継続審査することに対する意 見として、議員任期も残り少なくなっている状況でもあるし、早急に採択して政府に対しきち んと意見を表明すべきであるとの意見が出ました。

継続審査に対する協議を終え、請願第5号を継続審査にすることについて採決を行いました。

採決の結果、請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」につきましては、委員賛成多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議に入り、委員から、電磁波強度がはかれないまでも現地を調査すればどうかという意見が出され、現地調査に行くことの異議を確認しましたところ、異議ありとして先に協議をすべきだとの意見が出されましたので、現地調査に行くことについて採決をとりました。

採決の結果、賛成多数で現地に行くことに決定し、暫時休憩後、太宰府東小横、太宰府南小横、青葉台公民館敷地内に設置されています携帯電話基地局を現地調査いたしました。

現地調査を終え、委員会再開後、現地調査を踏まえたところで協議を行いました。

協議に先立ち、執行部の見解を求めたところ、市は専門的な知識、技術を要した職員がいないし、専門的な研究機関もないので、市としては公である総務省の見解を支持しているということでした。そこで、総務省が作成した携帯電話基地局に関するパンフレットを配付してもらい、資料として説明をしていただきました。パンフレットの内容では、国際的なガイドラインを下回る強さの電波により、健康に悪影響が発生する証拠はない。携帯電話端末及び携帯電話基地局から放射される電波の暴露によりがんが誘発されたり促進されたりすることは考えにくい。その影響についても、健康への明らかな重大な影響はないということが主な見解として示されました。

協議に入り、委員からの意見としては、私は結果が出たからでは遅いと言いたい。専門的な技術を要する者がいないならば、そういう専門職を充ててもらい、請願の中に不安という文字が幾つか出てくるが、安全・安心のまちづくりのためにこの請願に賛成するという意見や、執行部から説明があったとおり、篠栗町や鎌倉市では条例が施行されている。また、各地で健康被害に関する裁判が行われている状況など事実がある。今回は携帯電話による電磁波は、ここ10年から15年という短い期間のデータしかなく、今後の調査が待たれる状況であること、説明があったWHOの見解については、請願と若干の内容のずれがあるようだが、WHOに属する機関のIARC・国際がん研究機関が今年5月に公表した報告でも、やや玉虫色であったと言わざるを得ない。この問題は慎重に対処しなければならないと思う。よって、この請願は継続審査にし、さらなる調査が必要であるということで継続審査にすべきという意見が出されました。

継続審査の動議が出されましたので、それについての意見を取りまとめたところ、議員の任期も半年を切っている状況で、継続審査にして果たしていいのか。現地調査を行ったが、東小のところにあった基地局の電波を発する位置が3階の教室のところとほぼ高さが等しいのではないかと感じた。あの場所を見る限り、子供たちに健康上の被害が出ないとも限らないと感じたので、採択すべきと思うので継続審査とすることに反対するや、理由はよくわかる。しかし、この文化的な生活をするという世の中になってきている中で、その日常生活との絡みと総合的に判断しなければならない。やはり、電磁波が教室に何時間当たっているか、授業中さら

された場合にどういう影響が出てくるかとかの実態を把握し、電磁波をはかるなどの機会を設けてもらって、その後はっきりした市としての方針、条例をつくってもらいたい等の意見が出されました。

協議を終え、請願第6号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」につきましては、委員賛成多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

- ○4番(渡邊美穂議員) 今の委員長報告の中で継続審査の理由となったのが、政府の見解がまだ 出ていないのでという内容があったと思うんですが、この法案については来年1月もしくは3 月の通常国会にも法案が提案される予定になってまして、したがって、この12月議会で政府に 意見書を出してもらわないと既に遅くなるわけなんですが、そういった議論は委員会の中であったんでしょうか。
- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- **〇8番(中林宗樹議員)** それについては、委員会では法案がいつ上がるというような協議はありませんでした。
- 〇議長(不老光幸議員) いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) では、第5号については終わります。

次に、請願第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。 13番清水章一議員。

- ○13番(清水章一議員) 大変慎重に審議をしていただいているなという感じがいたしました。 調査をしてというお話がございましたが、そういった形でのスケジュール、あるいは調査がど ういう方向で出るかというの、やってみないとわからない部分ですが、調査を、言うならば、 出なかった場合とか出た場合とかあるんですが、どうしてもしなくてはいけない内容なのか、 そういった議論があったのか、スケジュールとですね。どの程度、どこがどういう形でやるの かという話が出たのかどうか、議論がなったのかどうか、その辺をお聞かせください。
- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- **〇8番(中林宗樹議員)** 調査をすべきという意見は出ましたけども、具体的にいつ、どこで、どういう方法でやるというような意見については出ませんでした。
- 〇議長(不老光幸議員) いいですか。

ほかに。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 質疑の中で、今現状、太宰府市の中にどれぐらいの基地数があって、 小学校、学校の付近にはどれぐらいの基数があるかということは、議論の中で出ましたでしょ うか。

〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。

○8番(中林宗樹議員) それについても出ませんでした。

**○議長(不老光幸議員)** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**不老光幸議員**) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」について討論を行います。 通告があっていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

**〇2番(藤井雅之議員)** 請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

所管委員会でも私はこの請願の採択を求めて討論しておりますが、とりわけ今進められようとしておりますが・保一元化というもので、待機児童解消のもとに幼・保一元化が行われようとしておりますが、単純に幼・保を一元化したから待機児童が解消されるという問題ではないと思います。幼稚園と保育園では、そもそも1日の子供たちの過ごす生活の時間が違います。仮に一元化したとするならば、幼稚園で通園している子供は午後2時ぐらいには帰宅するというような形になりますが、ちょうど保育園に入っている子供はその時間お昼寝の真っ最中ということで、1日の子供たちの、一つの園で過ごす子供たちの生活がばらばらになってしまうという懸念も容易に想像できますし、また、給食設備一つをとっても幼稚園と保育園では全く違う形をとっております。そういった問題点の解消を示されず、単純に幼・保一元化と称するような内容の保育制度の改革については慎重に対応しなければならないと思いますし、先ほど委員長報告の中でも429名の署名が出ているということもありましたが、今回請願者にこれだけ多くの父母の方が連ねておられる状況を見ても、その不安を払拭するために議会として政府に意見書を提出するべきだと考えます。採択を求めて賛成討論といたします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

**〇16番(村山弘行議員)** 紹介議員として本請願をぜひとも採択していただきたいと、そういう 意味で討論をさせていただきたいと思います。

提案理由説明の中でも申し上げましたが、また今、藤井議員からもお話がありましたよう

に、本来、保育所と幼稚園のそもそもが違うわけでありますし、またこれが緩和されることによりまして営利主義的な業者が入ってくる。東京都内では4月に開園して8月、9月に閉じるということで、子供たちがどこの保育園にも幼稚園にも行けなくなると、こういう現象も出てきております。また、安易に緩和をしますと、現在の0歳児に対して3人に1人という部分が、これが緩和されることによって10人の0歳児を1人で見るなどというようなことも危惧をされております。したがって、私どもは、今日の議会の中で請願をぜひ採択していただいて、趣旨に書いておりますように、ぜひともですね、現在の保育制度あるいは幼稚園制度を確保し、あるいはまた、もっともっと待機児童の緩和へ向けてこそ議論をすべきだというふうに思いますので、ぜひとも保育制度に関する意見書を本議会の中で可決していただいて、国の機関に提出をしていただきたいということをお願いを申し上げまして賛成討論にかえさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

10番小栁道枝議員。

**〇10番(小栁道枝議員)** 私は、この請願第5号に関しまして委員会で審議されました継続審査 に対し、賛成の立場から討論をしたいと思います。

今、国のほうがですね、決めたわけではないと思います。今、調査研究中であることから、 国の動向を見ながら継続に賛成をしていきたいと思います。保護者の不安もね、大分わかりま す。だけども、国がどの方向に子育て支援の観点から幼・保一元、あるいは現在の保育所のあ り方を検討しているさなかだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査する ことに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

〇議長(不老光幸議員) 起立少数です。

よって、請願第5号を継続審査とすることは否決されました。

〈否決 賛成8名、反対10名 午後1時16分〉

○議長(不老光幸議員) ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時16分

~~~~~~ () ~~~~~~

再開 午後1時26分

〇議長(不老光幸議員) 再開します。

請願第5号を継続審査するということは否決されましたので、環境厚生常任委員会において 委員会を開催され、請願第5号について審査されますようお願いします。

ここでお諮りします。

本請願の委員会審査については、本日午後3時までに終了するよう期限をつけることにご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」について討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

4 番渡邊美穂議員。

〇4番(渡邊美穂議員) 請願第6号につきまして、請願に賛成、継続審査に反対の立場で討論いたします。

日本はこれまでアスベスト、薬害エイズ、C型肝炎など諸外国において規制が始まっていたにもかかわらず実証されていないという政府の見解で使用を続け、被害を拡大させたことは、議員の皆様もご存じのとおりです。日本においても2003年には国立環境研究所が子供のがんの発生率が高くなるという研究結果を発表し、2010年にWHOも発がんとの関連についてのデータを認め、国単位や地域単位で規制をかけているという事実から考えると、特に影響を受けやすいとされる子供に対し、国の方針だけをうのみにすることができないという保護者の不安は誠に妥当なものであると言わざるを得ません。新聞においても、現在の電磁波問題は壮大な人体実験だと取り上げています。仮に数カ月この請願を継続したとしても、何か大きくこの問題を取り巻く状況が変化するということは考えられず、継続の意味がありません。したがって、市の施策を一歩でも進めるためにも、この請願は採択すべきものであると考えます。

〇議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

以上です。

- ○2番(藤井雅之議員) 私も同じく継続審査には反対、請願の採択を求める立場で討論させていただきますが、所管委員会で赴いた現地調査のときにも、とりわけ東小学校の付近にある携帯電話の中継基地と3階の教室が直線上でつながっているという事実をこの目で見たときに、やはり何らかの対策が必要ではないかということを感じました。今、渡邊議員の討論でもありましたが、保護者の方の不安に対してこたえるのが行政の責任であると私は考えます。その意味からも、本請願は採択すべきであると考えますので、継続審査に反対の立場を表明いたします。
- ○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。
- ○19番(武藤哲志議員) 私も継続ではなく採択すべきだと。請願の要旨、理由もよくわかりますし、今、2人の議員からも継続しないで採択という内容がありましたが、わかりやすく言い

ますとね、病院に行って、必ず携帯電話のスイッチ切らなきゃいかんでしょ。

(「そんなことない」と呼ぶ者あり)

○19番(武藤哲志議員) いや、やっぱりマナーで、ああいうICUなんか入っているところで携帯電話なんか使うというのは、これはあんた、マナー違反でしょう。病院の部分もあろうけど、そういう一つの電波に対する機器の誤動作なんかもあり得るといういろんな部分もありまして、やはりこういう請願の要旨や趣旨もありますし、継続すべきではないと。やはり請願の趣旨を理解し、そしていろんな問題が起きたときに、行政がみずから手を差し伸べる、それがやはり行政の役割だというふうに考えておりますので、私はこの請願は継続じゃなく採択すべきだという立場で討論を行っておきます。

以上です。

〇議長(不老光幸議員) ほかに。

13番清水章一議員。

〇13番(清水章-議員) 先ほど確認しまして、一応討論に関しましては、継続審査について賛 否の討論ということでございますので、私は継続審査について反対の立場で討論をさせていた だきます。

この請願の趣旨は、やはり住民の方々が非常に不安に今感じておられるということは現実でございます。そういう意味で、今回の請願で述べられている内容は住民の合意に基づく、携帯電話基地局の設置とか小・中学校のそばを回避すること、あるいは既存装置については、小・中学校の子供たちへの携帯基地局による環境の影響を減らすこととなっておりまして、地方自治体として何ができるかについて速やかに住民とともに考えていく、そういうことは大変重要だと考えております。

よって、私は、本会議において一日も速やかに採択をするべきだと思いまして、継続審査については反対の立場で討論させていただきます。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

1番原田久美子議員。

〇1番(原田久美子議員) 今、清水議員と同じく、継続審査に対し反対させていただきます。

私は、環境厚生常任委員であり、この請願につきましては、環境厚生常任委員会に付託され、賛成させていただきました。私も、3人の子供を太宰府市で産み育ててまいりました。親の気持ちは非常にわかります。また、電磁波は危険が多く指摘されており、諸外国や日本でも子供を守る規制が行われていると聞いております。今は白ではなく灰色だが、まだ黒とはいっていませんが、被害があってからでは遅い。これは、とり方によっては障害者差別になると思います。総務省が安全だからと言っているから健康被害など起こるはずがない。決してそういうふうなことは言わず、住民の立場に立っていただきたいと思っております。何もしないでおこうというのは、健康に関する問題を避けていることと同じことだと思います。太宰府市の子供は、未来を背負って立つ子供たちですので、よろしくお願いしたいと、重ねてお願いしたい

と思っております。

それと、地方政治の役割は、総務省の見解で住民を門前払いすることなく、住民の切実な声に耳を傾けるということだと思います。また、この請願に関する署名は、短期間で2,000名を超えたと聞いております。請願の文書をよく読むならば、健康上の環境配慮は非常に重要であり、環境政策の基本原則ということを書いておられます。また、これは当たり前のことだと思っております。問題はないと思われます。学校、公共施設における電波環境については、市として誠実に対応していただき、当然取り組むべき事柄であり、市と一緒に子供たちが安心・安全に育つまちをつくりたいと思う親心だと思います。

最後になりましたが、井上市政は協働のまちづくりを進められています。市と住民が協働して安心・安全の町をつくろうというもののように思えます。

以上、子供の健康に関するものですから、先送りすることはふさわしくなく、子供たちが安全・安心に育つ環境をつくっていくべきと考え、この請願には賛成いたします。

- O議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。
 - 7番橋本健議員。
- **〇7番(橋本 健議員)** 私も、請願第6号の継続審査に対しては反対の立場から討論させていた だきます。

私もかつてですね、長浦台から青葉台に飛び火していきました携帯電話基地局建設の件で住民トラブルとなり、大変苦労した経験がございます。2年がかりで紛糾し、自治会と一緒になって緊急集会も何度も開き、住民投票の結果、地形的に高台で、鉄塔の高さもそんなに必要ないことから青葉台公民館広場に決定いたしました。コミュニティ無線に絡めて建設をされております。一時は業者と結託しての建設ではないかという誤解を受けたりするなどですね、苦い思い出として今も心に残っております。現在、国としての規制がありません。景観条例もできた以上、制限を設け、本市としてのルールづくりをする必要があるのではないかと痛感しております。今回の請願は、建設絶対反対ではなく、保育所や小・中学校周辺の子供たちに配慮した建設の適正化に関する請願でありますので、結審をしていただきたく、継続審査には反対いたしたいと思います。

- 〇議長(不老光幸議員) 5番後藤邦晴議員。
- **〇5番(後藤邦晴議員)** 私は、委員長報告のとおり、審査結果、継続に対して賛成の立場で討論 させていただきます。

請願書の中の文章の中で、かなりすべていいところばっかりありますけど、この中に条例をつくるという文章が1つあります。この条例をつくるということに関しては、やはり皆さん、みんなで慎重審議をしながら、勉強会をしながら、そしてこの文章を変えながら、太宰府市が実態を調査し、現在建っている基地も撤去するようなところも指導しなさいというような文章になっております。今から建てようとする基地だったら太宰府市のほうも指導をしてくださいというような口上でいいと思いますけど、現在建っているやつも撤去というような文章もあら

われております。そういう面から見まして、みんなで慎重審議、勉強会をしながら、条例というものをつくっていくべきじゃないかなと思います。

〇議長(不老光幸議員) ほかに。

9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) 今、請願の文章そのものに対してご発言がありましたけど、これ、私、平成17年から何度も一般質問やってきまして、また私自身も何度となくこの携帯の基地局問題で苦労しました。この文章読みますと、結論からいうと、現状を踏まえた正論です。このまんま質問の原稿にしてもいいような内容だと思います。また、会期内でなぜできなかったか、そこが少し先ほどの委員長報告ではわからなかったんですが、ぜひ散会の後何度でも委員会をやって、研究が必要なら研究、専門家が必要なら専門家を招致して議論を深めて結論を出すべきだった。この次は3月の定例会ですね。もう目の前に統一地方選が来てます。我々の任期もそこまでです。そして、そこでもし継続になったら、これは審議未了、廃案ですね。つまり、なかったのと同じになる。これだけの民意がここにはっきりあらわれてきているんですから、きちんとこの場で結論を出すべきです。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 3番長谷川公成議員。
- ○3番(長谷川公成議員) 請願第6号の継続審査に反対の立場で討論いたします。

私も、3歳と0歳の娘を持つ父親でございます。本市の将来を担う子供たちが安全・安心に 教育が受けられるよう、迅速に対応するのが私たち大人の使命であります。したがって、一刻 も早く、この請願の採決を行っていただきますようお願いいたしまして、この継続審査には反 対いたします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

〇議長(不老光幸議員) 起立少数です。

よって、請願第6号を継続審査とすることは否決されました。

〈否決 賛成6名、反対12名 午後1時40分〉

○議長(不老光幸議員) なお、環境厚生常任委員会においては、委員会を開催され、請願第6号 について審査されますようお願いします。

ここでお諮りします。

本請願の委員会審査については、本日午後3時までに終了するよう期限をつけることについ

てご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時40分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午後3時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」を議題とします。 委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

〇8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第5号の審査における主 な内容と結果をご報告します。

協議に入りまして、保育所に入園する分について直接契約することによって障害者が拒否されると不安がある、また年が明けて法案が提出されるようなので今すぐ採択すべきである、それから政府が待機児童解消を検討しているので意見書を出す必要はないというような意見が出されました。討論においては、幼・保一体化させることで待機児童解消されるとは思わないという討論も行われました。

協議、討論を終え、採決の結果、請願第5号につきましては、賛成多数で採択すべきものと 決定いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(不老光幸議員) 起立多数です。

よって、請願第5号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成10名、反対8名 午後3時02分〉

〇議長(不老光幸議員) 次に、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の 適正化に関する請願」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

〇8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第6号に審査における主な内容と結果をご報告します。

協議では、市内全域に在するすべてのアンテナが対象か、その範囲についての質疑がありま したが、傍聴席に提出議員であります清水章一議員がおられましたので見解を聞きましたら、 市内全域であるということで回答がありました。

次に、意見としまして、結果が出てからでは遅いので早く採択をすべきであるという意見が 出されました。それから、早く採択すべきであるということで意見が幾つか出されました。

次に、討論を行いまして、討論では、安心・安全のための施策を立案することになり賛成である。携帯電話の普及も考えると、もっとよく調べないともろ手を挙げて賛成はできない等の討論がありました。

討論を終わり、採決をいたしました。採決は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番(清水章ー議員) 賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会の方々には大変慎重審議をしていただき、また現地まで調査いただき、ご採択をいた だいたことに感謝申し上げます。

この問題に関しましては、平成17年、平成18年、平成19年と一般質問等で取り上げてまいり

ました。市のほうは、もしこれが採択された場合は、速やかに住民の関係者の方々の要望等が あれば、お話し合いの場をですね、設置していただきたい、あるいはまた、条例等の検討に入 っていただきたいということをお願いして賛成討論にかえさせていただきます。

- 〇議長(不老光幸議員) 8番中林宗樹議員。
- ○8番(中林宗樹議員) 私も、賛成の立場から討論させていただきます。

携帯電話については、今や公共の利益に多大な貢献を認められ、今の社会ではなくてはならないものとなっています。既設の中継局の撤去等は、社会的に影響も大きく、また健康への実害も確認されていませんので、この請願の中にあります既存施設の撤去等の対策についてはする必要はないと思いますので、ここの部分については賛成できません。しかし、人体への影響についてはある程度認められるということで、体がまだ発育途上にある子供たちへの体への影響の不安を考えると、幼稚園、保育園、小・中学校周辺への建設については一定の配慮を行うべきであると思いますので、また基地局の建設については、トラブルが発生しないよう事前説明会を行う等行政指導するなど、行政においてある程度の基準を設けるべきであると思いますので、この請願については賛成いたします。

以上です。

- 〇議長(不老光幸議員) 9番門田直樹議員。
- ○9番(門田直樹議員) 何度も申しましたけども、まず、個人ができることと、そして行政ができることということがいろいろあります。その中で、もうあと10年あるいは20年先というと、恐らくこの議場におる、私を含めているかどうかわからないわけです。しかし、その時点でもし何かあっても、やはりさかのぼって責任、いわゆる不作為の責任というものは問われると思います。まず、この請願をきちっと採択して、そしてそれを一歩として次の段階に進んでいくことが大事だということで、この請願に賛成です。
- O議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。 18番福廣和美議員。
- O18番(福廣和美議員) 私も、今請願について賛成の立場で討論します。

私も、現実、今でも新設の動きはいろんなところで起きております。ある一定のルールづくりがぜひ必要であろうというふうに思いますので、本案に賛成の立場で討論とします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、請願第6号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成15名、反対3名 午後3時09分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第22、請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

〇13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託された請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

紹介議員となっている委員からは、本年9月議会において少人数学級の実現を国に求める意見書を全会一致で可決した。本請願の趣旨については、可決した意見書と何ら変わるところはなく、請願者は2,600名を超える署名を集めておられ、それだけ多くの方が少人数学級の実現を求めている。そういった多くの市民の声を考慮いただき、ぜひ請願を採択していただきたいとの補足説明がありました。

委員からは、教員及びクラス増に伴う市の負担などについて質疑があり、紹介議員である委員からは、来年度就学される人数も不明な段階では明確な数字を申し上げることはできない。 例えば、空き教室がある学校や教員の加配がある学校から実施していくなど、できるところから取りかかっていただきたいというのが請願の内容である、など回答がありました。

また、来年度から8年かけて35人以下学級を実現する方針を国が示していることから、国の動向を見るべきであるとして継続審査を求める動議が提出されたため、本請願を継続審査とする動議を議題として採決を行いました。

その結果、賛成少数により、継続審査とする動議は否決をされました。

請願に対しての質疑を終え、討論では、教師は多忙をきわめており、現状の児童・生徒数では負担になっていることは明らかであるとする賛成討論、教師がもっと勉強すべきであるとする反対討論、予算面が心配ではあるが、市の将来を担う子供を育てるためであれば賛成であるとする賛成討論、今日まで一貫して議会でお願いをしてきており、市長、教育長も前向きな答弁をしている。子供たちを大切にするためには、少人数学級が必要であるとする賛成討論。将来を担う子供たちには快適な学校生活を送ってほしい、また市の子育て支援が進み、この市に住んでよかったと言えるような施策のまさに第一歩であるとする賛成討論。以上、5件の討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第7号は委員多数の賛成をもって採択すべきものと決定しま した。

なお、本請願につきましては、執行部へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求するこ

とを委員会において決定しております。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

18番福庸和美議員。

○18番(福廣和美議員) 本案について賛成の立場で討論します。

要旨が、太宰府市の小・中学校をできるところから35人学級にしてくださいという要旨になっております。ただいま委員長報告にもありましたように、できるところからしてほしいという請願の要旨というふうにとらえまして、私は賛成の立場をとります。

以上。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、請願第7号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対1名 午後3時13分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願

〇議長(不老光幸議員) 日程第23、請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する 請願」を議題とします。

本案は総合計画特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総合計画特別委員会委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

〇13番(清水章一議員) 総合計画特別委員会に審査付託された請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願」の審査結果について報告をいたします。

審査に当たり委員から、総合計画審議会会長を参考人として招致してはどうかという意見が 出されましたが、協議の結果、これは行わないものといたしました。

その他、さしたる意見はなく、討論では、反対の立場、賛成の立場でそれぞれ1名の委員が 発言をされました。

討論を終え、採決の結果、請願第8号は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。 以上で報告を終わります。

〇議長(**不老光幸議**員) 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 本日、日程第1の議案第67号「第五次太宰府市総合計画(基本構想) について」討論をしまして、それとのかかわりがあります。この請願の要旨と理由もありまして、本当に5年、10年の部分について総合計画、この部分がもう少し時間をかけて審議をする必要があるということで、この請願の趣旨に賛成をいたしておりまして、私はこの請願が可決されるべきだという立場で賛成の討論といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番(門田直樹議員) この請願、私、紹介議員になっておりますが、全員で構成する特別委員会で不採択となったことを残念と考えておりますが、本会議で最後に議決ということになりますけれども、何度も申しますが、この趣旨といいますのは慎重審議をお願いするということであります。2日間の特別委員会で十分だったかどうかは意見のあるところですが、賛成、反対ともにいろんな意見が出たと思います。その慎重審議をしたということでもありますので、これはやはり採択をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第8号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決します。

請願第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

〇議長(不老光幸議員) 起立少数です。

よって、請願第8号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成5名、反対13名 午後3時17分〉

○議長(不老光幸議員) ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時17分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午後3時18分

〇議長(不老光幸議員) 再開します。

お諮りします。

ただいま安部陽議員外賛成者から意見書第9号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、意見書第9号を追加日程第1として議題とすることに 決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

#### 追加日程第1 意見書第9号 保育制度改革に関する意見書

〇議長(不老光幸議員) 追加日程第1、意見書第9号「保育制度改革に関する意見書」を議題と します。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

〇14番(安部 陽議員) 意見書第9号「保育制度改革に関する意見書」につきましては、提出者、私、安部陽、賛成者は安部啓治議員、不老光幸議員、藤井雅之議員、原田久美子議員、中林宗樹議員で提出いたします。

提案理由の説明につきましては、意見書朗読をもってかえさせていただきます。

保育制度改革に関する意見書。

現在、政府において検討されている新たな保育制度「子ども・子育で新システム」は、すべての子供の切れ目のないサービスを保障するとしながら、市場原理による保育サービス産業化や直接契約・直接補助方式の導入など、介護保険制度をモデルにした保育制度改革に加えて、幼・保一体化や最低基準の地方条例化まで、十分な論議もないまま強引に進めようとしています。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきました。しかし、現在検討されている国の制度改革の方向は、国の責任を市町村にゆだねるだけでなく、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域格差が広がるだ

けでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねません。あわせて、それぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所の制度を一体化することに対して、拙速な結論を出すことは社会に大きな混乱を引き起こすものです。

子供の貧困や子育て困難が広がり、緊急な少子化の進行にもかかわらず、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地で保育の場の確保は困難になってきています。今、必要なことは、国と地方自治体の責任で保育、子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子供に質の高い保育を保障するための保育制度の拡充です。

よって、国及び国会におかれては、子供の権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望します。

- 1、すべての子供の豊かな成長、発達のために、憲法第25条、児童福祉法第2条の理念に基づき、保育、子育て支援並びに子供のための施策を拡充してください。
- 2、国際的にも低水準の保育所(届出保育所を含む)、幼稚園、子育て支援関連予算を大幅 に増やしてください。保育の無償化など、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ってくださ い。
- 3、保育における国と自治体の公的責任、最低基準、財源保障は、すべての子供の成長、発達を保障する制度の基本です。これらの堅持、拡充を図ってください。
- ①国の責任で待機児童解消のための保育所整備計画を立て、必要な予算措置をしてください。
  - ②児童福祉施設最低基準を引き上げ、保育条件を改善してください。
- ③保育所(届出保育所を含む)、幼稚園、学童保育などの職員の処遇を専門職にふさわしく 改善してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先としましては、意見書に記載していますとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

〇議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対3名 午後3時26分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第24 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第25 閉会中の継続審査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第25、「閉会中の継続審査申し出について」を議題とします。 別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出があっております。 別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

**○議長(不老光幸議員)** 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。 お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成22年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(不老光幸議員)** 異議なしと認めます。

よって、平成22年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時27分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため ここに署名します。

## 平成23年2月21日

太宰府市議会議長 不 老 光 幸

会議録署名議員 佐伯 修

会議録署名議員 村山弘行